

博士学位申請論文

青島日本人居留民社会の形成と展開

1914～1945 年

—帝国主義下の社会変容と対外関係の分析を中心に—

早稲田大学大学院教育学研究科

博士後期課程 教科教育学専攻

郭 瑋

目 次

序 章

一. 本論文の問題意識	1
1. 山東における日本権益と日本人居留民社会	1
2. 青島居留民研究の現段階と研究の意義	3
二. 居留民研究における2つの論点	5
1. 帝国主義下の日本人居留民	5
2. 社会変容	8
3. 2つの論点と本論文の課題	11
三. 分析対象と本論文の構成	13
1. 分析対象・時期区分	13
2. 本論文の構成と史料	13

第一章. 青島における日本人居留民社会の形成

はじめに	19
一. 20世紀初頭における日本人の山東進出	19
1. 日清・日露戦争と威海衛・煙台	19
2. ドイツ統治下の膠州湾租借地	20
3. 日本の対独宣戦と青島占領	21
二. 日本占領下の青島における日本人の進出	23
1. 日本の軍政統治	23
2. 日本人の青島移住	26
3. 在青島日本機関・団体	30
4. 日本人街の形成	36
三. 青島日本人居留民社会の構造	40
1. 日本人貿易商人の進出要因	40
2. 日本人居留民の職業	42
おわりに	46

第二章. 山東問題と青島日本人居留民社会の自立

はじめに	51
一. 山東における日本権益	51
1. 山東還付問題	51
2. 青島永久領有の構想	54
3. 民政下の青島発展と阿片	55

二. 第一次世界大戦終結と山東問題の浮上-----	60
1. 山東問題をめぐる交渉-----	60
2. 居留地設置問題と居留民請願運動-----	62
三. 山東還付と青島日本人社会の自立-----	64
1. 居留民向けの権益保全策-----	64
2. 日本機関・団体の新設-----	65
3. 日本人経済の優位-----	68
おわりに-----	70

第三章. 低利資金問題から見る青島日本人居留民社会の社会構造

はじめに-----	74
一. 青島居留民団と低利資金-----	74
1. 低利資金貸付の経緯-----	74
2. 低利資金運用と青島居留民団行政-----	75
二. 低利資金による内紛問題の展開-----	78
1. 内紛問題の幕開け-----	78
2. 派閥闘争の激化-----	83
3. 居留民団制度改正-----	87
三. 青島日本居留民社会の社会構造-----	90
1. 東部派の正体-----	90
2. 東部派 VS 西部派-----	94
おわりに-----	95

第四章. 山東出兵と日本人居留民の動向

はじめに-----	99
一. 北伐戦争と日本人居留民社会の動向-----	99
1. 南京・漢口事件の勃発-----	99
2. 山東居留民の動揺-----	103
二. 山東出兵と居留民-----	104
1. 第一次山東出兵-----	104
2. 第二次山東出兵-----	106
3. 青島居留民の中国認識-----	111
三. 山東出兵の影響-----	113
1. 居留民の復帰運動-----	113
2. 中国の対日経済絶交運動-----	114
3. 「現地保護」の実態-----	116

おわりに-----	118
-----------	-----

第五章. 満州事変期における青島日本人居留民社会の対外関係

はじめに-----	125
一. 国権回収運動と居留民の対応-----	125
1. 青島居留民の中国認識-----	125
2. 青島における日中対立-----	130
3. 青島国粹会事件-----	131
二. 満州事変下の青島暴動-----	133
1. 青島における居留民と総領事館の亀裂-----	133
2. 不敬記事による暴動事件-----	136
三. 満州事変期・華北分離工作期における青島居留民社会-----	139
1. 居留民騒動と軍の扇動-----	139
2. 青島在華紡の国策への関与-----	141
おわりに-----	142

第六章. 日中戦争と青島日本人居留民社会の終焉

はじめに-----	147
一. 日中戦争勃発と第二次青島占領-----	147
1. 青島居留民の一時引揚げ-----	147
2. 第二次日本占領期における青島の統治体制-----	149
二. 戦時青島の統治方針と日本人経済の変容-----	151
1. 青島居留民の請願と日本政府の復興支援-----	151
2. 青島の経済的地位の見直し-----	152
3. 国策会社の導入と民間企業の新設-----	153
4. 青島日本人社会の構造的転換-----	155
三. 青島日本人社会の膨張と社会問題-----	158
1. 日本人の渡来と「中国渡航制限」-----	158
2. 新旧居留民の格差-----	160
3. 居留民社会における「拝金主義」・「享楽主義」-----	161
四. 戦時下の居留民生活-----	162
1. 日本人統合-----	162
2. 物価の高騰と配給制-----	163
3. 奉仕・献納活動-----	165
五. 敗戦と引揚げ-----	166
1. 日本企業および資産の没収-----	166

2. 青島における日本人の送還	168
3. 日本人の留用	171
おわりに	172

終章

一. 帝国主義下の青島日本人居留民	178
1. 青島日本人居留民による権益擁護運動	178
2. 青島日本人居留民の要求とその昂進	180
3. 青島日本人居留民の「帝国意識」とその特徴	181
二. 青島日本人居留民社会の変容	183
1. 各時期における社会の基本性格	183
2. 社会構造の変化	185
三. 社会構造と対外関係	187
四. 今後の課題と展望	189

付録

第一次日本占領期の青島市街地略図	191
山東鉄道沿線略図	192
青島日本人居留民社会関連年表	193
中国本部・山東省・青島の日本籍人口推移表	198
青島守備軍司令官一覧表	199
青島市長一覧表	200
在青島日本総領事一覧表	201

参考文献	202
------	-----

序 章

一. 本論文の問題意識

1. 山東における日本権益と日本人居留民社会

第一次世界大戦の勃発は、日本が中国におけるドイツの帝国主義権益を奪う好機となった。元老井上馨は「日本国運ノ発展ニ対スル大正新時代ノ天佑」¹と言ったという。1914年、日本は日英同盟を口実に、第一次世界大戦に参戦し、中国山東省におけるドイツの膠州湾租借地を攻撃した。日本軍は、ドイツ支配地域を超えて、山東鉄道沿線に沿って進出し、済南に至るまでの地域を占領した。戦後も占領地を中国に還付せず、軍政を敷いた。1915年、第二次大隈重信内閣は中国の袁世凱政府に対し二十一カ条の要求を突きつけ、山東省のドイツ権益を日本が引き継ぐこと、南満州の権益の租借期限を99年間延長することなどの要求を呑ませた。こうして、青島での占領・統治を通じて、山東鉄道利権や在華紡績工場群、青島ビール工場、青島煙草工場、青島水産会社、落花生搾油工場、山東鉄道沿線の鉱山など日本人が投資した企業や工場等が中核となり、その周辺に位置した日本人居留民団が所有する学校、墓地、家屋などを含んだ日本の山東権益が形成され、山東・青島は満州に次ぐ日本帝国主義の重要な拠点となっていった。

しかし、大戦終結後、世界情勢は大きく変動し、日本が山東権益を中国に還付せざるを得ないこととなった。1919年のパリ講和会議では、中国代表は二十一カ条の要求の無効化を訴えたが、その要求は取り上げられず、ヴェルサイユ条約でも日本の山東権益継承が認められた。それに反発した中国では五・四運動が起こり、中国代表はヴェルサイユ条約への調印を拒否した。一方、日本の中国大陸および太平洋地域への進出を大きな脅威と見ていたアメリカは、日本を抑える方針へと外交政策を転換させた。1921、22年のワシントン会議の結果、中国の主権尊重・領土保全と門戸開放・機会均等を確認する九カ国条約が締結され、同時に日本と中国間で「山東懸案解決に関する条約」（以下、山東条約）が締結されることとなり、山東還付が行われた。これによって、日本の山東権益の中核である山東鉄道は中国に還付されたのである。

旧ドイツ権益を返還したものの、そのことは日本の山東権益の消滅を意味しなかった。と

いうのも、1910年代末から運営が続けられていた山東塩田経営や、在華紡工場、ドイツから継承したビール工場などは、以後も日本の資本の下で経営され利益を出し続けたのであり、坊子炭坑をはじめとした炭田利権も日本側に残り、重要な利権として経営が続けられたのである。これらの経済利権は、山東還付後にも引き続き日本の山東権益を構成していた。そのため、1927年に中国国民革命軍が北上し山東半島に迫ると、田中義一内閣は山東の日本人居留民の生命と財産の保護を名目に山東出兵を行い、中国軍との武力衝突を引き起こした。山東権益は、少なくとも中国革命への干渉のための出兵の名目となり得るまでに大きなものとなっていた。

このように、山東権益をめぐる、日独戦争、二十一カ条の要求、五・四運動、山東出兵などの一連の事件が起こり、山東・青島は1910、20年代の日中の政治・外交の矛盾の震源地ともなっていたが、山東出兵後、日本政府の関心は満州権益に移ったため、山東・青島は歴史の表舞台には姿を見せなくなっていた。とはいえ、山東・青島における日本権益は実質的には継続されており、引き続き日本帝国主義と中国人民との矛盾の焦点ともなっていた。さらに、1930年代に入ると、青島は日本帝国主義の中国侵略、とりわけ日本の華北侵出の策源地の1つとなっていた。

このように、山東・青島における日本権益を維持し、青島を日本帝国主義の大陸進出の足場へと変容させていった要因は、いうまでもなく、山東鉄道利権や在華紡、山東省産の農産加工品に深い利害関係を有していた日本の財界や政府、または日本軍の思惑によるところが大きかったが、本論文で述べるように、現地に居留していた日本人の営業・生活要求とその社会運動もその要因としては無視できない。第一次世界大戦勃発から第二次世界大戦終結までの約30年間、数万人の日本人が引き続き青島に在留し、各種の商工業に従事していた。在華紡や青島ビール、山東塩田などに象徴されるように、青島は上海、満州に次ぐ、対中国投資の重要な集中地であった。山東還付後、日本人居留民は日本政府・日本軍から山東権益を引き継ぎ、経済活動・社会活動を通じて権益擁護に深く関与していた。

このような青島日本人居留民社会の中で、上記の在華紡、ビール工場、塩田経営、さらには不動産業などに関わっていた日本人居留民は、現地の日本権益の担い手として対外的に強硬な態度を示しており、中国側と過剰に対抗していた。このような傾向は、山東還付以降に青島居留民団・青島日本商工会議所が発行した十数冊の宣伝物に載っている過激な発言から読みとれるだけでなく、具体的な事例を通しても見えてくる。例えば、満州事変直後の

1932年1月、『民国日報』不敬記事事件²が原因となり、中国在留日本人によって各地で抗議運動が展開されたが、青島においては抗議運動だけに留まらず日本人居留民が暴徒化した。彼らによって青島民国日報社および青島国民党支部の建築物が破壊され焼失し、最終的には日本陸戦隊が上陸するまでの事態に発展した。このような青島日本人居留民社会の対外的強硬さを示す事例は、山東出兵、山東問題に遡ることができる。

以上のように、青島日本人居留民社会の対外関係（本論文では主に居留民社会と中国政府および中国人民衆との関係を指す。他にも、日本総領事館との関係も含んでいる）がますます先鋭化・強硬化していった原因については、従来日本人経済の不振および租界が設置されていなかったことによるものだとしばしば推測されてきたが、これらの要因がどのように居留民社会の対外関係に影響を与えたのか、そのメカニズムについては未だ解明されていない。したがって本論文では、経済的な要因を含め、その原因を青島日本人居留民社会の内部に求め分析を進める。

では、青島日本人居留民社会は一体どのような居留民社会で、同時代の上海、天津の日本人居留民社会と比べてどのような特異性があったのだろうか。また、その中のどのような要素が、青島日本人居留民社会の対外関係の強硬さを左右したのだろうか。これらの疑問を解決するには、「青島居留民の山東権益に関する要求」および「青島日本人居留民社会の性格」という2点について先に明らかにしなくてはならない。

2. 青島居留民研究の現段階と研究の意義

以下は、上記の2つの課題に応じて先行研究を取り上げ、青島居留民研究の現段階を確認する。

はじめて青島日本人居留民を取り上げたのは、柳沢遊の諸研究である。柳沢は、1910年代に「満蒙経営悲観論」を背景にして日本人が大連から青島に移動したこと指摘し、青島居留民に関する考察を自身の大連史研究の延長線上にある課題と位置づけ、1910、20年代に青島に進出した日本人商工業者に焦点をあわせ、その進出パターンや具体的な事業内容などを明らかにした。柳沢論文（1985）で論述したように、落花生、落花生油、鶏卵、生牛、生肉、小麦、獣骨など山東省土産品の輸出業、加工業に日本人が参入したことを明らかにした³。柳沢論文（1986）によれば、1910年代における日本人商人の青島進出は、個々の商人

を取り巻いている経済的条件と社会的条件の固有な関連のあり方により促迫されていた。そうした中で、経済的進出条件としては、「外地」諸都市における営業不振からの打開を求める「零落商人」型進出と、「外地」・国内における営業の一層の展開を目指す「支店開設」型進出という 2 類型が存在していたことを指摘した。一方、青島進出を動機づけた社会的諸条件としては、各種従軍経験、血縁関係者の先行、青島情報の普及、在華実業家養成機関の存在などが重要であったことを明らかにした⁴。加えて、1920 年代前半期の青島居留民経済は、戦後恐慌による打撃と山東還付の影響を受けて、全体として不況基調のうちに推移していたという実態も明らかにした⁵。

柳沢研究に続き、2006 年には東洋文庫の研究者を中心に、1914 年の日本の青島占領から 1922 年の山東還付まで、青島守備軍による鉄道、鉱業、工業、金融、商業などの開発に関する論文集が出された⁶。この研究は、従来経済史を重視する傾向が強かった青島研究の視野を一気に広げた。例えば、浅田進史論文はドイツの植民地政策について、内山雅生論文は山東人の東北移民について、松重充浩論文は大連の「山東幫」（山東同郷会）中国人商人についてそれぞれ論じ、多様な方向性を示した。東洋文庫研究グループの論文のうち、本論文との関係で特に重要な位置を占めているのが本庄比佐子論文と久保亨論文である。本庄論文では、青島開放当初の日本人の流入および守備軍の対応が論じられ、青島居留民社会の形成期における政策面に関して先駆的な考察が行われた⁷。久保論文は山東権益を、ドイツ、日本、中国の 3 期にわたって、変化を含めて解明した。特に日本の山東権益の内容について山東鉄道と綿工業地帯の建設を中心に論じ、綿業のほか、製粉業、製塩業、燐寸製造業などの工場が日本占領期に設立されたことの画期性を指摘した⁸。東洋文庫研究グループによる研究は、青島研究の将来性を示してくれていると言える。また同研究グループからは、青島守備軍に関連する資料を整理・出版しており、そこから居留民社会の形成を考察する重要な手がかりを提供してくれている⁹。

近年では、池田健雄の博士論文および単荷君の論文が新たな研究方向を示している。池田論文は日中戦争期を通じて、華北六都市（太原、石家荘、北京、天津、済南、青島）の日本居留民社会を横断的に比較し、華北日本人居留民社会の変容過程および権力構造を明らかにした¹⁰。単論文は青島日本居留民社会の考察時期をドイツ統治期まで遡り、同時期の日本居留民社会の構造および一部の居留民が日本軍の情報収集活動に加担していたことを明らかにした¹¹。

これらの青島居留民社会に焦点を当てた研究は、青島居留民社会そのものの存在および一部の性格を提示してくれているが、全体像の解明にはまだ程遠く、そして既に数多くの研究成果の蓄積がある上海・天津の居留民研究に比べると研究の進展が遅れていると言わざるを得ない。

一方、日本の山東権益については、2000年以降浅田進史、欒玉璽、ヴォルフガング・パウワー (Wolfgang Bauer) らによって、青島における植民政策および国際貿易についての経済史的な研究が展開された¹²。これらの研究は経済史の視点から日本の山東権益の内実を明らかにしたが、居留民と権益の関係についての指摘は少なく、現在も研究課題となっているといえよう。

一方で、青島研究といえば、中国側の研究成果も看過できない。中国の学者による青島研究は、山東地方史の一部として進展しており豊富な研究成果を挙げている¹³。中国側の研究では、山東省全般の視点が提示されており、日本では入手できない資料、データを提供してくれているという面でも、日本の青島研究にとって重要な補足・参考になっている。しかしながら、日本人居留民に焦点を当てて論じているものは少ない。

したがって、青島居留民研究は十分に展開されているとは言えず、研究の余地が残されていると言える。特に1922年山東還付以降の青島居留民社会を取り上げている研究は少ないため、青島居留民社会の全貌は依然として不明確のままである。そのため、青島居留民社会の形成から終焉にわたるその展開を明らかにすることは、優先すべき課題であると言える。

二. 居留民研究における2つの論点

1. 帝国主義下の日本人居留民

植民地研究の歴史を顧みると、1960年代後半に出発した植民地研究は、70、80年代にかけて隆盛した。朝鮮・満州研究をはじめとして、日本帝国主義史の立場から、資本輸出、金融、居留民、鉄道、経済「開発」、民族運動、植民地政策など多分野での実証研究が展開された。その後、1991年のソ連崩壊は戦後日本の社会科学に大きな影響を及ぼし、マルクス主義的方法、特に「発展段階論」的歴史把握への懐疑が広まった。植民地研究を強く規定していた資本主義発達史・帝国主義史の方法についても、相対化が顕著に進んだ。研究者の方

法的立場を「帝国主義と植民地」という伝統的歴史認識から、世界システム論、帝国論、国民国家論、文化帝国主義論、社会史、ジェンダー論などの多様な枠組みへと拡散させた。さらに、1990年代には、ポスト・コロニアル論、政策史、社会史の研究動向に刺激を受けた植民地研究は、従来の経済史・政治史重視の傾向から抜け出し、これまで手薄だった教育、社会福祉、医療・衛生などの政策史的研究が始まっている。マスメディア、家族、ジェンダー、居留民などにも目が向けられ、日本人各層のアジア認識や植民地経験、植民地下の社会変容を問い直す研究が活発になっていった¹⁴。

1990年代に入ると、居留民研究は植民地研究の重要な一環として、植民地研究、特に朝鮮・満州研究における実証研究の成果を吸収しつつ、独自の視点で展開を見せた。その代表的な研究成果としては、木村健二の在朝日本人研究と柳沢遊の大連日本人商工業者研究が挙げられる。木村は、釜山開港から併合にいたるまでの朝鮮植民地化の過程において、多数の在朝日本人が占めた位置と果たした役割を、政治的・経済的・社会的側面から明らかにした¹⁵。柳沢は、日露戦争後に中国の都市に移住した日本人商人が、なぜ経営面で行き詰り、関東軍の満州軍事侵略を支持する社会的基盤になっていったのかを明らかにすることを課題とし、大連の日本人財界の推移と経済団体の動向や戦時下から引揚げにいたるまでの日本人商工業者の歩みを明らかにした¹⁶。この段階での木村・柳沢両氏による居留民研究は、主に政治史・経済史を視点として近代日本人の朝鮮・中国進出の過程を検討し、日本帝国主義の構造を明らかにしたものであるが、両氏は社会の形成と変容に論点を置いており、居留民社会の生活面・精神面に触れた指摘が多く見られた。

さらに、木村・柳沢両氏の研究は、中国における居留民団・居留民社会の諸側面を概観した。木村は、日清戦争後から第一次世界大戦までに朝鮮、中国で設立された居留民団に着目し、各居留地への日本人の進出、人口・職業構成、居留民団法の制定と施行、居留民団の構成と財政、そして土木、教育、衛生、軍事・治安などの諸活動をまとめた¹⁷。また木村は、戦前の日本居留民を「侵略・支配の尖兵、外側から日本国内へのさらなる侵略キャンペーンの担い手、国内矛盾の隠蔽の推進者」¹⁸であったと歴史的に評価している。

一方、柳沢は、日露戦争後から1920年代前半における日本人居留民社会のうち、特に上海、青島、大連の商工民に着目して、第一次世界大戦後に見られた居留民社会の経済不振を居留民の経済的諸階層に留意しながら論じた¹⁹。柳沢は、大連と青島の日本居留民社会を結びつけて観察することによって、「侵略戦争によるアジア地域の占領→日本人の占領地への

蝟集→一攫千金的・投機的營業活動の展開→バブル経済の破綻と長期不況、『排日』運動→侵略による新たな占領地の確保、という悪循環の回路を繰り返しながら『帝国権益』の拡大にのめり込んでいったのが、一九四五年以前の植民地圏在留日本人と帝国軍隊の姿であったといえよう²⁰と結論付けている。また「帝国意識」についての分析の中では、「戦争(占領地の拡大)が自らの経済的苦境を解決してくれるというイデオロギーに最も深くとらわれていたのが、アジア諸都市に在留していた日本人居留民であった」と、日本人居留民の性格を指摘している²¹。

以上の先行研究において描き出されてきた日本人居留民についての一般的な姿は、一攫千金を夢見て、徒手空拳で困難に立ち向かい、帝国主義的侵略の先兵となったというように集約することができる。

このような日本人居留民に対する歴史的評価は普遍的に受け入れられており、さらに地域別の実証研究が推進されている。上海・天津研究では、日本帝国主義史の立場から居留民社会を論じた研究が見受けられる。高綱博文は、上海事変において上海日本人居留民が日本帝国主義の中国侵略を主導しただけでなく、直接的に多数の中国人民衆を殺害するなどの暴虐行為を働いたことを明白にした²²。小林元裕は、戦前華北の阿片・麻薬取引の中心都市だった天津に着目し、戦前期中国における日本人居留民の阿片・麻薬への関与を明らかにしつつ、阿片・麻薬の密造、密輸、密売を行う在中国日本人居留民の姿は、近代日本の二面的帝国主義の矛盾が生み出した存在である、と指摘した²³。これらの研究によって、日本人居留民の帝国主義への関わりはより明白となり、帝国主義的居留民像はより鮮明なものとなった。

また、帝国主義史研究の延長線にある「帝国意識」に関する考察も、居留民研究において徐々に重視されてきている新しい課題である。柳沢論文「帝国主義と在外居留民：『帝国意識』とその社会的基盤」では、帝国意識というかつて木畑洋一がイギリス帝国主義研究において使った言葉を日本の植民地研究に導入し、大連および青島の事例を使ってその説明を試みた²⁴。同様の動きは、上述した高綱博文の上海居留民研究においても見られるが、この概念は未だ幅広く日本植民地研究に取り入れられていないようである²⁵。本論文では、帝国意識にも着目し、青島居留民社会を捉えることを目指す。

以上の研究の他に、青島居留民に関わる史料の中からも、日本人居留民が日本帝国主義に加担した具体的な局面を確認することができる。1919年、山東問題をめぐる日中交渉開始

に際して、青島現地では日本専管居留地の設置に関する請願運動が山東省在住の日本人によって引き起こされた。日本人居留民が山東・青島における日本権益を維持するために開始したこの請願運動は、同時期の五・四運動に反映されていた中国人民の念願に反し、日本帝国主義の領土的野心、とりわけ軍部の要求と同調し、それに加担するものとなっていった。その後、1927年になると中国では北伐戦争が勃発し、満州権益を憂慮した日本政府は「居留民保護」を名目にして3回の山東出兵を実施して中国革命に対し武装干渉した。出兵にあたって、青島・済南の日本人居留民が日本軍への協力・慰問・宣伝活動につとめる姿が見られた。青島ではさらに、満州事変の前後に2回の日中衝突事件があった。このように、青島日本人居留民と日本帝国主義の関係が表面化していった経緯としては、1922年前後の山東還付問題、1927～28年の山東出兵、1931年の満州事変の3つの局面を挙げる事が出来る。

以上の先行研究を踏まえ、これまでの帝国主義の論点を生かしながら、具体的な局面における青島居留民の権益擁護のための動向を分析することで、青島居留民と山東権益の関係、さらには青島居留民が帝国主義に加担していった仕組みを解明する手掛かりを得られないだろうか。本論文は、上述した山東問題、山東出兵、満州事変における青島居留民の言動を追い、青島日本人居留民社会と一部の山東権益の関係を明らかにすることを試みる。

2. 社会変容

しかし一方で、帝国主義という1つの論点だけでは、日本人居留民社会の理解を十分に深めることができないのではないだろうか。他の論点についていえば、後に紹介するように、居留民研究では、帝国主義の論点のみに還元されない、居留民社会にかかわる様々なテーマが取り上げられているが、中でも青島における居留民研究では社会にかかわる考察が十分に展開されているとは言い難い。居留民社会の変化をより鮮明に理解するためには、帝国主義の論点から日本人居留民社会の権益擁護の動向や帝国主義に加担していった仕組みを捉えることだけでなく、社会にかかわる論点から各時期における居留民社会の状況を把握することも重要だと考えられる。ここでは、社会にかかわる様々なテーマをとりあげて「社会変容の論点」と呼び、帝国主義の論点に加えてこの論点を取り上げることを本研究の重要な課題として設定する。

以下は、上海・天津の居留民研究の動向を例にして、近年の居留民研究における社会にかかわる論点の展開およびそれに含まれる具体的な課題を整理する上で、本論文の社会変容の論点を述べていきたい。

1990年代後半から、居留民研究では研究対象の細分化が進み、地域別の展開が主流となってきた。こうした中で、中国本土の諸都市が居留民研究の主要な対象地域になってきたことに伴い、上海・天津居留民研究が盛んになってきている。高綱博文、陳祖恩、山村睦夫らの上海居留民研究は、社会構造、生活空間、文化交流などの課題を検討したものであり²⁶、桂川光正、幸野保典、小林元裕らの天津居留民研究は、商業活動、売春、阿片・麻薬などの側面からアプローチしたものであった²⁷。近年特に注目すべきなのは、山村睦夫『上海日本人居留民社会の形成と展開：日本資本の進出と経済団体』という研究である²⁸。山村研究は、明治期から敗戦後にかけて、上海の日本人経済団体（日本人実業協会、日本商業会議所、日本商工会議所）を手掛かりにしつつ、重層的な構造を持った上海日本人社会の形成と崩壊、そして小さな国際社会であった上海における他民族との関係を描き通し、上海居留民研究を新たなステージへと導いた。

このように、対象地域が拡大されてきたことに加え、実証研究が蓄積されてきたことに伴い、近年の居留民研究においては新たな研究動向が現れてきた。

それは、従来の帝国主義視点下の居留民像への懐疑である。木村・柳沢両氏による居留民像に対しては、朝鮮・台湾などの植民地、「満州国」、中国各地の占領地といった大日本帝国の勢力範囲全体を視野に入れるならば、ある程度の正鵠を得ていると言えるが、何時でも何処でも、通時的・普遍的に、こうした指摘が当て嵌まるとは限らない、という指摘もあった²⁹。加えて、両氏の研究範囲を見てみても、居留民団および居留民社会の総体的な研究は、時期的にその創設期から1920年代前半までであり、それ以降を扱った研究はまだない。

この課題を克服するため、近年の居留民研究では日本人居留民社会そのものを中心に置き、その全体像の解明を目指し、各地域の特性に沿って、日本人居留民社会の各側面を検討する手法が取られている。このように社会の形成と変容についての分析をベースにしてその上に政策・経済・文化などの論点を加え、複数の視角から日本人居留民社会を考察する手法は、居留民研究に新たな研究様式を提示している。以上のことを踏まえ、本論文では、「帝国主義＋社会変容」の論点を青島居留民研究において付け加えることで、より豊富な青島日本人居留民像を提示したい。

社会変容の論点では、日本人居留民社会の人口・職業、街づくり、中国人住民との関係など、社会のあり方を明らかにするという多様な課題があるが、中でも最も重視されているのは階層を中心にした社会構造の問題である。社会構造とは、居留民社会がどのような階層で構成されていたのか、そして各階層にどのような人間とりわけどの職業の人々が所属していたのか、を指す。社会構造には人口比率も絡んでいるが、必ずしも各階層に属する人口の割合だけが関係していたことではなく、大事なのはどの階層が居留民社会に最も影響力があったのかということであり、言い換えればどの階層が居留民社会をリードしていたか、ということが追究すべき核心である。また、各階層の対外意識や階層間の関係なども重要な要素であると言える。

上海租界史研究をリードしてきた高綱博文は、居住地分布および職業構成から上海日本人居留民社会の社会構造を分析した結果、3%ほどの「会社派」エリート層、40%ほどの「会社派」中間層、その他の「土着派」一般民衆層、という「三層構造」が存在していたことを指摘した³⁰。今日では、このような「会社派」vs「土着派」という二項対立的な租界居留民像についての分析視角が一般化・常識化していると言える³¹。

しかし、これに対して、天津租界史研究者の松村光庸は「元々、こうした言葉の使用は、歴史学の分析的な階層概念から始まったというより、実際に上海共同租界に生きた人々の生活感覚から導き出された言説界で通用する用語という側面を持っていた。また、多分に社会学的な要素を含んでいて、却って租界居留民像を曖昧化する問題点を孕んでいる」と二項対立的な租界居留民像の普遍性に懸念を示しており、「租界史研究の更なる前進のためには、他の租界の居留民の構造分析をも勘案した一層の厳密な定義が必要だ」と主張している。

松村は、論文「1930年代における天津日本租界居留民社会の構造的特質」において、1930年代前半の天津日本租界居留民社会の実証的分析を通して、「会社派」でもなく、一般民衆層とも言えない「租界エリート層」の存在を明らかにした。さらに、天津日本租界社会の構造分析を踏まえて、「会社派」エリート層、「会社派」社員層、「土着派」租界エリート層、「土着派」一般民衆層、下層民、の五層から租界居留民像を説明できるのではないかと、という仮説を提示している³²。

このような居留民社会の構造をめぐる検討を通じて、各地域の日本人居留民社会がそれぞれの社会構造を持っていたこと、並びにその社会構造が居留民社会の性格を左右する非常に重要な社会的要素となっていたことが分かった。この点を踏まえれば、青島居留民社会

はどのような社会構造を持っていたのか、ということの分析が必要になってくる。

青島居留民研究ではすでに、居留民社会の社会構造について、柳沢遊によって先駆的な考察が行われている。柳沢は、1920年代における低利資金をめぐる青島居留民団の内紛問題に関する分析を通して、政商的実業家グループの存在および有力実業家層と没落事業家層の対立構造を明らかにした³³。柳沢研究は、上述した上海・天津の社会構造の研究と異なり、人口・職業を分析して論じるのではなく、居留民社会内部の対立構造を通じて社会構造に迫っていくものであった。つまり、社会構造を解明するためには、必ずしも人口・職業から論じなくてはならないということだけでなく、様々な史料や方法を用いて論証することが出来ると言える。しかし、柳沢論文の考察対象は青島居留民団行政委員に留まっているため、青島の日本居留民社会の構造の実態を広範に反映しているとは言い難い。また、その考察は1920年代で止まっているため、その後の社会構造の変化についてはカバーできていない。青島日本人居留民をより適切に評価するため、その社会構造の解明は不可欠な課題である。本論文は、柳沢論文が示した問題意識および研究手法を受け継ぎ、引き続き1920年代以降の内紛問題を考察し、青島日本人居留民社会の社会構造を明らかにする。

以上のことから、青島の社会構造は未だ十分に検討されていない課題であり、本論文では、上述した社会変容の論点の中で社会構造について主に論じることとし、各時期における青島居留民社会の社会構造の変化を明らかにする。

なお、本論文の社会構造の分析においては、本来であれば同一性格の史料を用いて青島日本人居留民社会の各時期の構造を解明するのが理想的であるが、このような横断的な史料は存在しないと判断した。そのため本論文では、各時期の社会構造を最も反映できていると判断した史料をその時期に応じてそれぞれ利用し、様々な側面からその構造を検証していく。

3. 2つの論点と本論文の課題

上述したように、本論文では「帝国主義+社会変容」の2つの論点を導入し、それぞれの論点を踏まえて青島居留民社会の考察を行う。以下、それぞれの論点による具体的な課題を見ていく。

社会変容の論点では、各時期に青島居留民社会が置かれた政治的・経済的外部環境を確認

しつつ、居留民社会の基本性格とりわけ人口・職業・日本人経済を把握した上で、各時期の社会構造を明らかにする。一方、帝国主義の論点では、日本総領事館や青島軍政署が本来重視していた山東権益（山東鉄道、沿線鉱山など）が中国に返還された後も、山東省に残された権益に対する擁護運動に注目して、山東問題、山東出兵、満州事変の3つの局面における青島居留民の権益擁護の動向および帝国意識の考察を通じて、居留民社会の対外関係のあり方を明らかにする。

このような2つの論点を適用することで、より豊富な居留民像を描き出すことが可能となった一方、新たな課題も次第に見えてきた。それは居留民社会の社会構造が居留民社会の対外関係のあり方にどのように影響したのか、という疑問である。言い換えれば、青島居留民社会において社会構造の変化が対外関係を強硬的に変容させていくメカニズムを明らかにすることが課題として浮かび上がってきた。

本論文では、具体的に以下の手順を踏まえて、その検証に取り組む。

まず、社会変容の過程に論点を置き、各時期における青島居留民社会の社会構造を明らかにする。次いで、帝国主義の論点も視野に入れて、各時期における居留民社会の対外関係を明らかにする。最後に、青島日本人居留民社会の形成から終焉までの全期間にわたってその社会構造および対外関係を横断的に比較し、その関連性を明らかにした上で、本論文の問題意識である「なぜ日本権益の担い手であった青島日本人居留民社会は対外的に強硬な態度を示し中国側と過剰に対抗していたのか」という問いの答えを導いていく。

本論文の課題は、大きく分けて2つある。1つは、社会変容の論点を踏まえて青島における日本人居留民社会の形成から終焉までの移り変わりを考察し、人口・職業や経済状況など居留民社会の基本性格に基づいて各時期の社会構造を明らかにすること。2つ目は、帝国主義下における青島日本人居留民と日本権益の関係に着目し、居留民の帝国意識および権益擁護運動の様相を描き出すことを通じて、青島日本人居留民社会の社会変容と対外関係のあり方を明らかにすること。以上の2つの課題の解明を通じて、青島日本人居留民社会の全体像に迫りたい。

三. 分析対象と本論文の構成

1. 分析対象・時期区分

以下、本論文において使用する青島居留民社会の時期区分を述べておく。

青島は、山東半島の南端部にある天然の良港であり、清国の時代までは全くの漁村であったが、1897年にドイツの租借地となり、それから17年間にわたって支配が続き、飛躍的な近代化を遂げ、華北における有数の商業都市へと成長していった。ドイツの統治下で、ビールをはじめとする醸造業や食肉加工業の発展が促進され、青島は商業都市としてだけでなく、ヨーロッパ（とりわけドイツ）に向けた加工食品や化学工業原料の輸出港となっていた³⁴。この頃から、青島港における日本との貿易額も年々と増えていき、日本と青島の関連は徐々に緊密になっていった。

そして第一次世界大戦への参戦を機にして、日本は青島を占領し、軍政支配の下に日本人勢力を扶植した。第一次世界大戦後、青島は一度中国に返還されたが、日中戦争期において再び日本に占領された。このように、青島は二度にわたって合わせて16年もの間、日本の統治下に置かれた。

このような歴史的経緯に基づいて、青島日本人居留民社会史は、青島都市自体の歴史と重ね合わせると、4つの時期に区分することができる。まず、1898年のドイツの膠州湾租借から1914年までの17年間を、青島研究者の間では「ドイツ統治期」と称することが一般的となっている。続いて、1914年の日本の青島占領から1922年の山東還付までの9年間を「第一次日本占領期」と呼び、1938年から敗戦まで日本は再び青島を占領していたため、1945年敗戦までの期間は「第二次日本占領期」と呼ぶ。第一次と第二次日本占領期に挟まれた1922～38年の期間の青島は中国政府の管轄にあり、ゆえに「中国統治期」と呼ぶ。

2. 本論文の構成と史料

本論文の構成について述べておく。本論文は序章・終章と本論部分の六章から構成されている。大きく分けると第一・三・六章では、主に社会変容のあり方に論点を置き青島日本人居留民社会の基本性格および社会構造について、第一次日本占領期、中国統治期、第二次日

本占領期の3つの時期に分けて検討する。第二・四・五章では、山東還付という帝国主義政策上の大転換の前後で山東権益の内実がどう変わったかという点に留意して、山東問題、山東出兵、満州事変の3つの局面で、青島居留民が権益擁護に対しどのような認識を持っていたのか、どのような行動を取っていたのか、をそれぞれ明らかにする。

第一章は、日清戦争期に遡り、1922年の山東還付までの日本人の山東進出および青島日本人居留民社会の形成について明らかにする。日清・日露・日独戦争に伴い、日本人による山東半島への進出がより活発となった。日独戦争をきっかけに、日本軍は占領地青島で軍政を布いて統治を始めた。この章では、第一次日本占領期における日本の青島統治政策を追いながら、その政策の下、日本人の青島進出の実態、すなわち青島における日本人生活空間の構築や、日本人団体およびその活動や、人口・職業の変遷などを検討し、青島日本人居留民社会の初期段階の形態・性格を明らかにする。特にこの時期の青島居留民社会の社会構造に関しては、青島守備軍による社会調査などの史料を用いて明らかにする。

第二章では、第一次日本占領期末期に起こった山東問題を背景として、山東省在住日本人が山東省における諸権益の継続をめぐる起こした請願運動を中心に検討し、山東還付に備え組織された日本人経済団体や、日本政府による居留民向けの権益保全策を明らかにする。中国政府からの山東還付という強い要求による山東問題の浮上は、日本政府の既定の青島統治方針を動揺させ、その対策について日本側では多岐にわたる検討が展開された。そのような状況の中、日本と中国の間に挟まれた青島現地の日本機関および日本人居留民も建言や請願を行い、積極的にその主体性を表現していた。この章では、請願運動を起こした青島居留民の権益に対する要求および青島守備軍に同調した行動を追究し、彼らが日本軍と共に山東における日本権益を擁護するために果たした役割を明らかにする。さらには、山東還付が正式に決定した後、日本権益は青島守備軍の様々な経済政策によって居留民に引き継がれたため、この章では変動する日本権益と青島居留民との関係についても言及する。同時に、この時期は青島日本人社会が日本当局の直接的な保護から独立して1つの主体として歩き始めたという重要な時期でもあるため、社会変容の論点から、山東還付決定後の社会変化についても検討する。

第三章は、1922年の山東還付から1937年の日中戦争前夜にかけての青島居留民団の内紛問題を検討し、その過程を通じて青島居留民社会の社会構造を明らかにする。上述したように内紛問題については、柳沢論文で居留民団の行政委員を対象に1920年代までの状況が一

部考察されている。この章では、考察対象を居留民団議員、さらにはその支持層にまで拡大し、内紛問題に関わった幅広い民衆層の身元およびその要求に基づいて社会階層を分けて、居留民社会の社会構造の分析を試みる。そして、この時期は青島居留民団制度が確立・発展した時期であるため、本章は従来の研究で十分に取り上げられてこなかった居留民団・居留民団法制度を、青島居留民団を例にして検証する。

第四章は、1927、28年の山東出兵における青島居留民の動向およびその過程に見える青島日本人居留民の対外関係と帝国意識を検討する。この章では、青島居留民に限らず、南京・漢口・上海など揚子江流域の居留民および山東省済南の居留民をも考察対象に入れることによって、他地域の居留民社会と比較しながら、山東出兵において青島居留民社会はどのような役割を演じたのか、どのような影響を受けたのか、ということ进行を明らかにする。特に青島居留民の行動と認識が、日本帝国主義にどのように加担したのかということ、青島居留民自身の記録を用いて解明する。

第五章は、1931年の満州事変前後に、青島で発生した2つの日中衝突事件を切り口にして、青島居留民の思想上・行動上の先鋭化を明らかにする。1931年8月、青島国粋会事件という日本人居留民と中国民衆との小規模衝突事件が発生し、その解決方法に不満を持った青島居留民は、中国側への仕返しとして、1932年1月の『民国日報』の不敬記事をきっかけに暴動を引き起こした。この章ではこの2つの事件の経緯の解明を通じて、青島居留民が帝国主義の加担者にとどまらず、自らその担い手となり、日本軍および領事館の統制から逸脱して、中国側を挑発していた姿が見えてきた。さらには、事件の背後から見えてきた青島居留民による権益擁護のための意図についても明らかにする。

第六章は、日中戦争勃発から日本が敗戦を迎えるまでの青島居留民社会の終焉期を考察する。総力戦体制の下に、居留民は日本帝国の一員として、生活面だけでなく精神面も共に青島現地の統治体制に統合されていった。戦時下の青島居留民社会は、形成以来最大の規模に達したが、その自立性は完全に失われてしまっていたと言える。この章では、政策、経済、生活、精神と多岐にわたる青島居留民社会の変貌を考察する。特に戦時下においては青島での統治策は再検討され、青島の経済構造が根底的に改造されたことによって、青島居留民社会の構造も変化していった。さらには、戦時期に新たに青島に進出してきた日本人の身元を調査し、戦時期における青島居留民社会の社会構造を明らかにする。そして、この章の最後では、日本の敗戦に伴う山東権益の中国側による没収を通じて、本論文が明らかにしてきた

日本人居留民の權益を含め、1914 年以来日本帝国主義が築き上げた経済的・政治的特権のすべてを喪失したことについても言及したい。さらには、敗戦後の青島における日本人の引揚げおよび留用の実態についても、元居留民の記録に基づいて検討する。

最後に本論文で使用する主な史料を紹介する。本論文では、主に以下 6 種類の史料を利用する。(1) 公文書。太政官・内閣関係、財政史関係、内務省関係など。とりわけ外交文書として、主に居留民団行政文書、領事館公文書。(2) 戦史。主に日独戦争、山東出兵に関するもの。(3) 居留民記録。出版書と自家版の 2 種を含む。この自家版というのは青島日本人学校資料室に寄贈されていたものを示す。(4) 居留民出版物。これらは主に青島居留民団および青島日本商工会議所が発行した宣伝物や調査書などを含み、その多くが東洋文庫に所蔵されている。(5) 青島現地出版物。主に雑誌、新聞、旅行案内がある。(6) 中国側資料。これらは主に在青島中国側機関の公文書および外交文書並びに戦後に没収された日本語資料も含んでおり、その多くは山東省档案馆、青島市档案馆、青島市図書館に収蔵されている。また、人口については、以上の諸資料からも数値を確かめるが、主に資料集『戦前期中国在留日本人統計』復刻版（不二出版、2004 年）に依拠する。

¹ 井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第五卷（内外書籍、1934 年）367 頁。

² 『民国日報』不敬記事事件とは、1932 年 1 月 8 日に東京で朝鮮人李奉昌が天皇を暗殺しようとした桜田門事件に関し、1 月 9 日、上海の国民党機関誌『民国日報』は「不幸にして僅かに副車を炸く」と報道したことである。

³ 柳沢遊「1920 年代前半期の青島居留民商工業」（『産業経済研究』25(4)、1985 年 3 月、711～752 頁）。

⁴ 柳沢遊「1910 年代日本人貿易商人の青島進出」（『産業経済研究』27(1)、1986 年 6 月、203～239 頁）。

⁵ 前掲、柳沢「1920 年代前半期の青島居留民商工業」。

⁶ 本庄比佐子編『日本の青島占領と山東の社会経済 1914～22 年』（東洋文庫、2006 年）。

⁷ 本庄比佐子「膠州湾租借地内外における日本の占領地統治」（前掲、本庄編『日本の青島占領と山東の社会経済 1914～22 年』1～26 頁）。

⁸ 久保亨「近代山東経済とドイツ及び日本」66～67 頁（前掲、本庄編『日本の青島占領と山東の社会経済 1914～22 年』55～81 頁）。

⁹ 本庄比佐子編『戦前期華北実態調査の目録と解題』（東洋文庫、2009 年）。

¹⁰ 池田健雄『華北占領地居留民社会の研究：太原・石家庄・済南と北京・天津・青島の特別市』（千葉大学

博士論文、2016年)。

¹¹ 単荷君「ドイツ統治下の青島における日本人の進出 1897～1914: 経済活動と情報収集活動を中心に」(『総研大文化科学研究』(14)、2018年3月、127～144頁)。

¹² 浅田進史『ドイツ統治下の青島』(東京大学出版会、2011年)。欒玉璽『青島の都市形成史 1897～1945: 市場経済の形成と展開』(思文閣、2009年)。ヴォルフガング・パウワー著・大津留厚監訳『植民都市・青島 1914～1931: 日・独・中政治経済の結節点』(昭和堂、2007年)。

¹³ 張玉法『中国現代化的区域研究: 山東省(1860～1916年)』(中央研究院近代史研究所、1982年)。劉大可『民国山東財政史』(中華書局、1998年)。庄維民『近代山東市場経済的發展』(中華書局、2000年)。『民国山東通志』編輯委員会編『民国山東通志』全五冊(山東文献雜誌社、2002年)。呂偉俊等『山東区域現代化研究(1840～1949)』(齊魯書社、2002年)。陳慈玉『日本在華煤業投資四十年』(稻郷出版社、2004年)。黄尊巖『日本与山東問題: 1914～1923』(齊魯書社、2004年)。劉大可・庄維民『日本工商資本与近代山東』(社会科学文献出版社、2005年)。

¹⁴ 柳沢遊・岡部牧夫編『展望日本歴史 20 帝国主義と植民地』(東京堂、2001年)。

¹⁵ 木村健二『在朝日本人の社会史』(未来社、1989年)。

¹⁶ 柳沢遊『日本人の植民地経験: 大連日本人商工業者の歴史』(青木書店、1999年)。

¹⁷ 木村健二「在外居留民の社会活動」(『岩波講座 近代日本と植民地』第五卷、岩波書店、1993年、27～56頁)。

¹⁸ 木村健二「近代日本の移民・植民活動と中間層」(『歴史学研究』613、1990年11月、135～143頁)。

¹⁹ 柳沢遊「日本人の居留民社会」(『岩波講座 東アジア近現代史』第三卷、岩波書店、2010年、275～296頁)。

²⁰ 柳沢遊「帝国主義と在外居留民: 『帝国意識』とその社会的基盤」(『現代思想』29 (8)、2001年7月、152～162頁)。

²¹ 同上。ただし柳沢は、青島日本人居留民の帝国意識については立ち入った考察を行っていない。

²² 高綱博文『「国際都市」上海のなかの日本人』(研文出版、2009年)。

²³ 小林元裕『近代中国の日本居留民と阿片』(吉川弘文館、2012年)。二面的帝国主義の矛盾とは、江口圭一の「二面的帝国主義論」によれば、大日本帝国は「軍事強国」であるが、「経済弱国」であるため、日本帝国主義の構造的な矛盾を抱えていた、ということを示している。江口圭一『十五年戦争研究史論』(校倉書房、2001年)。

²⁴ 前掲、柳沢「帝国主義と在外居留民」。

²⁵ 1980年代より、イギリス帝国史研究者木畑洋一らを中心に、「帝国意識」研究が隆盛を示している。従来の帝国主義研究では手薄であった「意識」を研究対象とすることによって、「広範な知的・文化的・技術的な表現をもった精神的習慣、支配的観念」として帝国主義を再把握することが目指されるようになった。木畑は、それぞれの人間の社会的存在形態によって「帝国意識」の様相が異なることを認めているが、重要なことはこうした差異でなく帝国支配を人々が共通して広く受け入れていく様相の分析にあると主張している。また、柳沢遊は、日本国民一般の心性の観点に解消せず、あくまでも植民地支配-被支配の「場」において発酵・形成される「帝国意識」を、その社会経済的基盤との関連において動的に分析することこそ、「帝国意識」論争の成果から示唆される方法的視点であると指摘している。木畑洋一編著『支配の代償：英帝国の崩壊と「帝国意識」』（東京大学出版会、1987年）。木畑洋一編著『大英帝国と帝国意識：支配の深層を探る』（ミネルヴァ書房、1998年）。吉見義明『草の根のファシズム：日本民衆の戦争体験』（東京大学出版会、1987年）。前掲、柳沢「帝国主義と在外居留民」。

²⁶ 前掲、高綱『「国際都市」上海のなかの日本人』。陳祖恩著・大里浩秋監訳『上海に生きた日本人：幕末から敗戦まで』（大修館書店、2010年）。山村睦夫「上海日本人実業協会と居留民社会」（波形昭一編『近代アジアの日本人経済団体』同文館出版、1997年）。

²⁷ 桂川光正「天津租界における売春」（近代国家と大衆文化研究プロジェクト『近代社会と売春問題』大阪産業大学研究所、2001年）。幸野保典「天津居留民団の低利資金請願運動」（波形昭一編『近代アジアの日本人経済団体』同文館出版、1997年）。前掲、小林『近代中国の日本居留民と阿片』。

²⁸ 山村睦夫『上海日本人居留民社会の形成と展開：日本資本の進出と経済団体』（大月書店、2019年）。

²⁹ 松村光庸「1930年代における天津日本租界居留民社会の構造的特質」（『海港都市研究』6、2011年3月、73～90頁）。

³⁰ 前掲、高綱『「国際都市」上海のなかの日本人』28～69頁。

³¹ 榎本泰子『上海：多国籍都市の百年』（中央公論新社、2009年）。

³² 前掲、松村「1930年代における天津日本租界居留民社会の構造的特質」。

³³ 柳沢遊「青島日本人居留民団における低利資金問題の展開」（『日本植民地研究』13、2001年、1～18頁）。

³⁴ 前掲、浅田『ドイツ統治下の青島』。

第一章. 青島における日本人居留民社会の形成

はじめに

日清・日露戦争に伴い、日本人の山東半島への進出が活発となっていた。そして、第一次世界大戦中の日独戦争の勝利を契機に、日本はドイツの膠州湾租借地および山東に関わる諸権益を継承し、本格的な山東経営を始めた。その結果、日本占領下の青島には大勢の日本人が流れ込み、日本人居留民社会が形成された。

この時期の青島日本人居留民社会については、多くの先行研究でも各側面から論じられてきたため、本章ではこれらの研究成果を引用しつつ、新たな史料を取り入れ、従来十分に検討されてこなかった日本人居留民の進出過程やその団体、人口・職業についてなどの課題を考察し、青島居留民社会初期の様子を提示したい。さらに、青島居留民社会の状況を把握した上で、社会変容の論点からこの時期の社会構造を明らかにする。

一. 20世紀初頭における日本人の山東進出

1. 日清・日露戦争と威海衛・煙台

日本人の山東進出の発端は、日清戦争中の山東作戦に遡る。1894年7月、日清戦争が勃発した。翌年1月日本軍は、渤海の制海権を完全に掌握して威海衛港内の北洋艦隊を殲滅するために、第二軍を山東半島端にある榮城湾に上陸させた。2月には日本陸海軍の挟撃で北洋艦隊は撃破され、威海衛は陥落した。

作戦後の山東処置について、大本営運輸通信局長寺内正毅は第二軍を現地に駐屯させる意向を示したが、第二軍司令官大山巖大将は直隸戦を考慮し、撤兵を決めた。2月中旬、作戦完了と共に、第二軍は旅順に撤退した。そのため、山東省においては奉天、安東、營口などの他の占領地のように民政を実施することはなかった¹。

1895年4月、日清講和条約（下関条約）が調印され、清国は日本軍による山東省威海衛の一時占領を認めた（第8条）。日本軍の駐屯に伴い、多くの御用商人や娼婦や小商いなど民間人も威海衛の町に姿を現した。しかし、威海衛駐屯は軍事的色彩が強かったために、日

本の本格的山東進出の契機にはならなかった。そして、わずか3年後の1898年、日本はイギリスの支持を得てロシアに対抗するため、威海衛港およびその軍事施設をイギリスに譲った。

日本軍の山東上陸の一方で、御用商人をはじめ、大阪から桐材商人が山東に殺到し、山東産桐材の輸出に手をつけた。彼らは威海衛の隣にある煙台（芝罘）という町に集まった。煙台には、1876年5月に日本領事館が設立されたが、当時現地に居留していた日本人は、領事館員を除くと、郵便汽船三菱会社（後の日本郵船）の関係者数名だけであり、日清戦争直前でも、わずか20人であった²。中国からの桐材輸出が盛んになると共に、煙台には頻繁に往来者が現れ、居留者も段々と増えていき、衛生会や同志会などの日本人団体が次々と組織された³。

1900年の義和団事件の後、ロシアが満州に入植したことによって、ロシア人が煙台港を通して調達する日本製品が激増し、日本人が経営する旅館、写真館、雑貨店などが続々と開業した。日露戦争直前、煙台の日本人人口は300余人まで増加した。1904年の日露戦争勃発と共に、旅順、大連からの避難者に加え、戦争に乗じて商機を狙う商人が煙台に押し掛け、日本人人口は一気に1,300余人に至ったが、終戦後は400余人（1907年）に戻った⁴。

日露戦争後、大連、安東、營口などの港口の発展、加えてドイツによる青島港の開港および膠濟鉄道の開通により、煙台は衰退しつつあったものの、日本領事館の所在地のために移住する日本人は後を絶たず、1907年には煙台居留民団が設置され、民団病院、小学校、幼稚園、火葬場などを経営した⁵。

こうして、日清戦争・日露戦争をきっかけに、煙台には強固な日本人社会が形成された。そこを拠点とし、日本人は威海衛や龍口など山東北部の広域に進出していった。1900年代に入り、日本人はさらに山東南部に進出し始めた。

2. ドイツ統治下の膠州湾租借地

日清戦争後、清国の弱体化が世界に晒され、列強による中国の国土に対する分割・支配は一層強まっていった。特に三国干渉に参加したロシア、フランス、ドイツは、清国からそれぞれの権益を奪い取った。ドイツは、1897年山東省曹州府で起こったドイツ人宣教師殺害事件（鉅野事件）を機に東洋艦隊を派遣し、青島を占領した。翌年、清国と「膠州湾租借条

約」を締結し、鉄道敷設権や沿線の鉱山の採掘権など権益を獲得した。

ドイツは、膠州湾租借地をドイツ海軍の極東基地にすると共に、青島を商業貿易都市とするべく多額の予算を投入して都市開発を行った。その結果、1904年に膠済鉄道が全線開通し、1907年には青島港の整備完成によって経済活動の基盤が整った。同時に、近代的な都市計画に基づいて、中心部をヨーロッパ風の市街地とする青島の建設を進めた。上下水道、発電所、屠獣場、海洋气象台などの施設を整え、また水源確保と美観の点から大規模な植林事業を行った⁶。

ドイツ統治の下、高橋徳夫と今村徳重を草分けに、日本人の青島移住も顕著に進んだ⁷。1901年の在青島日本人はわずか50～60人で、その大多数は娼婦であったが、1906年には総人口が197人に増え、娼婦だけでなく写真館、散髪屋、珈琲館、旅館、娼妓館などで働く人々が現れた。さらに、1911年12月には51戸312人に増し、そのうち会社員や貿易商は7戸34人であった⁸。他にも、青島だけでなく、周辺の済南、周村、濰県、龍口など山東奥地においても日本人の進出・移住が見られた。三井物産をはじめ、日本諸会社は青島および山東各地に支店を設置し、綿、燐寸、砂糖、石炭、麦などの輸出入業を展開した⁹。

さらに、膠州湾租借地では日本人団体が組織された。1902年10月、当地に在留していた100人未満の日本人によって、「膠州付近在留日本人ノ親睦ヲ謀リ安寧ヲ維持シ福利ヲ増進スル」¹⁰ことを目的とした膠州日本人協会が組織された。同会の成立にしたがって事務所が設けられ、会長1名、委員6名、事務員1名が置かれた。第一期委員として、石川徳重、高橋徳夫、金瀧耕雲、高野房太郎、小林芳一、毛受駒次郎、宮田仁吉が選ばれた。単荷君によれば、この協会はただ青島で生活している日本人全体にわたる親睦団体で、特に事業を営むこともなく、主に日常の連携や日本内地からの来客招待を担当する親睦団体に過ぎなかったが、その創立役員の大半は対ドイツの情報収集に関与し、日本軍の間諜活動に加担していた¹¹。同協会は、日独戦争後の1915年4月に解散した。

3. 日本の対独宣戦と青島占領

青島における日本人人口の増加および日本資本の進出によって、日本との貿易額は徐々に増していった。1901年時点での日本輸入品の総額は30余万両（海関両）にすぎなかったが、1902年4月に青島から濰県まで鉄道が開通したことに伴い、青島港での商業貿易が大

幅に増加し、日本輸入品の総額は前年の3倍にあたる120余万両となった。さらに、1910年には日本と青島の直接貿易総額は536万余両となり、ドイツの587万余両に次ぎ、その他、フランスは282万余両、イギリスは133万余両と続いた。1912年には日本の対青島輸出入総額はドイツの472万3千両を超えて一位となり、766万5千両に達した¹²。青島における日本勢力の拡張に対して、膠州総督府軍政部参謀長海軍大臣サクセルは「青島は日本の植民地なり」¹³と述べたといわれる。

サクセルの発言通り、この時期の日本は青島を奪取する野心を次第に表面化させていった。李俊熙・趙顕鎬によれば、1913年3月から1914年7月にかけて、日本諸機関は続々と青島に官吏を派遣して遊歴・視察を行い、日本勢力の伸長に備えた¹⁴。1913年12月には関東都督府民政部編『山東省視察報文集』が刊行された。その中には、関東都督府に委託されて山東省の商業について調査した三輪亮三の報告書「山東省商業調査復命書」や、旅順民政署長吉田豊次郎と関東都督府判任官有野学（1936年8月に済南総領事）の視察見聞「山東省視察概要」など、青島および山東各地の人口、貿易、商業活動、交通設備に関する報告が多数含まれている¹⁵。その他、1913年5月には外務大臣加藤高明が青島を訪問したり、同月日本第二艦隊が青島港に寄港したり、1914年7月には関東軍陸軍中将福島安正と大連民政署長大内丑之助が青島を訪問したりと、青島を対象にする日本の外交的・軍事的動向は頻繁になっていった。これらの動向から、第一次世界大戦前夜、日本は山東省とりわけ青島に対する軍事行動に備えていたことが分かる。

1914年7月、第一次世界大戦が勃発した。元老井上馨は、これをドイツの權益を奪う好機と認め、「大正新時代の天佑」と称した。日本は「日英同盟の誼と、東洋平和確保」¹⁶を参戦理由とし、8月15日ドイツに対し最後通牒を發し、23日に宣戦布告した。日本は日英同盟によってイギリスと結ばれているとしても、対独戦争に参加すべき条約上の義務を負うものではなかった。内山正熊によれば、このとき、イギリスが極東に戦争が波及することを望んでいなかったことは明瞭であるが、日本はイギリスの援助要請を奇貨としてこれを待望の大陸進出の好機会に利用した¹⁷。しかし、日本の強引な参戦態度は、イギリスの警戒を招いた。当時の駐華イギリス公使ジョルダン（Sir John Jordin）の暗躍によって、日本の膠州湾還付保証を取り付ける方針がなされ、日本は対ドイツの最後通牒に返還条項を掲げざるをえなかったのである¹⁸。この返還条項は後に山東問題を引き起こした（第二章で詳述）。

1914年11月7日、日英連合軍の攻撃下、ドイツ守備軍が投降し、青島は陥落した。イギ

リス軍は直ちに欧州戦線に引き揚げたため、結局日本軍の単独占領となった。日独両軍の全権委員は「青島開城規約」を締結し、その規程に基づいてドイツが過去十数年間に築いた諸施設、物件、文書類などが日本に引き渡された。16日、独立第18師団長神尾光臣は代表部隊を率いて青島市街に入り、3日後には軍政施行に関する師団軍令第1号およびその施行細則を公布し、青島と李村の2箇所にも軍政署を設置した。青島軍政署は同日に、李村軍政署は21日に業務を開始した。

11月26日、軍令第8号により、占領地に青島守備軍司令官を置くことが定められた。独立第18師団長陸軍中将神尾光臣が改めて青島守備軍司令官に任命され、12月1日よりその施政が開始された。その下に新たに歩兵8大隊、7,000余名が青島守備軍として編成された。青島・李村両軍政署の業務はすでに始まっていたが、ここに正式に青島守備軍による占領地統治が開始されたのである。以後、青島守備軍司令官が膠州湾租借地の経営から山東鉄道および附属鉱山の管理に至るまでを統轄下に置くという体制は、1922年の山東還付まで変わることはなかった。

二．日本占領下の青島における日本人の進出

1. 日本の軍政統治

青島における軍政統治は、日本軍が中立国である中国の一部を占領し、他国の租借地およびその他の占領地に軍政を布いた約10年前の日露戦争に続いて2度目である。青島における軍政実施の目的について、陸軍次官大島健一は、「青島ニ於ケル軍政ハ日清日露戦役当時ト同日ニ論ス可カラサルモノアリ。前記二役ノ軍政ハ作戦軍後方勤務ノ一ニシテ統治ノ要領ハ主トシテ戦闘部隊ノ給養行動ヲ便ニスルニ在リシモ、青島ノ軍政ハ作戦ノ顧慮（海岸防備等若干ノ顧慮ヲ要スルノミ）ナク、開明合理ノ統治ヲ布キテ専ラ帝国利権ノ敷殖ヲ図リニ在リ」¹⁹と述べている。すなわち日独戦争終了後に日本が軍政を開始した山東では、最初から、日本が対独参戦にあたって意図した勢力拡張、権益獲得のための施政が実行されていたと言えよう。

1914年12月、陸軍大臣岡市之助より青島守備軍司令官へ「青島施政方針」が伝達された。その内容として、施政は、「其形式ニ於テ独国従前ノ要領ヲ採ルヲ以テ便宜トス、然レトモ

其精神ニ至リテハ悉ク独国ノ潜勢ヲ掃蕩シ其利権ヲ収襲シ、我カ対支政策ノ貫徹、商工經濟ノ發展ニ資ス」とされ、日本の統治に帰順する民族は「其何レノ国籍ニ属スルト何レノ宗教ヲ奉スルトヲ問ハス、普ク之ヲ撫恤保護シテ帝国ノ恩威ニ悦服セシムヘシ」と定められ、中国官民に対しては「信義ヲ旨トシ誠意誠心ヲ以テ之ヲ指導啓迪スルニ努メ、又我カ統治下ニ在ル清朝ノ遺民及ヒ支那国事犯人ハ之ヲ遇スル公平無私ナルヘシ、而シテ帝国ノ威厳ハ秋毫モ之ヲ冒スヲ容サス」と決められていた。また、青島地方に移住する帝国臣民に対しては、「督励シ公法ニ準シ道義ヲ重シ円満ニ利ヲ収メ、確實ニ業ヲ起スヲ得セシムルヲ要ス」ように指示があった²⁰。その主旨は、ドイツ時代の諸法令を基礎に秩序を回復すること、商業におけるドイツ人の勢力を日本人に代わらせること、日本人と中国人との商業上の連携を進めることにあった。

具体的には、青島軍政署は租借地内において (1) ドイツ人・中国人の戸口調査および市民の取締、(2) 青島入市の日本人への便宜供与、(3) 閉鎖した商店の開業、(4) 市場の開設、(5) 空き家の保護、(6) 市街の清潔および点灯、(7) 従来 of 諸法令および習慣の調査などに従事した。しかし、これらの政策はいずれも日露戦争において満州占領地に展開した軍政経験によるものであり、青島の現状を完全に把握していない段階での過渡的な政策に過ぎなかった。

一方、青島軍政署は、租借地の範囲を超えて、すなわち山東鉄道沿線地域においても統治を行った。守備軍当局は山東鉄道沿線に駐兵権、警察権、司法権を有することを主張し、鉄道沿線に歩兵 2 個大隊、約 1,200 人を配備し、憲兵分隊 4 個および分遣所・派出所合わせて 45 箇所を設け、憲兵将校以下 450 余人ならびに中国人巡捕 150 人を配置し昼夜間断なく鉄道沿線を巡邏させた。さらに、鉄道沿線に普通郵便局 2 箇所、野戦郵便局 10 箇所、出張所 6 箇所、山東鉄道随所の駅構内に電信局 1 箇所を設置した。1919 年までに、青島軍政署は鉄道沿線の民地 390,500 余坪を買収し、官有地として日本人に優先的に貸下げ、他国人には活動の余地を与えなかった。また、山東鉄道の経営には、日本人本位主義を建前とし、ドイツ統治時代の 10 倍の約 500 人の日本人（駅長・助役以下日本人職員約 400 人、傭人 97 人）を各駅に従事させた。したがって、職員、日中傭人合わせて 2,950 人の大世帯が鉄道沿線に形成された。守備軍当局は、借款優先権を利用し、鉄道の延長および敷地の拡張を図り、他にも従業員宿舎、学校、病院の新設などを行った。その経営下では、青島—済南間の経営線は長さ約 440 キロメートルとなり、南満州鉄道の約三分の一に達した。その他、かつてド

イツが経営していた淄川鉦山、坊子鉦山などが復旧・増産され、1919年度には約695,000トンが採掘された²¹。

一方、単荷君によれば、大谷喜久蔵司令官時代（1915～17年）の青島軍政署は、青島を政治的避難所として清朝の旧臣たちを優遇し、恭親王溥偉を中心に清朝の復辟を目指して活動する宗社党一派に対して秘かに援助を与え、日本の中枢の元老たちとの接点を作らせた。また、山東で反袁世凱の軍事活動を展開していた居正を総司令とする中華革命軍東北軍に対して、資金、武器などの面において便宜を図った²²。このように、青島守備軍は山東での各中国人勢力の対抗を利用して日本の勢力拡大工作に従事したことが分かった。

1917年9月、勅令により青島守備軍民政部条例が公布され、軍政から民政へと切り替わった。その背景には、1916年10月に成立した寺内正毅内閣が、青島の永久領有を計画し、そのための経済的基盤を作り上げようとしていたことがあった（第二章で詳述）。

軍政期と民政期の組織構成を比較すると、明らかに行政規模が拡大している。軍政期の統治機構は、守備軍司令部の下に軍政署、臨時鉄道連隊、軍経理部、軍軍医部、埠頭局、港務部、軍通信部などが設置されていたが、いずれも軍隊の性格が濃厚で、概ね水道、港口、通信といったインフラ整備の事務を中心としていた。民政に切り替えた後は、司令官の下に陸軍部と民政部が設置され、さらに民政部には民政署、総務部、警務部、土木部、病院、裁判所などが設けられた。他にも、軍事行政を除く行政、司法はすべて民政部の管轄下に入れられ、青島軍政署と李村出張所は青島、李村各民政署となった。さらには、山東鉄道沿線の坊子にも民政署が設置された。以上のような組織の拡大によって、官吏と従業員の人数も大きく増加した。

一方、施政に関する力点も変化した。軍政期に最低限のインフラ整備が完了していたため、民政期に入った後は、工商業の発展、市街地の拡張、教育・医療・宗教施設の増設などに力が注がれた。在青島居留民の長久の発展と日本人招来のために、民政部は一連の優遇政策を取った。具体的には、官有地の廉価での貸下げや、工業用原料の鉄道運輸費の軽減、工業用水と工業用電力の廉価での提供、各種租税の減免などの保護政策があった。そして、官営の屠獸場、発電所、水道、林業などの収入の一部を、病院、学校、神社などの一般居留民の日常生活に欠かせない施設の運営や保護に投入した。このような支援の下で、日本資本工業はほとんどあらゆる産業部門に拡大し商業も中国内地に浸透した。中国に還付するまでに広大なネットワークを形成した。市街地もドイツ時代より3倍に拡大し、学校、病院、公園の

ような生活施設も軍政期より整えられた。

本庄比佐子によれば、青島占領後、日本当局は直ちに軍政を布き、秩序の回復を図ろうとした。後に民政に変えて、各種の事業に力を注いだ。日本政府は青島を専管居留地と同じように扱い、一切の経営をこの方針で計画した。1914年から1922年までのたった8年間の統治にもかかわらず、青島における日本人の勢力は多大な発展を遂げた。この急速な発達の背後には、青島守備軍当局や日本政府の有力な支援が作用していた²³。

このように、軍政から民政にかけて、当局の一連の支援のもとで、青島での日本人居留民は次第に勢力を伸ばしていった。

2. 日本人の青島移住

1910年代初頭、大連（関東州）の日本人経済が低迷し、在満州居留民の間で満蒙経営悲観論が盛んになっていた²⁴。そのため、1914年11月に起こった青島の陥落は、大連居留民に希望を与え、山東には満州から日本人が押し寄せた。さらには日本内地や朝鮮からも日本人が殺到した。加えて、日本軍の進駐と共に、彼らを商売の相手とする多くの御用商人や酒保や娼婦も進出してきた。これらの人たちは、青島の開放を待ちながら、青島市外の台東鎮および李村に寄り集まった。

1914年12月に青島旅行に来た紀行文家として知られる遅塚金太郎（麗水）は、当時「一旗組」が青島に進出する様子を以下のように記録していた。

台東鎮は、青島市より一里ばかりの東に当れる支那町なり、李村街道の一市邑にて、青島に入るの関門なり、青島に入らざる我が軍隊は多く此処に宿舎しをれるなり、腕一本脛一本を役して何かの職業にありつかんとして来れる人、匱しき資本を懐にして一攫千金の奇運に邂逅せんとして来れる人、いまだ青島入市の許可と得るに至らずして、有象無象この台東鎮に麤集するなり、破れたる壁の唯四もに立てる房の中に、アンペラを布き炭火を盛れらるぬ甕もを抱へ、玄冬の寒さ幾夜をを知るも識らぬも打ち集りて過ごす也、房をさへ賃し得ざる人は、屋根も壁もアンペラを覆ひ囲へる豆腐に似たる小屋を作りて、在りし昔の乞食の蒲鉾小屋にも劣りも中に棲み、『大和饅頭』『善哉』『菓子』を売るあり、塵紙を継ぎ合せて、金釘流に『日本酒榭売り』と記したるあり、越中

禪を門口に垂れて名のみは曠れがましき『日東写真店』と書けるもあり、『日の出湯』、『やまと旅館』、其の名を聞けば、荘高なる建物らしけれど、実は壁落ち屋傾きる湫陋なる支那家屋なり²⁵。

また、取材に来た朝日新聞岡倉記者は青島見聞に関する連載のなかに「青島入市を許可されないで、此村に滞留して居る五六百の日本人中には何時も新領土侵入の急先鋒である天草女も混つて居ると聞いて居たが、果然其幾人がすどけない姿を街道に晒して居た」²⁶と、いわゆる「娘子軍」の進出を指摘した。つまり、「一旗組」や「娘子軍」と呼ばれた人々が日独戦争後の青島進出の主力であったことが分かる。

1914年11月20日、戦争中から禁止されていた青島への入市が、青島に財産を有しかつ身元が確実な者に許され、12月1日には一般に身元が確実な者の入市が認められた。ただし、いずれも日本軍の許可を必要とし、ドイツ人には認められなかった。12月27日まで許可を与え、入市できた者は2,384名に達し、たちまち青島市内で日本人の姿が見えないところはないうほどになった。

このような日本人の増加および戦火によるインフラの破壊は、食料および住宅問題をもたらした。守備軍当局はこの問題を解決するため、膠州方面より生活必需品とりわけ野菜類、大連より日本人向け食料品（米、味噌、醤油など）を輸入し、数量と価格を制限して販売することによって、漸く物資の缺乏を補うことができた。一方、膠州日本人協会は中国病院を借りて共同宿泊施設を設けて、日本人の移入を支援した。

12月28日、青島の一般開放と共に、大勢の日本人が先を争って殺到し、12月末にはその人数が3,619人に上った。守備軍当局によれば、その多数は、戦後の混乱に乗じ、一攫千金を狙う「空拳党」であった。彼らのうち、基盤がある商業を営んでいたものは少なく、比較的大規模な資本が必要ない旅館や料理店、雑貨食料品店などを開業させたため、同業者が多くなり、いわゆる「友喰い」の状況をつくり出した²⁷。

1915年2月末には、日本人人口が7,364人に至ったが、避難している中国商人は未だ帰って来ておらず、また日本の大手企業が商機を傍観していたため、青島の商業は依然不振であった。破産者が多くなり、失敗者は帰国あるいは山東奥地に進入することとなった。そのような状況下では、租借地外に出て強盗馬賊をする者や、中国商民に詐欺をはたらく者、賭博を開帳する者など治安を妨害する人々まで現れた。そのため、日本人の風紀を取り締まる

べく、守備軍当局は居留民のなかの有力者を要請して、各市民会を成立させた。

1915年3月、山東視察に來た貴族院議員松浦厚に対して、青島軍政委員長吉村健藏中佐は、「便船毎に二三百人の渡來者ある為め、貸家は殆ど皆塞がり、大厦高楼の貸家はあれども、小資本の者は借家すること能はず、地下室、物置等に仮住するものも少なからず。(中略) 渡來者の中満州、朝鮮より來る者は多く、彼地の失敗者にして、内地より來る者は広島以南九州人多し、最も婦人等は大阪方面より流れ來るもあり。犯罪者は殺人等の殺伐なるものなく詐欺犯多しと」²⁸と移入者の素質の欠如を訴えていた。このように青島開放初期には、日本人の一時的な集中移入が様々な社会問題をもたらし、守備軍当局が対応しきれない状況が続いていた。

1915年5月、袁世凱政権による二十一カ条の要求の容認と共に、中国商店が漸次開店し、商業が少しずつ回復してきた。1915年後半期においては、前半期に比べ、青島から移出(内地に帰還もしくは山東奥地に進入)する者が増加したが、移出者の数よりも移入者の数が増えることが多く、1915年12月末においては16,000余人に至った。

1916年段階で、制錢事業²⁹の出現および第三革命(護国戦争)の勃発のため、山東鉄道沿線に移住する者が増加し、徐々に青島の人口が減少した。そのため、現地における日本人の基礎が漸く鞏固となり、永住を準備する者が増えた。加えて日中商業関係はいよいよ密接となり、その取引は漸く増加した。後半期に至り、在留日本人は「最後の勝利者」となり、永住するための計画を立てその商業の拡張に力を入れた。その後、中国革命による混乱は日中商業を妨害し、銅価の爆落が制錢事業を衰微させたが、日本人による産業の基礎はすでに鞏固となっていたため、その影響を受けることはほとんどなかった³⁰。

1917年に入ると、横浜正金銀行、三井物産株式会社、江商合資会社(後の江商株式会社)など有力な企業が先を争って商店の建築に着手し、そのほか製粉、製油、燐寸、製糸などの工場を設立する者もいた³¹。

青島の日本人人口は、1918、19年においても増加の傾向を示した。さらに1919年から1920年にかけては、この一年の間に、日本人の数は飛躍的に19,998人から24,536人まで増加し、ドイツ統治時代から第一次日本占領期の終わりまでの期間における最高記録を作った³²。この原因については、「我民政実施後企画セラレタル諸施設ノ完成並ニ山東鉄道ノ改善ニ伴ヒ、官吏ソノ他従業員ノ大增員行ハレタルト、一面民間ニ於テハ大正七、八年ノ經濟界好況時代ニ刺激セラレテ勃興シタ諸企業ソノ緒ニ就キ、邦人ノ渡來ヲ誘致シタ結果著

シキ増加ヲ来シ」³³とまとめることができる。

1921、22年には少々減少の傾向にあったが、2万人以上が維持された。1923年になると、「華府会議の結果として行政の還付をみるや、軍人、官吏の撤退に加え、在留邦人の引き上げるものが多く、邦人数は急転直下の勢いを持って激減するにいたった」と書かれているように、約1万人減り、15,266人になった³⁴。

こうして日独開戦をきっかけにして日本人が青島に流入し、初期は「一旗組」の殺到によって一時の混乱状態がもたらされたが、守備軍当局による整理および中国商人の帰来によって、漸く社会基盤が鞏固となった。そして、優勝劣敗の状況は続き多数の失敗者は山東鉄道に沿ってさらに山東奥地に進出した。1917年に至り、日本人は青島を出発点にして、山東鉄道沿線の地域に進出し、次第に済南まで進出した。最終的には、山東南部、すなわち「青島—山東鉄道沿線—済南」の日本人居留民ネットワークを形成した。既存の山東北部、すなわち威海衛、煙台、龍口の日本人居留民社会にこれらのネットワークを加えることによって日本人の影響力はほぼ山東全域に達したと言える。

表1に青島および山東鉄道沿線地域の日本人人口の変化を示す。

表1：青島地区日本人人口（1914～1920年）

調査時期	青島政区			李村政区			鉄道沿線			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1914年12月	1,370	497	1,867	290	112	402				1,660	609	2,269
1915年3月	5,930	3,468	9,398	414	238	652				6,344	3,706	10,050
6月	7,992	5,450	13,442	267	214	481				8,259	5,664	13,923
9月	8,700	6,107	14,807	485	227	712				9,185	6,334	15,519
12月	9,440	6,727	16,167	365	237	602				9,805	6,964	16,769
1916年3月	8,750	6,365	15,115	192	153	345	3,607	1,336	4,943	12,549	7,854	20,403
6月	9,684	7,060	16,744	281	190	471	4,076	2,027	6,103	14,041	9,277	23,318
9月	7,287	6,109	13,396	257	148	405	4,552	2,279	6,831	12,096	8,536	20,632
12月	7,634	6,607	14,241	239	124	363	4,771	2,437	7,208	12,644	9,168	21,812
1917年3月	8,298	7,192	15,490	207	125	332	3,756	2,493	6,249	12,261	9,810	22,071
6月	9,202	7,893	17,095	246	154	400	3,475	2,454	5,929	12,923	10,501	23,424
9月	9,869	8,202	18,071	273	174	447	3,497	2,386	5,883	13,639	10,762	24,401
12月	10,102	8,474	18,576	220	174	394	3,756	2,603	6,359	14,078	11,251	25,329
1918年3月	10,329	8,574	18,903	258	187	445	3,841	2,705	6,546	14,428	11,466	25,894

6月	10,221	8,595	18,816	280	200	480	3,582	2,548	6,130	14,083	11,343	25,426
9月	10,330	8,608	18,938	262	195	457	3,649	2,685	6,334	14,241	11,488	25,729
12月	10,519	8,741	19,260	278	217	495	3,453	2,691	6,144	14,250	11,649	25,899
1919年3月	10,691	8,862	19,553	290	215	505	3,579	2,718	6,297	14,560	11,795	26,355
6月	11,291	9,113	20,404	281	236	517	3,603	2,780	6,383	15,175	12,129	27,304
9月	10,379	8,813	19,192	289	236	525	3,639	2,766	6,405	14,307	11,815	26,122
12月	10,445	9,028	19,473	282	223	505	3,582	2,757	6,339	14,309	12,008	26,317
1920年3月	10,481	9,208	19,689	290	230	520	3,567	2,748	6,351	14,338	12,186	26,524
6月	11,089	9,620	20,709	296	251	547	3,625	2,786	6,411	15,010	12,657	27,667
9月	11,172	10,545	22,717	305	273	578	3,537	3,110	6,647	16,014	13,928	29,942
12月	12,235	10,694	22,929	314	293	607	3,536	2,924	6,460	16,085	13,911	29,996

出典：『青島守備軍統計年報』（大正4～8年度）（青島守備軍司令部、1921年）、『青島軍政史：自大正3年11月至大正6年9月』第一卷（陸軍省、1927年）より作成。

3. 在青島日本機関・団体

● 青島守備軍

1914年11月26日、占領地に青島守備軍司令官を置くことを定めた軍令陸第8号が発せられた。独立第18師団長の陸軍中将神尾光臣が改めて青島守備軍司令官に任命され、12月1日よりその施政が始まった。新たに編成された守備軍の兵力は7,000余名、その配置は、歩兵8大隊のうち、山東鉄道の守備に5大隊、龍口・高密間の電線守備に1大隊、青島およびその付近に2大隊、そのほか騎兵・野砲兵・工兵1中隊、重砲兵大隊、鉄道連隊、電信隊、兵器廠、軍病院などとされた³⁵。当初の組織編成は以下の図1の通りである。

軍事占領下であったため、憲兵が行政警察および司法警察を担当する体制がとられた。青島・李村両軍政区の各所に憲兵の分屯所・派出所が置かれ、青島政区に64名、李村政区に45名の憲兵が配置された。彼らは軍政委員長の指揮を受けて警察業務に関連する多くの普通行政事務を取り扱い、民政期に入ると民政長官の指揮下となったがその業務内容は変わらなかった。

この間、司令官の下での組織編成には幾度か変更があった。まず、療病院は1916年4月1日より軍司令部直轄の軍医部から青島軍政委員長の管轄に移され、5月10日には同じく

軍司令部直轄の埠頭局、港務部、水道部、屠獸場、林務署、発電所、測候所が青島軍政署の所管になった。同時に、李村軍政署を廃して青島軍政署の李村出張所とし、軍政委員長を廃止して新たに軍政長官を設け、陸軍少将竹内赳夫が任命された。これにより、旧膠州湾租借地における軍事以外の行政は青島軍政長官・青島軍政署の下に統一されることになった³⁶。



図 1：青島守備軍の組織（軍政期）

（出典：本庄比佐子編『日本の青島占領と山東の社会経済 1914～22年』3頁より引用）

1917年9月29日、勅令により青島守備軍民政部条例が公布された。その主要条項は以下の通りである。民政期における青島守備軍の組織編成は図2の通りである。

第1条 青島守備軍司令部ニ民政部ヲ置ク

第2条 民政部ハ軍事行政ヲ除クノ外行政及司法ニ関スル一切ノ事務ヲ掌ル

山東鉄道、之ニ附属スル鉦山及埠頭事務並其ノ附帯事務ヲ管理セシムル為鉄道部ヲ置キ、逋信事務ヲ管理シ電気事業ヲ監督セシムル為逋信部ヲ置キ、各民政部ニ属セシム（以下略）

第3条 民政部ノ事務ヲ分掌セシムル為民政署ヲ置ク。其ノ位置、名称及管轄区域ハ軍

司令官之ヲ定ム

第 4 条 民政部ニ左ノ職員ヲ置ク

民政長官 勅任 鉄道部長 勅任 通信部長 奏任

(以下、事務官・技師・技手など 597 名)

第 5 条 民政長官は軍司令官ノ命ヲ承ケ民政部ノ事務ヲ総理ス

第 16 条 行政警察及司法警察ハ軍司令官ノ定ムル所ニ依リ憲兵ヲシテ之ヲ掌ラシム。

憲兵ハ行政警察及司法警察ノ執行ニ付民政長官ノ指揮ヲ承ケ民政署長ノ指示ヲ承ク³⁷

民政体制を先の軍政期と比べれば、軍事行政を除く行政および司法が文官の掌管する民政部の管轄下に入り、山東鉄道も含む諸施設の運営がすべて民政部に移管された。また、従来の青島守備軍政署および同李村出張所が再編されて青島・李村各民政所となり、さらには新たに山東鉄道沿線の坊子にも民政署が設置された。そして坊子民政署の管轄区域は「租借地境界線ヨリ済南ニ至ル鉄道沿線及張店ヨリ博山ニ至ル鉄道沿線」³⁸とされた。本庄比佐子は、民政体制において「租借地のみならず占領地全域の行政が民政長官の統轄するところとなり、山東における日本の経済的基盤確保に向け体制が整った」³⁹と指摘している。

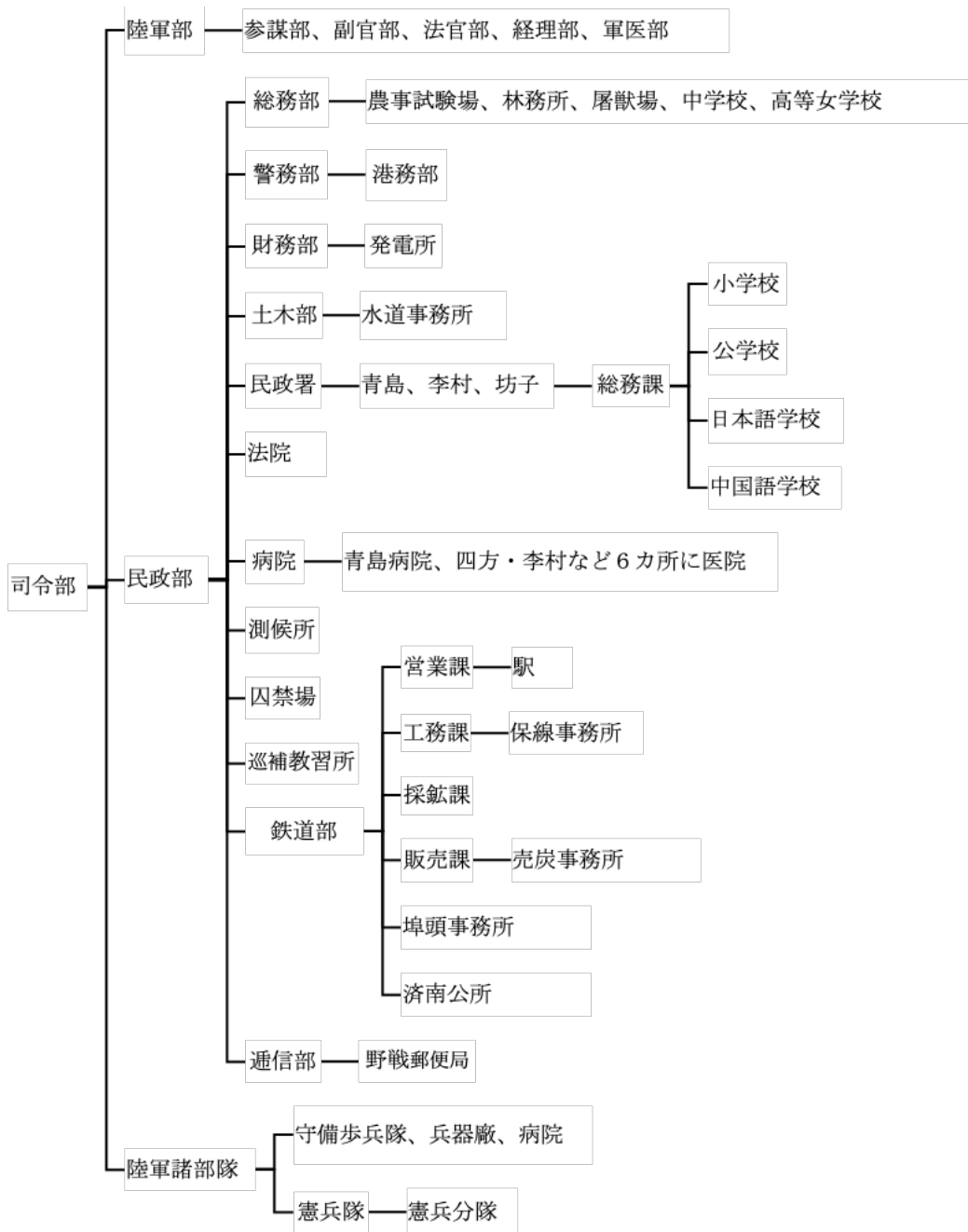


図2：青島守備軍の組織（民政期）

（出典：本庄比佐子編『日本の青島占領と山東の社会経済 1914～22年』5頁より引用）

1920年1月、パリ講和会議におけるヴェルサイユ条約の発効に伴って山東鉄道沿線の軍事占領が廃止され、日本軍は中国側が鉄道警察を編成するまで鉄道警備のために残留するとした。坊子民政署も撤廃され、沿線地域は済南の民政事務官としての済南領事所管となった。1921年2月には李村民政署は廃止され、青島民政署に併合された。1922年6月、ワン

ントン会議における「山東懸案解決に関する条約」の発効により、山東省に駐留する日本軍は撤退することとなった。青島守備軍は1922年12月15日に軍令陸第13号によって廃止された。青島守備軍は租借地官吏の最高機関として、日本人居留民に軍事的保護、政策的支援、インフラ的基礎を提供し、居留民管理および経営の役割を果たした。

● 市民会と青島日本人会

前述したように数多くの移入者の渡来を経て、青島日本人居留民社会は急成長を遂げたが、それに伴い様々な社会問題をもたらした。当初、移入者の中には、娼婦または「一攫千金」の好機を狙う「一旗組」が多数存在しており、「服装其ノ他風紀上同胞国民ノ面目ヲ損スルモノ」⁴⁰も多かった、と守備軍当局に指摘された。そのため、青島軍政署は1914年12月「日本人風儀取締規則」を定め、その取締に従事した。しかし、当時は日本人の移動が激しく、規則の普及が困難であったため、その効果は十分には得られなかった。したがって、青島軍政署は「在留者ノ内有力者ヲ一団トシテ之ヲ指導誘掖シ、市民ノ儀表タラシムルノ要ヲ認め、市民会ノ設立ヲ勧誘シ」⁴¹、1915年3月市民会の設立に至った。

その後、青島情勢の安定と共に、市民会は「青島在住邦人の交誼を厚くし僑情を慰し和衷協同以て邦人の発展を期する社交的団体」⁴²に転身した。同会の会場は静岡町（現在の中山路南側）にあり、その建物内には市民会倶楽部が設置され、新聞雑誌の閲覧、玉突き、演劇、武術修業、囲碁など会員の娯楽・修養に資し、楼上是実業協会（後の青島日本商業会議所）に付与してその事務所となっていた。軍政期において、青島の行政はすべて守備軍が担当したため、市民会は具体的な機能を有せず、現地日本人の親睦団体に過ぎなかった。

1918年、第一次世界大戦が終結し、世界情勢が大きく変動した中、原敬内閣は山東の永久占領が困難と判断し、日中の直接交渉による返還の方針を打ち出した。交渉に際し、日本国内および青島現地では意見の分裂が存在していたとはいえ、日本軍の撤退および行政の返還という前提が想定されていた。そのため、山東還付後も引き続き日本人が当地に所有する各施設（墓地、学校など）を管理するための日本人代表機関、すなわち居留民団の設立が急務となった。1920年8月、市民会および青島日本人街の町総代などはすべて解散し、新たに青島日本人会が創立された⁴³。同会は、「日本人相互ノ和親ヲ図リ、共同ノ福利ヲ進メ、将来自治体ヲ形成スル」⁴⁴ことを目的としていたため、あくまでも青島居留民団への過渡組

織であることが分かる。その目的を達成するため、具体的には「一、将来ノ市政ヲ研究シ之カ準備ヲ為スコト。二、商工業及貿易ノ発展ヲ計ルコト。三、民政ニ関スル事項ニ付本会ノ意見ヲ官ニ陳述シ又ハ官ノ諮問ニ応答スルコト。四、青島ヲ内外ニ紹介スルコト。五、日本人ノ習俗又ハ生活状態ノ改善ヲ計ルコト。六、内外人ノ親善ヲ計ルコト。七、神社教育及衛生其ノ他一般ノ公益ヲ進歩スル為メ各般ノ施設ヲ為スコト。八、其ノ他公益上必要ト認ムル事項ヲ計ルコト」⁴⁵などの職能が付与された。

青島日本人会には、選挙により理事5名、評議員40名を置き、いずれも名誉職で、任期は2ヶ年であった。理事は評議員中から互選され、評議員を兼任した。また、理事は理事会を組織し、その中で互選により理事長を定め、さらに理事長は日本人会を代表すると定められた。理事会は「一、議案ヲ評議員会ニ提出シ及其ノ決議ヲ執行スルコト。二、財産ヲ管理スルコト。三、収支ヲ命令シ及会計ヲ監督スルコト。四、其ノ他本会ニ属スル一切ノ事務」⁴⁶を処理した。評議員によって構成される評議員会は、理事会において必要と認めるとき、あるいは評議員五分の一以上の要求があるときに招集され、評議員会において「一、本会規則ノ制定及改廃。二、歳入出予算ヲ定ムルコト。三、決算報告ヲ承認スルコト。四、予算外ノ支出又ハ科目ノ流用ヲ定ムルコト。五、基本財産ノ設置管理及処分ニ関スルコト。六、其ノ他重要ナル事項」⁴⁷が議定された。その他、同会には理事会の推薦および評議員会の承認により参事1名（任期2ヶ年、有給）が置かれ、事務の処理に当たった。青島日本人会は居留民団への発展を目指し、組織および規則の整備に力を入れて活動した。

● 青島実業協会

青島実業協会は、ドイツ統治期中の1913年、青島在留の日本人貿易業者により「専ラ會員ノ和親協同ヲ以テ目的トシ」⁴⁸創設された経済団体であった。吉田建一郎によれば、19世紀末以降、中国へ進出する日本人が急増するなか、中国の諸都市では日本人によって様々な経済団体が結成された。商業（もしくは商工）会議所はその代表例であるが、それらは実業協会や実業会を前身とするものが少なくなかった。戦前期の日本の中国進出にとって重要な拠点であった青島の商業会議所も例外ではない⁴⁹。1921年12月1日に設立された青島日本商業会議所の前身が、この青島実業協会であった。

青島実業協会は、1918年1月に「青島貿易ノ発展ハ益々急務トナリ、実業協会ノ任務モ

単ニ會員相互ノ親睦ヲ旨トスルノミヲ以テハ満足スヘカラサル状態ニ立チ至リタルヲ以テ、自ラ其ノ目的ヲ拡大シ各種經濟事項ノ調査、貿易ノ發展、実業ノ振興ニ資スルヲ以テ目的ト為スニ至リ、其ノ機関雑誌トシテ」⁵⁰『青島実業協会月報』を刊行した。この雑誌は実業協会が解散する1921年11月（45号）までほぼ毎月発行された。内容としては、協会の会議録から会員の活動、青島・山東經濟状況および日本・中国・世界の関連經濟状況や青島・山東の社会状況、中国における日本人經濟界の動きまでもが扱われていた。

青島実業協会の会員構成は、大会社と中堅の会社・商店の支店や出張所、そして青島に本拠を構え一定の規模をもつ会社や商店が多くを占め、業種別では貿易、運輸、銀行および各種製造業が多くを占めた。吉田建一郎によればこれらの会員は、資本の規模や本拠地により、以下の三つのグループに分けられると指摘している。(1) 日本内地、中国の青島以外および朝鮮に本拠をおく大会社の支店や出張所（三井物産、三菱商事、大倉商事、日本綿花、日本郵船、中村組、横浜正金銀行、朝鮮銀行、大日本麦酒など）、(2) 比較的資本金が少なく、日本内地、中国の青島以外の地に本拠をおく中堅の会社・商店の支店や出張所（新利洋行、東洋塩業、東洋製油、山田出張所、日華協信公司等）、(3) 青島に本拠をおく会社や商店（吉澤洋行、峯村洋行、青島製粉）である⁵¹。また、権京仙によれば、青島実業協会は会員の經濟活動にかかわる様々な問題を、協会のレベルだけでなく、青島守備軍の関係当局・済南総領事・北京公使への陳情・協議・交渉などの方法で解決しつつ、こうした日本政府機関の支援の下で青島・山東經濟界での影響力を拡大させていった⁵²。

実業協会は、山東還付に際して、1921年11月23日の青島商業會議所の創立に伴い解散した。

4. 日本人街の形成

青島守備軍の施政および日本人の渡来によって、青島には日本人街が次第に形成され、日本人のための街づくりは官民両面で推進されていた。

● 日本人新市街

ドイツ統治期には、青島市街は青島区、大包島区、台東鎮、台西鎮に区画されて開発が行

われており、日本もこの都市計画を継承して開発を遂行した。青島軍政署は、将来の商業上の利便性を考え、全体的な構想として「大港を中心とする北部大包島区域付近の市街建築を竣成し、それを北方、台西鎮西方に延長し、その地に日本人市街を形成させる」⁵³という市街拡張計画を立ち上げ、1915年2月より着手し始めた。

当初、ドイツによって築かれた青島市街は商業貿易の中心である大港から離れており、単なる「住宅的市街地」に過ぎないと考えた青島軍政署は、将来日本人の根拠地としてこの地を占有しなければならないと考慮し、青島停車場（駅）の西側の空き地（台西鎮）を新市街の予定区域に選定し、新市街予定地の建設に着手した。1915年5月に至り、道路工事や上下水道の埋設などが完了したにもかかわらず、そこから半年経った10月になっても在留日本人による住宅の新築が見られずに、期待された台西鎮新市街は結局挫折してしまった。単荷君によれば、当初青島に進出した日本人は、中国人街と隣接し、港にも近く商業・貿易上便利な大包島付近に集中した。日本人を大包島から台西鎮へ移転させるためには、多額の資金および優遇的政策が必要だったが、当時の青島軍政署ではこのような条件が揃えられなかったことが、台西鎮新市街計画が挫折した理由である⁵⁴。

台西鎮新市街の挫折に対して、大包島区の煉瓦工場一帯にある「新町」と呼ばれる遊郭地は繁栄を誇っていた。というのも、青島にはドイツ統治期から日本人による売春業が多く開業しており、日本占領期になると一層隆盛を見せた。青島軍政署は風紀取締のため、市内に散在した売春業者を中国人市街の北側、小港と接近した区域（新町）に集中させて統一管理した。その結果、1917年に竣成した新町に、日本人が多く集まるようになっていたのであり、実質上の日本人新市街となった。新町の東部は、料理店や貸し座敷などの指定営業地域となり、西部は、市場敷地と商店向け市街となった⁵⁵。

新町その他、1916年からは青島神社、斎場、火葬場などの建設工事も着手され、1922年の山東還付までの間に台東鎮街道に沿う一帯の工場指定地、三日月町付近市場地、大港付近埋立地などが竣工した。

● 青島神社・忠魂碑

日本占領下の青島では、日本人社会の象徴となる青島神社と忠魂碑が建てられたことも注目に値すべきことである。

日本占領下の青島に生まれた日高六郎は、「青島に住む日本人ならば、この二つの建物をしらないものはなかったであろう。二つとも壮大で、大日本帝国の国威を堂々と誇示していた」⁵⁶と述べている。

青島神社は、1914年11月に工事が始まり、1919年11月に鎮座祭が行われた。青島神社は、若鶴山（現在の貯水山）の中腹に建てられ、若鶴山を含め66,351坪の広さを持っており、天照大神、明治天皇、国魂大神が祭神として祀られていた。「大鳥居から幅広い御影石の石段をあがったところに、社殿がもうけられた。これも内地の官幣社なみの大きさと、威容を誇っていた」⁵⁷と日高は書き残している。

当初、守備軍当局は軍政会計予算から16万円余を出資し、青島神社基金を構成して運営に当たった。1920年度より、その経営を青島日本人会に委託したが、青島日本人会は設立されたばかりで基礎が固まっていなかったため、守備軍当局は止むを得ず方針を改めて、1922年12月に財団法人青島奉斎会を設立し、青島神社ならびに忠魂碑の祭祀・管理に当たさせた⁵⁸。

忠魂碑は、青島旭山（現在の太平山）にあり、1916年3月に起工、翌年4月に竣工した。忠魂碑は日独戦争で戦没した日本兵士を記念するところで、花崗岩で作られ、高さは約20メートルであった。碑の前面に、青島守備軍司令官神尾光臣中將が「忠魂碑」と題字した。

青島神社の他、日本人有志者によって建てられた李村の稲荷神社、台東鎮の稲荷神社と出雲神社もあった。また、仏教では東・西本願寺も青島に出張所を設置し、布教を行った。西本願寺の代表人物大谷光瑞は4回も青島に来たことがある。このように、日本社会はこれらの施設の建設と共に青島に根付いていった。

● 日本人学校

日本占領下の青島で最初に設立された日本人学校は、青島小学校と李村小学校で、それぞれ1915年3月に設立された。その後、青島小学校は日本人人口が増大したために増設することとなり、1917年4月に第一青島尋常高等小学校と第二青島尋常小学校が設立された。1916年には高等女学校が、翌年には中学校が設立された。これらの学校は青島守備軍司令官が設立者となっており、学校経費は軍政費によって賄われた。これらの日本人学校は山東還付によって設立者が居留民団に変更され、学校名に「日本」が挿入された⁵⁹。

青島および山東鉄道沿線にあった日本人学校の名称、設立時期、「在外指定学校」⁶⁰となった時期については、次の表2に示した。

表2：青島および山東鉄道沿線における日本人学校一覧

学校名	設立者	開校年月日	在外指定
青島小学校	青島守備軍司令官	1915. 3. 30	1916. 7. 15
李村尋常小学校	青島守備軍司令官	1915. 3. 30	1916. 7. 15
第二青島尋常小学校	青島守備軍司令官	1917. 3. 26	1917. 5. 10
青島第一日本尋常高等小学校	青島居留民団		1923. 3. 31
青島第二日本尋常高等小学校	青島居留民団		1923. 3. 31
四方日本尋常高等小学校	青島居留民団	1918. 10. 9	1923. 9. 30
滄口日本尋常高等小学校	青島居留民団	1923. 4. 4	1923. 9. 30
青島第三日本尋常高等小学校	青島居留民団		1941. 4. 1
青島中央日本国民学校	青島居留民団		1942. 3. 31
青島中学校	青島守備軍司令官	1917. 4. 4	1917. 7. 5
青島高等女学校	青島守備軍司令官	1916. 4. 15	1917. 1. 10
青島学院紘宇高等女学校	財団法人青島学園	1938. 3. 1	1942. 2. 2
青島学院商業学校	財団法人青島学院	1921. 3. 1	1928. 3. 15
青島学院実業学校	財団法人青島学院	1925. 3. 1	1932. 3. 18
青島日本工業学校	青島居留民団		1943. 9. 1
青島本青年学校	青島居留民団		1940. 2. 29
淄川尋常高等小学校	魯大鋳業公司	1915. 7. 17	1924. 4. 24
坊子尋常高等小学校	坊子日本人会	1915. 12. 1	1923. 3. 30
青州尋常高等小学校	青州日本人会	1916. 2. 6	1937. 4. 24
張店尋常高等小学校	張店日本人会	1916. 4. 15	1923. 4. 1
高密小学校	高密日本人会	1917. 6. 2	
博山尋常高等小学校	博山日本人会	1918. 12. 12	1923. 4. 1
濰県日本尋常高等小学校	濰県日本人会		1940. 6. 12
済南第二尋常高等小学校	済南居留民団		1941. 4. 1
済南第三尋常高等小学校	済南居留民団		1941. 4. 1

出典：山本一生『青島の近代学校：教員ネットワークの連続と断絶』182頁より作成。

このように、多数の日本人移民を伴い、日本人新市街をはじめ、遊郭、神社といった日本植民地のシンボルとなるような要素が青島において増えていった。

三. 青島日本人居留民社会の構造

1. 日本人貿易商人の進出要因

前述したように、青島占領を契機にして、多くの日本人が青島および山東鉄道沿線に進出してきた。その中には、一攫千金を夢見る徒手空拳の「一旗組」が数多くいたが、資本を持つ有力な個人企業家も少なからずいた。彼らは様々な動機を抱えて来青した。これらの日本人が青島に進出した要因を考察し、いくつかの類型にまとめた柳沢遊の研究成果がある。本項は、柳沢論文（1986）に基づいて彼らの進出要因を以下に整理する。

柳沢は1910年代に来青した貿易商人114名をモデルにして、彼らの進出要因を経済的諸要因と社会的諸要因の両面から明らかにした⁶¹。

まず、経済的諸要因から検討した場合、大きく2つの進出類型が存在していたことが分かった。

(1) 主として外地における営業が不振に陥り、ほとんど徒手空拳の状態で青島に流入した商人、いわゆる「零落商人」型である。日本軍の占領直後に来青した営業者の大半は、「零落商人」型であったと推定される。主として、満州・朝鮮の各都市において各種の事業を企画・展開しつつも、日露戦後不況・植民地政策の変更などにより業績が悪化し、日独戦争直後に、青島の戦後好況を期待して、徒手空拳状態で青島に流入した、「一旗組」的商人が、「零落商人」型商人の典型的姿態ということができよう。そして、このような占領直後來青者の多くが、山東還付後には青島に在留していなかったと推察される。

(2) 第一次世界大戦の対中国貿易の拡大・発展過程において、従来の営業の一層の発展をめざして、新市場である青島に新たに店舗を開設することを主目的として来青した商人、いわゆる「支店開設」型である。

「支店開設」型進出は、さらに進出主体・本店との関係などの点で大きく分けると、本店店主自身が支店を開設する場合と、店員が来青して出張所主任（支店主任）になり、後に自

立していく場合の2種に分けることができる。

本店による青島支店開設は、新市場開拓などを目的とする本店事業の拡大・発展ないし営業比重移動の結果として実施されており、その支店営業に店員が配置される場合も含め、店主による監督・経営指導がその後も継続していたことが重要な特徴であった。

青島占領から大戦好況期にかけて、拡大しつつあった青島特産物貿易への参入や新市場開拓を企図して、満州・朝鮮・国内の各貿易商店は、青島に支店（出張所）を相次いで開設していった。かかる支店開設の実施主体は、貿易商店主自身の場合と、貿易商店の有力店員の場合があり、後者が量的には多数を占めていたと思われる。かくして営業を開始した青島支店が、その後も本店との密接な関係を維持する事例（とりわけ有力商店支店）も無視できないが、多くの中小貿易商店の場合には、一定期間の後に本店から独立していった。すなわち、青島支店主任を担当していた店員が、本店から独立して開業していったのである。そして、この独立には、営業不振に伴う支店閉鎖の結果としての青島店舗譲渡の場合と、「暖簾分け」による場合の2つのケースが認められたのである。

次いで、社会的諸要因から検討した場合、主に4種類の契機で来青したことが分かる。

(1) 軍隊従軍経験。この中に、軍人として徴兵されて従軍経験を有する営業者、軍用達商として従軍した経験を有する商人、日露・日独戦争に通訳として従軍した経歴をもつ貿易商人などが含まれる。日露戦争・日独戦争は、それぞれ商人の満州進出・青島進出の重要な「跳躍台」となったわけであるが、それは、戦時期の軍と商人の諸関係にも規定されていたといえよう。すなわち、戦争遂行にとって、用達商、通訳、娘子軍など多数の「民間人」の動員が不可欠であり、かかる従軍「民間人」は、戦争「勝利」後にも占領地に在留して、軍権力の保護のもと各種営業を開始したのである。また軍人従軍者は、一度国内に凱旋した後、新しい営業機会を求めて中国大陸に進出していったのである。

(2) 血縁関係者の招来。血縁関係者の招来は、在華貿易商店の業務拡大の過程で生じている場合が少なくない。血縁関係者の招来を契機とする青島進出は、「支店開設」型進出の一環として行われる場合が多かった。

(3) 青島情報の普及。満州商業会議所・東亜同文書院・青島軍政署などが、軍占領直後から青島関連書籍・雑誌などを公刊した。これらは、青島進出気運を、植民地・国内在住日本人商人の間に急速に醸成していったものと思われる。

(4) 在華実業家養成機関。東亜同文書院・東京外語学校など、中国語教育を中心とする

在華実業家の養成機関は、日露戦争前後の時期より、比較的有力な貿易商店の青島支店担当店員の供給上、きわめて重要な役割を果たした。

このように、柳沢研究では日本人貿易商人の進出要因を分類しているが、日本人貿易商人の進出は単なる 1 つの要因によるものではなく、経済・社会の諸要因が総合的に影響した結果だと考えられる。また、柳沢研究ではこれらの要因について日本人貿易商人を適応対象として限定しているが、彼ら以外の日本人進出者にも適用できると考えられる。

2. 日本人居留民の職業

青島日本人居留民の職業について、青島守備軍司令部は 1915 年度から 1919 年度にわたって継続的に調査を行った。その結果を以下の表 3 に示す。

青島占領 1 ヶ年を経た 1915 年度の日本人居留民の職業構成を見ると、「其ノ他ノ職業」(24%) が最も多く、次いで商業 (22%)、公務員 (20%)、工業 (16%)、自由業 (7%) が上位を占めていた。

この「其ノ他ノ職業」の中身については、青島軍政署が同年 10 月に実施した業種調査から推測できる。青島軍政署によれば、日本人による商売の種類は 187 種、合計 5,100 件であった。上位には、露店 (503 件)、旅館 (315 件)、料理店 (306 件)、雑貨商 (274 件)、土木建築請負業 (222 件)、運送業 (193 件)、古物商 (180 件)、飲食店 (169 件)、行商 (166 件)、食料品 (136 件) など業種が占めていた⁶²。したがって、旅館、料理店、飲食店、理髪 (68 件) など接客業、および土木建築請負業、労力供給 (78 件) など請負業が、上記調査の中の「其ノ他ノ職業」に当たるだろう。

つまり、青島占領当初に進出した日本人は、公務員を除く、主に商業、工業、接客業、請負業、自由業 (技芸・娯楽) に従事していた業者およびその家族であった。特に、徒手空拳の「一旗組」による小規模な商売が多かったと言える。

その後、青島に渡航した日本人人口の増加に伴い、各業種に従事する人口も次第に増加傾向を示していた。特に注目すべきなのは、商業、工業、「公務ニ関スル業」の発展である。

表 3 : 在青島日本人人口職業別調査

業 種	調査時期	1915 年度	1916 年度	1917 年度	1918 年度	1919 年度
		(1915 末調)	(1917. 3 調)	(1918. 3 調)	(1919. 3 調)	(1920. 3 調)
農業		88	66	94	66	41
牧畜業		-	9	19	8	39
林業		-	51	9	6	81
漁業		127	259	523	476	361
鉱業		-	31	108	356	432
工業		2, 421	2, 919	4, 081	4, 617	3, 210
商業		3, 270	7, 468	8, 310	6, 592	6, 927
交通業		755	2, 620	3, 500	3, 769	3, 775
公務に関する業		2, 964	2, 875	4, 001	4, 362	6, 557
自由業	自由業	1, 174	828	935	1, 142	1, 069
	技芸娯楽		1, 145	1, 198	1, 281	1, 419
其ノ他ノ職業		3, 560	3, 358	2, 545	3, 148	2, 505
無職業		379	442	571	532	108
合計		14, 738	22, 071	25, 894	26, 355	26, 524

注：1915 年度は青島・李村政区の日本人人口のみ、1916 年度からは鉄道沿線の日本人人口を含む。

出典：『青島守備軍統計年報』（大正 4～8 年度）（青島守備軍司令部、1917～1921 年）より作成。

まず、商業については、1916 年度から統計上山東鉄道沿線の日本人人口も調査対象となったため、商業人口が一気に 7, 468 人になった。1917 年度に至り、ピークの 8, 310 人に達したが、その後商業における競争は激しさを増していき、経営に失敗し転業する人が多くなり、商業人口の増減が落ち着くようになっていった。

次いで、工業人口は 1918 年度までは徐々に増加していったが、1919 年度には 1, 407 人も減少した。その原因は、民政実施後、日本工場の増設によって生産技術が改良され、機械生産が進み、労働者に対する需要が落ちていたことが挙げられる。一方、人手が必要な紡績工場などでは、労賃が相対的に安い中国人労働者を大量に雇用していた。同調査によると、中国人の工業人口は 1918 年度の 7, 138 人から 1919 年度の 14, 439 人へと増えた⁶³。庄維民・劉大可によれば、日本企業は青島市民および青島近郊、萊陽、蒲台、德州、益都各地の農民を主要な労働力として雇用していた。紡績、製糸、燐寸などの工場では簡単な研修を受ければすぐに機械を操作することができたため、大量の農業労働者を引きつけた。1922 年にな

ると、日本の紡績工場では中国人労働者が約 13,000 人となり、青島の工業人口全体の 60 パーセントを雇用するに至った⁶⁴。こうして、中国人工業人口の急増は、日本人の工業人口を凌駕していったのである。

続いて、「公務ニ関スル業」いわゆる公務員人口については、2 段階の増加が見られる。第 1 段階の増加は、1917 年 9 月民政体制に移行した後、行政拡大のため、公務員人口は 2,000 人台から 4,000 人台に増えた。第 2 段階は、1918 年 11 月原敬内閣が山東還付方針を定めた後、還付に向かって行政整理のため公務員を増員し、1919 年度には前年度に比べ 2,195 人も増加し、ついに 6,000 人台に達した。

こうして、1919 年度に至ると、青島日本人居留民社会の職業構成は 1915 年度に比べ、大きな変動を経て、商業（26%）が 1 位となり、続いては「公務ニ関スル業」（24%）、交通業（14%）、工業（12%）が上位を占めることとなった。また、過去に多かったの「其ノ他ノ職業」が著しく減少し、全体の 9 パーセント程度になった。つまり、青島民政署による施政が安定した 1919 年度には、公務員や会社員が大半を占めるようになり、より安定的な職業構造になったと言える。

この職業調査においてももう 1 つ注意すべきなのは、技芸・娯楽に従事する女性業者、いわゆる娼婦のことである。その人数（家族を除く）は、1916 年度には 995 人、1917 年度には 1,103 人、1918 年度には 1,124 人、1919 年度には 961 人と、商業、工業の女性業者の数をはるかに超過していた。

岡部牧夫は「日本人移民の職業のなかでもっとも特異な存在は娼婦、いわゆる『からゆきさん』である。（中略）娼婦は日本人の移民活動の最初から、むしろそれをリードするように各地に渡っていた」⁶⁵と、娼婦が日本人居留民社会の形成初期において極めて重要な存在であることを指摘した。青島における日本人売春業の歴史は日本占領前のドイツ統治時代に遡ることができる⁶⁶。当時日本人社会は 200～300 人前後の小規模な社会であったが、そのうち 40～50 人が売春婦であった。当時の大阪朝日新聞の記事には、ドイツ統治時代、「よく大通りに三階建ての妓楼から弦歌が流れ、ガラス越しに友禅の舞姿がみられた。彼等を中心として雑貨店、裁縫店、写真店、菓子店などが開店した。娘子軍全盛時代において本場の天草、島原より上海経由し来て、所謂上海より北進し来る者が多数であった」⁶⁷という様子が描かれていた。

ドイツ統治期において、日本の売春業は政府の取締を受けず自由に営業できたが、日本統治になると政府の管理のもとに置かれるようになった。青島での日本人娼婦への取締は占領直後から始まった。1914年12月に売春婦の第一回健康診断が開始され、以降週に1回実施されるようになった。1914年には青島で健康診断を受けた日本「特種婦女」の延べ人員は37,325人であり、そのうち花柳病患者の延べ人員は1,870人であった。また、1914年末までに警察が取り締まった営業の人数のうち、芸妓は234人、酌婦は396人であった⁶⁸。青島軍政署は、風紀取締のため、これらの売春業者を前述した「新町」に集中させ、統一管理を図った。

青島日本人居留民社会における娼婦の存在は、日本占領期に限らず、山東還付後にも継続して見られた。吉見義明の研究によれば、1925年の青島には、日本人芸妓が240人、日本人酌婦が230人、朝鮮人酌婦が30人、計500人の娼婦がいた。1930年には、それぞれ289人・145人・106人と、計540人になっていた。日本人居留民14,500人の割合に対し著しく多く感じられるが、これは観光客が多いことや、第二遣外艦隊（青島付近を警備する日本海軍派遣部隊）所属の海軍軍人がいることと関係があるとされている⁶⁹。そして1930年には芸妓が256人、酌婦が275人おり、カフェー（風俗営業）が7軒あった（女給数は不明）。さらに1933年にはダンサー（私娼）58人が登場し、1936年末には芸妓が210人、酌婦が251人、女給が50人、ダンサーが99人となった⁷⁰。

このように娼婦は、青島日本人居留民社会の形成当初から一定の人数を保ち、青島日本人居留民社会の女性構成員として無視できない存在であったと言えるだろう。

以上、日本人貿易商人の進出要因および日本人居留民の職業に関する分析を通じて、第一次日本占領における青島日本人居留民社会の構造が見えてくる。軍政期には、中小商工業者および無産者の人数が多く、進出者の大半を占めていた。資産がある有力な事業者や国内大手会社の経営者も進出してきたが、その人数は僅かであった。そのため、この時期の青島日本人居留民社会は中小商工業者や無産者など社会下層を基盤にする社会であった。民政期に入ると、行政の拡大および国内企業の進出に伴う公務員や会社員などの進出によって、青島日本人居留民社会の中間層が充実した。また、軍政期における日本人経済の優勝劣敗を経て、一部青島現地の企業が発展し、その経営者が社会上層に上ってきた。しかし、この時期に社会下層にあたる人々の進出もまた増えつつあったため、軍政期に比べると社会構造には大きな変化が現れなかった。つまり、第一次日本占領における青島日本人居留民社会は、

中小商工業者を中心にする上・中・下三層に分かれるピラミッド型の構造となっていた。

おわりに

日本帝国の山東進出は、日本人居留民・日本資金による人的移動と経済的投資、および日本軍による軍事的侵略・占領をエンジンにして牽引されていた。日清・日露・日独戦争に伴い、その範囲は山東北部の威海衛、煙台から南部の青島、さらに奥地の済南まで拡大していった。日本占領下の青島は山東全省に広がっていた日本人ネットワークの中核となり、青島日本人居留民社会は山東各地の日本人居留民社会をリードしていた。

軍政当初、日本の青島統治は主にドイツ統治時の政策および日露戦争時の軍政経験を参考にしていた。この時期、日本政府の山東省における権益に対する方針はまだ明朗化されていなかったが、青島守備軍当局はすでに青島に長期的な計画を持ち、全体の街づくりのため動き出していた。この点から見ると、軍部には青島領有に対しての強い意向があったことが読み取れる。日本にとって青島の重要性は、この時期から守備軍当局の手によって徐々に積み上げられていた。

青島における日本人の進出はドイツ統治期に遡るが、大きな進展が見られるのは日本占領期である。青島への日本人居留民社会の形成には、青島守備軍による手厚い支援が欠かせなかったのである。そして、その社会は日本軍政の下に軍事的な保護を受け成長していき、経済的・政策的にも優遇されたため、山東鉄道や鉄道沿線の炭坑などの帝国主義的権益が安定していた時期は、他の地域の日本人居留民社会と比べて、より強固な基盤を持ち得たのである。特に青島という街自体は、元々ドイツの植民都市として構築され、その後日本当局の改造・拡張によって日本人の生活基盤が整備された。以上の過程を経て、日本人の移住と日本企業の設置のための基礎が作り上げられたのである。

第一次世界大戦好況期と言われるこの時期に中小商工業者を代表した日本人が、様々な経済的・社会的要因によって青島に進出した。そのため、最も多く進出してきた中小商工業者がこの時期の青島日本人居留民社会の中心となっていた。

青島における日本人の進出は、「戦争による占領地の獲得→日本人の占領地への蝟集→一攫千金的・投機的営業活動の展開」という図式的日本人進出モデルの 1 つの典型例と言える。

-
- ¹ 参謀本部編『明治二十八年日清戦史』第八卷（東京印刷、1904年3月～1907年10月）121～122頁。
- ² 外務省通商局編『在芝罘日本領事館管内状況』（1921年4月）295頁。
- ³ 同上、295頁。
- ⁴ 同上、295頁。
- ⁵ 田原天南『膠州湾』（満州日々新聞社、1914年12月）545～548頁。
- ⁶ 浅田進史『ドイツ統治下の青島：経済的自由主義と植民地社会秩序』（東京大学出版会、2011年）。
- ⁷ 前掲、田原『膠州湾』539頁。田原天南によれば、高橋徳夫は長崎ドイツ領事館の通訳にしてドイツ人との交際が広く、ドイツの膠州湾占領とともに率先して渡航し、請負その他の事業を営み、多少の成功をおさめた。某ドイツ人の勧誘に従い、酒樓を開き日本の美女を蓄え、頗る繁栄して巨利を博した。ところが、高橋は日露戦争の際に従軍して病死したため、その事業は石川県出身の今村徳重に継承された。今村は、高橋の業を継ぎ、十数万の富を積んだ。田原は「兎に角高橋今村の兩名は其の事業正人君子の齒せざる所なるも、青島日本人の草分たる名誉は没すべからず」と二人を評している。
- ⁸ 同上、541頁。34人は家族および使用人を含む。
- ⁹ 李俊熙・趙頭鎬「1914年以前日本人在山東」（『東方論壇』2000年第四期、82～86頁）。
- ¹⁰ 『清国芝罘、威海衛、旅順口、青泥窪、牛莊、膠州及上海視察報告書』（横浜関税、1904年）434頁。
- ¹¹ 単荷君「ドイツ統治下の青島における日本人の進出1897～1914：経済活動と情報収集活動を中心に」（『総研大文化科学研究』14号、2018年3月）140頁。
- ¹² 「光緒28年（1902）膠州口華洋貿易情形論略」（『中華民國海關華洋貿易総冊』台北国史館重印、1982年6月）。
- ¹³ 前掲、田原『膠州湾』538頁。
- ¹⁴ 前掲、李・趙「1914年以前日本人在山東」。
- ¹⁵ 関東都督府民政部編『山東省視察報文集』（1913年12月）。
- ¹⁶ 「日英同盟ト利害ノ方嚮ヲ異ニセル独逸国ノ勢力ヲ絶東ヨリ駆逐シ、斯クシテ東洋永遠ノ平和ヲ確保シ、同盟協約規定ノ特殊利益ヲ保護」。参謀本部編『大正三年日独戦史』上巻（東京偕行社、1916年）12頁。
- ¹⁷ 内山正熊「日独戦争と山東問題」（『法学研究』33(2)、1960年2月、243～291頁）246～247頁。
- ¹⁸ 同上、252～255頁。ジョルダンは、「支那国ニ対スル日英共同警告中ニ戦後膠州湾還付ニ関スル声明挿入方」を強硬に主張し、強く本国政府に稟議していた。
- ¹⁹ 『日本外交文書』大正四年第三冊下（外務省、1969年）829頁。

-
- ²⁰ JACAR (アジア歴史資料センター) A03023079200 公文別録・陸軍省・明治十九年～大正七年・第一巻・明治十九年～大正七年 (国立公文書館)。
- ²¹ 清水秀子「山東問題」(『国際政治』56、1977年、117～136頁)。
- ²² 単荷君「青島守備軍の懐柔政策：大谷喜久蔵の統治構想を中心として 1915～1917」(『日本植民地研究』31、2019年、18～34頁)。
- ²³ 本庄比佐子「膠州湾租借地内外における日本の占領地統治」(本庄比佐子編『日本の青島占領と山東の社会経済 1914～22年』東洋文庫、2006年、1～26頁) 5～6頁。
- ²⁴ 柳沢遊『日本人の植民地経験：大連日本人商工業者の歴史』(青木書店、1999年) 82～87頁。
- ²⁵ 遅塚金太郎『山東遍路』(春陽堂、1915年) 100～102頁。
- ²⁶ 岡倉生「山東に来て」(朝日新聞連載、1914年)。
- ²⁷ 『青島軍政史：自大正三年十一月至大正六年九月』第一・二巻(陸軍省、1927年) 114～115頁。
- ²⁸ 松浦厚『青島遊記』(1915年) 27～28頁。
- ²⁹ 制錢事業とは、中国制錢(銅錢)買入れのことである。第一次世界大戦で銅の需要より銅価が暴騰した状況下では、日本軍の占領と共に制錢売買が激増した。沿線各地の農民から買入れた制錢は、青島に運ばれて中国の法に違反して日本へ輸出されたのである。前掲、本庄編『日本の青島占領と山東の社会経済 1914～22年』17頁。
- ³⁰ 前掲、『青島軍政史』第一・二巻、114～115頁。
- ³¹ 同上。
- ³² 『山東における在留邦人の消長』(青島居留民団・青島日本商業会議所、1927年8月)。
- ³³ 同上。
- ³⁴ 同上。
- ³⁵ 前掲、本庄編『日本の青島占領と山東の社会経済 1914～22年』3頁
- ³⁶ 同上。
- ³⁷ 『軍令集：自大正六年七月至大正六年十二月』(青島守備軍司令部) 29～30頁。(外務省記録『日独戦役占領地施政一件：青島ノ部』所収)。
- ³⁸ 「軍告示第93号」。同上、『軍令集』38～39頁。
- ³⁹ 前掲、本庄「膠州湾租借地内外における日本の占領地統治」5～6頁。
- ⁴⁰ 前掲、『青島軍政史』第一巻、114～115頁。
- ⁴¹ 同上。

-
- ⁴² 高橋源太郎『最近之青島：山東鉄道沿線小記』（久松閣、1918年）130頁。
- ⁴³ 東京朝日新聞 1920年8月18日朝刊。
- ⁴⁴ 「青島日本人会規則」外務省記録『在外居留民団（会）関係雑件 青島ノ部』第一巻、3.8.2.252-5、外務省外交史料館。
- ⁴⁵ 同上。
- ⁴⁶ 同上。
- ⁴⁷ 同上。
- ⁴⁸ 『青島之商工業』（青島守備軍民政部、1918年）193頁。
- ⁴⁹ 吉田建一郎「『青島実業協会月報』『青島商業会議所月報』『経済週報』の記事目録」（本庄比佐子編『戦前期華北実態調査の目録と解題』財団法人東洋文庫、2009年、131～207頁）。
- ⁵⁰ 同上。
- ⁵¹ 吉田建一郎「『青島実業協会月報』解題」
(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/kichosyo/seito/intro.html>)
- ⁵² 権京仙「青島日本商業会議所『経済週報』解題-近代日本人の青島進出と経済活動-」
(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/kichosyo/qingdao/intro.html>)
- ⁵³ 前掲、『青島軍政史』第五巻、444頁。
- ⁵⁴ 単荷君「日本第一次占領期における青島軍政署の都市開発政策-日本人新市街「新町」の形成を中心に」（大里浩秋・内田青蔵・孫安石編著『東アジアにおける租界研究 その成立と展開』東方書店、2020年）。
- ⁵⁵ 単荷君「青島の日本人居留民社会的誕生と発展（1898～1922）」（日本語）華東師範大学硕士学位论文、2015。
- ⁵⁶ 日高六郎『戦争のなかで考えたこと：ある家族の物語』（筑摩書房、2005年）100頁。
- ⁵⁷ 同上。
- ⁵⁸ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B12081616000、社陵関係雑件(B-3-10-1-38)(外務省外交史料館)。
- ⁵⁹ 山本一生『青島の近代学校：教員ネットワークの連続と断絶』（皓星社、2012年）181頁。
- ⁶⁰ 「在外指定学校」とは「外国に在つて日本人のために設立されている学校にして「恩給法施行令」第八条に關し外務・文部両大臣の指定したる学校」のことである。城戸幡太郎『教育学辞典』第二巻（岩波書店、1937年）843頁。
- ⁶¹ 柳沢遊「1910年代日本人貿易商人の青島進出」（『産業経済研究』27(1)、1986年6月、203～239頁）。
- ⁶² 『軍政一周年記念』（青島軍政署、1915年11月）。

⁶³ 『青島守備軍統計年報』大正七年度（青島守備軍司令部、1920年）。『青島守備軍統計年報』大正八年度（青島守備軍司令部、1921年）。

⁶⁴ 庄維民・劉大可『日本工商資本与近代山東』（社会科学文献出版社、2005年）148頁。

⁶⁵ 岡部牧夫『海を渡った日本人』（山川出版社、2002年）。

⁶⁶ 前掲、単「ドイツ統治下の青島における日本人の進出1897～1914」。

⁶⁷ 「青島と日本人」大阪朝日新聞1914年2月18日。

⁶⁸ 『青島守備軍統計年報』大正四年度（青島守備軍司令部、1917年）。

⁶⁹ 吉見義明『売春する帝国：日本軍「慰安婦」問題の基底』（岩波書店、2019年）130頁。

⁷⁰ 同上、176～177頁。

第二章. 山東問題と青島日本人居留民社会の自立

はじめに

青島占領以来、日本は山東省における権益の永久領有を図り、その経営を進めてきた。しかし、第一次世界大戦の終結に伴い、膠州湾租借地の還付が日中間の議題となっていた。山東還付をめぐって検討が行われる中、青島守備軍および青島日本人居留民は現地からの声を発して種々の活動のために動き出した。しかしながら結果的には、国際情勢の転換の中、日本は青島および山東省における諸権益を中国に返還せざるを得なかった。山東還付に臨み、青島守備軍および日本政府は、様々な政策によって山東権益を現地に残留した日本人居留民に引き継がせた。

本章は、第一次日本占領期の後期、すなわち 1917 年の青島民政部の設置から 1922 年の山東還付までの時期を考察し、青島での民政統治によって山東権益が固められ、青島を日本のものにしようとした日本政府の企図を明らかにする。そして、山東問題をきっかけに生じた青島居留民社会の最初の権益擁護運動の展開および日本人居留民が演じた役割を明らかにする。加えて山東還付を契機に自立した青島居留民社会の基本性格の変化を検討する。

一. 山東における日本権益

1. 山東還付問題

第一章で述べたように、日本のドイツに対する最後通牒には「独逸帝国政府ハ膠州湾租借地全部ヲ支那ニ還付スルノ目的ヲ以テ、千九百十四年九月十五日ヲ限り無償無条件ニテ日本帝国官憲ニ交付スルコト」¹という返還条項が含まれていた。そのため、青島占領直後、膠州湾を中国に還付すべきか否か、という問題は膠州湾処分問題の最大の焦点となった。膠州湾還付の是非について、輿論はおおむね「還付賛成論」と「還付反対論」の2つに分かれた。また少数であるが、処分について議論することは尚早だとする「議論尚早論」を説くものも存在した。しかし、「支那保全」・日中関係を意識した還付賛成論の多くは、無条件での還付ではなく、還付に際しては条件をつけるべきであると説いていた²。一方、日独開戦直

前に民間人によって出版された『膠州湾』には、「独逸の有する鉱山採掘、鉄道の敷設等経済上の利益は、日本の疲憊せる財界を賑はすに足るもの多かるべく、山東省の富源が一度び日本人の掌中に帰すれば、一方独逸の輸入を撃退して、邦人の受くる利益亦甚大ならんとす」³とあり、青島占領による経済効果を期待する見方も輿論の一端を担っていた。

この還付問題について、初代青島守備軍司令官神尾光臣は、1915年5月退任の際に自身の統治経験に基づく建議書である『山東経営卑見』⁴を政府に提出し、主に3点の見解を示した。図3は神尾が予定していた青島専管居留地の地理範囲を示している。

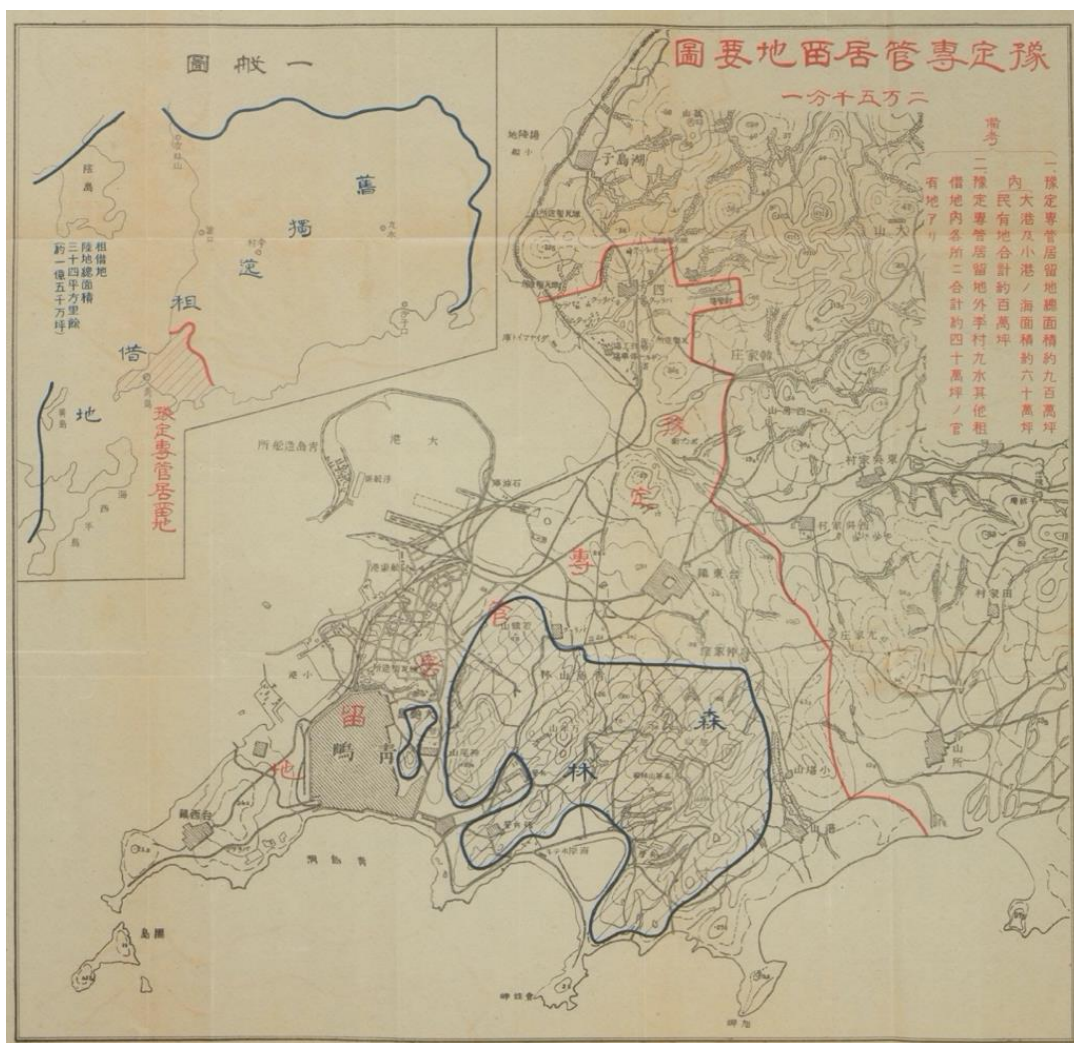


図3：神尾光臣『山東経営卑見』付図「予定専管居留地要図」（国立公文書館所蔵）

（注：予定専管居留地の範囲は地図上の赤い線よりも西側の部分である）

以下、神尾が示した見解を順番に見ていく。1 点目は青島専管居留地について、「膠州湾租借地ヲ支那ニ還付シ青島ニ日本専管居留地ヲ設定スルモノトスレハ其地域ヲ別紙要図ノ如ク定ムルヲ要ス」とある。その理由は、(1)「青島専管居留地ハ最小限別紙要図(図3)ニ示ス所ノ地域ヲ包含セシメサル可カラス。否サレハ、他日青島ノ大ニ發展シタル暁、我国人ハ外国人ニ其勢カヲ奪ハルルノ虞ナシトセス」、(2)「青島ニハ天津、北京、漢口以上ニ有力ナル帝国軍隊ヲ駐屯セシムルノ必要アリ(中略)此ノ地域内ニハ独逸時代ノ永久兵營及軍用地現存セルヲ以テ直ニ使用シ得ルノ利益アリ」、(3)「該地域は(中略)永久ニ記念スヘキ新戰場ニシテ、之ヲ外国人ノ蹂躪ニ委シテ顧ミサルハ帝国臣民ノ忍フ能ハサル所ナリ」、(4)「我居留地ヲ広クシ以テ多数ノ有力ナル支那避難民ノ収容地ニ充ツルヲ要ス、然ル時ハ啻ニ青島ノ發展ノミナラス、延テ山東沿線ノ開發ヲ助成シ我帝国ノ山東經營上尠カラサル利益ヲ齎サンコト必然ナリ」、(5)「該地域内ニハ(中略)其ノ大部分ハ独逸ノ官有地ナリシヲ以テ専管居留地トシテノ整理ハ甚タ容易ナリ」と示されている。

2 点目は山東鉄道經營について、「山東鉄道ヲ以テ南滿州鉄道会社ノ付属經營ト為スハ適當ナラサルヲ以テ純然タル独立会社トナシ炭鉱、埠頭等ノ業務ヲ兼營セシムルヲ要ス而シテ該会社ノ資本中ニハ支那官民ノ若干出資加入ノ余地ヲ存スルヲ有利トス」とある。その理由は、(1)「一滿鉄会社ノ附属經營ニ委スルコトナク、宜シク一大会社ヲ創設シ堅忍ニシテ炯眼有為ナル總裁ヲ置キ銳意専心該鉄道ノ發展ニ努力セシメリルヘカラス(中略)決シテ主従ノ關係ヲ有セシムヘキモノニアラサルヲ以テナリ」、(2)「炭鉱、埠頭等ノ事業ハ鉄道ト極メテ密接ノ關係ヲ有シ利害消長ヲ同ウスルヲ以テ之ヲ統一經營ニ属セサルヘカラス」、(3)「会社ノ資金ニ支那官民ノ出資ヲ加入セシムル時ハ将来支那内地ニ向ヒ發展ヲ企図スルニ際シ、支那官民トノ交渉ニ便スル所決シテ尠ナカラサルヘシ」と示されている。

3 点目は製鉄所ノ設立について、「金嶺鎮鉄山ヲ利用シ山東省ニ一製鉄所ヲ設立スルヲ要ス」とある。その理由は、(1)「金嶺鎮ノ鉄鉱ハ其質ニ於テ將タ其量ニ於テ共ニ極メテ有望ナリ(中略)速ニ金嶺鎮製鉄所ヲ起シ外国製品ノ駆逐ヲ図ルヲ要ス、之レ独り經濟上ノ問題ノミニ止ラスシテ帝国陸海軍用兵器ノ完全ナル独立ニ資スルコト多大ナルヘシ、幸ニ贛山産炭ハ其質最モ製鉄ニ適シ、又支那労働者ノ賃金頗ル低廉ナルを以テ我山東ニ於ケル製鉄事業ノ前途ハ頗ル有望ナリ」、(2)「凡テ工場ノ設立ハ之ト共ニ其国民ノ進入ヲ誘引ス此意味ニ於テ製鉄所ノ創設ハ又我國民ノ山東省ニ向テスル自然的發展ヲ助長セシムルノ利益アリ」と示されている。

神尾が予定する専管居留地の面積は約 900 万坪、そのうち大港および小港の面積は約 60 万坪、民有地合計約 100 万坪、そのほか専管居留地外の李村、九水などの各所に官有地合計約 40 万坪があり、合わせて約 940 万坪に及んでいた。これらは旧ドイツ膠州湾租借地の面積（陸地 1 億 5,000 万坪）の 6 パーセントにしか至ってないが、「予定専管居留地要図」（図 3）のようにその地域は、ドイツが全力を挙げて建設し最も整備が進んでいた青島市街地の全域が含まれており、専管居留地内には、軍事施設、工場地帯、海港鉄道、水源地としての森林をすべて確保していた。この専管居留地に山東鉄道および沿線鉱山の経営権を加えれば、旧膠州湾租借地を中国に返還しても、実質上日本はドイツの成果を領有し、その権益を独占することも可能になっていた。この段階において、日本にとって山東権益の中身は旧ドイツの権益とほぼ一致していたと言えるだろう。

2. 青島永久領有の構想

1914 年 11 月、日本は膠州湾租借地・山東鉄道の占領により、中国とドイツ間で締結した「膠州湾租借条約」やその他の協定・約定の権利を事実上継承し、さらに 1915 年第二次大隈重信内閣が北洋袁世凱政府に対して押しつけたいわゆる二十一カ条の要求の山東省に関する条約および、1918 年寺内正毅内閣が西原借款を交換条件として北洋段祺瑞政府と結んだ「日支共同防敵軍事協定」（高徐・濟順鉄道に関する交換公文を含む）により、山東権益に対する条約上の根拠を確保した⁵。こうして、日本は青島の永久占領を図り、その実行は寺内正毅内閣によって推進された。

後の青島民政長官の秋山雅之介⁶によれば、1915 年 8 月 30 日、韓国併合五周年記念の祝宴が総督官邸で開催され、朝鮮総督寺内正毅が「五歳の星霜向鉢巻うなり声」を披露したのに対し、秋山は「満蒙にひゞけ五年のうなり声」を和したが、その中に「支那国ニ還付スルノ目的ヲ以テ」などという文言があったことに対して、元老の山縣有朋も、首相の大隈重信も、外相の加藤高明も、難色を示したという出来事があった。この様子に気づいた寺内と秋山は、「何とかこれに対する有効な方策を講ぜねば（中略）逸早くこれを以て国家の患と看取」り⁷、苦慮した。その後、寺内は中央に移動し、首相となった。1916 年 10 月 9 日、内閣を組織した寺内は、中央の仕事が一段落ついたところで、山東での権益を固める仕事にとりかかった。この仕事は自然に、寺内の股肱であった陸軍省参事秋山に託されることになっ

た。

1917年8月6日、青島守備軍司令官には、大谷喜久蔵に代わり、本郷房太郎中将が就任した。本郷は寺内陸相時代の高級副官を経て、日露戦争後期および戦後に名人事局長とうたわれた寺内幕下有数の軍政家である。秋山は、本郷の就任を見て、いよいよ民政を布く機運が熟したと判断し、9月に青島へ出発し、10月1日に青島守備軍民政長官に任じられ、同日民政部が設置された。

1918年7月、本郷は大將に昇進し、10月に青島守備軍司令官を辞任した。本郷の次には大島健一が赴任し半年余で由比光衛に代わったが、秋山は民政部設置より山東還付まで、民政部長官の地位を動かなかつたのである。このことから、民政下の最高指導者は終始一貫して秋山であったことが分かる。

『秋山雅之介伝』では、秋山の青島民政官時代のことを次のように評価している。

公平に見て、政治外交的に無事圓滿に行きさうもない青島を、こっちの統治次第で、仁政を施して民を懐ければ、いはゆる既定の事実が物をいって、ずるずるに日本のものになるといふやうな、素朴にして横着な考が、日本のどこかにあつたのかも知れない。これがために、犠牲に上げられた人の数は必ずしも少なくないが、氏のごときも、一応、その最も顕著な一人といふことができる。然しながら、厳格にいふと、さうした鶴的政策を遂行する衝に當つた氏のごときは、犠牲者といふよりは、寧ろ責任者といふべきであらう⁸。

このように、秋山は最大の責任者として青島を日本のものにするための工作につとめていた。このような経緯を経て、日本の青島永久領有の工作が軌道に乗って実行されていった。

3. 民政下の青島発展と阿片

民政の下、行政規模が拡大し、施政の重点は工商業の発展、市街地の拡張、教育・医療・宗教施設の増設などに置かれ力が注がれた。青島居留民の長久の発展と日本人招来のために、民政部は優遇政策を取った⁹。具体的には、(1) 官有地を廉価で貸下げること、(2) 工

業用原料の鉄道運輸費を軽減すること、(3) 工業用水と工業用電力を廉価で提供すること、(4) 各種租税を減免すること、(5) 官営の屠獣場、発電所、水道、林業などの収入の一部を、病院、学校、神社などの一般居留民の日常生活に欠かせない施設の運営・保護に投入すること、などの政策が挙げられる。こうして、山東還付までに、日本資本工業はあらゆる産業部門に浸透し、商業も中国内地に広大なネットワークを形成した。市街地もドイツ統治期に比べ3倍に拡大し、学校、病院、公園のような生活施設も軍政期から整えられた¹⁰。

1916年に内外綿株式会社青島工場が創立され、翌年12月には操業を開始した。この工場の設立を契機にして、1922年までに青島近郊の四方や、滄口に、大日本紡績株式会社大康工場、長崎紡績株式会社宝来工場、富士瓦斯紡績株式会社富士工場、鐘淵紡績株式会社公大工場、日清紡績株式会社隆興工場の大手紡績企業5社が進出し、青島は上海に次ぐ日本の在華紡績業の根拠地となった。青島における主要な日本紡績会社は、表4の通りである。

青島日本商工会議所の経済雑誌『経済時報』によると、青島における紡績業のめざましい発展には6つの要因があった。それは、(1) 気候が紡績業にあったこと、(2) 労働力がほぼ無尽蔵であったこと、(3) 石炭と原綿が地元で簡単に手に入ったこと、(4) 販売地域が広範囲にわたっていたこと、(5) 内陸へ向かうにも海へ向かうにも交通の便が良かったこと、(6) 政治的に安定していたこと、である¹¹。

表4：青島における日本紡績工場設立概況

会社名	工場名称	所在地	設置年月	始業年月
内外綿株式会社	内外綿工場	四方	1916. 7	1917. 12
大日本紡績株式会社	大康工場	四方	1919. 12	1921. 1
富士瓦斯株式会社	富士工場	滄口	1921. 1	1922. 12
鐘淵紡績株式会社	公大工場	滄口	1921. 11	1923. 4
長崎紡績株式会社	宝来工場	滄口	1921. 3	1923. 11
日清紡績株式会社	隆興工場	四方	1922. 4	1923. 4

出典：樂玉璽『青島の都市形成史 1897～1945』154頁より作成。

日本紡績業の青島進出を契機に、化学工業、飲食品工業、機械器具工業、採鉱工業なども日本資本の主要な進出先として青島へ集中していった。この時期に日本資本により設立された工場は、紡績6、燐寸4、鉄工所3、印刷3、窯業2、製油2、煙草1、製糸1、製粉1、

化学 1、石鹼 1、セメント 1 の合計 26 の工場および元ドイツ資本の麦酒、製氷、採鉱、製塩の各業種が日本企業によって再組織された。欧米資本により設立された工場は 3 つあり、アメリカ資本のスタンダード石油・ラングカート石油の 2 工場およびドイツ資本の泰隆絨毯の 1 工場があった。一方、中国資本の産業もこの時期に一層発展し、青島近代中国紡績業を代表とする華新紡績工場、織布工場、靴下工場および紡績機械修理などの綿紡績と関係がある工場が多く設立されると同時に、燐寸、製油、製粉、機械修理などの中小企業も設立され、全部で 41 の工場が創立された¹²。欒玉璽によれば、こうした青島近代工業の体系的発展が日本資本の積極的進出によってもたらされ、半植民地的な工業構造を持つようになっていったのである¹³。

しかし、このように民政期における青島の発展の裏には、阿片専売により支えられていた暗部があったことが、秋山の記録から分かっている。阿片政策に関わった秋山は、阿片専売に関して次のように吐露した。

どんどん日本人に事業経営をさせるには、強力な国策的掩護が必要であるのみならず、これを急速に移植発育させる為には、財的な施肥が須要不可欠である。けれども、その肥料代を中央に請求するのは、するだけ野暮といふのであった。そこで劉子山から阿片専売に対する冥加金を上納させ、その臭い金をば好適の肥料として、山東栽培のために活用したのである¹⁴。

ドイツ統治期では、青島における吸煙は禁止されなかった。日本占領後は、吸煙や密輸密売が一層蔓延するようになった。軍政実施当時、様々な課題への対応に忙殺されていた守備軍当局は中国人の吸煙を黙認した。1915 年 4 月から青島守備軍は本格的な阿片制度をはじめた。

1915 年 1 月当初、守備軍当局は「立昇号」という中国人（丁敬臣）経営の店とドイツ政庁との阿片専売契約の継続を認め、営業再開を認めた。まもなく、この阿片専売権は中国人劉子山が経営する「扶桑号」という店に引き継がれ、毎年更新され 1921 年 1 月まで継続された。

当初、阿片事業の担い手はあくまでも守備軍当局であり、劉子山に与えられていた役割は販売のみを担当する下請け、すなわち販売代理店である、という構想の下で専売制度が成立

した。日本の当局者は、販売現場を除いた流通と消費の全経路を自らの手で管理、運営、展開し、これによって阿片事業の主導権を握ろうとしたのである。

しかし、1915年春以後、劉子山が直営阿片館を開店しただけでなく、他の中国人も、劉子の店の「支店」の名目で阿片館を開き、卸売業と小売業を兼営するようになった。こうして、青島全域と鉄道沿線にわたる阿片の流通販売網が出来上がり、劉子山は地域のすべての阿片卸・小売商人と阿片館経営者の頂点に位置するようになっていった。桂川光正は「事実上の吸煙公認政策のもとで、劉子山は守備軍当局の下請けの地位からいつの間にか抜け出して、阿片の生産・流通・販売の実権を一手に握る最高権力者として、青島の阿片界に君臨するようになっていたのである」¹⁵と指摘した。こうして、日本側の当初の構想とは異なり、阿片政策の主導権は劉子山に移っていった。

またこの阿片制度によって、青島を台湾総督府製煙膏の新たな独占市場とすることが守備軍当局によって図られたが、台湾産煙膏の市場独占は1915年の一年間だけで、1917年以降はインド産・ペルシャ産の生阿片に圧倒され、この計画は失敗に終わった。

一方、守備軍当局は「漸禁主義」を標榜したが、実際には私設の阿片館が事実上公認され、また医師からも簡単に阿片を手に入れることのできる状況が続いた。青島の中国人は自宅でも阿片館でもほぼ自由に吸煙できるようになっていた。

阿片販売は現地日本人にとっても非常に魅力的な商売であったため、それに関与した日本人は少なからず存在していた。しかし、山東全体の阿片販売は劉子山直営または他の中国人経営の卸売店に独占されていたため、日本人は小売店または二次以下の卸売店を営むに過ぎず、自立的な日本人阿片館経営者は一人もいなかった。一方、中国人阿片商の中には、日本人が日本軍の保護を受けられることを利用して、中国側地方官憲の取締を免れるために日本人と組み、山東各地で阿片を売り歩いてきた者もいたと言われている。秋山は民政長官に着任後、「日本人にして之（阿片販売）に関与せしむるときは、種々の弊害を生じ、或は国際的問題をも惹起するの恐ある」¹⁶ことを考慮し、日本人の阿片販売を一切禁止した。桂川によれば「山東で阿片に関わった日本人は、基本的には小売商人であった。（中略）彼らは、現地における阿片の流通と消費のシステムの末端にぶら下がることで、かろうじて生計を維持していたのである。彼らが阿片・麻薬を山東各地に持ち込み売り込んだことの『罪』は、勿論否定できないが、その存在や実際の役割と影響力は実はさほど大きなものではなかったと考えた方がよいだろう」¹⁷と述べている。

1919年1月、日本政府は関東州と青島での阿片制度の廃止、台湾での阿片制度の5年後の全廃などを閣議決定した。しかし、現地においては事実上現状維持であった。そのため、1920年9月、日本政府は再び青島と関東州における阿片制度を翌年3月まで全廃することを閣議決定した。これに対して、青島守備軍と関東庁は再び強く抵抗した。結局、日本政府は特許専売制の存続を暗黙裡に承認せざるを得なかった。一方、国際社会の評判と中国政府の抗議に対応するために、1920年末から青島における新たな阿片制度が実施され、1921年1月新しい「阿片取締規則」が公布された。しかし、この措置の主眼は、闇阿片の流通と消費を徹底的に取り締まることにあった。この規則の実施によって、劉子山から青島阿片制度における主導権を取り戻そうとしたのである。

1922年の山東還付によって、青島の阿片政策は撤廃され、日本占領下の青島における阿片制度は終わりを告げた。第一次世界大戦終結後のワシントン会議において、日本側は占領期間中青島における阿片専売制度採用の主旨を以下のように国際社会に述べたが、それは詭弁にほかならなかった。

青島ニ於ケル阿片ノ制度ハ、戦前独逸政庁ノ施行セル特許制ヲ踏襲セルモノニシテ、占領当時諸事未タ緒ニ就カサル際、阿片ノ密売密輸入頗ル盛ニシテ喫煙者ノ数モ從テ益々増加ヲ示スノ情勢ナリシヲ以テ、之カ予防ト制限ニ務ムルハ千九百十二年国際阿片条約ノ主旨ニ協ヒ、且支那政府カ採レル漸禁主義ニ合致シタル最適切ナル措置ト認め、彼等中多年阿片吸飲ノ悪習ニ感染シ、今遂ニ此悪習ヲ廃棄シ難キ癮者ト認めラルル者ニ限り、記名ノ許可証ヲ下付シテ吸飲セシメ、専ラ新規吸飲者ノ防止ニ努ムル為此ノ専売制ヲ採用セリ¹⁸。

桂川によれば、青島における阿片制度実施の目的は占領地統治の財源確保にあった。阿片からの収入が実際にどれほどの額になったのかは不明であるが、守備軍当局の主要な財源であり、税外収入の柱であったということは、それだけ価値が大きかったことを示している。阿片政策は、日本商工業者を保護し日本人による産業を現地で育成する政策の財政を支えるために、それとセットにして実施されたものである。以上の事から、青島における阿片政策を通じて別の意味での日本の「帝国」としての弱さが露呈していると見ることができる、と桂川は指摘した¹⁹。

二. 第一次世界大戦終結と山東問題の浮上

1. 山東問題をめぐる交渉

第一次世界大戦終結に伴い、世界情勢は大きく動いた。1918年11月、パリ講和会議を前にして、山東の永久占領が困難と判断した原敬内閣は1915年の「膠州湾租借地に関する交換公文」(1915年5月25日、日置益駐華公使と陸徵祥外交総長間で交わされたものである)に基づき両国の直接交渉による返還の方針を打ち出した(以下、「条約案」)。ところが、アメリカの後援を望む中国は直接交渉を拒否し、加えて中国国内においては五・四運動および日貨ボイコット運動が激発し、ついにパリ講和条約調印を拒否する事態にまで及んだ。これを受け、山東問題の早期解決ならびに直接交渉を求める日本は外務省をはじめとして、還付条件の緩和を模索していた。そんな中、1920年8月2日パリ講和会議の最後、アメリカの要請で日本全権は還付条件の緩和を声明した(以下、「声明案」)。そして翌年9月2日、ワシントン会議招請を契機として、アメリカ国務長官ヒューズからの斡旋承諾を受け、日本はさらなる緩和案である『山東善後措置案大綱』を発表した(以下、「措置案」)。この還付条件につき国内の輿論はこれを「大譲歩」であると評し、大方は支持の態度を示した²⁰。

しかし、外務省の積極的態度に対して陸軍省はかなり頑固な態度を取り、両者の間に軋轢が生じ、その論点は撤兵、居留地設置、山東鉄道および沿線鉱山の3点に集中した。

まず、青島守備軍の処置について、「条約案」では、「山東鉄道沿線軍隊は済南に一部隊を残して青島に集中させる」という条件があったが、「声明案」では「膠州湾還付に関する協定が日中間に成立したあかつきには、山東に駐屯の日本軍隊の全部を引き揚げる」と変更した。軍隊の撤退については、外務省と陸軍省の間で早い段階のうちに了解事項が成立し、外務省が求める即時撤兵に必要な準備を整えておくことができた²¹。

ところが、難航したのは軍部が執着した専管居留地と山東鉄道の権益であった。これらの問題は現地に嵐を引き起こし、山東省在住日本人は沈黙を破って、異議を申し立て、ストライキや上京陳情などに挺身した。

山東鉄道および沿線鉱山の経営に関しては、軍部は一貫して日中合弁を主張した。1921年11月、3回にわたり外務省、陸軍省、参謀本部、青島民政部などの関係者が会合して、「措

置案」に基づく細目協定を協議した。本会議で外務省は、鉄道合弁案につき、ヒューズの最も異論のある以上過去の行懸に執着せず、鉄道を中国に返還した上で日本が半額の出資をなし、財産保護のため会計営業主任など若干の日本人を傭聘せしめるという借款鉄道案を提出した。しかし、山梨半造陸相、秋山青島守備軍民政長官などはあくまでも合弁案でいくことを主張し、11月24日の閣議では、山東鉄道鉱山は名実共に日中均等合弁組織とすることに決定した²²。

1921年12月1日、ワシントン会議での山東問題協議では、山東鉄道の処分をめぐり日中間で激論が交わされた。10日には早くも中国の反対あるいは米英の意向を予見した全権団の請訓に従い、山東鉄道を純然たる中国鉄道とする借款案で臨む方針を閣議で決定した。最終的には、アメリカ首席全権ヒューズ、イギリス首席全権バルフォアの斡旋で、日中は米英妥協案を受け入れ、中国側が国庫証券をもって鉄道を買収することとなった。

その際、民政長官兼鉄道部長秋山も山東細目協定会議に参加するため、約半年にわたって北京に滞在したが、彼の念頭にあったのは、山東鉄道従業員が漸次不穏になっていく形勢であった。パリ講和会議以来、山東鉄道は何度かにわたって多数の従業員を整理したが、その際は比較的多額の退職金を与えて解雇した。まもなく、ワシントン会議での決め事に基づき、山東鉄道を中国側に引き渡し、従業員は総退却ということになったが、従業員の間では退職金は先に山東鉄道を退いた同僚の分よりも遙かに少ないものになるだろうと噂された。さらにその額が実際はいくらになるか、その額による今後の身の振り方については一切見通しがつかないような状態であった。ついに、秋山の留守中、1,000名を超える鉄道従業員が四方の鉄道工場を争議本部として、「列車の運転を止めるの、列車を滅茶滅茶に衝突させるのと、不穏な風説をさかんに流布」し、ストライキを起こした。秋山は日中交渉が終わって青島に帰る際、「その途中が大変である。沿道各駅では、熱狂した従業員が、豚の血を塗った幟旗を押し立てて出迎へ、果は列車の中に乗り込んで騒ぎたてるといふ始末」²³と山東鉄道従業員の不穏を述べていた。ストライキの結果、阿片専売の闇金と政府の救済金を臨時費用にして、青島政庁および山東鉄道の従業員の巨額な退職金を支払うこととなった。

一方、居留地設置問題をめぐっても青島居留民の間に不安が募っていた。現地では請願運動が起こり、中央と現地の軋轢を激化させた。その結果、居留地設置については「条約案」において、「租借地に関しては膠州湾全部を商港として開放し、日本指定地区に専管居留地を設置する、また列国の希望によっては共同居留地をも設置する」と決められていたが、「声

明案」において「青島に専管居留地の代わりに各国共同居留地を設置する」と変更された。

2. 居留地設置問題と居留民請願運動

日本政府の居留地設置方針に対し、山東省在住日本人は大きな反発を示し、上京陳情を急いだ。1920年8月3日、パリ講和会議での声明発表の翌日、青島全市大会が開かれ、山東問題に関する宣言および決議を可決し、3名の上京委員が選出された。13日には市民会臨時総会が開かれ、市民の希望に従い、運動費の寄付を受け付けた。大会は午後2時から始まり4時半に散会した。この日のことを東京朝日新聞は「此日炎熱焼くが如くなるにも拘はらず、会場なる市民会の階上階下は、傍聴者を以て立錫の余地なき盛会を呈し、市民の意気正に天を衝くの概あり」²⁴と表現し、熱狂する現地居留民の姿を報じた。さらに22日には青島市民会館で全山東日本人会が開かれ、青島市民はもとより済南及び沿線各地から集まった者3,000余名が「吾人は一步も退譲す可からず」という態度で、宣言および決議を可決した。翌日、20名の上京委員を選出しあくまで目的の貫徹を期すべく、20名のうちから5、6名の委員が薩摩丸にて急遽上京することとなった²⁵。

その要求の内容を見ると、山東省在住日本人は共同居留地より専管居留地を主張していることが分かる。その理由としては、行政に関しては「共同居留地ノ行政機関タル自治団体委員ノ選挙権ハ（中略）到底絶対ノ優勢ヲ期スル能ハズ。（中略）英米人モ亦支那人ノ懐柔策上支那人ト結托スル（中略）支那人ハ無論多数ヲ制スベキノ不利アリ」と挙げられており、警察に関しては「共同居留地ノ警察機関ハ（中略）信頼スルヲ得ザルコト近ク」と述べられ、経済に関しては「共同居留民地ノミヲ設置セラル場合ニハ是等重要ノ事業モ亦悉ク領事団ノ意見ニ待タザル可ラザルハ無論ニシテ畢竟五ヶ年以来専管居留地ヲ予期シテ計画發達シ来リシ帝国公私百般ノ経営ハ茲ニ全ク根柢ヨリ顛覆ゼラルベシ」²⁶と共同居留地の不利を指摘した。さらに別の史料では「我が既得の権利たる専管居留地をも放擲するに至らば、徒らに邦人の発展を阻止し他の軽侮を招くのみにして此膝一度屈して復た伸ぶるの日無きを歎ずるに至るや必せり。一居留地問題に関して吾人が深く憂へ切に恐るるもの実に茲に在りて存す」²⁷と述べられており、共同居留地設置に対する強い懸念を露わにした。

一方、同様の反対意見は青島守備軍の中にもあった。1919年8月5日、向西青島軍参謀長より菅野軍務局長あて電報「青島経営ニ関シ専管居留地ノ代リニ共同居留民地ヲ設定ス

ルハ絶対ニ不可ナル旨意見具申ノ件」²⁸の中で、「仮令日本人ノ勢力優越ニシテ居留地会又ハ行政委員ノ多数ヲ占ム共、其ノ行政ハ支那官憲又ハ各国領事ノ共同監督ニ属スルヲ以テ、日本人ノ優勢必スシモ頼ムニ足ラス、否動モスレハ各国連合シテ優勢ナル日本人ニ對抗シ以テ、其ノ多数ヲ圧倒シ青島ノ経営ヲシテ意ノ如クナラサシムル虞アリ、故ニ単に局地的利害關係ヨリスルモ、共同居留民地ハ專管居留地ニ如カサルコト」が述べられている。また「大正三、四年戦役ノ記念タル其ノ唯一無二ノ戦利品タル專管居留地ヲモ保有スル能ハスシテ、共同居留民地ヲ設定シ、同戦役ノ為ニ一兵ヲモ動サス一錢ヲモ費ササリシ、列国ト同等ノ地位ニ下リ、同戦役ヲシテ殆ント無意義タラシムル」とあり、「專管居留地ニ代フルニ共同居留民地ヲ以テスル如キハ対内關係上ヨリスルモ又当局ノ断シテ為ササル所ナルヲ信ス」との記述も見られる。さらに、意見としては、「日支交渉ノ開始ニ先チ予メ列国ニ対シテ專管居留地ノ全部ヲ開放シテ各国人民ノ雜居ヲ許シ、之ヲシテ土地家屋ヲ使用シ、居住營業ヲ為ス等凡テノ点ニ於テ日本臣民ト同等ノ權利自由ヲ享有セシムルコトヲ声明セハ、列国ノ疑惑ヲ一掃スル事必スシモ難事ニ非ザルヘシ」とも述べられている。青島守備軍の主張を見ると、前述した神尾光臣の『山東経営卑見』に書かれた建言と酷似していることが分かる。向西青島軍参謀長の意見は、ある程度神尾の認識の継承とも言え、青島守備軍の立場を代表する一貫した経営方策でもある。專管居留地設置の問題について、守備軍の着目点は居留民とは違うが、その目標は一致していることが分かる。

結局、「措置案」において、「膠州灣租借權並中立地帯に関する権利は中国に還付する。專管・共同居留民地の設置を撤回する」こととなり、日本政府が大幅に譲歩する結末となった。したがって、青島居留民および青島守備軍が專管居留地設置のために起こした行動は、すべて水の泡となった。

ここでは、いくつかの注意点を指摘しておきたい。まず、守備軍当局が專管居留地の確保、山東鉄道および沿線鉱山の経営に執着したことは、現地居留民の既得権益と一致し、両者は実質的には同じ立場に立っており、その管理者に当たる軍部はその代弁者にもなっていた。次いで、山東省において居留民がはじめて声を上げたのは、山東還付問題中の請願運動であるが、その要求は中国への不信感に基づいて自身の既得権益を守ることを目的とするものであり、日本国内における日中外交の刷新への期待とは異なる声でもあった。そして最後に、結果的にこの守備軍当局と居留民による請願運動は失敗に終わったが、両者の間には一種の默契が生じていたことも指摘しておきたい。このような青島居留民と日本軍の默契は、

その後の時代にも継続され、次第に強硬となっていく青島居留民の帝国意識を支えていったと言える。

三. 山東還付と青島日本人社会の自立

1. 居留民向けの權益保全策

1922年2月、「山東懸案解決に関する条約」が日中間で締結され、同年6月に発効した。山東条約調印を受け、日本人勢力の扶植を目的とする一連の政策が次々と打ち出された。最初の政策としては、1922年2月より日本人を優待対象とする青島官有地の払下げ・貸下げの実施が急がれた。

山東条約において、中国政府は旧ドイツ膠州湾租借地の還付にあたり、該当地域全部を外国貿易のため開放し、外国人の自由居住を認め、同時に外国人がドイツ統治期、日本占領期を問わず、「合法かつ公正に取得した既得権」を尊重すべき旨の声明を出していた。この「既得権」の中で民政部が最も重視したものの1つが、日本人居留民の土地に関する権利であった。

青島守備軍は、軍政開始以来、ドイツ統治期より継承した官有地および日本占領期に新たに買収・埋立を行った官有地の貸下げを日本人・日本企業に格別に有利な方式で行ってきた。山東条約が成立すると、青島守備軍は山東省への日本人勢力扶植のために、青島管内官有地50万坪の払い下げを企図していたが、この払下げ用資金として、300万円の低利資金融通が必要と見込まれていた。その資金確保のために、1922年3月、青島守備軍司令官由比光衛は陸軍省に不動産を担保とする低利資金融通を要請した。これを受け、日本政府は東洋拓殖株式会社引受形式による200万円の低利資金を青島および山東鉄道沿線の在留日本人に貸下げる方針を固めた。こうして、1922年6月、東拓債券引受による不動産抵当低利資金貸付が実施された。

しかし、青島守備軍による官有地払下げの実態は、露骨な日本人優遇政策と言わざるを得ないものだった。こうした優遇政策の実施に、中国側や在青島外国人から直ちに抗議の声が上がった。このことを受け、陸軍省から官有地払下げの中止命令を受けた青島守備軍は、急遽、日本人への官有地貸下げに方針を切り替えることとなった。

山東条約調印後に青島守備軍民政署が貸下げた市内官有地の面積は、「調印前過去八年間に於て邦人に貸下げたる総面積の約三分の一に相当する百十余万坪」²⁹にのぼった。柳沢遊によれば、官有地払下げ政策と貸下げ政策、どちらにおいても露骨な日本人優遇方針を貫徹したものであった³⁰。

一方、1922年11月、「日支共同委員会」における二国間交渉では、山東還付に伴う土地問題の処理について、妥協案で決着を見た。この案では、日本占領期に貸下げを許可された土地については、貸下げ期間満了後、同一条件で引き続きさらに30年間の租借が許可され、この30年間の期限満了の時には更新されることになった。そして、その更新条件は「膠澳商埠地の土地に関する規定」（商埠局章程）の定めるところによるものと定められた。

こうして、青島守備軍が実施した官有地の払下げ・貸下げおよび日中交渉における土地問題に関する問題は、妥協案での決着によって日本人居留民の土地に関する権利が確保され、日本人居留民が還付直前に大量の土地を収めることができた。その中には、細目協定によって30年間の借地権が保障された紡績会社の保有地（借用地と私有地合わせて約68万坪）も含まれており、このことは日本政府が在華紡の利害を重視していたことを示している³¹。

2. 日本機関・団体の新設

山東還付後、日本に残された利権は鉱山・屠獣場・電気会社の日中合弁、中国塩の対日輸出、青島海関での日本語の使用、総領事館・病院・学校などの日本国保有の若干の土地不動産、青島・佐世保間海底電線における和文電報の取扱など、日本占領期と比べるとごくわずかに留まった³²。これらのわずかな利権を経営・擁護するために、日本側はいくつかの機関・団体を新設した。以下では、それらの組織について説明を加える。

● 在青島日本総領事館・日本警察署

1922年12月10日には、青島総領事館が元青島通信部の場所（現在の太平路）に開館した。総領事には森安三郎が着任し、領事業務を開始した。この青島総領事館の開館にあたっては、従前の青島守備軍民政部の占領行政との業務および司法権が総領事へ引き継がれたため、ここに青島守備軍の8年に及ぶ占領統治が終了した³³。青島総領事館の管轄地域は、

膠州湾より膠濟鉄道沿線に沿って拡張し、山東半島広域に及んだ。また、隣接する済南総領事館との間でも管轄地域について調整が行われ、青島総領事館に坊子派出所が、済南総領事館に張店出張所と博山出張所が新設された。

そして、青島総領事館の開館と同時に警察業務も開始された。警察本署は青島総領事館の建物内に置かれ、署長、刑務係（会計係）、保安係（衛生係、司法係、高等係、庶務係）の5部署が設けられ、計63名の警察署員が配属された。初代署長には萩尾和市郎警視が就任した。青島総領事館警察の業務は、領事館本館内のみでなく青島市内外にも及んでおり、青島市内の山東町、馬関町、新町、早船町、若鶴町の5箇所と、市外の台東鎮、李村、滄口、四方の4箇所に警察派出所が設置された。なお、長沢一恵は、青島総領事館や市内外派出所では領事裁判権を取り決めた日清通商航海条約で認められる司法警察の範囲を越える警察業務が行われていたことを指摘している³⁴。

● 青島日本人居留民団

1922年12月、青島日本人会は民団法施行規則の次期改正に向けて建議書および「青島居留民団法施行規則（案）」を外務省に提出し、居留民団への転換を視野に入れた。森総領事は外務省への報告書において「当地特殊ノ土地柄ニ顧ミ出来得ル限り速ニ居留民団法ヲ施行シ、現在ノ日本人会ヲシテ法律上権利義務ノ主体タテシムルハ元ヨリ望マシキ次第ナルモ、専管居留民地其ノ他満鉄付属地ノ如キ特殊地帯トハ異リ、当地ニ施行セラルベキ居留民団法施行細則ニ於テハ其間多少特異ノ考慮ヲ要スルモノナキニアラズト認メラレ」³⁵と述べ、青島居留民団施行細則の決定次第、居留民団への昇格を行う意向を表明した。

しかし、山東条約はすでに1922年2月に締結され、6月に発効していた。条約の第7条には「旧独逸膠州租借地内ノ公有財産中青島ニ設置セラルヘキ日本国領事館ノ為必要ナルモノハ日本国政府之ヲ保有スヘク又日本人居留民団体ノ福祉ノ為特ニ必要ナルモノ（公立学校神社及墓地ヲ含む）ハ右居留民団体ニ保有セシムヘシ」³⁶と記されており、青島居留民団の法的存在を確定していた。一方、「居留民団法施行規則」の改正の見通しは未だ立っていなかった（正式な公布は1924年12月17日のこととなる）。そのため、森総領事は「当方ニ於テ民団法ノ改正ヲ俟タス至急現行法ヲ施行スル必要」³⁷を認め、青島居留民団の創立を急いだ。

1923年3月1日、青島居留民団は外務省告示第13号（明治38年法律第41号に基づく）を以て設立され、市内湖北路17号旧ドイツ海軍俱樂部跡の建物に事務所を置いた。青島居留民団は帝国公法人であって、官の監督を受け、その地の居留民の福祉増進機関として公共事務を処理する自治団体とされ、その管轄区域は旧ドイツ膠州湾租借地保護領（海面水域を含む）429平方里に及んでいた³⁸。

その成立にあたる3月10日、日本政府は「旧膠州租借地内及山東鉄道沿線（注、済南除外）ニ在住スル帝国臣民ノ経済的地位擁護ニ資スル為」、一般会計より青島居留民団に金300万円を年利四分にて10年間貸付することを決めた³⁹（その経緯については、第三章で詳述する）。さらに、1923年5月1日済南居留民団も設立した（外務省告示第18号）。

青島居留民団は、日露戦後の第一期の居留民団（天津、上海、漢口、牛莊、安東）に続き、済南居留民団と共に、十数年ぶりの第二期居留民団設置となった。ちなみに、第三期の居留民団設置は、日中戦争勃発後のことである。そのため、青島居留民団は大正末期昭和初期における日本の大陸進出策の典型的な事例となり、その運営は、成熟した上海、天津などの居留民団の前例を参考にした一方、当時の世界情勢・日中国情に応じる独創的なところもあったとも言える。

1923年3月7日、青島居留民団臨時行政委員会第一回会議が開催された。出席者は、総領事により官選された臨時行政委員の丸山幸蔵、菱田莊吉、村地卓爾、渡辺礼、鈴木格三郎、伊藤栄證、牧野松蔵、杉山治郎、加藤長一、並びに在青島総領事森安三郎以下5名であった⁴⁰。会議の冒頭で森総領事は、青島居留民団設立の経過、民団の性質、行政委員の職務、そのほか各機関の組織・権限などを説明した。その後、各職務の選挙が行われ、村地卓爾が行政委員会長に、田辺郁太郎が会長代理に、阪口新圃が会計主任に当選した。

1923年5月に至り、臨時行政委員会の下で課金・役員・墓地・病院・学校などに関する基本の条例・規則が定められた。その後、運営に合わせて、各種の例規は次第に追加されていき、1925年12月までに条例14項目、規則11項目、規定および細則そのほか19項目が公布され、青島居留民団行政の法的基盤を作り上げていった⁴¹。青島居留民団の組織・制度に関しては、第三章で詳述する。

● 青島日本商業會議所

青島経済界においては、山東還付後にも継続的な経済活動を営むための対策として 1921 年 11 月 23 日に青島日本商業會議所（1928 年に青島日本商工会議所へ改称）の創立を実現した。

青島商業會議所は、青島での日本人による商工業が発達していく中、「青島実業協会、青島商業組合、青島商工組合、その他の各団体が組織されて」いたが、「何れも部分的であつて未だ一般商工業を代表するに足るものがなかった」⁴²という意識から創立が図られた。これは「日本商工業者の結合を堅固にしてその進歩発達に必要な方法を講じ、或は官庁の諮問に応じ、外には支那人及欧米人の実業団体との連絡を密接にして我が商工業者の海外発展、特に支那中原開発に不斷の努力を致さむとする」⁴³ことを目的としていた。商業會議所は、活動の開始と共に 1922 年 1 月から『青島商業會議所月報』を発行した⁴⁴。

山東還付後、青島商業會議所は中国人の商業機関である青島商務總會やドイツ人の商業機関である独逸人協会、米国の商業會議所と共に青島の主要商業機関として活動を続けていた⁴⁵。商業會議所の会員には、実業協会の主要メンバーであった大会社の支店や出張所、中堅の会社・商店の支店や出張所に加えて、小規模な個人経営の商店も少なくなかった⁴⁶。しかしながら、山東還付直後の青島日本経済界は厳しい状況に直面していた。日本占領期に日本企業に与えられていた港湾・埠頭・鉄道関連の特恵が段々と失われていったのに加え、在中国日本人の経済活動に対し打撃となるような法律および規制の制定、中国各地にわたる排日排貨の風潮が、青島日本経済界の懸念としてあった⁴⁷。

3. 日本人経済の優位

1922 年 12 月 1 日に「山東懸案細目協定」、12 月 5 日に「山東懸案鉄道細目協定」が北京において調印され、これに基づいて 1922 年末までに日本軍の撤退と租借地および公有財産・青島税関の返還が完了し、翌 1923 年 1 月 1 日に山東鉄道は条約で認められた条件付ながら中国側に返還された。ワシントン会議における結果、日本がドイツから獲得した膠州湾租借地および山東鉄道は、中国へ返還することとなったのである。ここにおいて、日本の第一次青島占領が終結した。日本軍の撤退と共に多くの日本人が引き揚げたが、なお 1 万人以上

が青島に引き続き在留しており、工場地帯の滄口と四方に集中していた。

本庄比佐子は、1914 年末から 8 年間にわたった日本の青島占領地統治について以下の 3 点の特徴を指摘した。(1) 租借地には青島・李村両軍政署を置き、鉄道沿線は守備軍司令部直轄により軍政を布いた。1917 年 10 月、司令部の下に民政部を置いて軍事行政を除く行政と司法を統轄し、軍政署も民政署となったが、行政事務の多くを憲兵が管掌する体制に変化はなかった。(2) 租借地の施政内容は、急増する日本人への便宜供与と取締、インフラ整備、清潔法の施行、学校、その他ドイツ時代の施設（山林、屠獣場など）の継続運営、そして新市街の建設が見られた。それらの多くは、ドイツの施政と日露戦争後の満州の軍政に倣ったものであった。(3) 占領当初より中国から撤兵要求のある鉄道沿線地域では、列車運行妨害や電線窃取などの取締と日本人保護が中心であった。租借地とは異なり中国の官憲があったから、行政・司法権をめぐり対立した。特に、民政部の設置と同時に坊子にも民政署が置かれたことに対しては激しい抗議があった。軍政から民政への変更の主眼は、中国住民への慰撫にではなく、沿線地域への日本人進出に対応する統治の一元化にあった⁴⁸。

山東還付により青島守備軍の保護政策が撤廃されると、戦後恐慌後の不況の深化ともあいまって、工業部門では在華紡や大日本麦酒会社、日華蚕糸会社、青島製粉会社、信昌洋行など資金的基盤が強靱で広範な市場開拓力をもつ特定商品を生産していた安定的企業を除き、多数の中小諸企業は事業不振・休業・閉鎖状態に陥った。また、好況期に日本内地需要の拡大や日本—青島間貿易の発展に牽引されて急激な膨張を遂げた山東省特産物関連の貿易業では、一部の商社支店・有力個人商店を除き、多数の中小商店が事業縮小や没落に追い込まれ、根本的な再編成を迫られた⁴⁹。柳沢遊は、「1920 年代前半期の青島居留民経済は、戦後恐慌による打撃と山東還付の影響を受けて、全体として不況基調のうちに推移した」⁵⁰と指摘している。

一方、当時を中国側の記録から見てみると全く別の側面が読みとれる。1924 年、山東省政府は青島の経済状況について調査を実施した。調査書によれば、青島の生産部門は、最大規模の紡績業をはじめ、鉄道、小麦粉、油、糸、煙草、燐寸などの工場がすべて揃っており、そのうち手工業は極めて少なく、多くが機械生産を導入していた。

具体的には、紡績工場は合計 8 軒あり、うち中国資本は僅か 1 軒のみで、労働者の数は約 25,000 人おり、一人当たり一日 5 元価値の細糸を生産できた。鉄道工場の労働者は 1,400 余人であった。小麦粉工場は合計 2 軒あり、中国資本と日本資本が各 1 軒、いずれも 500 人

以上の労働者を有し、その製品は全部青島で販売したが、需要を満たすことができず、外地からも輸入していた。油工場は5軒あり、各工場には約700人が働いており、半分は女工で、その製品のほとんどは日本へ輸出された。燐寸工場は3軒あり、各工場には労働者300人以上おり、大半は児童労働者であった。煙草工場は2軒あり、各工場には労働者約300人が働いていた。これらの工場は、すべて外国資本によるものであった。

一方、中国側の工場は、紡績工場1軒を除き、器械・製鉄工場が3軒、研磨工場が1軒で、いずれも労働者は100人に至らなかった。その他、手工業の製鉄所があったが、機械生産に圧迫され、発展し得なかった。他にも、靴下・タオル製造の工場が数軒あったが、いずれも小規模で、労働者は30～50人程度であった。

こうして、調査書では「青島の生産機関は殆ど日本人の手に握られている」⁵¹という結論で結ばれているのである。以上の事から、山東還付後の日本人経済は、日本占領時の好況期と比べると不況に陥っていたことは否定できないが、同時期の青島における中国側の資本・産業との比較では依然として絶対的優位に立っていたことは明らかである。これは、上述した権益保全策が徐々に効果を発揮していった結果と考えることが出来るだろう。

おわりに

日本政府および青島守備軍は、青島の永久領有を構想し、その実践として青島における日本勢力の拡大、特に日本人経済の現地定着を試みた。これによって、日本の山東権益が一層拡大し、より重要なものになった。しかし、第一次世界大戦終結後の世界情勢の変動により山東問題が浮上し、その計画は中断せざるを得なくなり、結局山東省のかかる諸権益の多くを中国に還付することとなった。

山東問題をめぐる日中交渉に際して、山東・青島の日本人居留民社会は中国への不信感があつたために、自身の既得権益を護るために、専管居留地設置請願運動を起こした。これがきっかけとなって、青島日本人居留民の中に日本権益を擁護する意識がはじめて目覚めたと言える。そして、彼らの要求と青島守備軍の発言との重ね合わせてみると、軍からの意向をも受けていた可能性もあつたと推測できる。さらにこの請願運動は、当時日本国内における日中外交の刷新への期待とは異なっていたことも指摘しておきたい。

山東権益、とりわけ山東鉄道は日本帝国にとって放棄したくなかった権益であったが、国

際社会の圧力の下に返還せざるを得なかった。しかし、その裏では日本人居留民への支援策が次々と打ち出され、日本人居留民社会の存続を保障するための種々の権益は居留民に引き継がれることとなった。これによって、日本人居留民は山東権益の担い手として、積極的に権益擁護運動を展開するようになった。このような経緯を経て、青島における日本軍および統治機関の撤退に伴い、青島居留民社会は漸く自立し、自身の発展と共に日本権益の擁護に働いていった。

¹ 参謀本部編『大正三年日独戦史』上巻（東京偕行社、1916年）12頁。

² 慶応義塾大学法学部政治学科玉井清研究会『近代日本政治資料⑫第一次世界大戦参戦と日本のマスメディア』（慶応義塾大学法学部政治学科玉井清研究会、2006年）164～166頁。

³ 徳増塘荷『膠州湾』（詞林社、1914年9月）24頁。

⁴ JACAR（アジア歴史資料センター）A03023079300 公文別録・陸軍省・明治十九年～大正七年・第一巻・明治十九年～大正七年（国立公文書館）。

⁵ 清水秀子「山東問題」（『国際政治』56、1977年、117～136頁）117頁。

⁶ 秋山雅之介（1866～1937年）は、日露戦争直前に陸軍省参事官に任命され、法制局参事官も兼ねた。国際法の顧問として寺内正毅陸軍大臣に認められ、後に朝鮮総督となった寺内の招きで朝鮮総督府参事官に就任した。朝鮮総督府では司法部長官、中枢院書記官長事務取扱などを歴任した。1917年より青島守備軍民政長官に就任した。

⁷ 秋山雅之介伝記編纂会編『秋山雅之介伝』（1941年5月）174頁。

⁸ 同上、172頁。

⁹ 劉大可「占領期における日系工業資本」（本庄比佐子編『日本の青島占領と山東の社会経済 1914～22年』東洋文庫、2006年、155～180頁）。

¹⁰ 本庄比佐子「膠州湾租借地内外における日本の占領地統治」（同上、本庄編『日本の青島占領と山東の社会経済 1914～22年』1～26頁）。

¹¹ 青島日本商工会議所編『経済時報』16号（青島日本商工会議所、1939年）15頁。

¹² 王守中・郭大松『近代山東城市変遷史』（山東教育出版社、2001年）475頁。

¹³ 樂玉璽『青島の都市形成史 1897～1945：市場経済の形成と展開』（思文閣、2009年）211頁。

¹⁴ 前掲、『秋山雅之介伝』232頁。

¹⁵ 桂川光正「青島における日本の阿片政策」（『二十世紀研究』3、2002年、24～43頁）。

-
- ¹⁶ 前掲、『秋山雅之介伝』196～197頁。
- ¹⁷ 前掲、桂川「青島における日本の阿片政策」。
- ¹⁸ 『阿片問題：華盛頓会議参考資料』（外務省通商局、1921年10月）。
- ¹⁹ 前掲、桂川「青島における日本の阿片政策」。
- ²⁰ パリ講和会議における、山東問題の議論に関して、わずかの例外を除き日本の新聞、雑誌の底流にあったのは、日本の要求は正当なものだから認められて当然だとする認識であった。つまり、パリ講和会議からワシントン会議にわたって日本国内の輿論は「山東権益を獲得する」という主張から「山東権益を返還する」ことへ転換した。前掲、清水「山東問題」127～128頁。慶應義塾大学法学部政治学科玉井清研究会『近代日本政治資料⑩パリ講和会議と日本のマスメディア』（慶應義塾大学法学部政治学科玉井清研究会、2004年）54～62頁。
- ²¹ 『日本外交文書』大正八年第三冊下巻（外務省、1971年）1038頁。
- ²² 前掲、清水「山東問題」13頁。
- ²³ 前掲、『秋山雅之介伝』230頁。
- ²⁴ 東京朝日新聞1919年8月16日朝刊。
- ²⁵ 東京朝日新聞1919年8月24日朝刊。
- ²⁶ JACAR（アジア歴史資料センター）C10128366800 青島還付に関する件1（18）（防衛省防衛研究所）。
- ²⁷ 『青島問題参考資料』（山東全省居留民大会上京委員事務所、1919年）。
- ²⁸ 前掲、『日本外交文書』大正八年第三冊下巻、902～904頁。
- ²⁹ 工藤義男・竹内健編『青島ニ関スル第一次調査報告』（満鉄調査部、1941年）62頁。
- ³⁰ 柳沢遊「青島日本人居留民団における低利資金問題の展開」（『日本植民地研究』13、2001年、1～18頁）4頁。
- ³¹ 久保亨「近代山東経済とドイツ及び日本」66頁（前掲、本庄編『日本の青島占領と山東の社会経済1914～22年』55～81頁）。
- ³² 山東懸案細目協定日支共同委員会日本帝国委員事務所『山東細目協定第一委員会議事録』（1922年）。前掲、清水「山東問題」130～131頁。
- ³³ 権京仙「青島日本商業会議所『経済週報』解題—近代日本人の青島進出と経済活動—」（<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/kichosyo/qingdao/intro.html>）
- ³⁴ 長沢一恵「ワシントン条約体制下の青島における領事館警察について：1922年膠州湾租借地返還交渉を中心に」（『人文學報』（106）、2015年4月、125～167頁）。

-
- ³⁵ 在青島森安三郎総領事発内田大臣宛「貴電第五五号ニ関シ」1922年12月23日発、外務省記録『在外居留民団（会）関係雑件 青島ノ部』第一巻、3.8.2.252-5、外務省外交史料館。
- ³⁶ 『官報』1922年6月2日。
- ³⁷ 在青島森安三郎総領事発内田大臣宛「貴電第二七号（居留民団法施行ノ件）ニ関シ」1923年2月7日発、外務省記録『在外居留民団（会）関係雑件 青島ノ部』第一巻、3.8.2.252-5、外務省外交史料館。
- ³⁸ 『官報』1923年2月22日。前田七郎編『山東案内：昭和16年版』（日華社、1941年）35頁。
- ³⁹ JACAR（アジア歴史資料センター）A09050444900 政府（一般会計）貸付金に関する貸付条件（命令）（国立公文書館）。
- ⁴⁰ 在青島森安三郎総領事発内田康哉外務大臣宛「居留民団法条例及居留民会々議ノ結果報告ノ件」1923年5月21日発、外務省記録『在外居留民団（会）関係雑件 青島ノ部』第一巻、3.8.2.252-5、外務省外交史料館。
- ⁴¹ 『誰れでも心得おくべき居留民団法規集』（青島居留民団、1925年12月）。
- ⁴² 『青島商業会議所月報』第一巻第一号（青島商業会議所、1922年1月）1頁。
- ⁴³ 同上。
- ⁴⁴ 現在、日本国内では1922年の一巻一号（1月）から七号（8月）、1923年の二巻一号（1月）の所蔵が確認できる。『青島商業会議所月報』は『青島実業協会月報』のように、「当所記録」、「資料」、「貿易」、「海運鉄道」、「商況」、「金融」、「重要経済統計」、「法規」など多岐にわたって商業会議所の活動および青島・山東内外の社会経済状況を扱っていた（前掲、権「青島日本商業会議所『経済週報』解題」）。
- ⁴⁵ 『青島概観』（在青島日本帝国総領事館、1924年10月）77～78頁。
- ⁴⁶ 吉田建一郎「『青島実業協会月報』『青島商業会議所月報』『経済週報』の記事目録」（本庄比佐子編『戦前期華北実態調査の目録と解題』東洋文庫、2009年、131～207頁）134頁。
- ⁴⁷ 前掲、権「青島日本商業会議所『経済週報』解題」。
- ⁴⁸ 前掲、本庄編『日本の青島占領と山東の社会経済1914～22年』はじめに5～6頁。
- ⁴⁹ 柳沢遊「1920年代前半期の青島居留民商工業」（『産業経済研究』25(4)、久留米大学産業経済研究会、1985年3月、711～752頁）。
- ⁵⁰ 同上。
- ⁵¹ 「青島政治経済状況」（1924年）（山東省档案馆：G001-01-0003-015）。原文は中国語、筆者による翻訳。

第三章. 低利資金問題から見る青島日本人居留民社会の社会構造

はじめに

山東問題の解決をきっかけとして、1923年3月に青島居留民団は設立された。設立に伴い、日本政府は日本人勢力の扶植のため、低利資金 300 万円を交付した。柳沢遊の研究では、この低利資金の運用をめぐる青島居留民団の内部では権力闘争が繰り広げられたことが指摘されている¹。この権力闘争は青島居留民団の制度変更と共に深刻化し、やがて民会制度を通じて居留民社会全体に広がっていった。その基底にはいくつかの社会勢力の動きがあった。

本章は、この低利資金問題を切り口として、そこに反映された青島居留民団議員の対立構造を分析し、さらにその議員らが代表するそれぞれの居留民階層から青島居留民社会の社会構造を解明する。また、従来の研究では居留民団・居留民団法制度に関する考察が十分に展開されていないため、本章では外務省外交史料館の青島居留民団関連史料を手掛かりにして、青島における居留民団法の施行状況およびその問題点と改正点を明らかにする²。

一. 青島居留民団と低利資金

1. 低利資金貸付の経緯

1922年、戦後恐慌後の不況に加えて、青島取引所整理問題や青島銀行の業績悪化などにより、金融機関は日本人企業への貸出に消極的になっていた。さらに、山東条約調印による日本の山東権益の返還は、占領期に膨大な不動産投資を行った在留日本人を大きく動揺させていた。このような居留民経済界の状況に基づいて、山東省在住日本人は日本政府に対して経済的権益保障要求や救済請願を提出した³。

1922年5月、青島居留民 900 名が日本人会を開催した。その場において、連名で「山東邦人経済的優越権保障に関する歎願」を発表し、上京代表を派して高橋是清首相に提出した。歎願書には、次のような訴求が含まれていた。

茲に於て吾等は政府が大青島建設の爲めに投し運用せられたるものにして、支那政府より賠償を受くる金額の一切を本国に収納し去ることなく、最善適応の方法を以て我等同胞の経済資金に充当し以て経済戦を継続せしめ、努力八年の功をして其実果を結ばしめられん事を歎願致候⁴。

すなわち、山東權益の還付に伴い中国政府から支払われる賠償金の一部を活用して、これを青島居留民団の経費補助にあてよう、という趣旨であった。

同年 11 月には、青島日本人会や沿線各地日本人会、山東全居留民大会が「山東在住民救済之儀ニ付歎願書」を政府に提出した。この歎願書は、在山東の不動産「所有」日本人の「経済的優越ノ地歩ヲ維持シ得ル為」⁵償還期限 10 年の低利資金 2,000 万円の貸下げを陳情するものであった。

このような青島および山東鉄道沿線在住日本人による救済資金の歎願に対し、外務省と大蔵省が協議した結果、中国政府より交付される中国国庫証券なか（1923 年勅令第 6 号により製塩業者に交付される分を除き）300 万円を青島居留民団に貸し付ける構想が両省において具体化されていった。1923 年 9 月 10 日に正式決定をみたこの低利資金は、同月 26 日に青島居留民団に交付された⁶。

本資金の趣旨は、青島および山東鉄道沿線における「帝国臣民ノ経済的地歩擁護ニ資スルコトヲ目的トスルモノ」と明確にされた。具体的には、「山東ニ於ケル事態ノ急変ニ依リ経済上ニ打撃ヲ受ケル者ニ対シ救済金ヲ供給スルヲ主眼トスルモノ」であり、「引続キ同地方ニ居住スル確実ナル意志」⁷を有する者に限定して貸付けることと規定された。

2. 低利資金運用と青島居留民団行政

青島居留民団は、他の居留民団と同じく基本的には決議機関である居留民会、執行機関である行政委員会、補助機関である民団吏員の、3 つの機関によって構成されていた。ただし、執行機関である行政委員会は、後に居留民団法施行規則の幾多の改正に伴い、参事会そして居留民団長へと変化していった⁸。

まず、この 3 つの組織について説明を加えたい。居留民会は、民団規則条例の制定、歳入

出予算・決算報告の認定、民団課金の徴収、基本財産・営造物の設置・管理、その他インフラ・教育・訴訟などに関する諸事項を決議する機関であった。その構成員は、議長1名、副議長1名、議員若干名であり、いずれも名誉職で任期は2ヶ年である。議員の定数は、居留民団法施行規則第8条により当地の日本人人口に基づいて、地域ごとに異なっていた。青島の場合、1925年12月末の日本人人口は13,808人であったため⁹、民会議員の定数は60人であった。議員は、選挙権を有する25歳以上の男子から、有権者の無記名投票によって選出された。青島の場合、議員選挙は税金である民団課金の納付額によって二級に分けて行われた。選挙人の平均納付額以上を納めるものは一級、その他は二級とされて、各級それぞれ議員定数の半分を選挙した¹⁰。ちなみに、選挙資格は民団課金を6ヶ月以上負担した成年者および法人に与えられたため、婦人の有権者も参加することができた。

そして、この居留民会には、通常会と臨時会の二種類の議会があった。通常会は、領事が招集し、毎年1回開かれ、会期は7日以内と定められていた。対して臨時会は、領事が必要と認めた時、または行政委員会もしくは居留民会議員三分の一以上の請求があった時に開かれ、会期は3日以内と定められていた。また、議長および副議長は、会議を総理し、議場の秩序を維持した。

次いで、行政委員会は、主に民会の決議を発布・執行する機関であった。その他、財産および営造物の管理、収入支出の命令、会計の監督、証書および公文書類の保管、民団課金の徴収などを担当した。委員会の定数は10人とし、予備行政委員の定数は5人と定められていた（実際には超えた場合もある）。行政委員は名誉職であり、毎年民会議員の中より選出され、総領事の認可を得て任命された。予備行政委員は、行政委員が一時欠員を生じ、委員会の成立に支障ある時に、総領事の指示を得て一時補欠とされた¹¹。また行政委員中から会長、副会長、会計主任各1名を選出することとなっており、会長および副会長は、行政委員会を代表して民団の事務を総理し、会計主任は、民団および国の出納ほか会計事務を担当した。その他の行政委員は、民団の庶務（庶務、衛生）、学務（学務）、財務（財務、会計、低利資金）各事務を分担した¹²。

最後に、居留民団吏員および事務所の説明を加えたい。青島居留民団事務所には、第一課と第二課が設置されていた。第一課は庶務・衛生・学務、第二課は財務・会計に関する事項を司った¹³。また事務所には、理事1名と書記若干名を含めた吏員と、傭人若干名が従事していた。吏員は、行政委員会から推薦され、行政委員会長がそれを任命・嘱託した。そのう

ち理事（月俸金 500 円以内、宿舎料金 80 円以内、任期 2 ヶ年、重任可能）は行政委員 6 名以上の推薦により決定され、行政委員会長の指揮に従い、民団の事務を掌理し¹⁴、書記（月俸金 350 円以内、宿舎料金 50 円以内）は、理事の命を承け、各部の事務を分掌した¹⁵。傭人は、吏員の指揮を受けて職務に従事した¹⁶。

このように、3 つの機関が青島居留民団の基本組織を構成していた。しかし、「居留民団は各地各様である」¹⁷と言われているため、この限りではないだろう。青島居留民団と他の居留民団との最大の違いは、低利資金をめぐる機関、すなわち低利資金運用諮問委員会（以下、低資諮問委員会）と金融部の存在があったことである。低利資金の運用にあたり組織された低資諮問委員会は、行政委員の中から選出された 5 名の低資諮問委員で構成され、その中から互選により委員長 1 名が置かれた。この委員会を中心にして、資金借受け希望者の担保条件の審査をもとに、貸出し金額の審査が行われた。また、この貸付に関する事務を取扱う部署として、金融部があった。金融部は事務所に属し、部長 1 名、書記若干名、雇員・傭人若干名で構成されていた¹⁸。このように、青島居留民団においては低利資金の運用・管理にあたる特有の機関が存在していた。

その他、「課金調査、衛生、救済及祝祭其ノ他公共事務ニ付居留民団行政機関ヲ補助セシムル」ため、居留民団の末端機関として区委員が設置されていた。この委員は、青島市を 39 区に分けた 1 区画に正・副区委員各 1 名が配置されるというものだった。区委員（名誉職、任期 1 ヶ年）は、毎年 1 月に各区内において、その区内に居住しておりかつ民団課金を負担している者の中から選挙され、行政委員会に囑託されるというものであった¹⁹。

図 4 に上述した行政委員会制下の青島居留民団の組織を示しておく。

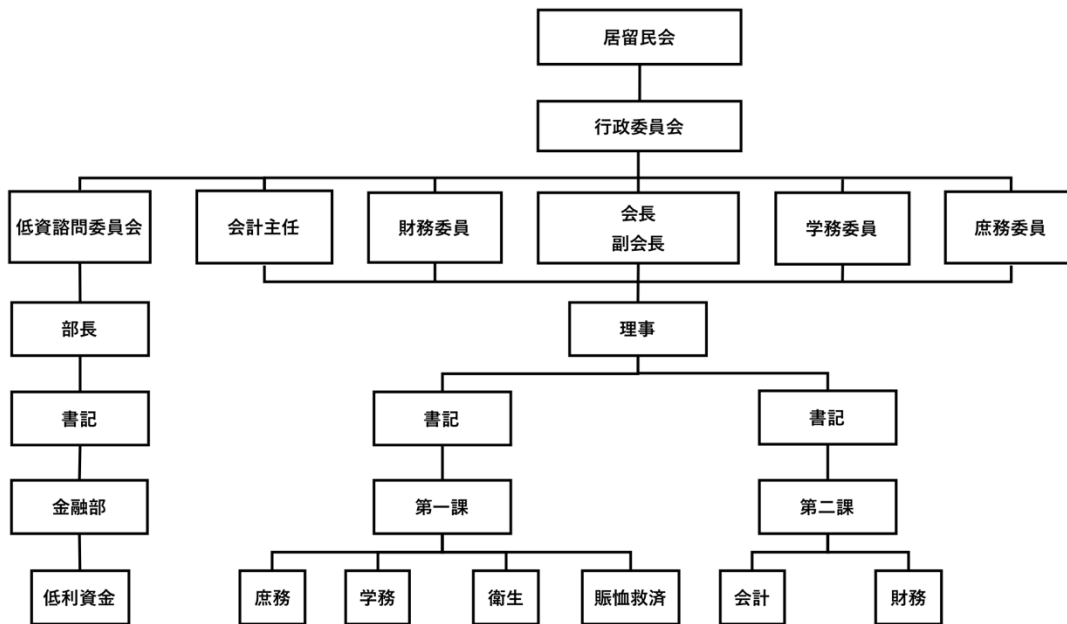


図 4：青島居留民団組織図-行政委員会制

二. 低利資金による内紛問題の展開

1. 内紛問題の幕開け

1923年12月16日、低利資金の貸付開始に応じて、通常民会が開催された。この民会において、第一期の行政委員15名（村地卓爾、松本文三郎、宇田川賢次郎、辻安兵衛、倉脇武治、牧野松蔵、綿貫明永、波佐間正一、友田久雄、井上源太、清水豊一、林喜一、坂梨繁雄、吉木周治、北村彦次郎）および予備行政委員5名（宮家寿男、待鳥又一、伊東経真、岡村亀太郎、石橋藤次郎）が選出された²⁰。そして、15名の行政委員の中から5名の低資諮問委員（松本文三郎、村地卓爾、井上源太、友田久雄、牧野松蔵）が選出された²¹。さらに、村地卓爾は行政委員会会長、松本文三郎は低資諮問委員長にも推選された。松本は、村地と同じ、居留民団行政開始以来の官選行政委員であり、青島商業会議所評議員をも兼任する有力な実業家であった。

同年12月末、低資諮問委員会による貸付申請の審議、貸出額の査定が開始された。しかし、その実施にあたり、厳格な低利資金の運用過程が問題視され、ついには低資諮問委員会、

特に松本諮問委員長に対する批判が噴き出し、その辞職要求が提出されるに至った。その経緯は、1924年2月にさかのぼる。はじめに、青島市内の総代会、東部連合会、市中有志の代表者である津下信義、井手三次、樋上乙吉、光田麟治などは、松本諮問委員長の辞職および低利資金運用の改善を要求し、活動を開始した。さらに、3月に至り、臨時民会が開催され、宮家寿男と津下信義が批判の急先鋒に立ち、村地行政委員会長と松本諮問委員長に対する不信任建議を提出したのである。その結果、4月3日に村地以下15名の行政委員の連名辞職が総領事に認められ、27日には830名が参集した臨時民会において新行政委員の選挙が実施された。その結果、行政委員15名（平岡小太郎、岡村亀太郎、塩田正長、小川良之輔、待鳥又一、宮家寿男、細野庄平、高橋興蔵、井上源太、小野徳助、中村順之助、倉脇武治、北村彦太郎、佐藤敬三、吉木周治）、予備行政委員5名（一郡益太郎、松本文三郎、光田麟治、村地卓爾、坂梨繁雄）が選出されて第二期行政委員会を構成することとなった²²。このように前行政委員の大半は落選し、代わりに宮家、吉木、塩田、岡村など、行政委員長不信任運動を展開した一派が新規に選出された。第二期行政委員の身元について、柳沢遊は、彼らは好況期に建築業、不動産業などに従事しており、日本の軍政に吸着して投機的利益をあげていたが、山東還付後には、居留民経済の縮小・不振の影響を直接蒙っていた人々であったと指摘している²³。つまり、第二期行政委員には没落実業家層を中心とする人たちが選出されたのである。

新しく選出された第二期行政委員会は、低利資金の運用緩和および制度改善を試みた。1924年5月より、低資諮問委員会の制度は、行政委員全員のうちから月番制でその事務にあたるということに改めた。しかし、問題解決の見通しは依然立たなかった。結局、低利資金問題をめぐる行政委員選挙における闘争は、長引く民団内紛問題の幕開けでしかなかった。その後の民会議員選挙においては、低利資金を望む下位階層の登場が見られるようになる。

1924年12月17日には居留民団法施行規則改正(外務省第1号)が、1925年1月8日には居留民団法施行細則改正(青島総領事館々令第1号)が公布された。これがきっかけとなり、青島居留民団設立以来はじめての民会議員選挙が着手されることとなった。1925年1月8日に第一期民会議員名簿が調製され、関係者の縦覧を経て確定された。3月1日に一級選挙、3日には二級選挙が、民団事務所、商業会議所、高等女学校、四方小学校、滄口小学校の5つの会場において実施された。その結果、一級選挙においては、投票率82.8%（有権者436

人、投票者 361 人) で一級議員 30 名を選出し、二級選挙においては、投票率 80.6% (有権者 3,251 人、投票者 2,621 人) で二級議員 30 名を選出した²⁴。第一期民会議員の身元を示したものは表 5 である。その内訳は、会社員が 15 人、貿易商が 10 人、医師が 4 人、弁護士が 4 人、土木請負業および類似のもの 4 人、雑貨、呉服、洋品、時計商など 4 人、工業、農業 4 人、新聞記者通信員 3 人、特産物商 3 人、その他が 9 人であった。総領事館は「土着派ト非土着派(会社銀行派)トニ概別シテ見ルト土着派約七割五分、非土着派二割五分位ノ割合ニナル」²⁵とその結果を外務省に報告した。

第一期民会議員の中では、1914、15 年の青島占領直後に青島に渡ってきた人が最も多かった。その進出タイプを分類すると、(1) 外地における営業が不振に陥って徒手空拳の状態ですべて青島に流入した「零落商人」型、(2) 外地・国内の貿易商店の支店・出張所開設を企図して来青した「支店開設」型、(3) 軍人、酒保、通訳、用達商人として従軍して青島に留まった軍隊従軍経験者、が主であった²⁶。早期に来青した彼らは、軍政時代に現在の事業を開始し、その基盤を築き上げた。その中には、青島守備軍と関わって土地または工場の払下げを受けた人や、山東還付の際に日本政府より賠償金を受けた人もいた。つまり、当時青島の実業界の中堅となった人々であった。少数派ではあるが、1921、22 年の山東還付前後に来青した人もいた。医者飯田芳亮、上海居留民団経験者の平岡小太郎、弁護士の加藤長一、会社員の小川良之輔はその例である。平岡、加藤、小川が、青島の新参者にもかかわらず土着派を圧倒し当選した背景には、彼らが下位階層の代表的存在であったという状況が考えられる。

表 5：青島居留民団第一期居留民会議員

氏名	来青経緯 (年)	本業	営業状況 (単位：千円)	副業・役職
雨宮喜作	青島憲兵分隊付 特務曹長 (1917)	雨宮商会 (輸出 貿易業)	年収 5~8, 正味資産 20~23	青島信用組合常任理事
伊藤栄証	軍用達 (1914)	泰東公司 (物産 貿易商他)	年商 150~180, 正味資産 20~23	青島相互建築 (株) 社長其 他重役, 商業会議所議員
井上源太	青島犬塚事務所 就職 (1918)	岡崎合資会社主 任	年収 13~15, 正味資産 90~100	山東鉱業協会理事, 商業 会議所議員, 青島幸畜公 司重役

一郡益太郎	酒保 (1914)	一郡商会 (食料 雜貨卸小売商)	年商 80~90, 資産未詳	青島生牛生肉輸出同業組 合理事, 民団行政委員
飯田芳亮	大正医院就職 (1921)	博愛医院 (医業)	年商 50~60, 正味資産 18~20	
猪俣卯三郎	青島日華齒科医 院就職 (1917)	青島齒科医院 (齒科医)	年収 8~10, 正味資産 5~8	
白杵伊三郎	明治製革青島出 張所主任 (1918)	明治洋行 (生牛 精肉輸出業)	年商 300~350, 正味資産 23~25	日支合弁膠澳宰畜公司董 事長, 青島輸出牛取引 (株) 監査役, 生牛精肉輸 出同業組合理事, 民団行 政委員会長
岡村亀太郎	軍用達兼土建業 者 (1914)	膠州湾曳船常務 取締役 [廃業]	年収 3~4, 正味資産 2 以下	
小川良之輔	山東薬物研究所 常務取締役 (1922)	山東薬物研究所 常務取締役兼弁 護士	年収 5~8, 資産未詳	民団行政委員
加藤長一	創業 (1922)	加藤法律事務所 (弁護士)	年収 5~8, 資産未詳	低資諮問委員
神田清次郎	創業 (1914)	神田清次郎商店 (物産仲立業)	年収 3~4, 正味資産 8~10	
北里亀太郎	守備軍技師 (1917)	獣医	年収 5~8, 正味資産 40~45	生牛買付組合及生牛精肉 輸出同業組合顧問
佐藤敬三	青島埠頭事務所 囑託 (1913)	海事鑑定人	年収 10~13, 正味資産 90~100	海事協会理事
佐々木庄作	博山炭坑経営 (1915)	華盛公司 (原塩 輸出及貿易業)	年商 100~130, 正味資産 40~45	朝鮮輸出指定塩商, 膠濟 鉄道用達, 商業会議所議 員
白石保喜	支店開設 (1914)	白石洋行 (和洋 雜貨商)	年商 60~70, 正味資産 45~50	
須賀正俊	青島新報社就職 (1916)	山東倉庫会社常 務取締役	年収 5~8, 正味資産 35~40	民会副議長
高橋興蔵	守備軍所属種畜 場支配人 (1915)	興源洋行 (土産 物他輸出業)	年商 300~350, 正味資産 13~15	数々同業組合幹部
田村五郎作	復信洋行店員 (1917)	復新洋行 (桐材 輸出業)	年商 180~200, 正味資産 23~25	

高橋庄太郎	大連より事業移入 (1915)	高橋商会 (玻璃及玻璃器卸小売商)	年商 25~28, 正味資産 3~4	
津下信義	軍通訳 (1914)	信昌洋行 (石鹼製造販売並油脂輸出業)	年商 450~500, 正味資産 80~90	民団会計検査員, 商業会議所議員, 青島保育会幼稚園経営者
辻安兵衛	創業 (1915)	辻呉服店 (呉服太物商)	年商 150~180, 正味資産 50~60	商業会議所議員
富永友太郎	創業 (1916)	山東大薬房分店 (薬種商並薬剤)	年商 90~100, 正味資産 30~35	青島薬業組合長
富重甲子太郎	軍用達 (1914)	富重医院 (開業医)	年収 3~4, 正味資産 15~18	
平岡小太郎	豊盛鉱業公司代表取締役 (1921)	康記洋行 (海運業)	年収 13~15, 負債超過	漢字新聞濟南日報名誉社長
平田利蔵	創業 (1914)	たからや (質並金融業及貴金属商)	年収 8~10, 正味資産 35~40	
藤谷房之助	創業 (1916)	富士商会 (原塩輸出及薪炭商)	年商 70~80, 正味資産 18~20	商業会議所議員
細野庄平	軍通訳兼酒保 (1914)	静商号 (桐材輸出業)	年商 250~300, 正味資産 70~80	
松本文三郎	大連汽船青島支店次席 (1916)	大連汽船青島支店長	年収 5~8, 正味資産 13~15	商業会議所議員, 海事協会理事, 青島学院理事, 海運同業組合理事
待鳥又一	土建業者 (1916)	日華電気工業所青島取引所監査役 [廃業]	年収 5~8, 正味資産 50~60	青島取引所監査役, 民団行政委員, 低資諮問委員長
宮本善六	創業 (1914)	高松楼 (料理屋業)	年商 18~20, 正味資産 15~18	
宮家寿男	化学塩業常務取締役兼青島支店詰 (1919)	舍密公司 (化学工業薬品輸入販売)	年商未詳, 負債超過	民団行政委員
光田麟治	土建業者 (1914)	若鶴温泉 (土木建築請負及湯屋業)	年商未詳, 正味資産 8~10	東部連合会幹部

森川政一	創業 (1914)	金融業 [廃業]	年収 5~8, 正味資産 20~23	
山田幸助	酒保 (1914)	山和商会 (獣医 並生牛肉輸出 商)	年商 250~300, 正味資産 10~13	青島輸出牛取引 (株) 社 長, 民団行政委員
山田禎三	奥田精米所出張 員 (1915)	山田商会 (精白 米並梱包材料 商)	年商 70~80, 正味資産 8~10	
吉澤干城	創業 (1915)	吉澤洋行 (輸出 入貿易商)	年商 2500~3000, 正味資産 60~70	青島取引所其他事業会社 重役
渡辺頼章	平岡組青島主張 所主任 (1915)	平岡組 (土木建 築請負)	年商未詳, 年収 5~8, 正味資産 28~30	
渡辺長七	軍用達 (1914)	五城洋行 (貿易 業)	年商未詳, 年収 3~4, 正味資産 5~8	

出典：『山東日支人信用秘録』（青島興信所、1926年）より作成。

表5に見られるように、第一期民会議員の経済状況は、正反対の二種類の状況に分かれていた。一方は、軍政時代の基盤を守りつつ事業を拡大して繁栄し、余裕ができてさらに各公職も務めていた人たちである。他方は、山東還付後の一般的不況に影響されて従来の基盤を失い、その打開を図っていた人たちである。つまり、山東還付を分岐点にして、青島日本人社会は、会社員、有力実業家を代表する上位階層と、没落実業家、中小業者、無産者を代表する下位階層に分化していったと言える。このような現象は上海、天津でも確認され、通常「土着派」、「会社派」と呼ばれたが、青島の場合は低利資金問題という特殊な事情を抱えていたため、これらと違って「東部派」と「西部派」という形で集約されていた。

2. 派閥闘争の激化

1920年代前半に発生した低利資金をめぐる意見の分岐および階層間の対立は、20年代後半に入ると行政委員会および民会における「党派」闘争へと具体化していった。1931年4月、川越茂総領事は、外務省への報告書において初めて「東部派」および「西部派」という

言葉を使って、青島居留民団内の派閥を表現した。

東部派とは、低利資金制度の緩和を求めて、その運用により経済状況の改善を図る青島上位階層を代表する一派であった。この一派は、主に東部連合会を中心に活動していたため、東部派と呼ばれるようになったと考えられる。彼らは「平素低利資金ニ関シテ利率ノ軽減及其元利償還方法ノ緩和等利己的運動ヲ継続シテ、故ラニ領事館及民団当局ノ該当資金運用方針ヲ攻撃シ、常ニ過激ナル言論ヲ以テ民衆ノ扇動ヲ事トシツツアル」²⁷ため、領事館側に「不健全分子」と見られていた。一方、東部派と対抗する形で結束していたのが、西部派であった。西部派は、低利資金をすでに活用して利益を得ていた青島上位階層、すなわち既得利益者を代表する一派であり、彼らは穏健派と見られ、領事館側の信頼を得ていた。

東部派の台頭は、1927年の民会議員選挙のときであった。1927年2月上旬、次期民会議員選挙に向けて、東部地方を中心とする一部の居留民（東部派）は、民会において絶対多数の勢力を形成して低利資金の運用を掌握することを図り、立候補者を多数挙げ、積極的に選挙活動をした。その候補者の中には「一定ノ職業ナク常ニ市民ノ指憚ヲ招キツツアル」²⁸者も含まれていた。一方、市中の穏健派（西部派）は、「冷然此ノ事態ヲ看過シ、中ニハ右等不良分子ト席ヲ共ニスルコトヲ厭ヒ、殊更立候補ヲ見合せ居タル」²⁹という態度をとっていた。

2月20日の時点では、定員60名に対し立候補者は約45名であった。このような候補者数不足の状況を狙い、中国政府傭聘者および病院、日本電信局、測候所などに勤務する俸給生活者などの間に「自治革正ノ為ニ選挙ノ浄化」³⁰を強調する立候補者が現れた。このことをきっかけに、東部派とも、西部派とも違う、第三勢力の中立派が立ち上がった。中立派に属するものは、ほとんどが自営業ではないため、低利資金に対する需要が少なかったが、青島日本人社会の安定を求め自治制度の厳正を目指していた。ゆえに、「厳正派」とも呼ばれていた。中立派は、青島日本人社会の中間層を代表していたとも言えるであろう。

このような情勢を見た市内有識者階層の間では「野心家ノ策動ヲ自然ニ委スルコトノ不得策ナルヲ自覚」³¹し、積極的に「穏健」な人物を立候補させ、他派の策動を牽制しようとする者もいた。こうして、1927年の民会議員選挙においては、3つの派閥闘争に対して次のような結果が示された。

一級選挙（有権者473人、投票者401人）では投票率84.8%、二級（有権者2,760人、投票者2,244人）では投票率81.3%となり、60名の議員を選出した。その内訳は、俸給生活者

(中国政府傭聘者、病院勤務者、会社・工場・大商店の代表者・勤務者)が23名、商工業自営者が29名、庶業(医師・弁護士)が4名、定職なきものが4名であった。これに対し、矢田部保吉総領事は、「一部ノ野心家ノ策動ハ一時優勢ノ觀アリシモ却テ穩健派ノ蹶起ヲ促シ、選挙間際ニ至リ形成逆転シ、遂ニ所期ノ功ヲ奏スルニ至レリ、之ヲ旧議員ニ比較スルニ大体ニ於テ素質ヲ向上シタル感アリ、自治行政ノ為慶スヘキ現象ナリ」と東部派の行動を批判し、西部派の勝利を賛賞した。この選挙は東部派の敗退で終わったが、この後に勢力を伸張していくことになる。

選挙のわずか数日後、不正行為が発覚した。3月22日、総領事館は選挙違反の事実を公表し、一級選挙無効を決定した。再選挙は、4月23日に行われ、有権者472名中投票者は389名となり、前回に比べて12票減少した。結果、前回当選者中2名が落選し、2名が当選したため、ほとんど前回と変化がなく、5月7日にこれを決定した。矢田部総領事は「斯ノ如キ事件ハ当地ノミナラス他ノ民団法施行地ニ於テモ恐ラク未曾有ノコトナルヘク」と指摘している。

この不祥事をはじめとして、一連の民団行政を混乱させる事件が相次いで発生した。柳沢論文では、1928年に一部の行政委員が関与した低利資金不正運用事件、いわゆる中村疑獄事件³²が取り上げられている。中村事件をきっかけに、藤田英介総領事は低利資金がもたらした悪影響を痛感し、運用制度の見直しを試みた。同年3月、藤田総領事は、行政委員会長・副会長、居留民会議長・副議長、青島商工会議所会頭と、総領事の指名する5名の居留民を含めた計10名からなる低資諮問委員会を組織する案を外務省に提出したが、結局外務省はこれを受け入れなかった³³。

その後、「党派」的傾向は止まる様相もなく、1930年に入るとその激しさは一層増していった。1920年代後半、日本政府は中国国民革命軍の北伐戦争に武力干渉し、三回の山東出兵を行い、さらに済南事件などの軍事衝突をも引き起こした。出兵中、青島・済南居留民団をはじめとする在山東日本人居留民は、積極的に日本軍の慰問や世論操作などに協力した。しかし、山東出兵および済南事件の勃発は、中国側の反発を招き、日貨ボイコット運動が繰り広げられた。これは、日本人経済に大きなダメージを与え、特に在山東日本人居留民経済は最もその衝撃を大きく受けた(第四章で詳述)。居留民経済の低迷は、青島日本人社会の構造にも影響を及ぼし、各階層の細分化を促していくと同時に、各派閥の分化も進んでいった。中間層を代表する中立派の人々の中には、経済的圧迫を感じて次第に低利資金の運用を

求めるものが増えていき、東部派の動向と合流する集団が形成されていった。そのため、中立派は、従来の「厳正派」と新生の親東部派勢力「東部系」で構成されるようになっていった。一方、青島の紡績業は1920年代後半にかけて、急速に発展していき、その経済規模は他の地元商工業を遥かに超えていた。そのため、紡績工場の経営者や関係者は、独自の政治的要求を抱き、西部派の枠組みに属しながら、「紡績工場系」を結成していた。こうして、青島居留民団の派閥は、東部派、西部派、中立（東部系）、中立（厳正派）、紡績工場系（西部派）の5つに分かれていったのである。1931年3月の民会議員選挙には、東部派21名、西部派22名、中立（東部系）3名、中立（厳正派）5名、紡績工場系9名が当選した³⁴。このように、次第に東部派は西部派と肩を並べる勢力にまで成長してきた。

しかし、このような体制は民団行政を一層混乱させた。1931年3月の通常民会において内紛事件が勃発したのである。3月25日民会初日、東部派議員は日程を変更して行政委員選挙を繰り上げることを提案した。採決の結果、賛否同数だったが、当時議長を務めていた村地（西部派）は日程変更を否決した。東部派および中立派議員23名は、この行為を「違法」と見なし、議場を退席して声明書を発表した。民会再開後、東部派議員たちは議長の処置違法かつ不公平を理由に、議長不信任案を提出したが、これが失敗に終わったため、再び退場した。その後、民会は継続し、残った西部派および中立派議員37名の下で、行政委員選挙が行われた。その結果、行政委員の席は全部西部派および中立派で占められた。これを見た東部派議員たちは、現議長の下では議事を進められないとして、26日総領事に辞表を提出したが、これも却下された。その後26、27日と東部派議員は出席を拒否したため、総領事と中立派議員は両者の斡旋に入ったが、両者の主張の隔たりは大きく、一致点が見出されなかった。そこで民会の会期を1日延長した。28日に至り、東部派議員の出席は絶望的で見なされ、出席議員のみにて開会し、議案を全部終了させた³⁵。

28日の閉会后、東部派は「行政委員選挙無効ノ件」「民会決議事項無効ノ件」を発表し、また連名（太田健造、尾崎浜市、鷺尾一夫、加集孝樹、川口喜次、多久島徳松、中村三吾、野上芝六、山口茂一、松浦一之、寺崎末六、定岡真一、笹川鶴蔵、佐藤藤太郎、宮家寿男、下倉啓之助、久原仲東、関川平三、銭坂孝一郎、関口内膳）で総領事に対し請願活動を行ったが、彼らの主張はすべて否定された。その後、東部派は臨時民会の招集や課金不納同盟の組織、上京陳情などの手段を取り抵抗を続けた。東部派の動きに対し、川越総領事は「当地ニ於テハ従来モ屢々此ノ種紛糾ヲ繰返シタル前例アリ（中略）其儘ニ放置シ居ル次第ナル

カ、一般居留民モ本件ニ関シ何等興味ヲ有セス、民会ノ絶ヘサル紛糾ヲ嫌忌シ居ル有様ナリ」³⁶と書き残している。

このように、1920年代の青島居留民団内では、低利資金問題を発端に派閥闘争が激化し、民団行政に大きな混乱が生じていた。これらの問題を抱えていた青島居留民団は、外務省が行った民団法施行規則改正と共に、1934年および1940年に二度の制度改正を通じて、解決の道を探っていった。

3. 居留民団制度改正

1931年の満州事変以降、日中関係は悪化の一途を辿っており、加えて居留民経済の動揺を前にして、在中国日本人居留民社会の統合が強く求められた。このことを動機として、1934年に上海居留民団によって居留民団法施行規則の改正案（以下、上海民団案）が出された。この案の特徴は、内地における市政を多分に取り入れていることにあった。すなわち、居留民有権者によって民会議員（内地の市会議員に相当）を選挙し、決議機関である居留民会（内地の市会に相当）を構成して、民会では民団長（内地の市長に相当）、助役および収入役（内地の収入役に相当）並びに民団長の諮問機関である参事会員（内地の市参事会員に相当）および会計検査員を選挙で選び、居留民団組織を完成させるというものであった。そして民会は自治行政運用に必要な民団条例、歳入出予算そのほか重要事項を決議し、民団長は民団を代表しこれを執行した。

これに対し、青島居留民団は1934年3、4月に数回の民団法規研究委員会³⁷（委員長村地卓爾）を開き、上海民団案の当地運用の可否をめぐって検討を行った。委員会において様々な意見があったが、その根本的な問題は、現行の行政委員会制を廃止し、民団長制に変えるかどうかである。民団長の設置をめぐっては激しい攻防戦が展開されたが、4月に至って、青島居留民団内部での検討が終わり、民団長制に変える方針が固められた。4月21日、居留民団が総領事館に提出した答申書において、「居留民団施行規則ニ内地市制度ヲ多分ニ取入ルルコトハ体験ニ基キ上海同様甚タ必要ナルモノアルコトヲ認ム」、そして「参事会並ニ民団長、助役、収入役ノ制度ヲ当地ニ適用スルノ可否右制度ヲ適用スルコトヲ適当ナリト認ム」³⁸と上海民団案を全面的に受け入れる意見が上申された。

特に、民団長を置く主要な理由としては、「殆ント歴代行政委員ノ全部カ繁激ナル家業ヲ

有スル傍ラ執行機関トシテ責任最モ重大ナル公務員ノ職責ニ就任スルニアリテ日々出勤スルヲ得ス、又専心公務ニ映掌スルコトヲ得サル結果ニアルヘシ」と記述された。そのため「凡ソ何レノ事業ヲ問ハス其ノ事業ノ達成ヲ期スルニハ其ノ事業ニ専念スル専属理事者ノ必要アルヘク」³⁹と民団長設置を強く願望したのである。

しかし、民団側の積極的な態度に比べ、坂根準三総領事は「当地ハ上海ト事情ヲ異ニシ」ているとして、上海民団案に対して消極的な態度を示した。1934年5月4日の外務省への報告書においては、「行政委員制ヲ罷メ民団長、参事会制ニ改ムルコトハ主義トシテ賛成ナルモ暫ラク現行制度ヲ残シ置キ土地ノ状況ニ依リ領事館令ヲ以テ民団長、参事会制ト為シ得ルノ任意規定ニ改正セラレタシ」と現状維持の願望を吐露していた。その理由について、「当地ニ於テハ民団理事ノ人選サヘモ党派的關係ニ依リ其ノ争奪ニ紛糾ヲ生シ、之ガ為メ過去ニ於テ理事ヲ選任スルコト能ハサリシコトアリ、今回民団長制ノ内議アルヤ既ニ其人選ヲ予測シテ之ニ賛成スル如キ不純ナル事態ニ在ルヲ以テ民団長制ハ其ノ人選ニ当リ相当困難ナル事情ニ逢着スヘク、又民団財政ノ關係上及現在ニ於テハ行政委員及同会長就任希望者相当アリテ之ガ選出ニ特ニ困難ナラサルヲ以テ急速現行制ノ著シキ変革ヲ必要ト認メサル次第ナリ」⁴⁰と述べていた。

1934年12月11日、居留民団法施行規則改正（外務省令第10号）が公布された⁴¹。この改正において、民団長・参事会制が取り入れられたが、その実施は当地領事館の判断に任せられていた。実際には、上海は民団長・参事会制を導入したが、天津と青島は民団長の設置を先送りし、参事会制のみを採用した。12月17日、在青島総領事館は、居留民団法施行細則改正（館令第2号）を公布し、翌1935年1月1日より施行した⁴²。

居留民団法施行規則・細則改正による最も著しい変更は、行政委員会が参事会に改められたことである。参事会員（名誉職）の定数は7名であり、その職能は従来の行政委員会とほぼ一致する。そして、民会議員の定数は60人から40人に改められ、二級選挙は廃止された。議員の改選時期は、毎年3月13日だったものが繰り上げられ、2月15日に改正された。さらに、過去の選挙にあった不正行為の再発防止のため、条例は厳格化した。

1934年の改正において、総領事は民団長人選が派閥闘争を激化しかねないことを懸念し、民団長の設置は猶予され、大きな組織変動は見られなかった。しかし、民団長制はすでに法律上認められた以上、それへの移行は時間の問題であった。実際に、青島居留民団における民団長制が実施されたのは、1940年のことであった。

また、注意すべきなのは、1934年の参事会制改正以降、官選低資諮問委員が設置されたことである。その設置の経緯については不明であるが、前述した1928年の藤田総領事の提案に影響を受けたと推測することができる。この委員は、最終的に辻安兵衛、高尾良平、菱田荘吉、小林乃、塚田王世の5人に固定した。このことによって、低利資金運用をめぐる対立の緩和を図ろうとしたのであろう。

日中戦争勃発後の1938年2月、日本軍は青島を占領した。青島は山東半島の先端にあり、大陸の中でも有数な不凍港であるため、日本軍にとっては戦略的要地であった。青島には、興亜院華北連絡部青島出張所をはじめ、海陸軍の数々の重要施設が置かれた。市政には、傀儡政権の青島市政府が樹立され、青島に住む中国人の管理にあたった。一方、日中戦争を機に、多くの日本人が中国大陸に渡り、青島には1940年1月の時点で31,251人⁴³の日本人が住むようになり、戦前の約2倍に膨張し、さらに増えつつあった。このような状況に臨み、日本人の管理を担当していた青島居留民団には、強力なリーダーシップが求められた。そこで、対策として出された案は民団長制への移行であった。しかし、民団長に推選された村地の人選をめぐる、各派閥が対立した。加藤伝次郎総領事は、村地を任期1ヶ年の条件で選出することを決め、各派閥を妥協させた⁴⁴。1940年5月、村地は初代民団長に就任し、1941年9月まで在任した⁴⁵。こうして、青島居留民団は民団長の下に結束し、派閥闘争の内紛時代を終え、戦時に適合的な体制に入った⁴⁶。

ここでの1940年改正においては、主に3つの変更点が見られた。

(1) 有給吏員の民団長および助役を置くという点である。民団長（任期3ヶ年、年俸10,000～15,000円、宿舍料2,400円）は、民会において選挙された後に領事の認可を得て定められ、民団長は従来の参事会のすべての職能を行使し、参事会長をも兼任することが定められた。また、民会に出席し、発言する権限もあるとされた。助役（任期3ヶ年、年俸5,000～8,000円、宿舍料1,500円）は、民団長に推薦された後に民会の決定と領事の認可を得て定められ、民団長の事務を補助し、民団長に不測の事態があった時にその代理をするとして定められた。助役は民会および参事会に出席し、発言する権限があるとされた。民団長と助役は、領事の許可がなければ、会社の取締役や監査役などを兼任することができない、いわゆる専任の民団吏員であった。こうして民団長制へ移行した結果、合議制が廃せられ、民団長一人に権力が集中し、参事会は民会の副決議機関および民団長の諮問機関となった⁴⁷。

(2) 会計主任が有給となった点である。従来名誉職であった会計主任は有給吏員となり、

その任期が3ヶ年とされ、年俸3,000～5,000円および宿舍料1,000円が支給されるようになった⁴⁸。このように、行政委員会制または参事会制において、有給役員は吏員の理事と書記程度であったが、民団長制実施後においては、その資格が民団長、助役、会計主任、各部長、各課長と拡大し、その給料も以前の倍になった。

(3)「戸別課金条例」を制定した点である。すなわち、戸別課金を義務化し、徴収対象を拡大して、納付額を増加させることによって財源の確保を図ったのである。

こうして、青島居留民団の行政基盤は一層拡大することとなった。一方で、民団制度の成熟に伴い、役員固定化も見られた。長期にわたって行政委員(参事会員)或いは民会議員の座に据わりつつあるものは、役員全体の約三分の一を占めていた。

図5に民団長制下の青島居留民団の組織を示しておく。

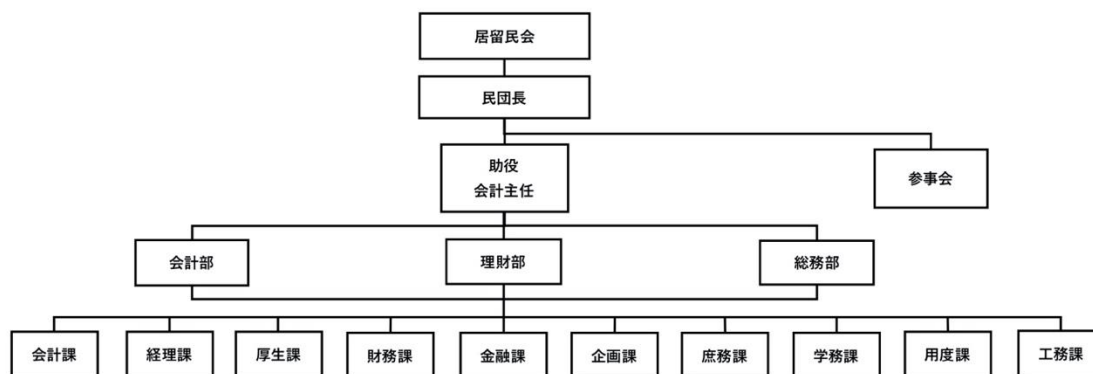


図5：青島居留民団組織図-民団長制

三. 青島日本居留民社会の社会構造

1. 東部派の正体

前述したように、村地、松本らのような有力な実業家を代表とした西部派のイメージはややはっきりしているのに対し、東部派は様々な人間を抱えており流動的に変化していたため、その印象は判然としない。

東部派の正体を明確にできない原因は、それぞれの派閥に属する人員の名簿を示す史料が存在していないことにある。したがって、具体的に誰がどちらの派閥に属していたのかを

特定することは困難である。

とはいえ、前述した 1931 年の民会紛争の際に提出された東部派議員連名の抗議書を手掛かりにして、東部派の正体に近づくことはできるだろう。この抗議書に署名した議員は、太田健造、尾崎浜市、鷺尾一夫、加集孝樹、川口喜次、多久島徳松、中村三吾、野上芝六、山口茂一、松浦一之、寺崎末六、定岡真一、笹川鶴蔵、佐藤藤太郎、宮家寿男、下倉啓之助、久原仲東、関川平三、銭坂孝一郎、関口内膳、の全 21 名である。そのうち 11 名の身元を『山東日支人信用秘録』において確かめることができ、その詳細を以下の表 6 に集成した。

表 6 : 「東部派」議員の身元調査

氏名	屋号	職業	年商 (千円)	消長	資産 (千円)	所見	信用
太田 健三 (造)	柴仁洋行	貿易商	100 ~ 130	健全状態	5~8 正味 5~8	注意を 要す	普通
加集孝樹	三業組合購買 会	日用品雑 貨商	28~30	健全状態	10~13 正味 10~13	懸念の 要なし	普通
川口喜次		獣医並生 牛精肉輸 出業	80~90	健全状態	13~15 内不動産 8~ 10 正味 8~10	懸念の 要なし	普通
野上芝六	富屋	菓子商	10~13	相当有利	3~4 正味未詳	平安	普通
山口茂一	山口写真館	写真業	5~8	相当有利	3~4 正味 3~4	平安	普通
松浦一之	松浦一之商店	生牛精肉 輸出商	70~80	相当有利	5~8 正味 5~8	懸念の 要なし	普通
定岡真一	定岡組	運送通関 業並古衣 商委託販 売	50~60	相当有利	5~8 正味 3~4	注意を 要す	普通
佐藤藤太 郎	豊盛公司総局	鋳業、銃砲 火薬販売 並貿易商	未詳	閑散不振	20~23 内不動産 18 ~20 正味 3~4	未だ不 安なし	普通
宮家寿男	舎密公司	化学工業	未詳	収支相償	3~4	未だ不 対人信	

		薬品輸入 販売		う程度	正味負債超 過	安なし	用、必し も浅から ず
関川平三	太平公司	石炭販売 及髪毛輸 出業	250 ~ 300	健全状態	60~70 内不動産 23 ~25 正味 45~50	懸念の 要なし	厚
関口内膳	関口質店	質及金融 業	年収入 5~8	健全状態	18~20 正味 18~20	平安	普通

出典：『山東日支人信用秘録』（青島興信所、1926年）より作成。

表6を見ると、『山東日支人信用録』に名前があり身元が分かった全員が一定の資産を持っていたようだが、その規模は大きくなかったため、中小規模事業者には属していたことが分かる。また、株式会社などを設立せずに自ら営業を行っていた自営業者が多数である。彼らの職業をみると、ほとんど貿易業および卸・小売業であった。彼らの1926年頃の経営状況をみると、少し不安定な要素を抱えていた人もいたが、全体的に年商や「消長」の見通しは良好であったようだ。したがって、彼らのなかには、低利資金を利用して事業を拡大しようとしていた人も少なからず存在していたのだろう。

さらにこの11名の東部派議員の経歴を詳細に見てみると、全員が1922年の山東還付以前に来青し、各自の事業を開業していたことも分かった。

太田は神戸柴仁洋行の元社員、川口は青島冷蔵庫株式会社の元社員、松浦は日本冷蔵株式会社青島支店の元社員、定岡は鈴木商店青島支店の元社員、宮家は化学塩業株式会社の元常務取締役で、5人とも退社してから独自の事業を開始したため、新規事業者であると言える。彼らの中では、宮家が負債を抱えていたのを除けば、みな経営状況は良好であった。川口は1926年に青島輸出牛取引株式会社の監査役を勤めており、松浦は1926年に青島輸出牛取引会社の取締役を勤めていた。2人は業界に影響力を持っていたと言えるだろう。

山口と関口は、来青当初に店舗を開き営業を続けてきた中小事業者である。関口は副業も開始していた。関川は、1918年に満鉄青島出張所主任として来青した。その職を辞めた後は太平公司の名称で石炭商を始めた。その間に、中日塩業株式会社の設立に参加して常務取締役ともなっていた。山東還付によって会社は解散させられたが、関川は日本政府より巨額の補償金を得た。その後、石炭商をやりながら毛髪輸出も行っていた。

佐藤は日独戦争時に来青し、豊盛公司を組織して幹部となり、さらには山田分行済南支店も支配し、また博山に石炭採掘にも従事していた。1919年には公司を解散させたが、公司から博山務子炭坑を譲与され独立した。その後、株式会社豊盛鉱業公司の事業を開始し、常務取締役となり、同時に鉄道沿線における指定銃砲火薬商となった。いずれも好調で、さらには土産貿易も経営しはじめた。

関川と佐藤は、山東還付を契機に利益を得て事業を経営していた。資産や年商も他の人に比べるとやや大きいものとなっており、実力がある中規模事業者と言える。

野上は青島塩業株式会社の創立に参加し、その営業部長を勤めたが、1919年に退社して原塩輸出業を開始した。1921年に廃業した後、井上診療院に入り、事務主任を3年間勤めたが、1923年井上院長が引揚げのため同院は廃院され失業した。1924年、関徳富商店代理店を開き、日華製革会社製品の輸入業に従事していた。

加集は1919年に青島憲兵隊付に転任のため来青した。1921年に退役した後、青島車両株式会社に入社したが翌年に辞職した。その後、台東鎮にある20余万坪の農地の貸下げを受けて農事を経営したが、うまくいかず中止した。その後は人力車の賃貸業、白粘土の輸出業を転々として、1926年に三業組合内購買会を引受けて経営していた。

野上と加集は、過去に独自の産業を持っていたが、うまく経営が進まず他の職業を転々した没落実業家と言えるだろう。

このように、東部派議員11名の経営状況および経歴を総合して見てみると、彼らの共通点は中小規模事業者であったということにある。そのうち5名は、新規事業者と言える人々であった。この5人は、かつては青島で勤務する会社員だった人々で、山東還付の影響によって前職が廃業となったため、1922年前後に独立して現在の事業を始めた。彼らの事業は、いずれも基盤や資金力が弱くても、営業状況は良好であった。またその中でも、各商工業組合に勤め、影響力がある人もいた。

山口と関口2名は青島占領以来事業を開始した中小事業者であり、関川と佐藤2名は様々な事業を抱えていた実力がある中規模事業者であった。この4人の産業規模は大きくなかったが、長年の経営を経て穏健な基盤を持っていた事業者であったと言える。

野上と加集2名は、上述したようにいわゆる没落実業家である。この2人は、前の事業で失敗したため、現在の事業は前と比べ規模が小さくなってはいるものの、その経営状況は安定していた。

以上の 11 名が完全に東部派を代表しているとは言い切れないが、ある程度東部派の印象を浮かび上がらせる。この 11 名の東部派議員の状況を総合してみると、東部派の一部の実態は青島総領事が言った「不健全分子」の印象には必ずしも当てはまらないところがある。当時の青島総領事の見解は一定程度誤りを含んでいたことを指摘しておきたい。

2. 東部派 VS 西部派

青島日本人社会の構造は、上海・天津のように経済的優劣や社会的地位などの相違が基盤にあったのではなく、青島の低利資金運用に対する立場の相違が主な基盤となり、そのグループを分けていた。

東部派とは青島占領以来の土着派の人々の集まりであり、山東還付後の不況によって経済的基盤を失った人々であり、低利資金の運用により経済状況を改善しようとしたが、彼らは厳格な審査基準に排除されて低利資金の運用ができなかったために、低利資金を実際に掌握していた一派に対し種々の活動を展開していた。東部派は、最初は流動的な利益集団であったが、その活動を広く展開して勢力を伸張させていったことにより、次第に中間層、無産者を巻き込み、ついに青島日本人社会の一勢力を形成した。

それに対して、西部派は他の地域でいういわゆる会社派のような集団ではなかった。西部派の大部分は東部派と同じく青島占領以来の土着派であったが、彼らは山東還付の際に青島守備軍により貸下げを受けたり、または日本政府より賠償金を受けたりしたことによって、経済基盤を一層拡大し、青島日本人社会の富裕層となった人々であった。彼らは、経済的に優勢で社会的名望があり、さらに総領事館側からも信頼を寄せられていたため、低利資金を運用することができ、さらに資産を積み上げていくことができた。もちろん、西部派の中にはこうした土着派だけでなく、他の地域でいういわゆる会社派も含まれていた。したがって、西部派は、主に青島日本人社会の既得利益者を代表する一勢力であったと言えよう。

中立派は、主に中国政府や公的機関に勤務していた俸給生活者が中心であり、低利資金に対する需要はなく、自治制度の厳正や自己利益の伸張などそれぞれの目的で寄せ集まった流動的集団であった。彼らは、東部派および西部派と入り交じり、両者の中間に入り、緩衝作用を果たした。しかし、中立派は人数的に少なく、立ち上がった時期も遅かったため、東部派・西部派の勢力に到底及ばなかった。

このように、低利資金の運用をめぐる、1920年代末期から30年代初期にかけて、民団内部には東部派、西部派、中立派、3つの派閥が生じていった。特に東部派と西部派の対立は、行政委員会および居留民会を巻き込み、1920、30年代にわたって民団行政を混乱させた。また、民会議員選挙が常に80%以上の投票率を保っていたことから、一般民衆の大多数も、民会議員を通じて派閥闘争に大きく関与していたと考えられる。したがって、低利資金運用に対する立場によって、青島日本人社会には「東部派—中立派—西部派」の構造的分断が存在していたのである。さらに、各派閥の社会的影響力を含めて考えると、中国統治期の青島日本人居留民社会の社会構造は、「東部派 VS 西部派」という両極化の構造と言えるだろう。

おわりに

山東還付を受け、青島日本人居留民社会は居留民団制度の整備を始めた。しかし、日本政府が日本人居留民社会を安定させるために交付した300万円の低利資金は、却って日本人居留民社会を不安定にする要因となった。低利資金の運用をめぐる、社会的上・下層は民会議員を通じてその主導権を争奪し、民団行政を混乱させた。この内紛問題が繰り返されていくうちに、東部派—中立派—西部派の対立構造が次第に現れてきた。

この内紛問題を抑止し、民団行政を是正するために、青島総領事館の監督の下に数回にわたって民団制度の改正が実施された。青島居留民団は当初の行政委員会制から、1934年には参事会制へ、1940年には民団長制へと制度を変更させていった。しかし、このような制度変更は、社会構造の変化に対し影響を及ぼすことはなかった。結局、青島日本人居留民社会は中国統治期の間、常に東部派 VS 西部派のせめぎ合いの中で発展していった。

¹ 柳沢遊「青島日本人居留民団における低利資金問題の展開」(『日本植民地研究』13、2001年、1～18頁)。

² 戦前、日本が治外法権を有した地域、すなわち中国と韓国における居留民団制度の基礎は、1905年の法律第41号の居留民団法に依拠している。居留民団法を初めて検討したのは戦前の東亜同文書院大学教授中内二郎の『居留民団の研究』であり、中内はその条例に逐一解釈を加え、法理的分析を行った。戦後の居留民研究では、居留民団の活動に注目してきたが、居留民団法制度に踏み込んで検討を展開することは少なかった。近年の渡辺千尋の研究では、天津日本専管居留地を対象に、明治末期における居留民団法の施

行過程および韓国と中国の居留地制度の形成過程を明らかにした。この2つの先行研究以外、居留民団法制度について専門的に取り上げている研究はほとんど見当たらず、大きな空白を残してしまっていると言える。中内二郎『居留民団の研究』（三通書局版、1941年）。渡辺千尋「居留民団法の制定過程と中国の日本居留地：天津日本専管居留地を中心に」（『史学雑誌』122巻3号、2013年、366～389頁）。

³ 前掲、柳沢「青島日本人居留民における低利資金問題の展開」。

⁴ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C08040365900、大正7年 欧受第1858号自405至421 平和条約関係書類 第15号 陸軍省(防衛省防衛研究所)。

⁵ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B07090849800、山東懸案解決交渉一件／細目協定関係／陳情書 第五卷(5-2-6-0-34_6_7_005)(外務省外交史料館)。

⁶ 前掲、柳沢「青島日本人居留民における低利資金問題の展開」。

⁷ JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. A09050444900、昭和財政史資料第6号第18冊(国立公文書館)。

⁸ 居留民団法施行規則には大きな改正が2回あった。1回目は、1924年改正(外務省令第9号)、その内容は『官報』1924年12月17日に収録。2回目は、1934年改正(外務省令第10号)、その内容は『官報』1934年12月11日に収録。

⁹ 『戦前期中国在留日本人統計』復刻版、第三巻(不二出版、2004年)70頁。

¹⁰ JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B02130097200、居留民団法施行規則参考書 大正14年1月(外務省外交史料館)。

¹¹ 「青島居留民団法施行細則」(大正十四年一月青島館令第一号)。JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B02130097200、居留民団法施行規則参考書 大正14年1月(外務省外交史料館)。

¹² 「行政委員会執務章程」(1923年3月24日認可)(『誰れでも心得おくべき居留民団法規集』青島居留民団、1925年12月、1頁)。

¹³ 「青島居留民団処務規程」(1923年3月21日設定)(同上、5頁)。

¹⁴ 「民団理事任免、任期及懲戒ニ関スル規程」(1925年4月6日告示第11号)(同上、2頁)。

¹⁵ 「民団吏員規程」(1923年3月24日認可)(同上、2頁)。

¹⁶ 「民団雇員傭人規程」(1923年3月24日認可)(同上、4頁)。

¹⁷ 前掲、中内『居留民団の研究』3頁。

¹⁸ 「青島居留民団金融部規程」(1923年11月28日認可)(前掲、『誰れでも心得おくべき居留民団法規集』20頁)。

¹⁹ 「区委員規程」(1924年8月11日告示第18号)。(同上、23頁)。

²⁰ 「青島居留民会通常会議事録」1923年12月16日、外務省記録『在外居留民団（会）関係雑件 青島ノ部』第一卷、3.8.2.252-5、外務省外交史料館。第一期（1923年12月選出）から第六期（1928年1月選出）までの青島居留民団行政委員の名簿は、柳沢遊「青島日本人居留民団における低利資金問題の展開」（14頁）に掲載されている。

²¹ 「青島居留民団行政委員会第七十三回会議録」1923年12月20日、外務省記録『在外居留民団（会）関係雑件 青島ノ部』第一卷、3.8.2.252-5、外務省外交史料館。

²² 「大正十三年度青島居留民団事務概況報告書」1925年3月、外務省記録『在外居留民団（会）関係雑件 青島ノ部』第三卷、3.8.2.252-5、外務省外交史料館。

²³ 前掲、柳沢「青島日本人居留民団における低利資金問題の展開」10頁。

²⁴ 「大正十三年度青島居留民団事務概況報告書」1925年3月、外務省記録『在外居留民団（会）関係雑件 青島ノ部』第三卷、3.8.2.252-5、外務省外交史料館。

²⁵ 在青島堀内謙介総領事発幣原喜重郎外務大臣宛「居留民会議員選挙状況報告ノ件」1925年3月13日、外務省記録『在外居留民団（会）関係雑件 青島ノ部』第三卷、3.8.2.252-5、外務省外交史料館。

²⁶ 柳沢遊「1910年代日本人貿易商人の青島進出」（『産業経済研究』27巻1号、1986年6月）。

²⁷ 在青島矢田部保吉総領事発幣原喜重郎外務大臣宛「民会議員選挙状況ニ関スル件」1927年3月12日、外務省記録『在外帝国居留民団及民会関係雑纂 青島ノ部』第一卷、K.3.2.2.1-4、外務省外交史料館。

²⁸ 同上。

²⁹ 同上。

³⁰ 同上。

³¹ 同上。

³² 1925年、弁護士・居留民会議員中村松次は、行政委員会長待鳥又一および金融部長大樋知新より、青島信託株式会社に対する債権取立の委任を受けた。1927年、中村弁護士は2年間に1万4,500円を取立てたが、そのうちの1万円余を私消した事実が、会計検査委員に摘発された。結果、中村は公金私消の罪で収監された。中村を庇った待鳥および大樋は領事館に辞職願を提出した。前掲、柳沢「青島日本人居留民団における低利資金問題の展開」14～15頁。

³³ 同上、15～16頁。

³⁴ 在青島川越茂総領事発幣原喜重郎外務大臣宛「民会議員選挙及居留民会通常会況」1931年4月6日、外務省記録『在外帝国居留民団及民会関係雑纂 青島ノ部』第2巻、K.3.2.2.1-4、外務省外交史料館。

³⁵ 同上。

³⁶ 同上。

³⁷ 全称、青島居留民団法規研究調査特別委員会。同委員会は1934年2月、居留民団法施行規則第52条に基づき、研究委員会規則を制定し、居留民会議員中より15名の研究委員を依嘱し、法規改正を議定する機関であった。『青島新報』1934年4月22日。『在外居留民団法並同施行規則関係一件 青島ノ部』(K. 3. 2. 2. 3-3、外務省外交史料館)に収録。

³⁸ 在青島坂根準三総領事発廣田弘毅外務大臣宛「居留民団法施行規則改正ニ関スル件」1934年5月4日、外務省記録『在外居留民団法並同施行規則関係一件 青島ノ部』K. 3. 2. 2. 3-3、外務省外交史料館。

³⁹ 同上。

⁴⁰ 同上。

⁴¹ 『官報』1934年12月11日。

⁴² 在青島坂根準三総領事発廣田弘毅外務大臣宛「居留民団法施行細則改正ニ関スル件」1934年12月5日、外務省記録『在外居留民団法並同施行規則関係一件 青島ノ部』K. 3. 2. 2. 3-3、外務省外交史料館。

⁴³ 前掲、『戦前期中国在留日本人統計』復刻版、第八巻、8頁。

⁴⁴ 在青島加藤伝次郎総領事発有田八郎外務大臣宛「第八一号」1940年2月14日、外務省記録『在外帝国居留民団及民会関係雑纂 青島ノ部』第七巻、K. 3. 2. 2. 1-4、外務省外交史料館。

⁴⁵ 青島居留民団『關於本団代表者変更為岡田兼一の函』(1941年9月29日)(青島市档案館 : B0033-001-00633-0044)。

⁴⁶ 青島居留民団『關於本団代表者変更為村地卓爾的函』(1940年)(青島市档案館 : B0033-001-00633-0097)。

⁴⁷ 『大康紗廠在華日人紡績同業会關於納税、保信金及青島日本居留民団団長、助役、會計主任条例等』(1941年8月～1943年3月)(青島市档案館 : B0041-002-00248)。

⁴⁸ 同上。

第四章. 山東出兵と日本人居留民の動向

はじめに

1926年、中国で勃発した北伐戦争は、ナショナリズムの高揚につれ、各国在留邦人を巻き込む形勢となった。1927年の南京事件・漢口事件の相次ぐ発生に対して、対華不干涉主義を保つ幣原外交は対応することができなかった。第一次若槻礼次郎内閣総辞職の後、対華強硬の世論に応えるかたちで、登場したのが田中義一内閣であった。居留民保護問題に対して、田中は現地保護政策を採り、3回にわたって山東省への出兵を実施した。さらに、第二次山東出兵において日中の軍事衝突（済南事件）が引き起こされたことによって、日中関係は著しく悪化した。

北伐戦争および山東出兵は在中国日本人社会全体を巻き込んだ事態であったため、本章は考察対象を青島日本人居留民社会に限らず、揚子江流域（南京、漢口、上海）および山東省済南の日本人居留民社会をも視野に入れ、北伐戦争に臨む居留民の対応、出兵実施に応じる居留民の姿勢、山東出兵および済南事件が居留民へもたらした影響などを考察し、在中国日本人居留民が山東出兵において日本帝国主義に加担した内容および戦争によって受けた被害の内実を明らかにするものである。このように青島日本人居留民社会を同時期の他地域の日本人居留民社会と比較することによって、青島日本人居留民社会の特異性を究明していく。

一. 北伐戦争と日本人居留民社会の動向

1. 南京・漢口事件の勃発

1926年、蔣介石が率いた国民革命軍が広東を出発して北上し、揚子江流域に進出した後に北京を目指し、最終的には満蒙を含む中国全土の統一を目標とする北伐戦争が始まった。革命軍がいくつかの租界をはじめとする列強の権益集中地を通過する過程で、民族権益回収を訴える中国共産党の行動により、中国革命と列強の在華権益との矛盾がエスカレートしたため、列強との軋轢を避けることは困難であった。1927年1月、漢口・九江の英租界

が国民政府により実力回収された事件によって、北伐戦争は当初の封建主義軍閥打倒という目的に留まらず、各軍閥を支持している帝国主義列強の在華権益打破というもう 1 つの目的が明確になった。これに対して、列強にとっては在留邦人の生命財産の保護および特殊権益の保全が緊急課題となり、それぞれの対応が問われた。

1927 年 3 月、揚子江に沿って東進する革命軍は、列強の中国における最大の権益集中地である上海に迫った。日本・イギリス・アメリカ・フランスの四国は租界防衛策を急遽講じ、兵力を共同で上海に集中できる計画を整えた。砲艦政策を掲げるイギリスは、さらなる共同出兵を日本に要請したところ、内政不干涉主義を保持する幣原喜重郎外相により拒否された。結局、21 日に上海は共産党が率いる労働者の武装蜂起に奪取され、大きな混乱なく革命軍の支配下に入った。憂慮された革命軍と外国軍隊の武力衝突は発生せずに終わった。しかし、上海で回避された革命軍と外国側との直接衝突は、上海占領直後の南京における戦闘で発生した。

当時、南京には日本領事館（領事森岡正平）および駐在武官室（武官根本博少佐）の他、南京居留民会（会長板坂瑠一）が設置されており、1926 年 12 月末には、154 人（男性 81 人、女性 73 人）の居留民が生活していた¹。南京居留民の大多数は当時の国論の影響を受けており、革命軍を「主義あり理想あり過去幾千年の間、支那に於て曾て見る能はざりし、規律あり節制ある軍隊なり（中略）日本及日本人に対して、好意を有するもの」²と楽観的に認識し、歓迎する意向を持っており、革命軍の南京入城に対して、警戒心を持たなかった。しかし、かつて 1913 年の第二次革命の際に袁世凱配下の張勳が率いた山東軍が南京で在留日本人 3 人を殺害し、居留民の家屋を掠奪する事件があったので、南京を防御する直魯連軍（北京政府配下の褚玉璞が率いる直隸軍と張宗昌が率いる山東軍）の敗退の際にも、掠奪暴行が行われるかもしれないとの懸念があった。そのため南京居留民会は危急の場合、城内居住者は日本領事館へ、下関居住者は日清汽船へ避難するという粗雑な対策を立てた³。これに対して、国民政府の漢口・九江英租界回収を知った一部の居留民は、革命軍を信用せず、徹底的な対策実施の必要を唱した⁴。特に下関（南京城外西北部の港）に住む居留民たちは、危急の状況になってからの日清汽船への避難は不可能であると判断した。彼らは、城内外の全居留民を取り巻く事態が悪化する前に日清汽船に乗り込み、時局の推移を静観すべしとの主張を民会に提案した⁵。しかし、これらの意見は指導的立場に立つ居留民にとって、「支那の国情に通暁せぬ謬論なりとして、反て一笑に附せられ顧みもせられぬ有様」⁶だった。つ

いに下関居留民は独自の行動をとり、事前に日清汽船または警備艦へ避難し、事態が悪化した場合は上海に引揚げるといった具体的な対策を立てた⁷。こうして、南京城内・外の居留民はそれぞれに対応策を立てて臨んだ。

事件は3月24日朝、革命軍の南京入城後に発生した。革命軍の入城を見て危険がすでに去ったと判断し防御工事を撤去した日本領事館に、革命軍兵士が侵入して掠奪暴行を行った。領事館および避難していた居留民たちの財物が奪われ、領事館警察木村署長および駐在武官根本少佐が負傷した。一方、下関居留民が避難していた日清汽船は、革命軍の銃撃を受け、機関士後藤三等兵曹が被弾し死亡した。日本領事館の他、英米人が避難していた領事館および金陵大学も襲撃され、死傷者が出た。この事態に対し、在留英米人の援護のため、下関より英米軍艦による城内砲撃が行われた。一方、当時日本領事館には軍艦檜から派遣された荒木亀雄海軍大尉ら陸戦隊員10名が警備しており、また下関には日本軍艦檜、桃、濱風が碇泊していたものの、いずれも武力行使は行われなかった。これは後に幣原外交の軟弱性として非難されたが、幣原によれば、当時、南京にいた居留民が、尼港事件の二の舞いを恐れ、艦長に対して発砲をやめてほしいと嘆願した事情があったと回想している。つまり彼らは、日本の軍艦が発砲したら自分たちの生命に危害が加えられるかもしれないということに危惧していたのである。そのため、艦長は居留民の懇請を受け入れ、発砲を命令しなかった⁸。また領事館において、居留民たちは陸戦隊に対し無抵抗主義を取ることを懇請し、各兵の階級章とか帽子のような標識を一時取り去るように森岡領事に懇望した。森岡領事は荒木大尉と協議し、大尉は居留民の安全のためにその望みを聞き入れ、官邸北側のボーイ室に避難した⁹。翌25日には城内外居留民が合流し、日本軍艦に収容され、29日には軍艦天龍にて上海に引揚げた。その後、南京居留民会は早速応急処置および善後策に着手し、上京陳情にて外務省に救恤金（銀12,050ドル）を請求することを図ったが、これは実現しなかった¹⁰。結局、南京事件に関して上海ほか各地より寄贈された慰問金（銀4,911ドル58銭、金310円）を旅費として、4月に南京居留民の大部分が内地に引揚げた¹¹。板坂民会長は引き続き上海に滞在し、復帰問題の解決および内地引揚げ中の南京居留民の生活保護などに努め、11月5日田中義一外相に請願書を送り、「南京復帰を第一希望とし（中略）他に転業転地を希望するもの一人も無之候」¹²と南京復帰を強く訴え、政府に経済的援助を求めた。

南京事件の勃発は、在中国日本人居留民社会を大きく動揺させ、居留民の北伐戦争および革命軍に対する認識を急転させた。上海居留民は3月28日に大会を開き、政府に「帝国の

威信を保ちかつ在支日本人の安全」を保障するために「十分なる兵力を派遣」するという「徹底的手段」を促すよう決議を出した¹³。続いて、上海日本商業会議所は31日、激烈な電報を政府および憲政会、政友会、政友本党、研究会、公正会、日華実業協会、大阪大日本紡績連合会、東京ほか六大商業会議所などに送り、世論の喚起に努めた。それは第一に陸軍の派兵、第二にイギリス・アメリカとの連携の強化を要望していた。これに応じて、国内では野党の政友会、朝日新聞、日華実業協会などが次々と幣原外交を批判した。臼井勝美は上海商業会議所に代表される現地邦人の武力干渉論、政友会声明にある近古無比の「国辱」意識、有力実業界の自衛論等の指向するところは、「出兵」という結論であったと指摘している¹⁴。

一方、武漢国民政府の所在地である漢口にいた日本人居留民（1926年12月末の時点で2,317人¹⁵）は、漢口の英租界回収に続いて南京事件の発生を受け、ついに事前の引揚げに踏み切った。漢口は、1926年12月に国民政府が広州から移転してきて以来、対日関係が悪化しており、居留民と日本人の使用人が組織した「洋務工会」および共産党が指導する武装勢力である糾察隊との間に、各種のトラブルが頻発していた¹⁶。次第に居留民の間には「這般ノ傾向ハ早晩不祥事件ノ勃発ノ避ケ得サルノ情勢ニアル」¹⁷という認識が広がっていき、ついに1927年3月31日、婦女子の上海への引揚げが開始された¹⁸。

しかし、この措置はすでに手遅れで、事件の発生を逃れられなかった。4月3日、日本水兵2人が中国人の子供に投石されたことをきっかけに、中国民衆と日本水兵のもみ合いとなり、中国民衆が水兵を追いかけて日本租界を掠奪・破壊した。現場に駆けつけた田中副領事も民衆に殴打され、日本租界は完全に無秩序状態となった。これを発端として、高尾亭在漢口総領事と前任指揮官の協議で、陸戦隊員120人が上陸し、実弾を発射して民衆を威嚇して四散させるという事件が起こった¹⁹。陸戦隊は租界内外の居留民を救出し、日清汽船に収容させた。この漢口事件における日本人居留民の被害は、殴打5人、殴打負傷6人、殴打負傷拉致監禁10人、死亡1人であった²⁰。同月6日より漢口居留民は、数回にわたって内地へ引揚げた。漢口事件以後、成都・重慶でも対日世論が悪化したことに鑑み、政府は揚子江流域居留民の総引揚げを開始し、成都、重慶、万県（引揚げ邦人数12人）、宜昌（92人）、沙市（13人）、長沙（140人）、漢口（1,770人）、九江（59人）、蕪湖（100人）、南京（130人）、杭州（55人）などから、続々と上海あるいは内地に引揚げたのである²¹。しかし、揚子江流域居留民は内地に引揚げ後、早々に原地復帰を図りはじめた（後述）。

2. 山東居留民の動揺

1927年3月末、革命軍は揚子江一帯を占領し、戦局の影響は北京・天津方面にも波及する兆しを見せた。華北の門戸である山東省では、日本人居留民の間に緊張が走っていた。山東省における日本人居留民の人数は、1927年6月末の青島居留民団による統計によれば、総計約16,776人に達し、そのうち青島3,587戸13,520人(男性6,779人、女性6,741人)、済南573戸1,810人(男性981人、女性829人)、鉄道沿線370戸1,135人であった²²。山東省内における日本人工業・鉱業の投資額は、青島における紡績工場5,000万円、そのほか各種工業1,500万円、鉄道沿線および済南の各種工業1,000万円、沿線鉱業2,400万円、合計9,900万円に達していたと見られる²³。青島は、1914年以来の日本の統治を経て1922年に中国へ還付されたが、その後も多数の居留民が在留し、日本産業によって経済的優位が保たれていた。また、青島の近海では日本海軍が常に遊弋しており、軍事的影響力を及ぼしていた。これに比べて、山東省の内陸部に位置する済南は、外国租界もしくは準外国租界と異なり、中国側の自開商埠地であった。そのため、一切の行政権・警察権は中国側官憲の掌中であって、外国側官憲の干渉を許さず、済南は当然列国が軍事的勢力の及ぼし得る地域ではなかった。そのため、4月8日、藤田栄介在済南総領事は幣原外相に対し、済南在留邦人約2,000人の生命安全を図るためには、全員引揚げの方法以外にないと思われるとの意見を具申し、在留邦人保護に関して政府の方針を請訓した²⁴。一方、翌9日、高岡健吉済南居留民団行政委員会会長も幣原外相に電報を宛て、「徐州方面動乱ノ影響必然南京事件ノ覆轍ヲ思ハシメ、然モ山東鉄道中断ノ危惧ヲ禁セス、在留邦人二千ノ生靈何時亡フルカ測リ難シ此際深ク実情ヲ洞察セラレ至急派兵保護ヲ仰ク」²⁵と、派兵による在留邦人の現地保護を求め、総領事館とは意見の相異が見られた。11日、幣原は藤田総領事に対し、江蘇方面の戦局の推移により在留邦人の引揚げが必要となった場合は、一時青島に避難させ海軍力によって保護するという計画を立てていたが、時局の見究めを俟たず在留邦人の引揚げを行えば、満州方面在留邦人の人心を不必要に動揺させるおそれがあり、軽々しく引揚げという非常措置に出ることのないよう訓令した²⁶。幣原はあくまでも内政不干涉主義を貫徹し、在留邦人の保護について引揚げ保護の方針を示した。

しかし、南京事件に続き漢口事件の勃発によって、国論はほどなく沸騰し、陸軍、政友会、憲政会、貴族院、金融界など各方面で中国に対する「批判と懲罰」の風潮が次第に形作られ

ていき、対中強硬論が高まった²⁷。このような趨勢のなか、幣原外交は退却を余儀なくされた。1927年4月17日、台湾銀行救済緊急勅令案を諮詢する枢密院本会議で、伊東巳代治顧問官は憲法違反であると政府を批判した上、直接関係のない対華外交を取り上げて、さらに攻撃を加えたのである。最終的に枢密院は、緊急勅令を否決し、第一次若槻礼次郎内閣は即日総辞職した。同月20日田中義一政友会内閣が発足し、田中は外相を兼任した。対華政策の刷新を求める田中内閣は、満州の特殊権益擁護と在留邦人保護の緊急課題に対して、軍事力による居留民の現地保護という新政策を採択するに至った。日本政府は5月27日、陸海軍の山東派遣を決定すると同時に政府声明を発表し、出兵は居留民保護のため「自衛上已ムヲ得ザルノ緊急措置」²⁸と主張した。

二. 山東出兵と居留民

1. 第一次山東出兵

最初の派遣軍である在満州歩兵第33旅団は1927年5月30日に大連を出発、翌日青島に入港し、6月1日上陸を完了した。派遣軍の青島上陸は、居留民の熱烈な歓迎を受けた。派遣軍の到着を出迎えた当時の青島日本中学校第12回生らは「初めて陸軍の威容に接し、日本人としての誇りを感じた」²⁹、「当時は中国との雲行が怪しくなると、日本艦隊が来てくれることを、首を長くして待った」³⁰などと当時の思いを回想している。

しかし、日本の出兵実施に対して、中国側は嚴重な抗議を發してこれを攻撃した。なぜなら、日本が済南・青島に租界を持っていないにもかかわらず出兵を断行したことを、二十一カ条の要求の復活であると判断したからである³¹。こうした中国の抗議にもかかわらず、7月には戦火が膠濟鉄道沿線にまで切迫したため、青島—済南の交通・通信は危機に陥いる可能性が高いと判断し、派遣軍は7月7日さらに済南まで進駐した。

派遣軍の済南進駐には、現地居留民の協力もあった。膠濟鉄道に勤めていた児玉車務処長および日本人職員たちは、派遣軍との関係を秘密にすると同時に、派遣軍が必要に応じて鉄道沿線に進出する意思があることを中国側局員に対して気付かせないように努めていた。したがって、児玉車務所長が表に立って軍側の鉄道部員である岩倉少佐や颯波大尉と直接交渉することは、中国側の注意を余計に引くこととなるので、運転技術員の柴田一美が主と

して兎玉の代理を務め、輸送計画に参加したのである。さらに同月7日輸送実施の際、柴田は指導列車の機関車に添乗して、済南まで軍の誘導に従事した³²。柴田は「日本帝国這次の出兵は、政府が曩に屢次声明せるが如く単なる居留民保護にして、事件を事前に防ぐ上に於て誠に機宜に適したる措置なり」³³と認識しており、派遣軍への協力に尽力した。

結局、革命軍は徐州付近で挫折し、蔣介石が下野を宣言することによって北伐戦争が中断となった。日本政府は、派遣軍の駐留は必要なくなったとして、同年8月30日山東省から撤兵するという声明を発表した。しかし撤兵声明の最後に、再出兵の場合があることを示唆したのであった。

第一次山東出兵にあたり、青島居留民は早速出兵を肯定する世論工作に踏み切った。1927年7月に発行された青島居留民団・青島日本商業会議所編『山東出兵に就て』という小冊子では、次のように山東出兵を評価した。

若し当時我軍の派遣なかりせば、海州方面に於て徹底的略奪の前科を有する之等軍兵は如何なる暴虐の行為に出でたるやも知れず、邦人は固より支那人と雖も我派遣軍の武威に依り当時山東の地に於て戦慄すべき第二の南京事件を惹起せざりし幸福を切に感謝しつつあるのである。

要之今次の出兵は畢竟支那軍隊に規律なく、又支那官憲に秩序維持の実力なきに因るのであつて、若しも外国人への生命財産の安全が、彼の軍隊と官憲に信頼して安心することを得る程にその規律と実力が十分ならんには、我国と雖も好んで出兵を断行しなかつたであらう。

(中略) 吾人は政府に申言する。派遣軍の撤退は時局愈々平定し、居留民の生命財産に全然安心の出来る時期に到達せる時期を選ばれんことを。若し夫れ支那側の排日運動乃至国内に於ける反対を懼れて此際無意義に撤兵し、その後に及んで再び南京、漢口事件の如き惨状を繰返すことあらんか、啻に国威を失墜せしむるのみならず、粒々辛苦永年築き上げたる我経済的地盤は根底より覆へされ、これが原状回復は到底望むべからず、是れ国家将来の大問題にして、吾人の甚だ憂慮に堪へざる所である³⁴。

すなわち、山東出兵の責任は中国側にあり、日本軍の出動は在留邦人の生命財産の保護のためであった、という認識を示した。また、撤兵の時期についても言及し、日本軍の駐屯を

望んだ。

また、第一次山東出兵後、この出兵を「無益の国帑浪費」だとする批判の声に対し、山東上京委員長平岡小太郎（青島居留民団行政委員長）は「今度の山東に対する日本軍の一箇師団の軍隊の派遣は従来ワシントン会議以来支那人が日本人に対して有つてゐた非常な輕侮の念を払拭し去り、却つて痛烈なる訓戒を与へたものであると考へます。日本軍の派遣が無意味でなかつたと云ふことは我々の確信す処であります」と出兵を肯定し、さらに「支那の実情を知らず、大局に通ぜず徒らに新しきに迎合して神經衰弱的机上の空論を事とせる一部母国の識者は、海山千里の外、国策の第一線に立ち新運命の開拓に猛進せる在外同胞の苦衷に対し、今少しく温かき眼を濺ぐべきでなからうか」³⁵と、居留民の立場から国内の出兵反対論に反発した。このように、第一次山東出兵によって、現地居留民の帝国意識が強化される傾向が見られた。

1927年7月から8月の間に、青島居留民団・青島日本商業會議所によって、日本国内や他の日本人居留民地に向けた宣伝用の小冊子が11種類にわたり発行された³⁶。これらはそれぞれ数頁で構成され、その趣旨は、(1) 山東日本人社会の發展および現状をアピールすること、(2) 中国政治・政策を批判すること、(3) 山東出兵を肯定すること、にあつた。これらの小冊子には、いたる所に、従来の日本軟弱外交への批判が溢れ、強硬なる日本の態度を望み、日本政府の軍事的干渉を示唆している記述があつた。このように、第一次山東出兵が行われた7、8月の短期間で集中的に数多くの小冊子が発行されたのは、青島居留民社会において空前絶後のことであつたとも言える。このような世論工作の背景には、派遣軍の指示があつたかどうかは不明であるが、日本軍の到来が居留民に大きな後援を与えたことは明らかである。

2. 第二次山東出兵

1928年1月、蔣介石は南京で国民革命軍総司令に復職した。4月、北伐戦争が再開され、革命軍は山東省に突入した。これに応じて、4月16日済南駐在武官酒井隆少佐は鈴木莊六参謀総長宛てに出兵を要請した³⁷。佐藤元英は、参謀本部編『昭和三年支那事変出兵史』によれば、藤田栄介在青島総領事および西田耕一在済南総領事代理も出兵による在留邦人の現地保護を要請したとされているが、その事実は現存する外務省所蔵記録には見当たらない。

いことを指摘している³⁸。

青島方面において、藤田総領事は第二遣外艦隊司令官向田少将に陸戦隊の上陸を要求し、一部を青島市内に、一部を四方・滄口に配置させた³⁹。済南方面においては、19日に居留民の各委員が庚申倶楽部に会合した。その結果、高岡済南居留民団行政委員長の名義で、田中首相兼外相および白川陸相に対し、「山東の戦局は愈よ切迫し、当地在留邦人の安危は時々刻々迫り憂慮に堪へず、既に当局に於て遺憾なく御考慮を尽されあるべきも、此際一刻も早く適切なる保護方、特に御配慮を懇請す」⁴⁰という請願電報を発した。また、済南の居留民組織や日本人学校なども各々の自主準備を行った。例えば、在郷軍人の済南扶桑会分会は「済南扶桑会連絡班」を組織して緊急の場合において居留民間の連絡に務め⁴¹、済南消防組は警察本署および派出所に増派して警戒に任じ⁴²、日本人小学校は臨時休業して小学生児童を青島に避難させるなどの対応が見られた。

4月20日には臨時済南派遣隊（支那駐屯軍歩兵3個中隊）が、26日には第六師団の先遣部隊歩兵第十一旅団（斎藤瀏少将）が済南に到着し、商埠地の警備にあたった。同日、青島居留民団行政委員会長平岡小太郎は政府に派兵感謝の電報を送った⁴³。派遣軍は、4月29日の天長節に済南市内において観兵式を挙行し武力を示す一方、5月1日には「日僑義勇団」の名義を借りて市内各所の電柱に「国民革命軍将士諸君に敬告す」と題する布告を掲示し、「万一我防備区域を犯さば則ち断然たる処置を取ること、此れ又言を待たざる所である。諸君の国民革命は目下将に完成を要せんとして居る此重大の秋に当り、若し不注意にして日軍の防区を犯し重大外交の不祥事を惹起する時は則ち国民革命の前途に極大の障害を招くであらう、故に諸君が十分に注意を為さん事を切望する」⁴⁴と革命軍を威嚇した。いわゆる硬軟両様の戦術を取った。同時に、居留民団は避難区域や注意事項などを示した「避難注意」⁴⁵を全居留民に伝達し、避難の準備を整えた。

5月3日、済南事件が勃発した。この事件の起因および外交官蔡公時の殺害については、日中の認識が分かれていることを確認しておきたい。日本側は、満州日報取次販売店での掠奪に起因すると主張している。5月3日朝9時20分、麟趾門街の満州日報取次販売店吉房長平方に革命軍兵士約30名が来て掠奪をはじめた。現場に赴いた総領事館警察巡查2名が退去を要求したが、却って暴行を加えられた。急報を受けた東地区警備隊の第四中隊第一小队（久米川好春中尉指揮）が逃げる掠奪兵を追ってその兵舎に到達したとき、戦闘が勃発した⁴⁶として、中国側に原因があったとしている。一方中国側では、事件の起因に対しては諸

説あるが、最も有力な説は日本兵による中国兵射殺がこの事件の原因だったと主張している⁴⁷。また、済南の商埠地内の山東交渉公署で執務していた外交処長主任蔡公時以下 16 人の殺害事実についても、日中で異なった説がある⁴⁸。

いずれにしても 5 月 3 日の日中両軍の小衝突は、その日のうちに一応収まった。事件発生に応じて、日本政府は直ちに増兵を決め、参謀本部は断固たる措置を執るよう派遣軍に命じた。中央の強硬方針に呼応し、第六師団長福田彦助中将は居留民保護の目的を逸脱して、国軍の威信保持のために「膺懲」措置を執り、8 日より済南城攻略を開始した⁴⁹。9 日、第三師団の山東派遣が命じられ、第三次山東出兵となった。11 日、革命軍が城外へ脱出し、済南を迂回して北伐戦争を続行したため、第六師団が済南城ならびに済南全域を占領した。

この事件における日本人居留民の被害については、『昭和三年支那事変出兵史』によれば、革命軍の手で惨殺された如き者 12 (男 10、女 2)、そのほか発見した屍体 10、負傷入院後死亡 2、暴行侮辱を加えられた者 30 余、婦女にして凌辱された者 2、掠奪被害戸数 136、被害人員約 400 とあり、被害見積額は 35 万 9 千円に達したと記されている⁵⁰。被害者の多くは朝鮮人の麻薬販売人や売春業者で、一般居留民のように避退せず、残留していたものといわれている⁵¹。ところが、5 月 5 日と 6 日の『朝日新聞』などは「邦人虐殺数二百八十」と実際の 20 倍以上にのぼる誇大な数字を報じた。この数字は、大規模出兵を望んでいた強硬派の酒井少佐が参謀本部に打電したもので、それを陸軍省がそのまま公表したものとされている⁵²。

済南占領後、5 月 15 日第六師団参謀長から「師団二於テハ警備ノ名ニ於テ支那商務總會ヲ指導シ、事実上軍政ニ準スル要求ヲ為シ、保障占領ノ基礎ヲ固メツツアリ」⁵³という軍政実施の意見が参謀本部に打電された。また福田第六師団長からは、済南および鉄道沿線に継続駐兵することを強く要請する旨の電報が届いた⁵⁴。だが、このとき日本政府は満州地方の治安維持に重心を置き、早急に済南事件を外交的解決に持ち込みたい考えであったため、参謀本部は保障占領を考慮せず、軍政実施を許可しなかった。その結果、軍の指導の下、中国人有力者によって済南地方治安警察局および済南臨時治安維持会がそれぞれ組織され、済南の管理を維持することとなった。また、山東全省はほぼ無政府の状態に陥ったため、中国側によって山東自治委員会が設立され、山東全省の行政を管理した⁵⁵。8 月に至り、第六師団は、第三次山東出兵により派遣されてきた第三師団と交代し、内地に帰還した⁵⁶。済南および膠済鉄道沿線は、引き続き日本軍の管理下に置かれた。

済南事件発生にあたり、青島居留民はすぐさま反応を示した。青島居留民団は、前述した陸軍省の煽動報道を盲信して憤慨し、5月6日に首相、外相、陸相、海相、上院議長、参謀総長、政友・民政両総裁および電通・帝通・連合三通信社宛てて「同胞虐殺の残忍を極めたる文明人としてその詳細を説くに忍びず居留民一同ただただ悲憤痛恨の念に駆らるるのみ、惟ふに掠奪未だ忍ぶべし而も予め策謀せる此非人道的殺戮此の国民的大凌辱に会して抑何の寛恕がある、彼らは正に人道の公敵なり吾等は単り同胞の名誉の爲めのみならず、世界人道のために断乎之を膺懲し将来に禍根を絶たざるべからず、(中略)我朝夜は自ら先づ国論^(ママ)を喚起すると共に之を世界の輿論に訴ふべく最善の方法を致さんことを切望す」⁵⁷といった、派遣軍の膺懲論に賛同する強硬な態度を示す電報を發した。

また、事件に直接関係のあった済南居留民は16日居留民大会を開き、「一、膠州灣山東鐵道沿線及済南の保障占領を實行する事。二、反覆虚偽を骨髓とせる現南京政府に一切の交渉に応ぜざる事。三、此際各政党は党略的暗闘を排して挙国一致を以て事に望まれたく各政党に要求する事」⁵⁸との決議を満場一致で可決させ、各要路に打電した。また、避難者が復歸して済南の居留民が約2,000人に達した6月中旬には、済南時局善後委員会を開催し、上京委員を選出し、政府要路に対して「生命財産ノ絶対的保障、膠濟鐵道ノ管理、諸企業ノ保護及絶対安定ヲ見ルマテノ駐兵」⁵⁹などに関する請願を行うことを決定した。つまり、済南居留民は、派遣軍に同調して継続駐兵を要請する動きを見せたのである。

一方、中国側の研究によれば、事件直後に「済南日僑」の名義で『済南五三事件報告冊』⁶⁰(中国語版の題名)が日本国内および各地居留民に向けて發行された。その「報告冊」には、革命軍を「残虐非道」「猛獸同等」と批判する記述があり、また居留民が「惨殺」された詳細までも記録されていた。『済南五三事件報告冊』は「済南日僑」の名義で出されたが、その実際の作者は派遣軍の宣伝要員の三国直福大尉である可能性が大きいこと、およびその内容は外務省公表と相違があり、誇大宣伝の疑いがあることが指摘されている⁶¹。前述した派遣軍が「日僑義勇団」の名義を借りて布告を發したことから見ると、その可能性は確かに存在すると考えられる。このように済南事件直後、事件のいわゆる「真相」に関する書物が溢れ、日本国内外で大量に出版された。その多くは、在中国日本人居留民および実業団体の手によって作成されたものと見られる⁶²。そのなか、筆者が最も注目するのは、『済南事件実記』と『済南事件を中心として』⁶³の両書である。注意すべきなのは、両書の献辞には、第三・第六師団長、済南・青島総領事およびほか軍側の関係者の題字があることである。両

書の自序によれば、共に済南居留民団行政委員会長高岡謙吉の依頼あるいは支持があつて、編著に際して居留民団、総領事館、派遣軍、済南医院などより資料提供を受けて作成したとの経緯が記されている。すなわち、両書とも済南居留民団の公式な認識を示し、総領事館および派遣軍の認可を得たものであると言える。そのため、その立場も自然に日本軍の見解へ傾くことはいふまでもない。さらにもう 1 つ指摘しなければならないのは、両書の出版はいわゆる済南事件の「真相」を説明するという目的の他、居留民側の狙いとしてはこの機会を介して日本国内に「山東の経済的価値」をアピールして山東への関心を喚起するという目的にあった。

このように、日本軍は済南事件の真相を誇大に宣伝して排外主義思想を鼓吹したため、在中国日本人居留民社会はほぼ一致して済南事件における日本軍の行動を評価し、革命軍を批判する立場となっていた。例えば、青島日本中学校の学内誌であつた『鳳雛会々誌』記念号（1929 年 3 月発行）には第四学年生蔵田歴次郎の書いた「済南事件を省みて」という題の文章が掲載されており、「今迄隠忍自重、すべて消極的手段をとり温和主義をとつた我が政府は遂に堪忍袋の緒を切つた。日本刀は鞘はしつたのである。二千年来平和の気満ち太湖上に月を愛し、柳枝を渡る風和やかな済南城下は忽ち血の海と化した。一度立たば眼中無敵、向ふ所なき皇軍は之を散々に打ち砕き城頭高く日章旗はひるがへつた」⁶⁴といった記述が見られる。また、『南京日本居留民誌』において、「日本人側に於ても、南京事件後事毎に支那人より輕蔑され圧迫されても、如何共為す事を得ず、此の大勢には無力なる居留民個人の力にては、対抗し得可き事にも非ざれば、此れも時世時節とあきめて、泣き寝入りす可く慣され居たる居留民が、初めて日本人としての自覚を取り戻し、吾等海外居留民と雖も、必ずしも国家より見離され見捨てられ居るに非ず、吾等の背後には矢張り大日本帝国は嚴として存在し居れり、と明確なる認識を得たるも、済南事変以後の事なりとす」⁶⁵とこの事件を肯定する評価が読み取れる。

居留民の一方的な「肯定」に比べて日本国内の世論においては賛否両論があつたが、済南事件の是非よりもその背景としての第二次山東出兵が論点となり、シベリア出兵や尼港事件、さらには南京事件が引照され、政府の政策に対しては総じて批判的な評価が下されていた。ただし、派遣された現地軍に向けては、一貫してその行動を賛美する記事が各メディアにおいて見られた⁶⁶。

3. 青島居留民の中国認識

前述したように、第一次山東出兵から第二次山東出兵にかけて、青島居留民は十数種の出版物を発行し、青島事情、山東出兵に対する認識、中国問題に関する見解など様々な情報を国内外に発信した。本節では、これらの出版物に基づいて、山東還付以来青島居留民の中国認識を検討する。

まず、これらの小冊子の中には、中国との経済問題をめぐる内容が最も多く見られた。例えば、『山東省に於ける支那側の条約不履行、条約違反並に既得権侵害に関する諸問題』や『山東に於ける不当課税問題』などがその例である。『山東省に於ける支那側の条約不履行、条約違反並に既得権侵害に関する諸問題』では、以下の経済問題が羅列されている。

一、支那側の条約違反並に既得権侵害に関する諸問題

- (一) 在住外国人の市政参与問題
- (二) 膠濟鉄道沿線商埠地開放問題
- (三) 第一埠頭の拡張工事継続問題
- (四) 膠濟鐵路借款利息の不払問題

二、支那側の条約違反並に既得権侵害に関する諸問題

- (一) 開埠地と開埠地の間を運搬する不当課税
- (二) 同一開埠地内を運搬する貨物に対する不当課税
- (三) 埠頭出入貨物に対する不当課税
- (四) 三連単、子口単所持の貨物に対する不当課税
- (五) 煙酒税、捲煙税及捲煙特税の不当課税
- (六) 青島塩の輸出に対する不当徴収
- (七) 津浦鐵路に於ける青島邦人製燐寸の差別取扱
- (八) 濟南商埠地に於ける邦人工場の圧迫
- (九) 膠濟鐵路に於ける我運輸主任の権限蹂躪
- (十) 山東督弁の膠濟鐵路預金強奪⁶⁷

つまり、青島居留民は、山東還付に際して中国側に約束された諸権益が実現されなかった

ことや、山東省における不正な経済政策・経済行為などに対して、かなりの不満を抱えており、ゆえに「我对支経済的發展を望むことは到底不可能である」⁶⁸と否定的な認識を持っていた。

経済における不満かつ消極的な考えをきっかけに、青島居留民の対中態度は一層強硬となっていた。特に今次の中国革命に対しては否定的な立場を取り、北伐戦争は「民衆自覚の国民的運動」とは言えないとし、革命軍を「軍閥的軍隊とは何等変りなき素質」と認識した。そして、この革命に対し、「誤れるの甚だしきものと謂はざるを得ぬ」という結論を下したのである。そのため、中国民衆に「安価なる同情を寄せる」ことよりは、日本の「好意の強制的指導」或いは「威圧的政策」によって「彼等の行動を中正穩健の軌道内に導き入るの必要がある」と主張した⁶⁹。

また、北伐戦争をきっかけに中国が提出した治外法権撤廃の訴求に対しては、次のように中国革命の趨勢を無視し、自身の利益を出発点にして断固反対した。

要之支那の治外法権撤廃の主張は支那の国民的要望として、吾人の大いに同情を表する所なれども、現在の如く支那が真に日支共存共栄の理想の上に立ち、彼我両国民相互の福祉増進の爲めに正当公平に法規の定むる所に準拠して行動することなく、唯徒らに主権に拘泥して権力を濫用し、又は官意万能を振舞ふことあらば、治外法権の撤廃は結局多年に亘りて扶植し来れる吾人の対支経済的現有勢力の萎靡失墜を招徠すべしとの結論に到底せざるを得ず。加之斯の如きは断じて吾人の服し能はざる所なると同時に、輓近排外思想の横溢せる支那に於て、若し治外法権の撤廃を見、吾人の生命財産を挙げて支那官憲に託することとならば、聽て如何なる事態を醸すやも計り難く、彼の暴虐を極めたる南京、漢口事件に直面せる在留同胞は、その撤廃の声のみを聞いても恐らく慄然たるものがあらう⁷⁰。

このように、青島居留民の中国認識は経済問題に端を発して、徐々に消極的な気分が積み重なっていき、政治・経済的訴求と中国の国情のバランスを推し量るなかで自身の利益を優先にするようになっていった。そして、最終的には中国問題に対して反対・対抗の強硬姿勢を見せるようになっていったと言えるだろう。

三. 山東出兵の影響

1. 居留民の復帰運動

山東出兵の実施と同時期に、揚子江流域居留民は原地復帰運動を展開していた。1927年4月の揚子江流域居留民の総引揚げ以来、生業を失った居留民は窮境に陥り、早くも原地への復帰を図り始めた。ところが、現地復帰の前に立ちはだかったのは資金調達の問題であった。そのため、4月下旬、漢口第一回避難民団長賓妻寿作並びに長沙居留民会長山本勇吉が上京し、日華実業協会方面と協議した結果、「揚子江流域各地避難者の連絡並に救済運動を講ずる」⁷¹ため東京に事務所を置くことを決めた。

同年5月25日、長沙・漢口・九江・蕪湖・南京在京避難者代表が大会を開催し、「至急に相互の結束を固め、外務省並に朝野に陳情して避難者当面の救済並に今後の復興進展を図るべし」⁷²という方針を決め、「中支被難者連合会」の成立、救済運動の進行、規則書の草案作成、日華実業協会の助勢要請など現地復帰のための具体的方法を協議した。その後、連合会事務所は日華実業協会、日清汽船会社、古河公司、東亜興業、正金銀行、全国の商業会議所などの財界側および外務省、各在外公使（矢田上海総領事、高尾漢口総領事、植原外務興官）、大蔵省、商工省、海軍軍司令部などの政府側を訪問して陳情し、また東方通信社、帝国通信社、時事新報社、報知新聞社、中外商業新報社、東京日々新聞社に通信や後援を要請して輿論の拡大を図った。さらに、6月9日、田中外相宛ての陳情書並びに連合会設立趣意書を提出し、「各地在留邦人ノ原地復帰及ビ復興方法」並びに「被難民一同復帰迄ノ生活窮状」についての措置を要請する旨を上申した⁷³。

これを受け、外務省はようやく8月に救済・復業案を決定して、同月下旬より生活補助費および復帰旅費の支給を行った。12月までに、揚子江流域各地居留民、うち長沙（86名、16,405円）、重慶（71名、18,075円）、九江（50名、7,972円）、宜昌（54名、7,969円）、蘇州（16名、1,624円）、蕪湖（36名、5,139円）、杭州（24名、3,059円）、沙市（11名、1,669円）、漢口（965名、149,369円）、南京（87名、7,634円）、上海（1,056名、57,956円）に対して、合計2,456名に276,871円を支給した。さらに1929年3月頃には、業務復活資金として、上海居留民団（200,000円）、漢口居留民団（500,000円）、南京債務団（160,000円）など揚子江流域各居留民団・民会に合計1,185,000円を貸し付けた⁷⁴。

2. 中国の対日経済絶交運動

しかしながら、せつかく復帰を果たした居留民を待ち受けていたのは、山東出兵および済南事件により惹起された中国人の対日経済絶交運動であった。山東出兵および済南事件への反対から引き起こされたこの運動は、1927年6月から1929年末まで、長期にわたって断続的に繰り返された。1927年4月3日の漢口事件の発生は、前年から引き続き行われていた対英経済絶交（五・三〇事件に関連する）の動きの矛先を、イギリスから日本へと転換する契機となった。

特に排日の気運が高まったのは、5月29日の山東出兵以降である。各地の中国人は多くの集会を催し、中国新聞は連日檄文で賑わった。5月31日には、済南各界が青島商会と連合して日本の山東出兵に反対したが、翌6月1日には蘇州学生連合会が、ついで天津各団体、旅京東三省同郷会も同趣旨の声明を出し、対日ボイコットを呼びかけた。上海では6日、146団体代表を糾合して「日本出兵反対委員会」が開催され、全国に電檄して対日経済絶交を呼びかけることを可決した。国民党中央部も、全国各支部および民衆団体に向かって日本に対するデモと経済絶交を計画するよう指示し、各都市が続々これに呼応した。上海では12日間にわたって市民大会が開かれ、三百数十団体60万人の大衆を集めて、日帝打倒、経済絶交、国貨提唱を宣言した。北京・天津でも「京津反日大同盟」が組織され、経済絶交、日中間不平等条約の撤廃、旅順・大連の回収、日本陸海軍の撤退を叫んでボイコット運動を推進した。やがて8月には満州に飛火し、奉天商会が中心となって日貨排斥、日本工場工員のゼネストが計画され、満州全土に広がっていきそうな気配があったという。年末3ヶ月になるとボイコットに関する新聞記事は少なくなり、その勢いはやや衰えた感もあったが、消滅したわけではなかった⁷⁵。

このような排日排貨運動が勃発した当時、青島居留民は「今次の排日運動は、北伐軍資金を調達すべく行はれた苛斂誅求に対する国民的反感を緩和し、武漢政府に対する極端なる弾圧を以て、帝国主義の擁護者なりとする国民的誤解を転換せんとする南京政府の対内的人気取策であることを看取される。従つて今次の排日運動は官憲がその中心勢力となり、従来如く学生、商人又は労働者等を中心勢力とせしものと其趣きを異にし、当初に於ては一般に殆んど氣勢拳らず、殊に共産党の煽動少かつたこと、時局関係によって多くの支那商

が何れも疲弊して居つたこと、当時尚英貨排斥中心であつたこと、列国の対支態度が何れも強硬であつたこと、支那の知識階級中に日本を理解するものが増加したこと等の理由によつて、爾かく重大視せられなかつたのである」と排日排貨運動の不振を指摘し、近く終息することを予想していた。さらに、政府に対して「吾人は今次の排日運動並に之等暴令^(ママ)に対しては最も強硬且つ割切なる方法を以て臨まざるべからざるが、寧ろ此の際は従来の隱忍自重政策を棄て、官民一致断乎たる態度を以て、この無暴なる南京政府を弾圧するの必要を高唱するものである」⁷⁶と強硬策を慫慂した。しかし、1928年の第二次山東出兵の実施および済南事件の発生は対日経済絶交運動を再燃させた。運動の進展は完全にこの予想を裏切り、長期化の勢いを示していったのである。

済南事件の報道が伝わると、南京、上海、広東、武漢以下各都市・各界の対日空気は極度に緊張した。特に上海では市民代表者会が開催された。この会は、「上海各界反抗日軍暴行委員会」（上海反日会）を組織し、「対日経済絶交大綱」を規定して保護関税としての役割を果たす救国基金を設定した。上海反日会の行動に呼応して、中国各地で反日会が結成され、次々に対日経済絶交が決行された⁷⁷。

一方、日貨排斥が本格化するなかで、中国の排日排貨運動に対応するため、上海日本商業会議所が中心となり金曜会が結成された。金曜会は排日貨運動の対策研究を目的とした組織であり、そのメンバーは各種商工団体の代表および総領事館、陸・海駐在武官などで構成されていた。金曜会は、領事館を通じて排日排貨運動に抗議すると同時に、日本政府や外務省にも南京政府に対して抗議するように請願する、という対策を取った。だが、金曜会が領事館を通じて中国官憲に対し度々反日団体の解散と運動の取締を要求したにもかかわらず、その効果は表れなかつた⁷⁸。

このような排日運動が展開された状況において、在中国日本人居留民社会はいよいよ今回の排日排貨運動の「変質」を理解しはじめた。上海の金曜会は「今回の排日運動は一、国民党部が直接指導者であること、換言すれば総ての運動は国民政府の方寸から出て居ること。二、組織は極めて強固であつて、その行動は徹底的であること。三、真の目標は不平等条約の改訂であるから飽くまでこれを固持すること。四、救国基金を誅求し、運動資金に豊富であると同時に、支那市場の需給を調節しておくこと。これ等の諸条件は、今回の排日運動が従前の夫れに比し永続性があり且つ悪性である顕著なる特異性である」⁷⁹と今回の排日排貨運動の特徴および従来の排日運動との相違を看取していた。また南京居留民は「排日運

動方法の変更は従来の御祭り騒ぎ式より、内面的隠性的のものとなり、同時に運動指導者も学生労働者の手を離れ、国民党部の直指導下に立つ事となりたる為め茲に於て排日団は整然たる組織と、一糸乱れざる強力なる統制力を有する事となり、従来の民間一部の所謂愛國運動より、凡ゆる国家の権力を用ゐて、国民各層を総動員しての全面的国民運動に変化せり」⁸⁰と排日排貨運動の方法および性質の変化を指摘した。菊地貴晴は、この時の日貨排斥運動は(1)資本家中心のボイコットと(2)政治的運動への傾斜に集約されると指摘している⁸¹。

1929年1月、前年12月に中国人人力車夫が日本陸戦隊の車にはねられて死亡した事件をきっかけに、武漢の対日経済絶交運動は極度の緊張を示し、中国人労働者数千人のゼネラルストライキが行われ、その検査隊が日本租界を経済封鎖した。3月には済南事件が解決し日本軍が撤退したことによって、ボイコットは少なからず緩和されたが年末まで継続した⁸²。対日経済絶交運動は日本に対しかなりの経済的打撃を与え、さらに中国各地における日本産業にも影響をもたらし、日本人居留民の立場を苦しめた。

3. 「現地保護」の実態

上述のように「居留民保護」を標榜する山東出兵は、却って居留民を追い詰めるという逆効果をもたらした。山東出兵の前線である済南・青島においても、その名目と現実との行き違いが見られた。1928年6月、民政党衆議院議員6名(小山倉之助、神田正雄、山道襄一、松村謙三、岸衛、森峰一)が出征軍隊および居留民の慰問並びに時局に関する調査のため、済南と青島を訪ねた。彼らが見た現地保護政策の実態とは、鉄道沿線の6箇所に守備隊を置き、数十里間の居留民を引揚げて1つの地点に集めて保護していた状況であった。これに対して、「政府の現地保護と云ふのは、現在居留民の居る所で保護すると云ふにあらずして、限られたる区域に集めて保護すると云ふ事に為つております。然らば、一種の居留民引揚げではありませぬか」⁸³と大きな疑惑を抱いた様子が書き残されている。彼らはこれを「限地保護」と呼び、「政府の現地保護は影なくなつたのであります。家財を置とき投りにして限地に集合するならば、商埠地に集るのも、青島に引揚げるとも同一ではありませんか」⁸⁴と田中外交の現地保護主義と幣原外交の引揚げ保護主義が実質的には類似していることを指摘し、「今回の山東出兵は、是非は暫く別として、余りに愚かな遣方であり、其方法は軽

率千万であり、政府の限地保護の声明は裏切られ、士気を阻喪し、軍紀を弛廃し、更に国家財政を紊乱し、対外貿易と地方産業とを阻害し、在外同胞に対しても亦将来の活動に大障碍を与え、唯一部資本家と、某政党の私心と党略とを満たし得たに過ぎないと云ふ結論に達するのであります」⁸⁵と田中内閣の現地保護政策を全面的に否定した。野党である民政党は、政友会を与党とする政府に対して、本来批判的な立場にあり、批判のための批判をしていたとはいえ、彼らが見た1つの現地保護政策の実態を見落としてはならない。

さらに、山東出兵は日本人居留民社会の願望および利益と一致していたとはいえ、済南や青島における派遣軍の長期駐屯は、現地居留民社会に大きな負担を抱えさせ、居留民たちに不満を抱かせた。その一例として、派遣軍の駐屯地の1つである青島日本中学校のことが挙げられる。1927年5月、第一次山東出兵で青島に上陸した軍艦常盤の陸戦隊員が同校校舎に宿営することになった。6月には山東派遣軍が上陸し、常盤の陸戦隊が引揚げ、入れ替わりに第六十三連隊第一大隊の2個中隊が駐屯した。さらに7月には砲兵2個中隊、歩兵3個中隊が同校に駐屯した。そのためこの年は夏季休業を繰り上げて、7月11日に終業式を行っていた。1928年4月、5月の第二次・第三次の派遣軍も同校に宿営し、3年間にわたって兵隊と生徒が同居するという異常な状態が続いた⁸⁶。この異常な状態が長く続いた事に対し、当時の学生の回想録には「二年の頃、寄宿舎に馬が随分入って来たのを憶えている。騎兵が入って来たのか、輜重兵が入って来たのかは憶えていないけど、とにかく随分糞が寄宿舎の裏に積んではあったのを憶えている。とても臭くて」⁸⁷とか「わが青中の下のグラウンドにも、砲兵、騎兵隊が一時駐屯し、寄宿舎の集会所が将校室になっていた。部隊が移動する度に、一部の授業を休みになって、埠頭近くの大港駅に、夜遅くでも送迎に行った。(中略) 鉄道沿線から来ていた舎生は、夏休みも帰省できなかったんです」⁸⁸という記述が見られ、日本軍の駐屯が日常生活に支障をもたらしていたことに対して反感を抱いていた様子が分かる。同様の事例は、支那駐屯軍を擁する天津にも見られた。小林元裕によれば、革命軍の京津進撃に備え、天津に増派された日本軍は天津居留民に大きな安堵感を与えた一方、約4ヶ月の駐屯期間中居留民団は軍隊に対する慰問活動を続けなければならず、租界の警備にかかった費用や軍人・軍属への記念品贈呈費用は銀18,000ドルにも達し、天津居留民団は大きな財政的負担を強いられていた⁸⁹。

こうした山東出兵の影響は、山東省に限らず、他地域の日本人居留民社会ないし日本国内にも波及した。上記の居留民への救済・復興資金以外、山東出兵にかかる軍事費総額は

68,274,000円（約北清事変軍事費総額の1.5倍）⁹⁰に上り、当時昭和金融恐慌真っ只中の日本に国全体の経済に計り知れない圧迫をもたらしたのである。

おわりに

北伐戦争をきっかけとした南京事件の勃発により、日本人居留民の中国革命に対する期待感は潰され、その態度を強硬論へと転換させた。上海居留民団・上海日本商業会議所の激烈な請願が引き金となって、日本国内では居留民に同情する世論が高まり、政治をも動かすこととなった。その結果、幣原外交から田中外交への転換がもたらされた。このように、山東出兵の決定過程においては、日本人居留民社会の世論が一定程度の影響力を持っていたことが分かる。

また、山東出兵の実施過程において、済南・青島居留民は日本軍に対し極めて協力的な態度を示した。出征軍隊の慰問活動に留まらず、第一次山東出兵における済南進駐など具体的業務に協力する居留民もいた。済南事件後も、日本軍の煽動報道を妄信し、その軍事行動に賛同する言動が引き続き見られた。その一方で、その動きに乗じて、日本国内に向けて山東日本人居留民社会に対する関心を喚起するための行動も起こしていった。つまり、山東出兵の実施過程において、日本人居留民は日本軍と提携する重要な役割を担当していたと言える。現地領事館・派遣軍・居留民が三位一体で山東出兵を成り立たせたのである。

しかし、山東出兵はすべてが居留民の期待通りにはいかなかった。山東出兵の実施並びに済南事件の勃発は、中国側の反発を招き、対日経済絶交運動を引き起こした。その影響を真っ先に受けたのは居留民であり、苦境に立たされることとなった。そして、山東省で実施された現地保護政策の実態も、政府が打ち出した名目とは行き違っており、野党の民政党から非難された。居留民側においても、派遣軍の長期駐屯は現地居留民社会に大きな負担となつてのしかかり、そのことに不満を抱いていた居留民もいた。

最後に、青島居留民自身は自覚していなかったかもしれないが、山東出兵が青島居留民の帝国意識を高揚させたこと、加えて、山東出兵の経験が青島居留民に「何かあったら日本政府および日本軍が保護してくれるだろう」という感覚を与え、青島居留民社会の対外関係のあり方に大きな変化をもたらしたことも指摘しておきたい。その具体的な影響は後の満州事変時に現れてくるのである。

¹ 庄司得二『南京日本居留民誌』（南京居留民団、1940年11月）92頁。中支被難者連合会編『南京漢口事件真相：揚子江流域邦人遭難実記』（岡田日栄堂、1927年8月）3頁。この2つの資料の性格について、前者は1939年に「南京大陸新報」上に60数回にわたって連載された「南京居留民誌」に、元南京居留民会長庄司得二が補足して編著したものである。その内容は、1898年の南京開港から1937年の日中戦争勃発までの南京事情を扱っているものである。これは、南京居留民会の事情を示すわずかな資料の1つであるが、出版当時の国情の影響で、その記述と歴史事実と合致しない箇所も見られるため、使用する場合は慎重な検証が必要である。後者は、中支被難者連合会が、揚子江流域各地居留民の「遭難実話」および新聞通信に基づいて、各地の騒擾事件や被害状況について編纂したものである。付録には、同会の活動日記や関連文書などが記載されている。この資料は、主に事実確認のために引用した。

² 前掲、庄司『南京日本居留民誌』98頁。

³ 同上、98頁。

⁴ 同上、99頁。

⁵ 同上、112～113頁。

⁶ 同上、99頁。

⁷ 同上、113～114頁。

⁸ 幣原喜重郎『外交五十年』（読売新聞社、1951年）108～109頁。昭和2年4月5日在上海矢田総領事より幣原外務大臣宛「南京事件に関する森岡領事報告書送付について」（『日本外交文書』昭和期一第一部第一卷、外務省、1989年、556～563頁）。大山梓「南京事件と幣原外交」（『政経論叢』40(3・4)、明治大学政治経済研究所、1971年12月、1～10頁）。

⁹ 昭和2年4月5日在上海矢田総領事より幣原外務大臣宛「南京事件に関する森岡領事報告書送付について」（前掲、『日本外交文書』昭和期一第一部第一卷、556～563頁）。

¹⁰ 前掲、庄司『南京日本居留民誌』134～135頁。

¹¹ 同上、136頁。

¹² 同上、156～157頁。

¹³ 東京朝日新聞1927年3月29日朝刊。

¹⁴ 臼井勝美『日中外交史：北伐の時代』オンデマンド版（塙書房、1971年）58～59頁。

¹⁵ 前掲、中支被難者連合会編『南京漢口事件真相』79頁。

¹⁶ 同上、105～125頁。

-
- ¹⁷ 昭和2年12月「漢口四三事件経過調」（前掲、『日本外交文書』昭和期一第一部第一巻、660頁）。
- ¹⁸ 東京朝日新聞1927年3月29日朝刊、3月30日朝刊、3月31日夕刊、4月2日朝刊。
- ¹⁹ 昭和2年12月「漢口四三事件経過調」（前掲、『日本外交文書』昭和期一第一部第一巻、660～665頁）。
- ²⁰ 同上。一方、中国側の主張によれば、事件は車夫劉某が日本水兵2名の乗車を拒否して殺されたことに起因し、中国民衆9人が死亡、8人が負傷した（中国社会科学院近代史研究所中華民国史研究室編『中華民国史』第六巻、中華書局、2001年、300～301頁）。
- ²¹ 前掲、臼井『日中外交史：北伐の時代』44～45頁。
- ²² 『山東に於ける在留邦人の消長』（青島居留民団・青島日本商業会議所、1927年8月）。一方、外務省調査によれば、1927年12月末青島13,639人、済南2,160人、鉄道沿線1,125人となっており、1928年12月末では青島13,472人、済南2,242人、鉄道沿線1,294人となっている。（『戦前期中国在留日本人統計』復刻版、第三巻、不二出版、2004年）。
- ²³ 『山東に於ける邦人の企業』（青島居留民団・青島日本商業会議所、1927年8月）。
- ²⁴ 昭和2年4月8日在済南藤田総領事より幣原外務大臣宛「北軍の敗北により済南在留邦人約二千総引揚の可能性あり政府の方針稟請について」（前掲、『日本外交文書』昭和期一第一部第一巻、677～678頁）。
- ²⁵ 昭和2年4月9日高岡済南居留民団行政委員会会長より幣原外務大臣宛「徐州方面の戦乱に鑑み留邦人保護のため至急派兵方について」（同上、679頁）。
- ²⁶ 昭和2年4月11日幣原外務大臣より在済南藤田総領事宛「済南方面在留邦人引揚げの際の措置方について」（同上、679頁）。
- ²⁷ 栃木利夫・坂野良吉『中国国民革命：戦間期東アジアの地殻変動』（財団法人法政大学出版局、1997年）19～22頁。
- ²⁸ 昭和2年5月27日田中外務大臣より在青島矢田部総領事宛「山東出兵およびこれに伴う措置について」（前掲、『日本外交文書』昭和期一第一部第一巻、690頁）。
- ²⁹ 第十二回生、田村克雄。青島日本中学校校史編集委員会編『青島日本中学校校史』（青島日本中学校校史刊行会、1989年）312頁。
- ³⁰ 第十二回生、伊東祐義。同上、313頁。
- ³¹ 前掲、臼井『日中外交史：北伐の時代』65～66頁。
- ³² 鉄道省運輸局編『第一次及第二次山東出兵と膠済鉄道』（鉄道省運輸局、1930年）付録2～3頁。
- ³³ 同上、付録7頁。
- ³⁴ 『山東出兵に就て』（青島居留民団・青島日本商業会議所、1927年7月）。

³⁵ 平岡小太郎『山東出兵を顧みて：在留同胞の一人として母国朝野に懇ふ』（出版者不詳、1927年8月）。

³⁶ (1)『支那に於ける今次の排日運動』（青島居留民団・青島日本商業会議所、1927年7月）。(2)『山東出兵に就て』（青島居留民団・青島日本商業会議所、1927年7月）。(3)『支那の治外法権撤廃問題』（青島居留民団・青島日本商業会議所、1927年8月）。(4)『青島に於ける邦人所有の土地』（青島居留民団・青島日本商業会議所、1927年8月）。(5)『山東に於ける在留邦人の消長』（青島居留民団・青島日本商業会議所、1927年8月）。(6)『山東に於ける邦人の企業』（青島居留民団・青島日本商業会議所、1927年8月）。(7)『山東に於ける不当課税問題』（青島居留民団・青島日本商業会議所、1927年8月）。(8)『我借款鉄道たる膠濟鐵路問題』（青島居留民団・青島日本商業会議所、1927年8月）。(9)『山東省に於ける支那側の条約不履行、条約違反並びに既得権侵害に関する諸問題』（青島居留民団・青島日本商業会議所、1927年8月）。(10)『青島港の貿易』（青島居留民団・青島日本商業会議所、1927年8月）。(11)『支那の新興勢力に就て』（青島居留民団・青島日本商業会議所、1927年8月）。

³⁷ 参謀本部編『昭和三年支那事変出兵史』（巖南堂書店、1971年9月）41～42頁。

³⁸ 佐藤元英『近代日本の外交と軍事』（吉川弘文館、2000年）57頁。

³⁹ 内山光市『済南事件実記』（山東協会済南支部、1928年）11頁。

⁴⁰ 同上、11頁。

⁴¹ 同上、12、48頁。

⁴² 同上、49頁。

⁴³ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B02030106300、済南事件／本邦輿論（建議、決議等）（外務省外交史料館）。

⁴⁴ 前掲、内山『済南事件実記』58頁。

⁴⁵ 同上、20～22頁。

⁴⁶ 井星英「昭和初年における山東出兵の問題点1～4」(1:『芸林』28(3)、芸林会、1979年9月、2～23頁。

2:『芸林』28(4)、芸林会、1979年12月、25～48頁。3:『芸林』29(1)、芸林会、1980年3月、22～42頁。

4:『芸林』29(2)、芸林会、1980年6月、2～29頁）。

⁴⁷ 5月3日朝9時過ぎ、国民革命軍（軍長賀耀組）の兵士一人が病気になったため、中華民国外交部山東交渉署の向かいにあるキリスト教病院に治療に連れていったところ、日本兵に通行を阻止され、言葉が通じないまま言い争いになり、日本兵は問答無用とばかりにいきなり発砲し、革命軍の兵士と人夫それぞれ一人をその場で射殺した。済南市档案馆編『毋忘国恥：済南“五三”惨案档案文献選輯』（済南出版社、2003年）。賀貴巖・李仙洲等『済南五三惨案親歴記』（中国文史出版社、1987年）。

⁴⁸ 日本側は、歩兵第四十七連隊第二大隊第六中隊第二小隊所属の首藤分隊の証言を根拠として、蔡交渉員等の身分が分からなかったため、敵兵として殺したと主張している。(昭和3年5月12日在青島藤田総領事より田中外務大臣宛「蔡交渉員遭難に関する西田在済南総領事代理よりの情報について」、『日本外交文書』昭和期一第一部第二卷、外務省、1990年、357～360頁。昭和3年5月20日在済南西田総領事代理より田中外務大臣宛「蔡交渉員殺害事件に関する木庭大尉談話について」、『日本外交文書』昭和期一第一部第二卷、377～378頁。)一方、中国側は、殺害事件の唯一の生存者である交渉署勤務兵張漢儒の証言をもとに、蔡交渉員は身分を説明し、日本兵の捜索に協力したにもかかわらず、本人以下16名が縛られ、酷刑を受けて惨殺された(蔡は京都帝大出身で日本語に堪能であった)と主張している。(前掲、済南市檔案館編『毋忘国恥：済南“五三”惨案档案文献選輯』。「蔡交渉員被害経過」前掲、賀貴巖・李仙洲等『済南五三惨案親歴記』110～113頁)。

⁴⁹ 前掲、臼井『日中外交史：北伐の時代』109～118頁。

⁵⁰ 前掲、参謀本部編『昭和三年支那事变出兵史』276頁。また、8日朝からの済南城攻撃において、日本軍の死者は26人、負傷者は157人であった(秦郁彦・佐瀬昌盛・常石敬一監修『世界戦争犯罪事典』文藝春秋、2002年、62～63頁)。中国側の被害は軍・民合わせて、死亡3,254人、負傷1,450人であった(前掲、中国社会科学院近代史研究所中華民国史研究室編『中華民国史』第六卷、596頁)。

⁵¹ 前掲、『世界戦争犯罪事典』62～63頁。佐々木到一『ある軍人の自伝』(普通社、1963年)181～182頁。

⁵² 同上、『世界戦争犯罪事典』62～63頁。

⁵³ 前掲、参謀本部編『昭和三年支那事变出兵史』109頁。

⁵⁴ 昭和3年6月3日在済南福田第六師団長より南参謀次長宛「在留邦人の安住保障を得るまで済南および山東鉄道沿線の駐兵継続方意見具申」(前掲、『日本外交文書』昭和期一第一部第二卷、399頁)。昭和3年6月4日在済南福田第六師団長より南参謀次長宛「国民政府の態度に鑑みまた在留邦人保護のため軍駐留継続の必要性について」(前掲、『日本外交文書』昭和期一第一部第二卷、400～401頁)。

⁵⁵ 前掲、参謀本部編『昭和三年支那事变出兵史』459～461頁。

⁵⁶ 同上、464頁。

⁵⁷ 前掲、内山『済南事件実記』152～153頁。

⁵⁸ 同上、234～235頁。

⁵⁹ 前掲、参謀本部編『昭和三年支那事变出兵史』462頁。

⁶⁰ 日本において同資料の存在が確認できず、李家振編著『済南惨案』(中国政法大学出版社、1987年)には同資料の中国語翻訳版が収録されている。これは1928年7月に中国国民党山東省党務指導委員会宣伝部に

より収集・翻訳されたものであり、新たに序文および注釈が付けられた。

⁶¹ 同上、114頁。

⁶² (1) 島津忠男編『済南事件調査書』(青島日本商工会議所、1928年6月)。(2)『済南事変ト山東派遣軍ノ行動』(著者・出版者不詳、1928年12月)。(3) 満蒙協会『済南事件の真相と支那の輿論』(満蒙協会、1928年)。(4) 商工省商務局貿易課『済南事件ガ武漢地方ノ時局ト貿易界ニ及ホセル影響』(東京：商工省商務局貿易課、1928年)。(5) 神戸商工会議所『済南事件に対する支那側の逆宣伝』(神戸商工会議所、1928年)。(6) 大阪商工会議所『済南日華両国軍隊衝突情事』(大阪商工会議所、1928年)。(7) 米田実「国際的に見た済南事件(1)～(8)」(東京朝日新聞朝刊、1928年5月13～21日連載)。(8)『済南事件ノ真相』(著者・出版者不明)。

⁶³ 小川雄三編著『済南事件を中心として』(山東新報社、1928年7月)。

⁶⁴ 前掲、青島日本中学校校史編集委員会編『青島日本中学校校史』12～13頁。

⁶⁵ 前掲、庄司『南京日本居留民誌』161頁。

⁶⁶ 慶応義塾大学法学部政治学科玉井清研究会『済南事件と日本のマスメディア』(慶応義塾大学法学部政治学科玉井清研究会、2015年)104頁。

⁶⁷ 『山東省に於ける支那側の条約不履行、条約違反並びに既得権侵害に関する諸問題』(青島居留民団・青島日本商業会議所、1927年8月)。

⁶⁸ 『山東に於ける不当課税問題』(青島居留民団・青島日本商業会議所、1927年8月)。

⁶⁹ 前掲、『支那の新興勢力に就て』。

⁷⁰ 前掲、『支那の治外法権撤廃問題』。

⁷¹ 前掲、中支被難者連合会編『南京漢口事件真相』207頁。

⁷² 同上、208頁。

⁷³ 同上、229頁。

⁷⁴ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B13081174700、最近支那関係諸問題摘要 第2巻(第56議会用)(時局ニ対スル政府ノ措置)(外務省外交史料館)。

⁷⁵ 菊地貴晴『増補 中国民族運動の基本構造』(汲古書院、1974年)308～310頁。

⁷⁶ 前掲、『支那に於ける今次の排日運動』。

⁷⁷ 前掲、菊地『増補 中国民族運動の基本構造』310～319頁。

⁷⁸ 八木澤佑一「1920年代後半の日貨排斥運動と金曜会」(『社会科学論集』(121)、埼玉大学経済学会、2007年5月、21～35頁)。

-
- ⁷⁹ 金曜会「暴戾なる上海排日貨の実情（第一号）」1929年1月10日（金丸裕一監修・解説『抗日・排日関係史料』第一巻、ゆまに書房、2005年、5頁）。
- ⁸⁰ 前掲、庄司『南京日本居留民誌』160～161頁。
- ⁸¹ 前掲、菊地『増補 中国民族運動の基本構造』322～343頁。
- ⁸² 同上、319～322頁。
- ⁸³ 民政党特派団編『在支日本軍民慰問視察報告書』（民政党特派団、1928年6月）30頁。
- ⁸⁴ 同上、32頁。
- ⁸⁵ 同上。
- ⁸⁶ 前掲、青島日本中学校校史編集委員会編『青島日本中学校校史』12～13頁。
- ⁸⁷ 第十二回生、福地俊郎。同上、312頁。
- ⁸⁸ 第十二回生、田村克雄。同上、312頁。
- ⁸⁹ 小林元裕『近代中国の日本居留民と阿片』（吉川弘文館、2012年）58頁。
- ⁹⁰ 日本統計協会編『日本長期統計総覧5』（日本東京協会、1988年）535頁。

第五章. 満州事変期における青島日本人居留民社会の対外関係

はじめに

満州事変期における青島日本居留民社会の対外関係は、同時期に発生した 2 つの事件に集約できる。1 つは、1931 年 8 月に日本人と中国人の間で勃発した小規模な衝突事件の青島国粹会事件であり、もう 1 つは、1932 年 1 月 9 日の中国国民党の機関紙である『民国日報』に不敬記事が掲載されたことをきっかけに勃発した青島居留民暴動事件である¹。この 2 つの事件は、緊密に関連し、現地における日中の対立を深め、また居留民と総領事館の間に亀裂を生じさせ、現地日本人の帝国意識を高揚させた。

本章は、1932 年の青島居留民暴動事件を切り口にして、満州事変前まで遡って青島居留民の権益擁護に対する気運の高まりを追い、暴動に至るメカニズムを解明する。さらに、青島における日本居留民と中国人の関係、居留民と総領事館の対立、青島居留民と日本軍の接近についても明らかにする。

一. 国権回収運動と居留民の対応

1. 青島居留民の中国認識

1928 年、北伐戦争による中国の統一を実現した南京国民政府は、国権回復運動を展開し、治外法権（領事裁判権）の撤廃、関税自主権の確立、鉄道権益の回収、外国人租界や租借地の回復、外国軍隊の撤退などを列国に要求した。同年末までに、イギリスやその他の諸国とも関税交渉を終えた。

しかし、中国の国権回復要求により、日本の在満州権益が脅威にさらされ、満州における日中関係の緊迫状態が続いていた。満州事変前夜に至り、このような緊迫感は満州に留まらず中国全土に広がり、特に経済的軋轢は激化した。南京国民政府は、日本の対抗的姿勢に対し経済的な手段を用いて圧力をかけ、1930 年 1 月 1 日から新国税を実施した。新国税は、日本人紡績業に対して従来 of 6 倍余りの出廠税を課すものであった²。同時に、輸入税も改定され、酒類・綿布類など日本企業が市場の大半を占める重要な産業に対して従価税 4 割 4

分の最高率税が課された。この新国税および新輸入税の実施は、日本企業および在留日本人にとって、「一ノ経済的挑戦行為」³であった。

さらなる日中対立悪化が懸念される中、1929年7月に浜口雄幸内閣が成立し、幣原喜重郎外相による対中国宥和政策の転換が図られ、1930年5月の「日華関税協定」で中国側の関税自主権回復が実現した。続いて1931年3月には、日中間の治外法権撤廃交渉も開始された。

日中交渉の開始に際して、1931年4月、青島居留民団および青島日本商工会議所は『治外法権撤廃に対する青島在留同胞の要望』という小冊子を発行し、日本の朝野に向けて治外法権撤廃問題に関する青島日本居留民の立場を開陳した。その冒頭では、次のように述べられていた。

中国に対する治外法権撤廃交渉に、直面する青島在留の同胞一万五千人は、その結果か直接に吾人の生命財産及生活の上に、忽ち深刻なる恐怖となり、在華同胞の居留を阻害し、延いては在留を断念せしめ、或は引揚げを余儀無くせらるるものを続出して、根本的に吾人の対華経済提携の実際に観念を一変せしめ、遂に吾人の対華活動は最小限の数に依つて最小範囲に点在するの余儀無きに到るべきを憂ひ、特に青島は中国に対して日本の特殊権益を確保しつつある地域にして、法権問題に関して日華両国は当然特殊的に取扱ふべきものたるの見地より、之に対する吾人の真剣なる立場と「治外法権は未だ撤廃の時期に非らざる」⁴。

撤廃反対の理由としては、(1)「法治乱脈の下に生活し得ざる不安」、すなわち中国はまだ法治国家ではないため、在留邦人は「不法不利の災害」に襲う恐れがあること、(2)「対華経済提携の重要投資地盤たる青島を日本か失ふべき憂慮」、すなわち青島は「僅かに唯一の対華提携の主要地」であるため、青島への治外法権撤廃の強要は日本の対華経済提携の消退に繋がること、(3)「中国の青島に関する国際条約不履行と対等条約焦慮の矛盾」、すなわち「国際条約不履行」の中国は対等条約を履行する国力を缺如していること、が挙げられた。

さらに、文書の最後には、次のように外務省に対して威嚇的な内容が書かれていた。

吾人は外務当局か撤廃問題交渉に際して、青島に在留する同胞の真剣なる立場と、真実

なる要望とに深甚の考慮を与へらるることを信し、又万一中国政府からこの明白なる事理に向つて暴虐なる非行に出すへき懸念にたいしても、徹底的に好意の強制指導をなすへき確固たる信念を蔵せらるるを信するなり、然らされは国家は青島に対して更らに第二の国策変更を命するものとして、青島に在留する同胞は、それに依つて蒙るへき一切を国家に向つて救済補償を訴願を容認さるへく要望するのみ⁵。

以上の文章によって、中国側に強硬な態度を示しながら外務省に圧力をかけ、居留民が何かしらの損害を被った場合は、その救済補償を国家に要求するという意思を明示した。さらには、山東出兵の影響が依然として残っていることが分かる。この時期の青島日本居留民はいまだに強硬な氣勢を崩さず、中国問題に対し敏感に動いていた様子が読み取れる。

一方、青島居留民団・青島日本商工会議所の動向と同時期に、青島エリート層によるもう1つの請願活動が水面下に行われていた。青島取引所のメンバーを中心に、山東省における大手日本企業の幹部たちは現地の日本資本を統合し新たに山東産業公司を設立して中国側と対抗することを構想していた。彼らは、日本政府に対しその設立への政策的支援を求める請願活動を行っており、1931年5月には、吉田辰秋（福成公司総理・青島取引所理事）、高橋光隆（膠澳電気公司董事兼経理・青島電気会社取締役・青島取引所理事）、待鳥又一（山東倉庫会社専務取締役・青島電気会社取締役・青島取引所監査役）、遠藤要（青島地所建物会社専務取締役・株式会社大星公司取締役・株式会社南昌洋行出張所長）、安藤栄次郎（青島取引所理事長）、塩田正長（興亜企業会社青島支店支配人・膠澳電気公司董事・山東倉庫会社取締役・山東起業会社監査役）の名義で「山東産業公司設立建議案」⁶が日本政府に提出された。この山東産業公司の構想は、すでに昨年1月の段階で青島取引所理事吉田辰秋によって「山東産業公司設立私案」⁷の形で一度日本政府に提出されていたが、1931年に入ると青島日本人居留民の有識者の間により幅広い支持を得たため連名の形で再び日本政府に提出されたのである。

「山東産業公司設立建議案」では、「還付後は全く群小の各々個々に孤立したものが、前線に立つて戦ひ働き続けてゐるといふに過ぎぬ、資本も規模も大ならざる物が、何の余裕もなく唯己れのみのために唯自らの生活の為めのみ個々の生活努力を為してゐるに過ぎぬ」⁸と、山東還付後の山東省においては日本資本が分散してしまったことによって日本勢力が伸張せず、何とか現状の生活を維持しているだけであるという状況を述べ、このような局面

を打開するには「毛利元就の三本の矢の原理」に従い、現地にある7つの日本企業（日華合弁魯大鋳業会社の日本側投資団である山東鋳業株式会社、日華合弁膠澳電気股份有限公司の日本側投資団である青島電気株式会社、山東起業株式会社、山東倉庫株式会社、興亜起業株式会社、青島地所建物株式会社、株式会社青島取引所）を買収・併合し、新たに山東産業会社を設立し、山東省における日本勢力の糾合を図ることを提案した。

建議案による山東産業会社は「満蒙に於ける満鉄会社の機能の如き職分」を参考にして、「華府条約其他条約上に日本が有する權益を保持し、日本側の中枢機関」として位置づけられていた。山東産業会社の具体的な事業として、第1は「山東産業試験所」の新設、第2は日本企業もしくは日華合弁会社の助成、第3は公司営利のための新事業の開発、と予定されていた。特に第一要務とされた「山東産業試験所」の新設とは、山東省の天然資源およびその産業価値を調査し「日本の優越的実力を有形無形に力強く保持」するため、満鉄の中央試験所と農業試験所を真似て、青島に化学試験所、また他の適当地に農事試験所を設置することであった。

つまり、彼らが構想した山東産業会社は、機能上および事業上から見ると、山東バージョンの満鉄会社であったとも言える。これは、あくまでも中国の治外法権撤廃に対抗する、山東における日本權益を守る一手段と言えるだろう。

このような会社を設立するための資本金として、一部は青島居留民団に貸し付けられた低利資金300万円を民団から委譲してもらうことで充当し、低利資金の貸付期間終了後にも、日本政府がそれを回収せず会社に対する政府出資として引き続き扱うことを計画している。残りの資本金は、7つの会社合併による資金と会社発起人の株式引受による資金で出資する予定であった。このように、山東産業会社の資本金総額は1,000万円であり、そのうち政府出資金300万円（民団低利資金から委譲）、7つの会社合併による金500万円、発起人引受金200万円と計画されていた。また、会社が設立初期にうまく運営できるようにするために、「山東懸案解決に関する条約」の鉄道協定に定められた膠濟鉄道補償金4,000万円の中国国庫証券の利子収入、年額金240万円を10ヶ年間会社の下付することを要請した。

このように青島取引所グループによる「山東産業会社設立建議案」は、山東省におけるほぼ全ての日本權益・資本・勢力を取り纏める大胆な計画であったことが分かる。その成立は、日本政府による強力な支援がなければ絶対に無理なものであった。しかし、この案は青島居留民団および山東の大手日本企業の既得利益を損害することが見込まれる上、出資の大部

分を政府および民間に頼っており、さらに中国側の懸念を招く恐れがあったため、その成立の見通しは非常に困難だったと言えるだろう。結局、この山東産業会社の成否を示す史料は現在見つかっておらず、またこの会社名も他の史料から出てこなかったことから、その設立は見送られたことが推測できる。一方、1938年に青島では「山東省の産業とくに地下資源開発の誘致・指導・水利の調査・鉱物の研究」⁹を目的とする「山東産業館」（館長浅田亀吉）が開館されたことが確認できる。つまり、このときの「山東産業会社設立建議案」の一部である「山東産業試験所」の構想は、戦時期に至って「山東産業館」の形で漸く現実的な物となったようである。

以上のことをまとめると、1931年4、5月には、青島居留民団・青島日本商工会議所および青島取引所を中心として、日本人居留民社会が中国の治外法権撤廃に対抗するために、2つの請願運動があったことが分かった。その中、青島居留民団・青島日本商工会議所による請願書と青島取引所グループによる建議案の主張はそれぞれ違っていたが、この2つの文書から1つの共通の文脈が読みとれる。それは、日本政府が青島の權益に対し無関心だった、ということである。

「治外法権撤廃に対する青島在留同胞の要望」では、青島が「対華経済提携の重要な投資地盤」であることを「母国の朝野に向つて国家経綸を行ふ上に猛進と注意を促す」¹⁰べきだ、と日本国内に対し青島への関心を喚起しようとしていた。換言すれば、青島における日本経済の重要性は、日本朝野では十分に認識されていなかったことを意味する。「山東産業会社設立建議案」では、青島を日中経済における重要な地位と位置づけ、「日本は一旦華府条約に依つて還付して以来、日本政府は活淡として一切より断念したものゝ如く、居留民の為に僅かに三社定期船の航行と義務教育に毎年補助金を支出するの外、経済的建設に何等の進取的関心の発露を見ること無く、全く居留民の力量のみで進めといふ態度である」¹¹と、日本の関心や政策的支援が不十分だったことを指摘していた。

つまり、山東還付以来日本政府および民間が青島に対して無関心であったことは、青島日本人居留民の共通認識であったと言える。そして、このような日本政府および国内に対する不信感は、1931年初頭の請願運動によって表面化していた。結局、青島居留民団・青島日本商工会議所の請願および青島取引所グループの構想は、いずれも日本政府からの応答を得られなかった。日本政府への請願の失敗は、後に青島日本人居留民の間に日本政府に頼らず自力で問題を解決するべきだ、という考え方を徐々に生じさせてしまった。

2. 青島における日中対立

この時期、青島において当地の日本人漁業をめぐって紛争が起きた。青島の日本人漁業は、第一次日本占領期に定着しており、当時は青島守備軍の補助の下、当地の有力者の中正正樹らが約 4 万元を投資して青島水産組合を組織し、小港埠頭附近に魚市場および金融組合を設立していた。しかも、青島水産組合員以外の漁業は許可されないという青島守備軍の規則も作られた。その結果、同組合は青島の漁業を独占している状態であった。この独占状態は、山東還付後も相変わらず続いており、1931 年前後には青島水産組合は、組合員 700 人、各種漁船 66 艘を有し、投資額は 100 万円を超え、年間魚類売上額は約 30 万円に上っていた¹²。

このような状況を改善しようとした青島市政府は、南京国民政府に対し日本政府と交渉するよう要請し、その一方で 1930 年末、当地の日本人漁業に対して厳重な取締策を出した。このことを受け、青島海関は 1931 年 1 月 24 日に「百噸未満ノ汽船及發動機船ニ依ル外国貿易（公海ヨリ入港）禁止」することを告示した。さらに、3 月 11 日には、「五月一日以降ハ中国船舶以外ノ船ニ載船セル漁獲魚類ノ輸入ヲ禁止」することを発令した¹³。また、青島市政府は、日本人経営の魚市場に中国人仲買人の出入を禁止すると同時に、日本人の加入を禁止する新たな魚市場（中国漁業株式会社と称し、資本金 50 万元）を設立し、日本人漁業者の販路を断とうとした。

こうして、青島市政府による日本人漁業者を駆逐しようとする一連の政策は、青島居留民を刺激し、後に日本政府の抗議によりその政策は一部緩和されたにもかかわらず、青島居留民の対中感情を著しく悪化させた。日本海軍は、「日本漁業者ニ対スル支那官民ノ態度ハ（1931 年）三月以降露骨ナル圧迫トナリ邦人ノ感情ハ激化シ（中略）実力ヲ以テ之カ解決ニ処スルノ已ムヲ得サルニ至ル」¹⁴と、経済的対抗が実力的対抗となる恐れに言及した。また、前述したように、中国側の経済的圧迫に対抗するかたちで、1931 年 4 月に青島居留民団および青島日本商工会議所が『治外法権撤廃に対する青島在留同胞の要望』¹⁵という小冊子を日本の各要路に送付し、国内の関心を集めようとした。

一方、日本人漁業の販路を開くために、青島水産組合は 1931 年 5 月より日本人漁獲物の自営販売を青島国粋会に委託した。青島国粋会とは、日本国内にある大日本国粋会の支部で

あり、実質的には一種の私立警備団であり、各所の招聘に応じて出張警備に当たる組織であった¹⁶。同会は、かつて当地に労働争議が起こった際、各日本紡績工場の警備を担当し、罷業団、工会および国民党部などの反感を買ったことがあった。また、同会は、実力を重要視する団体として、日常的に中国人に対して乱暴な扱いをした。そのため、現地中国人の間では同会を「打仗会」（中国語で喧嘩会の意味）と呼び、非常に脅威的な存在と認識され、日に日に同会を憎悪する人も多くなっていった。そのような状況下で、青島国粋会が青島水産組合の後援を受けて鮮魚販売を開始することは、一層中国人とりわけ漁業者の反感を招いた¹⁷。

1931年6、7月頃、中村大尉殺害事件、万宝山事件、朝鮮排華事件が相次いで発生し、次第に中国人の対日感情は悪化の一途をたどった。中国各地において、朝鮮排華事件中の華僑の応援のため排日援僑会が組織され、日貨ボイコットが引き起こされた。同時期の青島では、日本人漁業をめぐる争議によって険悪な雰囲気は広がり、ますます何らかの事件に発展しそうな恐れが高まっていた。

3. 青島国粋会事件

1931年8月18日午後8時過ぎ、当地青島神社の北側にある国粋会本部（氷および魚類の販売を兼営する）の入口にいる中国人孟吉瑞ら2人が国粋会員の通路を妨げたことに端を発し、喧嘩となった。付近に居合せた中国巡警がすぐに現場に駆けつけ取り鎮めようとしたが、両方とも譲らないうちに見物する中国群衆が集まってきた。そのような状況下で、国粋会に反感を抱く民衆が投石を始め、次第に闘争へと拡大した。午後9時頃に至り、国粋会本部が数千人を超える中国群衆に包囲されたため、青島神社の警備のために出勤していた国粋会員6人が群衆を押し分けて帰還し、国粋会本部の防御に努めた。一方、中国人側には一部棍棒などを所持する暴徒が来援し、国粋会側と対峙することとなった。乱闘の急報に接した第三分区の中国巡警は、全員出動してもこれを容易に鎮静できず、事態がさらに深刻化するだろうと判断し、公安局より保安隊1個中隊を出動させて、10時頃現場に到着した。また、日本側も警察官を派遣して、中国側と協力しつつ鎮撫に努めた。その結果、群衆は次第に四散した。しかし、このときの群衆中の一部暴徒は沿道の日本人住宅に投石してガラスなどを破壊し、さらに通行中の日本人に対しても投石または殴打などの暴行を加えたあと

逃走した。11時過ぎになって、漸く沈静に帰った¹⁸。

事件の顛末に対し日本側は、事件は計画的なものであったという認識を持っていた。堀公一総領事代理（川越茂総領事は帰朝中であつた）は、後に外務省への報告において「暴民ノ来襲頗ル急速ニシテ統制アリ且各自棍棒等ヲ用意シ居リ又其投石ニ用ヒタ石材ハ付近ニ求メ得サル物ナル等ノ点ヨリ計画的ニ行ハレタル疑充分ナリ」¹⁹と指摘した。また、在済南陸軍歩兵少佐中野英光が陸軍省への報告において、同様の理由の他、「青島在泊中ノ第二遣外艦隊球磨ガ十七日夕同港発旅順ニ向ヘルコトモ支那側計画ノ一端ニ加ヘテ観測スルモノアリ」²⁰と事件の計画性を示唆した。

この騒動は、日本人側に負傷者約28名を出し、被害にあつた家屋（投石によるガラスの破損）は33戸、被害額は197円（現在の175万円に相当）に上つた。対して、中国人側の負傷者は10名であつた²¹。

突然の事件発生にあたり、青島居留民団は18日の事件当夜に行政委員会の決議をもって、領事を通じて第二遣外艦隊に救援を要請していた²²。さらに、翌19日午後2時から、民団ホールで青島居留民大会を開き、「(一) 支那人の邦人に対する非礼圧迫は日を追うて益々盛んならんとす、吾人はすべからく協力一致以てこれに当るの喫緊の急務なるを痛感す、(二) 今次の暴虐事件の被害者に対して慰謝陳謝並に損害を賠償せしむることを期す、(三) 今後再度かくの如き暴虐を取てせしめさらんがため最善の方法を講ぜん事を期す」²³との宣言決議文を可決し、日本の各要路に電報して、世論の喚起を図つた。さらに同日、侍鳥又一青島居留民団行政委員長が幣原喜重郎外相に宛てて電報を送り、「空前ノ珍事ハ全ク支那人ノ計画的暴行ニシテ、而モ背後ニ市党部ノ使喚アリテ事件ヲ重大ナラシメタルモノト認メラル、而シテ此種排日の行為ハ日ニ増シ、一同真ニ憂慮ニ堪ヘサルモノアリ、依リテ之カ保護ニ対シ不取敢領事館ヨリ抗議中ナルモ、法権問題ヲ控ヘタル今日一層適切ノ処置ヲ講シテ、将来ヲ保障セシムルノ必要アルヲ以テ、此際特ニ何分ノ御考慮ヲ切望ス」²⁴と日本政府の強硬なる態度を望んだ。

8月19日、堀総領事代理は胡若愚青島市長を往訪し、「(一) 治安維持の責任に欠陥あつたと認むるに對し遺憾の意を表すること、(二) 加害者の厳罰、(三) 損害賠償、(四) 将来の保障」²⁵を要求し、厳重に交渉した。一方、同日に堀総領事代理は幣原外相に電報し、「東北側ト日本トノ間ニ不快ナル事件頻発シ、本邦輿論モ強硬化シ居ル今日、青島事件ノ解決ヲ遷延スルハ極メテ好マシカラサルニ付、些細ナル面子論ニ捉ハルルコトナク、至急解決ノ要

アル」²⁶と青島国粋会事件を至急解決するため東北側要路による胡市長の説得を要請した。このように堀総領事代理の態度は、居留民側と違い、事件の早期解決を望んだものだった。

この事件については、日本政府も重要視していた。8月20日の閣議において、幣原外相は「今回の暴行はかねて国粋会員の行動に不満を抱いている労働者階級の支那人がそのうつ憤を晴さんとして八つ当りの日本人に突当つたものと思はれる」²⁷といい、事件の真相を慎重に調査することを決めた。安保清種海相は、居留民保護のため、巡洋艦球磨の青島入港を報告した。しかし、幣原外交に不満を抱く南次郎陸相は中村大尉殺害事件を引き合いに出して、今回の事件の実力解決を望んだ。結果、事件の処置は幣原外相に一任することに決定した。同日、幣原外相は堀総領事代理に対し、事件の迅速な地方的解決を訓令した²⁸。同時に、堀総領事代理の意見に応じて、在北京・天津・奉天の外交官に対し、各要人を介して張学良から胡若愚市長に諭達させるよう訓令した²⁹。

こうして、8月23日午後3時、胡家鳳市長代理（胡市長は病気）と堀総領事代理は、国際倶楽部において会見を開いた。中国側はこの事件に遺憾の意を表し、犯人処罰および治安維持について約束した。日本側は、事件に関係のなかった負傷者に対しても遺憾の意を表した³⁰。このように、外交上の交渉は一段落を告げた。

二. 満州事変下の青島暴動

1. 青島における居留民と総領事館の亀裂

しかし、この結果に対して、居留民側は不満を抱えていた。青島居留民団からの電報を受け、事件の真相を調査しに来た満州青年連盟の大羽時男理事は、1931年8月25日に開かれた居留民大会第三次実行委員会を傍聴し、大会の様子を「委員会の空気は領事館の態度に少からぬ不満であつた。某委員は中国側が陳謝し、日本国側が『気の毒に存ずる』とは双方同じと見做れるが、今度の交渉は在留民は決して喜んで居ない、殊に陳謝が国際倶楽部でなされたことの不満を実行委員会が表明した」³¹と記している。また、一般居留民の様子については、「本事件に対する交渉顛末を見て居留民の某氏は、現在迄の解決については決して満足して居るものではない、此の上は徒らに官憲を責むるより我々は直接胡市長に面会して隔意なき意見の交換を行ふ、所謂国民外交として公明正大に堂々折衝し、殊に胡市長の声明

の如く反日の如きは絶対に弾圧して機能を停止せしむると云ふことが事実にあるならば断然之等の存在を撤去し、日支間に於ける不快の念を根本から除去すべきである」³²と記している。このような状況に対し、大羽は「一般居留民の態度は益々硬化して領事が民意を無視、所謂幣原軟弱外交の流を汲んで帝国の威信を傷つくるが如きことあらば国民として当局の交渉を認めずと領事に対しては重大なる決意を表示するに至るやもはかり知られざる情勢にある」³³と述べた。大羽の報告から、青島居留民と総領事館の間にわだかまりが生じていたことを読み取ることが出来る。

このような状況下で、青島居留民は日本国内に向けても請願運動を行っていた。1931年9月、青島居留民大会の名義で『法権撤廃問題に直面して母国朝野に懇ふ』³⁴、『青島事件の善後交渉は如何に進みつつあるか』³⁵、の2種類の小冊子を国内に向けて発行した。前者は、同年4月に発行した小冊子の主旨に類似し、鉄道運賃の中外貨物差別待遇、市税の強要、借地権に関する協定違反、不合理な水道予納金の増徴など青島における司法上納得できない事例を羅列し、青島市政府ないし中国政府の統治および排日的政策を攻撃したものであった。後者は、8月18日の青島国粋会事件に対する青島総領事館の交渉不利を訴え、交渉要求の徹底を催促し、青島総領事館ないし幣原外交に対する不満を表したものであった。いずれの文書においても被害者の立場から訴えたものであり、国内の関心を集めようとするものであった。

そしてついに、満州事変の勃発は青島居留民の憤懣が噴出するきっかけとなった。10月3日、貴族院満鮮視察団第二班団長大河内輝耕子爵以下7人が神戸を出帆し、青島に赴くこととなった³⁶。その際、青島居留民団行政委員副会長山本仙、青島日本商工会議所副会長北野順吉、青島取引所事務理事安藤栄次郎、時局研究委員会委員長村地卓爾、副委員長津下信義、弁護士吉田謙など当地日本人社会の有力者が寄稿した文章を編集した『山東の実情を貴族院議員諸賢に懇ふ』³⁷を参考資料として視察団に提出した。そのなかで、山本副会長は「今回奉天地方に於ける日支兵衝突問題を機会に何とか有利に是等の問題を解決して頂き度いと思ふのであります、即ち(一) 全体的に申上ぐれば支那全土に於ける排日排貨の禁止、(二) 当地地方的に申上ぐれば此際左記華府条約の履行を迫ることであり、(イ) 外人の市政参与権、(ロ) 膠済鉄路沿線商埠地の開放、(ハ) 港湾の拡張等」と青島居留民の訴求を隠さずに述べた。

その他、北野は「山東に於ける邦人の経済勢力」、安藤は「青島の排日と取引所の蹂躪問

題に就て」、津下は「邦人の漁業権問題に就て」、吉田は「中国現在の裁判を批判し母国の同胞に懇ふ」を掲載し、青島における日中対立に関する認識をそれぞれ示した。特に村地は「吾人の要望」において最も大胆な考えを示し、次のように記していた。

現在における支那の暴状を見るに及んで、青島租借地の還付を接收した支那に本港経営の実質無きが故を以て速に国際連盟に「青島を租借地として華府条約以前の状態に還元すべし」との議を提出すべしと云ふ論が盛んに提唱せられつつあるのであります。満州事件の善後交渉に当つては支那現下の実状に照らし之を満蒙の一部に局限する事なく、此の好機を捕へ支那をして条約上の規定を厳守せしめ国際信義を尊重せしめ、排日の不法を根絶せしむる処まで突き進まなくてはならぬのであります。殊に我青島に関する限り先に申上げた経過事情を考慮して国際都市として特殊の区域たらしむる様嚴重なる交渉の成就せん事を熱望して已まないのであります³⁸。

すなわち、満州事変の交渉は満州地域に限られた問題ではなく、青島も含めて検討すべきだ、という主張に加え、中国政府は青島を統治する能力がないため、青島を日本の租借地に戻すべきだ、という青島の主権にまで触れる大胆な主張が提出された。文書の最後には、村地は「吾人の有する特種権益の擁護に御助力あらんことを切望致します」と、重ねて強調した。

さらに、10月28日には山東居留民大会が開会され、満州事変の善後策として満蒙問題のみならず、山東懸案をも併せて解決すべきである、という意向が示された。この考え方は、満州青年連盟の声援を受け、飛檄による宣伝が行われていった。ここにおいても、「山東省に於ける日支の関係を華府会議条約以前の状態に還元すべし」³⁹とその目標を明白に打ち出していた。これは、上述した村地の考え方が多くの居留民に共有され、受け入れられていたことを示していると言えるだろう。

このような過激な言動は、中国側の警戒を招いた。青島市政府は「日本居留民ハ之（満州事変）ヲ切ツカケニ事端ノ醸成ヲ図リ、青島ノ再占領ヲ実現セシメムト策謀シツツアリ」⁴⁰と総領事館に対し抗議した。これに対し、総領事館は「中国側懸念ノ点ハ全ク杞憂ニ過キササル」⁴¹という旨の返答をし、居留民を庇った一方、ますます常軌を逸すような居留民の言動に注意を深めた。11月21日、幣原外相が川越総領事に対し、「貴地方居留民中今回ノ事変

ヲ利用シテ山東懸案問題ヲモ解決セムトスルノ要望昂マリツツアルコトハ、貴地方居留民大会等ノ行動ニ照ラシ、想像シ得ラルル所ニシテ、特ニ国粹会等従来ノ言動ヨリ推シ此機会ニ貴地方面ニモ出兵セシメ、実力援護ノ下ニ各問題ヲ望ム儘ニ片付ケムトスル野望ヲ逞シウシ居ル者無シトセサルヤニ察セラルル処（中略）之カ為メ貴地在留民中出兵ニヨリ何等利益ヲ予想スル分子ノ妄動及貴地方面ニ一騒動ヲ起シテ出兵ノ口実ヲ作ラムトスル一部浪人等ノ策動ヲ益々挑発スルノ惧アリト認メラル就テハ此点ニ付テ（中略）今後共一層ノ注意ヲ以テ前記ノ如キ策動ヲ厳戒セラレ必要ニ応シ相当ノ弾圧ヲ加ヘラルル等ノ方法ニ依リ是等ノ分子ニ乗スヘキ機ヲ与ヘサル様鋭意御手配アリタシ」⁴²と訓示し、居留民の過激な言動に対する厳重な取締を命じた。

こうして、青島国粹会事件以降、総領事館の処置に不満を持つ居留民は総領事館の制御を脱して、自力で中国側との問題を解決しようとしていた。しかし、彼らの過激な言動は外交上の不都合をもたらした。結局総領事館による取締を招いた。これによって、居留民と総領事館のわだかまりは一層拡大し、居留民は総領事館に対し対抗的な立場を取るようになっていった。

2. 不敬記事による暴動事件

1932年1月9日、中国国民党の機関紙である『民国日報』⁴³は、「鮮人日本皇帝ヲ狙撃シテ命中セス 日本皇帝観兵式ヨリ還御ノ途中突如狙撃セラル 不幸ニシテ僅カニ供奉車ヲ爆破セルノミニテ犯人ハ即時逮捕セラル」⁴⁴を表題にして、東京における桜田門事件を報道した。「不幸ニシテ僅カニ供奉車ヲ爆破セルノミ」という表現は、日本人からは天皇への不敬と見られ、中国国民党は激しい抗議を受けた。上海、天津ほか各地の日本人居留民地でも、日本人によって各種の抗議活動が行われた。

同日、『青島民国日報』は、「韓国不滅 義士李霍索が日本皇帝を襲撃未遂 爆弾を車後に落とす 僅か馬は微傷 身辺に尚爆弾一発が準備された」⁴⁵を表題とする記事を掲載した。川越総領事はこの「不敬記事」に関して、直ちに青島市政府に抗議し、日報社へ陳謝を要求した。沈鴻烈⁴⁶青島代理市長は、事件への進展を防ぐため、ひとまずその要求を受け入れた。しかし、総領事館が市政府から謝罪の了承を得ようとした途端、一部の居留民が青島居留民団の支援を受けて暴動を起こし、青島民国日報社と青島市国民党部を相次いで破壊した。

1月12日午前9時、洋装男子2人が日報社内に拳銃を発射して放火する事件が発生した。中国側は、犯人を日本人と推察したがその確証は得られなかった。同日午後3時より、居留民700余人が民団ホールに集まり、「(一) 市政府の公式陳謝、(二) 市党部の解散、(三) 『民国日報』の廃刊、(四) 右達成の為有ゆる手段を講ずること」⁴⁷との決議を可決した。大会解散後、70名の実行委員は4班に分かれ、決議をもって、市政府、日報社、市党部および総領事館を往訪することとなった。途中、青島神社を参拝して氣勢が高揚していた居留民の一部は、日本警察官の制止にもかかわらず、実行委員に随行した。午後8時過ぎ、数百名の居留民は先ず日報社に向かい、同建物の窓ガラス等を破壊した。さらに午後9時頃、市党部に向かい、党部建物に放火して同建物を全焼させた。

川越総領事は、事態の重大化と中国側の復讐を懸念し、午後10時には第二遣外艦隊の出雲および八雲の2艦より陸戦隊500人を上陸させた。一方、居留民は10時半より漸次退散した。

事件について川越総領事は、外務省への報告書において「本件ノ真相ハ予テ党部ノ排外的行為ニ憤慨セル一部邦人カ今回ノ不敬事件ヲ機トシ党部打倒ヲ企図シ此ノ挙ニ出デタルモノ」⁴⁸と認めたが、中国側に対しては依然として強硬な態度を示し、居留民の責任を庇おうとした。事件翌日の13日正午、川越総領事は市政府に対して、「(一) 本件発生ノ縁由カ我皇室ニ対スル再度ノ不敬行為ニ在ルコト、(二) 治安ノ維持ハ支那側当然ノ責務ニシテ本件発生モ要スルニ支那側カ其ノ当然ノ責務ヲ尽ササリシニ依リモノニシテ我方トシテハ全警官ヲ出動シ極力暴行阻止ニ努メタルノミナラス、之カ鎮圧ノ為已ムヲ得ス陸戦隊ヲモ上陸セシメ最善ヲ尽シタリ、従ツテ本件発生ニ付我方ニ於テ支那側ニ対シ何等責任ヲ負フヘキ理由無キコト、(三) 取調ノ結果邦人中犯罪者アリタルトキハ右ハ当然我方ニ於テ適法処分スルコト」⁴⁹という項目を示し、この事件の責任を中国側に押し付け、居留民の暴行を庇おうとした。その要求として、「(一) 市政府による書面上の公式陳謝、(二) 民国日報社長による陳謝公示、(三) 『民国日報』の十日間の停刊および不敬記事関係者の更迭、(四) 『民国日報』復刊の際に不敬記事に関する陳謝公示」⁵⁰を挙げた。

これに対し、沈市長は居留民の責任を追及し、「(一) 領事館より遺憾の意を表すること、(二) 犯人を逮捕・処罰すること、(三) 損害を賠償すること、(四) 再発防止を約束すること」⁵¹という要求を提出すると同時に、民国日報社長劉幼亭を総領事館に向かわせて「不敬記事」に関して陳謝させ、さらに10日間の停刊を承諾させた。市政府の隠忍自重の姿勢に

よって、上記の決め事に対し総領事館の了解が得られ、両者の妥協が実現した。

しかし、総領事館の決議に不満を示す居留民側は、2回にわたって市政府を包囲し、代表者を派遣し、総領事館を越して直接に中国側との交渉を図った。彼らの要求に対し、市政府は「必ず日本総領事館と直接に交渉すべき」ということを理由にしてこれを拒んだ⁵²。

1月13日夕方、中国側の抗議ならびに事態沈静に応じて陸戦隊約300名が帰還し、残り約200名が警戒隊として武装せずに総領事館および民団建物内の海軍連絡隊に分屯した。その際、八雲艦長は居留民に対して、「我陸戦隊ノ任務ハ専ラ居留民保護ニアリ、然レ共万一我領事館ノ警察権ニ反抗盲動スル者アラハ、其ノ何人タルヲ問ワス正当ナル我警察権擁護ノ為メ断乎タル処置ニ出ツルコトアルヘシ」⁵³と警告した。

1月14日、居留民側を鎮撫するため、沈市長、総領事館代表、居留民団代表の三者会議が、市政府において開かれた。その結果、会談後の16日、青島市党部は事務停止を公示し、その管下の『青島民国日報』も停刊することになった。こうして、居留民側の要求はほとんど達成された。

1月18日、陸戦隊は全員撤退し、居留民の状況も平穏に戻った。その後、事件賠償問題について交渉が行われたが、上海日本僧侶殺害事件が発生したことにより、日中交渉の重心はすでに上海に移っていた。また、総領事館は首謀者の取調べに着手したが、川越総領事によれば、「今次事件発生以後ノ状態ハ表面一応平静ニ帰シタルモ騒擾犯人検挙ニ着手シテ以来居留邦人の態度一変シ捜査困難トナリ、殊ニ最近ノ上海事件ニ刺激セラレ不良ノ徒輩ハ勿論、相当有識者迄モ手続キ交渉等ハ実効ナク、総テ問題ノ解決ハ実力ノ行使ニ限ルトノ感ヲ抱キ始メ」⁵⁴と、調査を始めたものの居留民側が領事館に対し抵抗感を抱くようになっていたため困難を極め、さらには居留民が第一次上海事変に乗じて再び事態を混乱させようと企んでいた様子が見られたことを書き残している。結局、事後処置としては物的証拠の収集が不可能で、取調べが困難となったため、数名の関係者を退去処分にしただけで終了した。

第一次上海事変勃発に伴い、青島居留民の情勢は再び不穏となった。事件の再発を防止するため、川越総領事は警察官の増派を外務省に要請した。2月13日、新しく赴任した犬養毅内閣の芳澤謙吉外相は、「当地在留邦人は御承知ノ通、久シキニ亘ル軍政時代ト前後二回ノ出兵ノ経験ニ依リ、軍力ニ頼ルコト甚タシク、又出兵ニ依リ思ハサル利得ヲ収メタルモノモアル關係上、此等ノ連中ハ自己ノ利害關係上出兵ヲ希望シ甚タシキニ至リテハ、青島ヲ還

元（華府會議以前ノ状態ニ復スヘシトノ主張）ヲ夢見ルモノスラ鮮カラス、從テ当地方面ノ問題ハ主トシテ此等無識短見ノ徒ノ策動取締ニ存スヘキナリ」⁵⁵と青島居留民の動向を指摘し、引き続き当地居留民を抑制する方針を訓示した。川越総領事の要請に応じて、青島方面に警察官が増派され、治安維持および居留民の盲動取締が強化された。

三. 満州事変期・華北分離工作期における青島居留民社会

1. 居留民騒動と軍の扇動

満州事変以降、日本軍の勢力が徐々に華北方面に浸透し、華北を国民政府の支配下から切り離そうとする軍部の工作が露骨に進められていた。1935年11月、満州事変後の塘沽停戦協定に基づく非武装地帯には、日本軍の後押しでいわゆる冀東政権ができた。そして同時に支那駐屯軍も増強されつつあった。翌1936年2月には、二・二六事件が起こって岡田啓介内閣が倒れた。ついで広田弘毅内閣が成立し、軍部の意向が外交をも強く左右するようになった。

華北の重要都市青島は港口都市として従来海軍の影響下に置かれていたが、このような情勢の中で日本海軍および陸軍の浸透が一層激しくなっていた。1934年、青島の警備に配置された軍艦天龍の艦長金沢大佐は、「青島警備新計画」を企画し、その一環として居留民自警団の組織を総領事館に要請した。これに対して坂根準三総領事は、治安維持の責任は総領事にあることを強調して懸念を示したが、海軍側は、「自警団ノ形成ハ有事ノ際、自警ノ任ニ当ラシムルヨリモ、寧ろ海軍陸戦隊上陸シタル場合其ノ指揮統制ニ服セシムルヲ主眼トシ、從ツテ平時ハ之ヲ表面化セズ且ツ嚴ニ政治的行動ヲ執ラシメザル」ことを約束にして、総領事館側の諒解を求めた。結局、両者は諒解事項を達成し、自警団の設置に合意した。こうして、海軍によって居留民団、義勇隊、在郷軍人、青年団を糾合する準軍事組織である居留民自警団が組織された⁵⁶。

1936年2月から1937年1月まで青島総領事を担った西春彦は、赴任当初から「青島では、前に山東出兵があつて、居留民は、それでだいぶ潤ったことがある。居留民の一部には、その当時の味が忘れられず、日本軍が何らかの理由で山東に出兵することを望むような気運があつた。そのせいか中国側との間に起つた政治的問題までも、居留民自身の力で取り上

げようとした。これをきっかけに北支駐屯軍に済南や青島の方へきてもらおうという底意があったのであろう」⁵⁷と当時を回想し書き残している。総領事は居留民の動向に対して押さえる方針を取っていたにもかかわらず、以上のような状況下で「不祥事」が相次いで発生した。

西総領事の在任中、日本人の小学生が中国人の子弟に腕を折られる事件が起こり、居留民側がこれを取り上げて騒ぎ出した。居留民たちは、このような事件が発生するのは沈市長の排日教育の結果だから沈市長を追放せよ、と主張して運動を起こしたのである。これに対して、西総領事は中国側に厳重に抗議したと同時に、居留民側に盲動を控えるよう勧告し、居留民大会を開くのをやめさせ、さらには警察力を使って居留民の取締に努めた。

しかし、その後も、青島近海を航行中の日本の「ポンポン蒸気船」に対して青島の税関監視員が発砲したという事件が起こったのである。上記の小学生事件以来押さえられてきた居留民側の空気が、この事件のために急激に尖鋭化し、青島神社で居留民大会を開くことの許可を求めて西総領事のもとに繰り返し要請が届いた。西総領事は「度重なる不祥事でもあり、居留民を余り押えつけて、個々に不穏な行動でも起こったらかえって逆効果だ」⁵⁸と考え、乱暴な行動に走ったり、飲酒などしたりしないようにとの条件をつけた上で居留民大会の開催を許可した。しかし居留民大会では若い連中が酒を煽って、夜陰に乗じて青島税関を襲撃するなどの問題が起こった。すぐさま総領事館警察が動員され税関の保護に努めた結果、建物侵入は防ぎ止められたが、窓ガラスなどが投石破損された。翌日、総領事館に陳情にやってきた居留民の中から事件責任者数名を一時拘置処分した。

この事件を通じて西総領事は、居留民側の動きには総領事館側の厳重な注意や勧告を無視するような傾向があるという認識を持った。そのため、居留民の背後を調査したところ、済南の陸軍特務機関が居留民を煽動していたことが発覚した。そこで、西総領事は海軍駐在武官田尻穰中佐と共に、済南の特務機関長石野中佐と談判し、石野に手を引かせた。その後陸軍側も、済南からでは青島の事情がよく分からないために好ましくない事態が起こったのだとして、青島に武官を駐在させることとなった。さらに、後に居留民団関係者からの内報を受けて、総領事館の司法領事もこの事件に深く関係していたことが発覚した。この司法領事が済南の石野機関と呼応して、自分の勢力下にある弁護士や犯罪被疑者などの連中を使喚し、居留民を煽動して事件を拡大していたのである⁵⁹。こうして、日本軍の青島工作は居留民に対する扇動を通じて実行されていたことが明らかとなった。しかしながら、青島総

領事館は、軍の浸透を察知しても、居留民側を抑える手段しか持っていなかった。

このような日本側の動向によって、中国人の抗日意識が大きく高まり、1936年以降、日中両軍による小競り合いが度々起こり、また中国各地で日本人襲撃事件が多発するようになった。11月の綏遠事件における中国軍の勝利によって中国人の抗日意識はさらに大きなものとなり、さらに12月には西安事件が起こった。

西安事件をきっかけに1937年5月、青島沈市長は蒋介石に青島の防御増強を要請し、塩税の取締を名義として税警第5団（団長丘之紀）2,000人を青島郊外に駐屯させた⁶⁰。税警団の青島進駐は日本側の嚴重な抗議を受けたが、沈市長はこの状況を譲れなかった。この税警団事件を始め、青島における日中の対立情勢はもはや対話では調和できないほどに至っていた。

2. 青島在華紡の国策への関与

1930年代は、青島在華紡にとって重要な発展期だったと言える。日本占領期に設置された日本紡績工場に加え、1933、34年に成通紡織股分有限公司、仁豊紡織股分有限公司が済南に、1935年には上海紡績株式会社上海工場、同興紡績株式会社同興工場が青島にそれぞれ新設され、山東における在華紡の勢力が一層強化された。

また、1927年4月に在青島紡績工場の合同機関として「青島日本紡績同業会」が組織され、平岡小次郎（後に在華日本紡績同業会理事となった）が常任理事に就任した。1928年、「在華日本紡績同業会」が大阪に設立されると共に、青島日本紡績同業会はこれに合流してその支部となった。1934年時点で、青島支部の所属会員は、内外綿株式会社、大日本紡績株式会社、長崎紡績株式会社、富士瓦斯株式会社、鐘淵紡績株式会社、日清紡績株式会社、上海紡績株式会社、豊田紡績株式会社、同興紡績株式会社の9社であった⁶¹。

在華紡の規模拡大に伴い、原料の確保が課題となり、在華紡は山東省の綿花増産の必要性を感じていた。1932年、山東省主席韓復榘および青島市長沈鴻烈に打診したところ、日中共同の綿花開発計画が決められた。1933年10月、青島支部内において「山東綿花改良協会」（以下、改良協会）が設立され、綿花改良事業に取り組むことになった⁶²。

綿花開発をめぐる、満鉄、支那駐屯軍、外務省、拓務省がそれぞれ参入を図り、主導権を争奪するようになった。結局、主導権は外務省が握ることとなったが、その中でも青島在

華紡は自発的に積極的な役割を果たそうとしており、多くの事業に関与していった⁶³。

1930年代半ば、支那駐屯軍による華北分離工作が急進展する中で、改良協会の中では、その動きへの関わりを強めていくような傾向が生じた。例えば、1936年4月の青島支部の報告では、「抑々此の種事業の進展は独り青島紡績業者のみが利益を受けるものでなく、(中略)之を経済的に見れば日支経済提携の楔を作ることとなり、之を政治的に見れば我日本の北支工作即ち国策遂行に寄与する所も亦多からんと思料する訳にして」⁶⁴という思惑が語られたりしていた。

1935年9月、改良協会は規模拡大を図り、在華日本紡績同業会に経済的援助を、満鉄に技術的援助を要請し、両方ともこれを承諾した。この状況に関し矢野真太郎は「資金と技術の面で独自の綿花開発を進めることに限界を感じた在華紡は、満鉄に接近していく姿勢を見せ、次第に国策(「北支処理要綱」をはじめとする1936年に中央で決定された一連の方針)への関与を深めるようになった」⁶⁵と指摘した。加えて、青島支部の平岡が外務省に設置された華北産業科学研究所の理事に就任したことも、1935年末以来の在華紡の国策への参画傾向を示している。

前述したように華北分離下の青島では、一部の居留民が騒動を引き起こしたが、青島総領事によって軍が裏で糸を引いていた事実が発覚し、居留民の動向を抑え続けていた。一方、経済面においては、支那駐屯軍が青島までは影響力を持たなかったため、主に外務省の主導下にあった。そのような状況の中、青島の在華紡は綿花開発事業を利用して国策への関与を強め、発展を遂げていった。

おわりに

南京国民政府樹立後、中国の国権回復運動に対し青島居留民団、青島日本商工会議所、青島取引所を代表とする青島居留民社会の一般民衆層とエリート層は、それぞれ日本政府に後援を要請したが、政府がそれに応じることはなかった。だが、青島における日本人漁業問題をきっかけに日中対立は先鋭化していった。漁業をめぐる日中間の攻防の結果として、1931年8月の青島国粋会事件が発生した。この事件の発生は、その後の一連の連鎖反応を引き起こした。事件の拡大を避けるための総領事館の処置は、居留民の不満を買い、その結果として総領事館の居留民に対する統制力を著しく低下させた。同時期に勃発した満州事

変は、居留民に強烈な刺激を与え、この事変の混乱に乗じて山東問題も同時に解決したいという発想に繋がっていった。その後の居留民の言動や実践は驚くほど積極的なものだったため、外務省および総領事館の取締を招いた。こうして、青島国粋会事件は青島における日中関係の緊迫を表面化させると共に、居留民と総領事館の間にも亀裂を生じさせ、後の居留民暴動の遠因となっていった。

1932年1月の『民国日報』不敬記事事件は、居留民に中国側への復讐の機会を与えた。同時に、総領事館を信用しない居留民は、この機会に乗じて自力で青島における中国政府の排日的経済政策に関する課題を一気に解決しようと考えた。彼らが考えた解決法は、前記山東居留民大会の決議である「山東省に於ける日支の関係を華府会議条約以前の状態に還元」すること、すなわち山東をもう一度日本の植民地とすることであった。この目的を実現するためには、山東出兵や満州事変のような日本軍の出動が必要であると考えた居留民は、日本軍が出動できるような口実を作り上げるため、居留民の生命財産がかかわる重大事件を引き起こさなければならないという結論に至り、最終的に暴動という極端な道を選んだ。

この2つの事件を通して、青島日本人居留民の権益擁護運動は、従来の手段・性格から、中国側に対する直接的な実力行使へと変化していったことが見て取れる。また、満州事変を前後にして、青島日本人居留民社会の対外強硬的な気運は頂点に達していた。

¹ 青島居留民暴動事件については、中国の研究者盛雷の諸研究が挙げられる。盛雷「1932年青島日僑一一二暴動研究」(『抗日戦争研究』2012年03期、75～88頁)、「沈鴻烈与1932年青島日僑“一一二”暴動」(『蘭台世界』2011年07期、29～36頁)、「“一・二八”事変爆発前夕の青島日僑暴動探析」(『東岳論叢』2012年03期、45～49頁)。盛論文は、中国側の資料を用いて、青島居留民暴動事件の経緯や外交交渉や国民政府の外交方針などを分析した。

² 出廠税とは、中国で清末から徴収する国税の1つである。在華外国企業が徴収対象となり、通常の税率は5%である。

³ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C14120181200、公刊昭和6.7年支那事変史上(公刊昭和6.7年事変海軍戦史原稿)(防衛省防衛研究所)。

⁴ 『治外法権撤廃に対する青島在留同胞の要望』(青島居留民団・青島日本商工会議所、1931年4月)。

⁵ 同上。

⁶ 山東産業株式会社『山東産業公司設立建議案』(山東産業、1951年)。

⁷ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B08061154900、本邦会社関係雑件 第六卷(E-2-2-1-3_006)(外務省外交史料館)。

⁸ 前掲、山東産業株式会社『山東産業公司設立建議案』。

⁹ 『青島の現勢』昭和十五年版(青島日本商工会議所、1940年10月)238頁。

¹⁰ 前掲、『治外法権撤廃に対する青島在留同胞の要望』。

¹¹ 前掲、山東産業株式会社『山東産業公司設立建議案：山東産業株式会社』。

¹² 青島市史誌辦公室編『青島市誌・外事誌／僑務誌』(新華出版社、1995年)157～159頁。JACAR:C14120181200。

¹³ JACAR : C14120181200。

¹⁴ 同上。

¹⁵ 『治外法権撤廃に対する青島在留同胞の要望』(青島居留民団・青島日本商工会議所、1931年4月)。

¹⁶ 青島在住の浪人志摩澄彰は、真踏会という結社を組織し、壮年無職者を自宅に宿泊させ、主に工場争議の際における警備、神社祭典または邦人運動会などの取締、喧嘩の仲裁などをさせる事業をしていた。同会は、1930年3月に日本国粋会総本部より本部として認められ、かつ在青島総領事館の認可を得たため、組織を拡張して「青島国粋会本部」を設立した。幹事長以下役員20人、会員100余人の他、常備員10人、予備員50人を有した。1932年2月20日に解散した。『日本外交文書』昭和期一第一部第五卷(外務省、1995年)813頁。JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C05021542500、公文備考 昭和6年 D 外事 卷6(防衛省防衛研究所)。JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B04012394100、各国ニ於ケル協会及文化団体関係雑件／中国ノ部(外務省外交史料館)。

¹⁷ JACAR : C05021542500。

¹⁸ 青島国粋会事件の経緯について、在青島堀総領事代理の報告(「国粋会員と中国人との喧嘩に端を発した暴行事件の顛末につき報告」「青島国粋会の現状および事件経緯などにつき回答」前掲、『日本外交文書』昭和期一第一部第五卷、808～809、813～814頁)、参謀本部の報告(JACAR : C05021542500)、在済南陸軍歩兵少佐中野英光の報告(JACAR : C14061039100)、在北京中華民国主勤帝国公使館附武官輔佐官永津佐比重の報告(JACAR : C14061039800)が主な参考となる。しかし、事件の細部について、それぞれに食い違いがあるため、外交文書を基準とする。

¹⁹ 前掲、『日本外交文書』昭和期一第一部第五卷、814頁。

²⁰ JACAR : C14061039100。

²¹ 前掲、『日本外交文書』昭和期一第一部第五卷、814頁。JACAR : C05021542500。

²² JACAR : C05021542500。

-
- ²³ 東京朝日新聞 1931 年 8 月 20 日朝刊。
- ²⁴ 前掲、『日本外交文書』昭和期一第一部第五巻、810 頁。
- ²⁵ 東京朝日新聞 1931 年 8 月 23 日朝刊。
- ²⁶ 前掲、『日本外交文書』昭和期一第一部第五巻、811 頁。
- ²⁷ 東京朝日新聞 1931 年 8 月 21 日夕刊。
- ²⁸ 前掲、『日本外交文書』昭和期一第一部第五巻、811 頁。
- ²⁹ 同上、812 頁。
- ³⁰ JACAR : C05021542500。
- ³¹ 満州青年連盟史刊行委員会編『満州青年連盟史』（原書房、1968 年）512～517 頁。
- ³² 同上。
- ³³ 同上。
- ³⁴ 『法権撤廃問題に直面して母国朝野に懇ふ』（青島居留民大会、1931 年 9 月）。
- ³⁵ 『青島事件の善後交渉は如何に進みつつあるか』（青島居留民大会、1931 年 9 月）。
- ³⁶ 東京朝日新聞 1931 年 10 月 3 日朝刊。
- ³⁷ 『山東の実情を貴族院議員諸賢に懇ふ』（青島居留民団・青島日本商工会議所、1931 年 10 月）。
- ³⁸ 同上。
- ³⁹ 『山東と日本の関係』（山東全省居留民大会、1931 年 10 月）。
- ⁴⁰ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B02030205400、満州事変（支那兵ノ満鉄柳条溝爆破ニ因ル日、支軍衝突関係）／在留邦人保護、引揚、避難及被害関係／保護、引揚及避難関係 第八巻（外務省外交史料館）。
- ⁴¹ 同上。
- ⁴² 同上。
- ⁴³ 『民国日報』は 1916 年に上海で創刊された新聞である。1924 年以降は国民党中央機関紙となった。満州事変後は、国民党の政策により排日の宣伝口となったが、1932 年の不敬記事事件のため停刊となった。
- ⁴⁴ 元の中国語の表題は、「韓人刺日皇未中 日皇閱兵畢返京突遭狙撃 不幸僅炸副車凶手即被逮 犬養内閣全体引咎辞職」である。『上海民国日報』1932 年 1 月 9 日掲載（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A06050118400、枢密院文書・議事 昭和ノ一・昭和二年～昭和十年（国立公文書館））。
- ⁴⁵ 元の中国語の表題は、「韓国不亡義士李霍索 炸日皇未遂 炸彈落車後僅馬微傷 身旁尚準備炸彈一枚」である。『青島民国日報』1932 年 1 月 9 日掲載。筆者により翻訳。（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C14120181300、公刊昭和 6. 7 年支那事変史上（公刊昭和 6. 7 年事変海軍戦史原稿）（防衛省防衛研究所））

-
- ⁴⁶ 沈鴻烈は中国国民党海軍第三艦隊（東北海軍）副司令官。満州事変後、張学良の命令によって、東北海軍艦隊を率いて青島に移駐した。1931年12月16日、南京国民政府により青島代理市長に任命され、翌年1月21日、正式に青島市長に任命された。（前掲、盛雷「沈鴻烈与1932年青島日僑“一一二”暴動」）
- ⁴⁷ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B02030205500、満州事変（支那兵ノ満鉄柳条溝爆破ニ因ル日、支軍衝突関係）／在留邦人保護、引揚、避難及被害関係／保護、引揚及避難関係 第八卷（外務省外交史料館）。
- ⁴⁸ 同上。
- ⁴⁹ 同上。
- ⁵⁰ 前掲、盛雷「1932年青島日僑一一二暴動研究」。
- ⁵¹ JACAR : B02030205500。
- ⁵² 前掲、盛雷「“一・二八”事変爆発前夕の青島日僑暴動探析」。
- ⁵³ JACAR : B02030205500。
- ⁵⁴ 同上。
- ⁵⁵ 同上。
- ⁵⁶ 在青島総領事坂根準三発廣田弘毅外務大臣宛「青島自警団組織ニ関スル件」1934年5月11日、外務省記録「在外帝国居留民団及民会関係雑纂 青島ノ部」第3巻、K. 3. 2. 2. 1-4、外務省外交史料館。
- ⁵⁷ 西春彦『回想の外交史』（岩波書店、1965年）62頁。
- ⁵⁸ 同上、64頁。
- ⁵⁹ 同上、65頁。
- ⁶⁰ 陸安『青島近現代史』（青島出版社、2001年）165～172頁。
- ⁶¹ 東方経済学会『新日本人物大系：普及版 満州篇朝鮮篇在支篇』（東方経済学会出版部、1936年）118頁。
- ⁶² 矢野真太郎「華北棉花開発と日中「経済提携」：一九三三～一九三七」（『日本歴史』（849）、2019年2月、39～55頁）。
- ⁶³ 同上。
- ⁶⁴ 在華日本紡績業同業会青島支部『青島に於ける邦人紡績業』（1936年）20～21頁。
- ⁶⁵ 前掲、矢野「華北棉花開発と日中「経済提携」」。

第六章. 日中戦争と青島日本人居留民社会の終焉

はじめに

日中戦争勃発後、日本は再び青島を占領した。青島およびその背後地である山東省は、要塞化された一方、日満支経済ブロックに取り込まれ戦争遂行のための物資供給地とされた。また、戦争の拡大は内地日本人の中国への移住を一層促したが、短期間での大量移住は様々な社会・経済問題を引き起こし、却って在中国日本人居留民社会の崩壊をもたらした。

本章は、1938年日本の青島再占領から敗戦までの、いわゆる第二次日本占領期において、日本の統治機関の復帰、青島の経済地位の変化および日本人の大量移入などによる外部環境の急変によって居留民社会にもたらした影響、とりわけ社会構造の変化を明らかにするものである。また、敗戦に伴う日本企業の没収、日本人の引揚げ・留用など、青島日本人居留民社会の末期の様子も描き出す。

一. 日中戦争勃発と第二次青島占領

1. 青島居留民の一時引揚げ

1937年7月7日、盧溝橋事件の勃発は在中国居留民社会に大きな衝撃を与えた。戦争の行方が見通せないなか、各地の日本人および居留民団体はそれぞれの行動をとり始めた。華北では、山東省都にある済南日本人居留民団はすぐさま引揚げを行ったが、それに対し青島にいた日本人居留民たちは山東出兵などの事件を経験していたため、「上海と青島は何事があつても現地保護をする」¹だろうと楽観的な見解をとり、引揚げを行わなかった。

しかし、第二次上海事変の勃発に伴い、青島では8月14日に日本水兵2名が銃撃される事件（徳県路事件）が発生した²。この事件を理由に日本軍艦は青島港に侵入し、戦闘まで一触即発な状況となった。ところが、まもなく事件現場に取り残されていた薬莢が日本製であることが判明した。つまり、徳県路事件は上海で大山事件を演出した日本陸軍が、青島にも戦機を作り出そうとして起こした自作自演の事件であることが分かった。

徳県路事件の勃発は、日本政府の青島在留邦人保護に関する方針を一転させた。8月27

日の閣議では、現地保護を行わず全員引揚げとすることを決めた。これを受け9月2日に、下村海軍艦隊司令官および大鷹総領事はそれぞれ引揚げ声明を発した³。居留民は、引揚げの命令に驚いたが、「これを我政策の反映と考へ、青島に戦争なしと認めて、又逆戻りしたのも出来たらうが、我海軍の全面的封鎖で商売も出来ず、吾々はこの難局を突破し更に第二維新を山東方面の政策として積極的に活動せねばならぬ⁴と認識し、引揚げに着手した。

しかし、全居留民の引揚げに際して、1914年の青島占領以来日本が投資してきた紡績工場をはじめとする各種工場や施設、加えて居留民が所有する不動産など約13億円の固定資本は現地に残さざるを得なかった。そのため、引揚げ後の青島における日本資産の保全が最も緊急の課題となった。

引揚げ声明が発せられる前の8月30日、大鷹総領事は日本人の私有資産の保護について青島市長沈鴻烈に要請したところ、沈市長は「第一、紡績工場その他の工場、公共機関、個人住宅等の財産は夫々該当係官に於て封印をなす、然れ共財産の内部はこれを点検せざるも外部よりの保護及び治安の維持に当るべし。第二、風雨又はその他の原因に依る封印用紙の毀損に対しては責任を負ひ難し。第三、天変地変等不可抗力又は日本軍の青島又はその付近攻撃に依り両国間に軍事行動発生せる等の理由に依って受けたる損害に対しては何等責任を負はず⁵と約束した。将来の保障を与えられた居留民は、各工場や日本人住宅などを封印した上で引揚げを開始し、9月4日までに全員が門司まで引揚げた。

1937年11月までに黄河以北が北支那方面軍によって占領されると、蔣介石によって「焦土抗戦」を命じられた沈市長は、一方で都市住民に避難を呼びかけ、他方で「自衛」措置として、閉鎖されていた日本資本の各種工場・商店を破壊した。また、日本軍によって利用される恐れのある電信設備・港湾設備も破壊し、鉄道車両、四方鉄道工場の機械設備や技術者を移動させた。さらに、20隻あまりの艦船を大港、小港・ドック進入口付近に沈め、日本軍の即時復旧を困難させた。その上で、12月30日には沈市長が、次いで翌日までにはすべての国民党軍・行政・警察関係者が青島を離れた⁶。

1938年1月10日、日本軍は戦うことなく青島を占領した。ここから、「第二次日本占領期」が幕を開け、青島日本人居留民社会は「戦時」に突入した。

2. 第二次日本占領期における青島の統治体制

陥落後の青島は、兵站基地とされ、華北侵略の橋頭堡へと化けた。青島における主要軍事機構としては、海軍根拠地隊司令部、陸軍旅団司令部、青島憲兵隊などが挙げられる。1939年10月30日以後は、青島陸軍特務機関、青島海軍陸戦隊司令部、海軍第四艦隊、仁部隊、暁部隊、今村部隊、井出部隊、兵站司令部、海軍航空隊、陸軍病院、海軍学校なども配置された。また、行政機関としては興亜院華北連絡部青島出張所、青島日本総領事館、青島市治安維持会（後に市公署、市政府と改称）などが構築された。

● 興亜院華北連絡部青島出張所

1939年3月に成立した興亜院華北連絡部青島出張所（所長柴田彌一郎海軍大佐）は、海軍、陸軍、総領事館で構成された。青島出張所は、軍事を除く、青島ないし山東の政治・経済・文化を一統し、日本の青島統治の最高政治機構となった。青島出張所には、官房、政務班、経済第一・二班、文化班が置かれ、それぞれ庶務・人事・会計・通信・翻訳・調査、政策・情報収集および宣伝・都市建設、産業・インフラ・金融、民生・衛生・教育・宗教等に関する事務を管掌した。職員は主に、陸軍、海軍、外務省、大蔵省からの出向者で構成され、1940年時点の所員数は37人であった⁷。1943年、戦局の悪化に伴い青島出張所は撤廃され、「日本大東亜省中国事務局」と改称し、その機能は青島総領事館に併合された。ゆえに青島総領事館は「日本大東亜省青島総領事館」と改称され、引き続き青島の統治を担った⁸。

● 青島特別市々公署

中国人の統制に当たる傀儡政権として、1938年1月には青島治安維持会（会長趙琪）が、1939年1月には青島特別市公署（市長趙琪）が樹立された。市公署には、市長の下に行政事務として、総務、社会、警察、財政、教育、建設、衛生、海務、郷区行政籌備事務局の9局が設置され、各局に局長および副局長を置き、各局はさらに課、係に細別されていた⁹。市公署成立当初は、興亜院柴田所長が顧問並びに補佐官に就任し、また興亜院囑託中村忠充が補佐官に就任した。各局局長には中国人、副局長には日本人が任命され、市公署職員は合

計 1,236 名であった¹⁰。さらに、市公署の決議機関としては市政会が設けられ、市長選任の市政委員日華人 8 名によって組織された¹¹。1939 年 4 月、平岡小太郎、村地卓爾、中村順之助、吉澤乾城、李徳順、林耕宇、楊玉廷、尹援一の 8 名が市政委員となり、市政会を構成した¹²。このように、市公署では興亜院青島出張所および青島居留民団の関係者が指導的地位に立ち、実権を握った。

● 青島日本人居留民団

日本人の統合に当たる青島居留民団は、第二章で述べたように 1940 年度より参事制から民団長制へと移行し、村地卓爾が初代民団長となった。居留民団事務所では、民団長と助役収入役の下に、総務部、理財部、会計部が置かれ、さらに庶務、厚生、学務、企画、財務用度、工務、経理、金融、会計の各課が設置された。1940 年 6 月時点の職員数は 50 名であった。第二次日本占領期における居留民団は相変わらず当地の日本人学校、義勇隊、青島神社林苑、斎場、火葬場、貸住宅、店舗など施設の経営および職業紹介、公衆衛生、救済事業、育児相談、低利資金運用などを主な事業とした。

このように、戦時下における日本の青島統制は、主に日本軍、興亜院華北連絡部青島出張所（青島総領事館を含む）、青島特別市々公署、青島居留民団によって成り立っていた。しかし、後の戦争の深刻化に伴い、この統治体制は膨張の一途をたどり、結局混乱に陥ってしまうこととなる。当時、膠澳電気公司専務を務めていた柳田健は、現地を開いた座談会で「此处では軍部関係では陸軍と海軍が並んで居る、それから行政と言ひますか、日本人監督の方から言ふと領事館があり、興亜院がある。直接生活の方の関係から言ふと民団があり、市公署があります」¹³と青島における指導機関の「二元化」について言及していた。このことについて柴田善雅は、「関内占領地には外務省の在外公館がそのまま存続しており、外務省と並行した二元的占領地行政の発生となった。（中略）さらに大蔵省財務官事務所を追加すれば三元的占領地行政といえた」¹⁴と指摘している。

二. 戦時青島の統治方針と日本人経済の変容

1. 青島居留民の請願と日本政府の復興支援

青島占領に伴い、日本人居留民は復帰を果たしたが、戦前の生活を取り戻すことは容易ではなかった。海軍特務部接收班および青島居留民団の調査によれば、青島居留民が遺留した全財産約4億円のうち損害総額は約1.9億円に上っており、居留民の家屋3,300戸のうち残存していたのは百数十戸に過ぎなかった¹⁵。これに憤慨した居留民団は、破壊状況に関する写真を多数収集して1938年3月に『支那事変青島在留邦人権益破壊写真帳』を発行し、中国側の「暴行」を訴えた。

1938年2月、青島居留民団参事長村地卓爾は、日本外交協会例会において「大破壊後の青島復興問題」についての演説を行った。演説において、村地は青島居留民の引揚げおよび財産損害の状況を報告して、「(沈市長は) 約束を無視して、全然支那側一方の暴虐行為に依つて我々の全財産を喪失せしめたのであるから、我々は、我が帝国として青島居留民の為に損害賠償を要求せらるることは当然なり」と唱える一方、「この損害高(1.9億円)に対して我々居留民としては(中略)自力で損害を復興する力を全く持たない」として、日本政府に対して中国側の損害賠償を引き当てにして復興資金8,000万円の貸付けを請願した¹⁶。それと同時に在華日本紡績同業会の青島関係各社代表も、青島工場の復興策について、企画院や大蔵省、商工省、外務省などを訪問し当局の援助を請願した¹⁷。

1938年3月、日本政府は日中戦争による損害を受けた企業および一般居留民を対象とする復興資金の貸付け案を決定した。「紡績会社自力復興ノカアルモノヲ除キ青島ノ同興、国光、豊田及上海ノ日華ニ又鉦山(山東鉦業、東和、南定及旭華)四社ニ政府ニ於テ貸付金額ノ十分ノ五ヲ限度トシ総額一千百万円ヲ限り損失ヲ補償スル条件ノ下ニ紡績工場ニ対シテハ日本工業銀行ヨリ又鉦山ニ対シテハ朝鮮銀行ヨリ合計二千二百万円ヲ限度トスル資金ヲ貸付ケ」という方針により、同年3月まで青島紡績九大工場の中でも自力復興困難と認められた3社に対して、豊田工場に475万円、国光工場に380万円、同興工場に185万円をそれぞれ貸し付けた。また、山東省にある鉦業会社に対しては、山東鉦業株式会社(淄川炭鉦)に660万円、山東鉦業株式会社(旭華炭鉦)に50万円、南定炭鉦株式会社(淄川炭鉦)に60万円、東和公司(黒山炭鉦)に150万円をそれぞれ貸し付けた。そして、青島

居留民への復興資金としては 1,010 万円が分配され、この額は在中国居留民に対する補償金全額の約半分を占めていた¹⁸。

青島および山東省は、日本政府より巨額の補償金を受け取ったものの、実際に占領以前の水準への経済回復は極めて困難な状態であった。1938 年末時点で、日本資本の最大の産業部門であった紡績業でも 7 割程度しか回復しておらず、操業開始さえもままならない状況にあった。このように青島経済の回復が遅れた原因について、浅田進史は以下の 2 点を指摘している。1 点目は、青島に限ったことではないが、日本国内での為替管理の強化および臨時資金調整法・物資使用制限令による軍需生産向けへの投資・物資供給を優先させる統制経済の進展によって、再建用の資材調達が十分でなかったこと。2 点目は、新たに日本軍の占領下に置かれた天津向けの投資・物資供給が、青島向けよりも優先されたことが挙げられている¹⁹。

こうして、日中戦争の勃発は、青島日本人居留民の生活の基盤を根本的に動揺させただけでなく、青島における日本資本、とりわけ従来青島ないし山東経済を牽引してきた紡績業に甚大な被害を与えた。そのため、戦争の拡大に伴い、上海・天津などの伝統的投資先および新たに獲得した占領地への投資が次第に増大していった中で、青島の経済的地位は著しく失墜してしまったのである。

2. 青島の経済的地位の見直し

こうした局面のなか、青島の統治者にとって、青島経済の失墜および山東経済地位の後退という現状から脱出することは第一の要務であった。青島の政財界は青島経済の復興を図り、山東省を東亜新秩序および後の大東亜共栄圏に取り込んで位置付けようとした。

1940 年 7 月、興亜院青島出張所は『東亜新秩序建設と山東』を発行し、山東省の開発計画を明示した。その序文では、柴田所長が「聖戦の実を速に結ばせる為には急速なる経済開発が行われなければならないのであるが、それが為には適正な重点主義に基き何を措いても先づ山東開発から着手しなければならぬ」²⁰と山東経済開発の重要性を強調した。その開発案としては、(1) 石炭をはじめ、鉱石、綿花、農産物などの戦略的資源を開発・増産すること、(2) 青島港を 5 ヶ年計画で 1,000 万トン以上の吞吐能力がある国際港として拡張すること、(3) 青島港と背後地を繋ぐ膠済鉄道、陸水上路、自動車路、航空路などの交通網を

強化すること、(4) 山東鉄道を山西省、河北省などに繋ぎ、「新背後地」を形成することなどが挙げられた。そして、その結論として「我々をして山東に特異且つ強度の期待をかけ此の地域こそ真に日支渾一互助共栄の特別地域として発展すべく運命づけられてゐると信ぜしむる」²¹と山東省を東亜新秩序建設の資源提供地として位置づける意図を示した。

同年8月、青島日本商工会議所理事松崎雄二郎は、「青島の価値」を「正しく日本の朝野に認識」²²させるため、『北支経済開発論』を刊行し、日本占領下の青島への投資・開発を訴えた。松崎は「山東省の石炭は埋蔵量三十億噸といはれてゐる。大同の四百億噸の存在に比すれば成程小さな存在であるかも知れない、然し青島港連雲港からは二百斤乃至三百斤の近距離に存在してゐる、存在量は莫大ではないが供給は非常に有利である」と石炭問題について「山東第一主義」を唱えた。また、天津港と青島港、津浦鉄道と膠濟鉄道を比較し、北支開発においても「山東第一主義」を強調した。さらに、同書では山東省の苦力、貿易的地位、水産資源、畜産資源、農産資源、鉍産資源、金融事情、交通事情、農業、電気事業、工業などを詳細に分析し、山東省に対する「再認識」を呼びかけていた²³。

このような山東に対する「再認識」に基づく具体的な政策として、まず経済基盤としての都市拡張が実施された。1939年7月、青島北部にある膠県、即墨の両県が青島特別市の行政区域に編入され、いわゆる「大青島市」が成立した。これにより青島特別市の面積は8,579平方キロ、人口は193万人に達し、旧市街地域面積と比べると約15倍となり、人口もかつての約3.5倍になった²⁴。同年、興亜院青島出張所は「青島特別市地方計画」および「母市計画」を策定した。これらの計画では、「大青島市」を華北の重要な工業基地と軍事要塞にすると共に、港湾都市であり観光都市でもあると位置づけていた²⁵。

3. 国策会社の導入と民間企業の新設

次いで、青島の交通、通信、発送電、鉍産などに関する事業には、国策会社および国内の大資本が積極的に導入され、独占的な状況となっていた。

日中戦争勃発後、満鉄は先頭を切って、積極的に華北地域に進出した。これに対して、満州の関東軍を牽制しようとする内地の陸軍は、華北地域の占領政策を強化し、競合する国策会社の設置に至り、1938年、華北の経済開発とその軍事利用を目的とする北支那開発株式会社を設立した。その傘下にはさらに華北交通、華北運輸、華北電業などの子会社が設けら

れ、鉄鉱・石炭・塩などの生産、鉄道、電気通信などを支配した。

また、青島と済南間を結ぶ膠済鉄道の運営・管理は、すべて華北交通株式会社が担当した。そして、青島の電気通信事業は、同じ北支那開発の子会社である華北電信電話株式会社²⁶（略称、華北電々）が一括して担った。青島港の運営は、当地に新設された北支那開発の関連会社である青島埠頭株式会社（略称、青島埠頭）が独占することとなった。この会社は、すでに第一次日本占領期に青島守備軍の下に設置されていた青島埠頭局（後に青島埠頭事務所と改称）を、1938年7月に改組したものであり、本店を青島に置き、資本金200万円をもって設立された²⁷。青島埠頭の株主には、満鉄、日本郵船、日清汽船などの大資本の他、青島居留民団も含まれており、民団長村地卓爾は青島埠頭の監査役を務めていた²⁸。この点から見れば、戦時中の青島居留民団は従来の公法人の枠を越えて、1つの実体として経済活動にも参入するようになったということが分かる。

こうして、戦時中の青島または山東省は日満支経済ブロックに組み込まれることとなった。この経済政策において青島が果たした役割は、生産された綿製品や綿花を日本や満州へ輸出し、対価として日本からは資本や技術を、満州からは大豆などの農産物や鉄鋼を輸入することであった。1938年の青島港の貿易輸出高全体を見ると綿製品は全体の約4割を占め、そのうち約9割が日本へと輸出されていた²⁹。

一方、新規会社や工場の開設は著しく進んでいた。青島日本商工会議所の調査では、当時の様子を、「昭和十四年一月以降十二月に至る一ケ年間に於いて、当地に進出或は新設せられたる会社商店の支店出張所及個人商店は夥しき数に上り、昭和十三年度中に進出を見たる商社と共に、復帰後の青島に於ける邦商の発展振りは目覚ましきものがある」³⁰というように書き残している。この調査書によれば、これらの新設会社を組織別に分類すると、株式会社は11社、同支店・出張所は31社、合資および合名会社は6社、同支店・出張所は6社、そのほか個人商店は215店、同支店・出張所は17店に上り、合計すると286商社で、資本総額は会社・支店・出張所の投資額を除き、10,301,000円に達していたことが分かる。また、業種別に分けると、主に物品販売関係は129社、輸出入貿易関係は56社、製造工業関係は48社であった³¹。

4. 青島日本人社会の構造的転換

会社の移入や支店・出張所の開設と共に、大勢の企業関係者が青島に入り、現地の日本人社会に根本的な変化をもたらした。以下は、日中戦争下中国占領地で活躍した「北中南支官民各層」13,300名の情報を網羅した史料『中国紳士録』から1938年以降青島に移入してきた者40名を選び出して表7にその履歴を示し、戦時中青島進出者のパターンを検討する。

表7：戦時中青島進出者

名 前	前 職	来青時間	現 職
佐々木懋	三菱倉庫 (上海)	1941年11月	青島埠頭常務取締役
田村斌夫	医学博士 (内地)	1941年4月	華北交通副参事、青島鐵路医院内科医長
石井康雄	陸軍	1938年	徳盛洋行主
高橋太次郎	東京通信局	1938年1月	華北電信電話青島総局北分局長
板橋国太郎	大阪日赤病 院	1940年12月	華北交通職員、青島鐵路医院医長
江見澤喜三 郎	海軍	1938年9月	興亜光音技術研究所長、興亜教育画劇協会代表者、北支艦隊司令部囑託
羽柴栄一	大信洋行 (新京)	1938年3月	大信洋行青島支店支配人
伊藤銃太郎	松坂屋 (大阪)	1942年	山東実業社長、松坂屋・丹井重工業取締役、朝日興業・山東窯業・東海銀行監査役、華北葉煙草監事、伊藤合名会社出資社員
宮崎一馬	材木商 (岡山)	1938年6月	宮崎洋行主
市ノ瀬守	満鉄 (大連)	1938年4月	華北交通副参事、青島埠頭站長
松本正吾	魯光造紙廠 (満州)	1941年12月	興亜製紙工業常務取締役
亀田素	大学講師 (内地)	1939年11月	青島水道技師長
中島盛一	中学校長 (群馬)	1938年11月	青島日本高等女学校長兼教諭

伊藤常吉	満鉄 (大連)	1938年2月	青島埠頭經理部調度係長
玉井澄	満鉄 (奉天)	1940年5月	銀丁百貨店支配人
入山春見	入山商店 (愛知)	1939年	泰山洋行主
石川忠三郎	海軍	1939年	青島特別市公署海務局副局長、華北航業総公会監事
池田信一	カネキ商店	1939年9月	山東自動車輸入配給組合常務理事、青島自動車協会専務理事
小浜碧	朝鮮逋信局	1938年8月	華北電信電話青島工務事務処線路課長
佐藤政吉	海軍	1939年1月	青島特別市教育局副局長
二宮京次郎	犬上洋行 (天津)	1940年	伊藤棉行代表取締役
後藤善九郎	満鉄 (北支)	1939年4月	華北交通副参事、青島鐵路監理所長
門脇雄二	東京税務署	1940年12月	青島居留民団主事、税務課長
小菅喜八郎	帝国染料製造 (内地)	1940年	維新化学工業事務部長、帝染商店青島出張所長
佐々木謙治	北海道鉄道 管理局	1939年2月	華北車両青島工場倉庫科長
江湖房雄	華北電政 (唐山)	1938年8月	華北電信電話職員、青島電報総局電信課長
川本良策	山口県農林 省	1940年	青島特別市牲畜管理処長
川上六郎	新卒 (東京)	1940	青島埠頭建設部工務課機械係長兼物資係長
木曾正道	北支那開發	1941年11月	青島埠頭常務取締役兼經理部長
野村貞一	安宅商会 (天津)	1941年5月	山東輸入配給組合連合会理事・常任監事、山東合板輸入配給組合理事長、青島工業藥品輸入配給組合理事、山東電気機器材料輸入配給組合監事、安宅商会青島出張所主任
土岐正直	三井物産 (天津)	1940年8月	青島商工会議所常議員、三井物産青島支店長
桑原巳代治	満鉄 (済南)	1939年4月	華北交通参事・監察
渡井仙蔵	華北電々	1941年8月	華北電信電話青島総局線路課長

	(唐山)		
西澤嘉助	大連都市交通会社	1940年4月	青島交通本運輸課長
鳥越秋吉	華北電政局	1938年8月	華北電信電話副参事、青島総局管理課長
木村兵三	朝鮮総督府	1938年8月	青島特別公署教育局監学兼特派青島東文書院副院長、青島興亜教育会・青島華北体育協会理事
亀井象次	済南鉄路局	1939年4月	華北交通副参事、青島自動車営業所長
西澤定雄	又一株式会社 (内地)	1938年8月	又一青島支店長
山川光雄	区長 (長崎)	1938年8月	青島水道用度主任
水谷金治郎	大倉土木 (満州)	1940年5月	青島土建協会理事、満州大倉土木青島営業所主任

出典：『中国紳士録』（満蒙資料協会、1942年）1～299頁より作成。

表7から見ると、調査対象全40名中、会社員は25名、そのうち華北交通7名、華北電々5名、青島埠頭4名となっており、つまり国策会社関係者（計15名）が最も大きな比率を占めていたことが分かる。そして、官公庁勤務者は全11名で、そのうち青島特別市公署勤務者4名、居留民団、商工会議所、組合、協会など公共事業勤務者7名である。そのほか自営業者は4名となっている。このように、調べた限りでは、会社員が最も多く、次いで官僚・役員、その次に多かったのが商工業者であった、ということが分かる。

また、1940年3月末時点の居留民団に関する『戸別課金負担者業態別調査』も同様の傾向を示している。法人、営業者、俸給者の3つの部門を合わせた戸別課金負担者は合計7,575名であった。法人数は合計218社、そのうち上位3つは貿易業33社、紡績業13社、土木建築請負業10社であり、営業者数は合計1,749人、そのうち上位3つは料理業207人、雑貨業123人、旅館下宿業68人であり、俸給者数は合計5,608人、内訳は官公吏雇傭723人、会社銀行商店員3,425人、その他1,460人であった³²。

このように、戦時中の青島日本人社会は、俸給者すなわち官公吏および会社員を中心とする社会になっていた。第一次日本占領期における進出者の大半は商工業者であったことに比べれば、根本的な変容があったと言える。また、進出者のなかで自立して事業を営んでいる人が明らかに減少していったということは、官公吏・会社員を除く中・下層進出者の経済力の低下を示しているとも言えるだろう。

三. 青島日本人社会の膨張と社会問題

1. 日本人の渡来と「中国渡航制限」

盧溝橋事件勃発時(1937年7月)に中国本土(香港、澳門を除く)にいた日本人は約87,000人だったが、開戦のため同年10月には約28,000人に減少した³³。

しかし、開戦当初、在中国日本人居留民が内地への引揚げを急いでいた一方で、こうした避難の動きに逆行して、戦争に乗じて儲けようとする者たち、いわゆる「一旗組」や「娘子軍」という人々が積極的に中国へ渡航していった。彼らの動向は開戦当初の混乱に一層不安の要素を加えた。

このような状況に対応して、日本政府は早速日本人の中国渡航制限策を打ち出した。1937年8月に外務省は「不良分子ノ渡支取締方ニ関スル件」および「支那渡航取扱手続」を各省庁に発し、「残留セル邦人ヲ煽動シテ事ヲ為サントシ或ハ混乱ニ紛レテ一儲セントスル等ノ無頼不良ノ徒ノ支那渡航ハ此際厳ニ之ヲ取締ルノ必要アリ」として、「業務上又ハ家庭上其ノ他正当ナル目的ノ為至急渡支ヲ必要トスル者ノ外ハ此際可成自発的ニ渡支ヲ差控ヘシムル」ようにとの通達を出し、いわゆる「不良分子」の中国渡航を厳しく取り締まることを伝達した³⁴。この渡航制限は1939年7月まで実施された³⁵。

1938年末に至り、戦場が武漢、広東方面に移り、華北などの占領地では治安および経済が次第に回復していったため、日本人の渡来が顕著となった。1938年10月には、中国本土の日本人人口は約140,000人に達し、翌39年10月には約276,000人となった³⁶。

こうしたなか、1939年6月、興亜院は、内務省、拓務省および対満事務局に対して、「支那向渡航者厳選」に関する要請を出し、中国への渡航制限の方針の継続を決めた。

興亜院は「支那ニ於ケル我方占拠地域内ノ治安良化等ニ伴ヒ近時支那向渡航者ノ数著ク増加シツツアル現況ニ有之右ハ固ヨリ大陸発展認識普及等ノ点ニ於テ喜ブベキ所ナルモ、一面之等渡航者中ニハ往々渡航ノ目的明瞭ナラザルノミナラズ其ノ質ニ於テ不都合ナルモノ尠カラズ特ニ其ノ放出スル旅費等ハ仮令善意ノモノニ在リテモ支那ニ於ケル日系通貨ノ価値維持上多大ノ負担トナル等却テ諸政策実施上ノ障害ヲ招キ延テハ作戦行動ニモ支障ヲ来ス虞アリ、支那渡航者ヲ質的量的ニ極力厳選スル要アリ」と認識し、「当面不取敢漫然タ

ル視察ヲ目的トスル渡航者ノ如キニ対シテハ警察署長ノ身分証明書ノ発行方ニ付キ此ノ際極力抑止スル様致度」³⁷という臨時策を出し、各省庁からの協力も要請した。

この「支那向渡航者厳選」の件に対して、陸軍省も賛同の意向を示し、独自に「支那視察団ニ対スル陸軍トシテノ支援許可態度ニ関スル件」という制限策を出した。そのなかでは、「北支、中支、蒙疆ニアリテハ国策上必要ト認メ且軍ノ業務ニ関連アルモノハ之ヲ必要ノ限度ニ於テ支援スルモ然ラサルモノニ対シテハ之カ援助ヲ与フルコトナク殊ニ利己的の底意ヲ藏シ或ハ売名の行為ナリト判断セラル等有害ナリト認メラルモノニ対シテハ関係各省ト協議ノ上適時之ヲ禁止セシムルノ措置ヲ講ス」³⁸との懸念が示されており、各視察団が中国へ渡航する際には陸軍省に願い出を提出する必要があると規定した。

1940年度には、このような渡航者の厳選が正式に実施された。当時の旅行案内書『山東案内』には、「1940年以前、日本から中国各地に来往するには何らの制限もなく自由であったが、1940年度から厳しくなっていた。青島や済南の会社、商店などがその社員、店員を増加しようとしたり、あるいは自分の家族を呼んだりするには、現地にあるその責任者がそれぞれの事由を具して総領事館警察署に証明願いを出し、その許可書を日本内地の本人宛に送り、本人はさらにその許可書を所轄警察署に提示して証明を受けた後、はじめて中国行き汽船の切符を購入することができることになった」³⁹と書かれている。また「現地に到着した後5日以内に本籍、住所、身分、職業、生年月日、前住所、到着年月日などを警察署または最寄派出所に届け出でなければならぬ、その書類は警察署、派出所に備付けている。とくに兵役に関係ある者は警察署兵事係に別の様式による届出でを要する。退去または移転の場合は、出発前または移転後3日以内に届出でなければならない。この居住届を怠ると民団から白米、砂糖購入に必要な配給切符の交付を受けられない」⁴⁰といった説明も掲載されていた。

さらには、旅行においても厳しい制限がかけられた。青島の居住者が日本内地あるいは海州方面へ旅行する際には身分証明書を必要とするということが定められ、朝鮮・満州への旅行者は、旅行証明書、加えて事由証明願いおよび身分旅行証明願いの3つの書類が必要となった⁴¹。

渡航者厳選によって中国へ渡るのに手間がかかるようにはなったが、中国における日本籍人口の増加速度は緩まる傾向を見せなかった。中国本土の日本人人口は、1940年10月には46万人、1941年10月には56万人、1943年には最大の65万人に達した⁴²。

青島においても、占領後から日本籍人口は顕著に増加した。盧溝橋事件勃発時の青島の日本籍人口は16,600人余りであったが、復帰後1年の1939年1月の人口は早くも2万人に達した⁴³。1940年には約32,000人、1941年には約39,000人、1942年には4万人を突破した。アジア・太平洋戦争中、青島の日本籍人口はずっと4万人以上の規模を維持していた⁴⁴。

2. 新旧居留民の格差

大勢の日本人の渡来は、従来の居留地秩序に様々な問題をもたらした。当時の青島日本人社会において、主に2つの問題が現地の有識者によってしばしば検討されていた。1つは新参居留民の「不良」について、もう1つは居留民の間に「拝金主義」「享楽主義」についての問題であった。

青島では、新参居留民の進出に伴い、風紀の悪化や日中人間の衝突が顕著化し、戦前から青島に生活してきた古参居留民からは、批判の声が上がっていた。当時中学生で青島に住んでいた若槻泰雄は、当時のことを回顧した文章の中で、「新しく来た日本人は概して行儀が悪かった。もともとの在留日本人も、中国人を蔑視し傲慢な態度という基本姿勢は似たようなものだが、それでも外国に住んでいるという、いくらかの配慮はあったろうし、排日運動も経験させられている。しかし、初めから“占領地・中国”に乗りこんでくるという意識の新来日本人は、占領軍である日本の軍人と同じように、敗者の上に君臨する支配者という気分を持っているのか、その態度は極めて横柄になる。内地にいたときよりも自制心が失われるのであろう。街頭で酔っばらって大声でわめく日本人や、些細なことで中国人と言い争う者も増えてきた」⁴⁵と新参居留民を批判的に捉えていた。

また、当時青島に在留していた衆議院議員の小谷節夫は、現地で開いた座談会で「現地にも相当立派な人が沢山居るが、どうもやはり一旗組といふやうな人が沢山入り込んで居るために、本当に日本人の素質の良さが現はれなくて、支那人虐めをするやうな人が非常に多いといふことが一番欠陥だと思ふのであります。私は皆さんと一緒に現地に於ける日本人の教育をして、そして本当の日本人らしい姿で以つて中国人に接する様な具合にしてなくちやならぬということを始終感じて居るわけです」⁴⁶と新参居留民の素質の不良を指摘し、彼らを教育することを主張した。

さらに、同時期の上海・天津居留民の記録からも、新参居留民の行儀が悪く、そのことを

背景として新参居留民の帝国意識が高揚していた様子がよく見られる。このような新参居留民に対する批判は、地域に関わらず当時の居留民社会中に普遍的に存在していた現象と言えるだろう。その根本的な原因としては、新旧居留民たちの「東亜新秩序」または「大東亜共栄圏」に対する理解、日本人のあり方、中国人との関係など様々な問題において大きな認識の差が存在していたことが挙げられる。

3. 居留民社会における「拝金主義」・「享楽主義」

一方、中国占領地において在留邦人の「享楽主義」が蔓延していることは、当時の国家主義者からも度々指摘が見られた。戦時中華北で出版されていた在留邦人向けの日本語雑誌に寄稿した人々たちは、「一旗組」などの拝金主義が蔓延していることや、町にカフェや高級日本料理店が溢れ西洋文化を崇拝する日本人が至る所で見かけることや、日本青年の組織化がうまくできておらず、日本青年は個人のことばかり考えて国家を顧みず、使命感に乏しいことや、会社の幹部や青年運動の指導者自身も高級日本料理店に通い、自覚を欠いていることや、女性が職業意識を欠き女学校でも裁縫や料理が身につかず、特に女学生はこれらの仕事を使用人に押し付け、自分はスポーツや学問をするだけという「頹廢した婦女風景」が見られることなどの現状を嘆き、これらの現状に対して批判を綴っていた⁴⁷。

このような「享楽主義」の傾向を反映した記事の中には、青島に関するものも見られた。1939 年半ばより、外地関係の諸雑誌では青島に関する記事がよく見られるようになった。雑誌『新天地』（大連出版）では、「市内から嶗山まで海に沿ふて八つの浴場がある。…夏ともなれば、遊客いもを洗ふが如き、まさに『人山人海』とでも形容したらよからうか。…青島では、家から一步も出ず、内にさえ引き込んで、本でも読んでみれば決して暑いことはない。…青島＝遊泳・避暑の聖地であらうが最も奇快なことは水着一枚の、内外の男女、が真昼の街頭を手を取りあつて歩いてゐることだ」⁴⁸と描かれている。また、雑誌『海外之日本』（東京出版）では、「青島に住む限り青き海を見晴し、冬暖き南面の家を、と来青以来久しく念願の甲斐あつて漸やく十ヶ月目、名も觀海一路と申す十一号に六家族居住可能の一構へが手に入り申候」⁴⁹と記されていた。これらの文章からは、当時青島に在留していた日本人が快適な海浜生活を送り、全く戦争を感じていなかった様子が分かる。

これらの記事を通じて、当時華北に在留していた日本人は日中戦争の「前線」にいたにも

かかわらず、豊富な物資に恵まれ、「享楽主義に陥り、国家意識を欠き、中国人に対して差別意識や優越感」⁵⁰を持っていたことが見えてくるだろう。

以上のように、日中戦争の勃発によって日本人の中国渡航は未曾有の規模に達し、日本政府が制限をかけても、なお在中国の日本人社会は膨張する一方であった。そして、日本人社会の膨張に伴い、新旧居留民間の隔たりや、「享楽主義」「拝金主義」の蔓延など様々な社会問題が引き起こされた。

四. 戦時下の居留民生活

1. 日本人統合

1940年7月、第二次近衛文麿内閣が成立し、「基本国策要綱」を決定した。「大東亜新秩序」の建設が目指され、「新体制」と言われる戦時体制の整備がなされた。これに伴って、日本国内では翼賛体制が出来上がり、占領地および勢力圏では「大東亜共栄圏」建設が推進されていった。一方、中国占領地では、1940年3月、王克敏の臨時政府と梁鴻志の維新政府が合流し、新たに汪兆銘政権が南京で樹立された。このように戦時色が一層濃くなっていたなか、占領地青島では日本人の文化・経済・生活など様々の方面から変化が起こっていた。

まず、文化・精神の方面からは、総力戦体制に向けて国民精神動員が求められ、青島ではそれに応じて様々な日本人統合団体が組織されたが、実態としてはうまく機能しなかった。

当時青島翼賛壮年団長を務めた松崎雄二郎は、当時現地の日本人統合の実態について以下のように記している。青島には「二十歳から二十四歳までのすべての日本人男子は翼賛壮年団員たるべし」という総領事命令によって、翼賛壮年団が組織されていた。しかし、すべての日本人男子を対象にするため、在郷軍人会員と多くの者が重複するのである。「同じ休日にこの二つの団体の大会があると、面倒な在郷軍人会の集まりには行かず、多くの者が壮年団の集まりに寄って来る。在郷軍人会はガラ空きとなった」⁵¹というような状態が見られ、郷軍と壮年団の対立構造を生むようになっていた。

郷軍の圧力によって宮原壮年団長は退陣し、後任の団長に青島商工会議所理事の松崎雄二郎が推された。松崎が壮年団長に就任した後、両者とも立場に固執して一步も引かずにそ

の対立は益々激しいものとなっていった。この問題は深刻化し、小谷節夫ら青島の長老たちは両者の調停に入った。結局、一年を経て、松崎壮年団長の働きにより、喜多総領事と陸軍の内田銀之助中将の会談が行われ、「郷軍と壮年団は、松崎が壮年団長となった以前の状態に戻して双方和解する。今後双方の大会は日を違えて行う」⁵²ということで合意し、この問題は解決した。

また、膠澳電気公司専務の柳田健は「色々の団体がここに沢山あります。文化連盟、宗教連盟、医師会、教育会、日華婦人会、国防婦人会、武道会、記者団、楠心会、一寸数へまして十五、六になるのでありますが、そこにこの壮年団といふものが出来まして、其中に錬成部、文化部、総務部、といふやうなものがあるのであります」⁵³と日本人団体の乱立を指摘した。

このような日本人団体の乱立は、戦時下の青島居留民の日常生活を混乱させる結果となり、政府が求めていた国民統合とは大きく行き違っていたことが分かる。

2. 物価の高騰と配給制

次いで、経済・物資の方面では、物価高騰による配給制、奉仕献納による財政難が生じ、居留民の生活を一層圧迫するようになった。

日本国内では日中戦争以降、主に商工省を中心として1938年4月に公布された国家総動員法の制定をきっかけに、広く生活必需品が配給制になった。中国の各占領地ではアジア・太平洋戦争勃発後の1942年から1943年にかけて、相次いで配給制が実施された。華北占領地では、1943年6月から正式に糧食統制が実施された⁵⁴。

1942年7月、高瀬青島総領事による外務省への報告書では、青島の物価対策が詳述されている。それによれば青島では、1940年9月に領事館告示「九、一八物価停止令」が発せられ、物価統制に乗り出した。領事館は、約11,000種の生活必需品など商品に対して最高価格を決定・実施し、これらの商品を取扱う同業組合に最高卸売および小売格案を領事館に提出させて審査した。商品のなかでも、特に石油、米、小麦粉、綿糸布などいわゆる「物動物資」は、領事館ではなく日本軍および興亜院によって統制された。このような日本軍および興亜院の統制とは、同業組合を通じて適正価格を決定することであった。しかし「価格統制ノ目的ヲ達成セントシタルモ實際ニ於テハ華商側ノ違反ニ依リ其ノ効果少ナク甚シキハ

組合決定価格ニ数倍スル華商ノ闇相場公然ト存在」⁵⁵した。また米、砂糖、燐寸、石鹼は切符制となったが、「切符制実施ノ目的ハ消費規正ヨリモ寧ロ居留民ノ生活安定ニアリタリ」⁵⁶と言われた。魚類および野菜果実などは、最高価格が決められていなかったため、その価格が暴騰し、居留民の間で非難の声が高まった。つまり、この段階では日本商人に対しての「一万一千種ノ最高価格案」はある程度物価の暴騰を抑制する効果があったが、中国商人に対しては統制がなく、しかも多くの取引は中国側の相場に従ったため、闇取引が存在し、これに対する居留民および日本商人からの非難の声は止まらなかった。

このことを受けて、1942年6月に、「華北物価緊急対策要綱」が実施された。「華北ニ於テ全面的ニ低物価政策ヲ維持スルコト」を目的として、ほとんど全商品に適正価格が決定され、日中両方の商人に適用されるようになった。闇取引者に対する取締が強化されていたが、闇取引はなかなか根絶することができなかった。日本側の公定相場によって物価は一時引き下げられたが、間もなく闇相場に戻り、食糧問題が深刻化していった⁵⁷。

この物価の高騰に応じて、青島居留民団は1942年11月に50万円を出資し、「日常生活必需品（主として生鮮食料品）の配給組織の合理化、価格の統制並びに消費の規正を図り、居留民生活の安定に資する」ための「青島日本居留民生計公所」（理事長津下信義）を設立した⁵⁸。

しかし、当時中学生だった若槻泰雄にとって「戦争の長期化にともなって加わっていく一般中国人の生活の困窮化を思いやるだけの常識も配慮もなかったが、私たち日本人の生活は、さきに述べたスフという名のしわだらけになる繊維の登場を除いては、事変前とほとんど変わらなかった」⁵⁹と書き残しており、この記述を読む限りでは若槻には戦時中の物不足の実感がなかったようである。青島での配給制について、若槻は「戦争の長期化にともない、いろいろ物資が不足するようになり、その結果は当然に物価の上昇を招いた。だが日本内地のように、公定価格や配給制度は実施されていなかった。そういう制度は存在したかもしれないが、少なくとも実際には無きに等しいと言ってよい状態であった。公定価格とか配給制度というものは、統制のとれた国家、一応、法律通りに動くことが建て前である社会で初めて成り立つものなのであろう。当時の中国のような混乱した社会では、それが実行できるはずはなかった」と指摘し、さらに「仮に統制があったとしても、在留日本人は一般中国人に比べれば『日本人』という特権階級に属しているから、『顔』をきかせて統制の枠外の取引は可能だし、収入は一般中国人よりはるかに高いのだから、『闇』で購入するのに苦労はい

らない。したがって生活物資の入手に困難は感じないわけである」とも書き残している。

3. 奉仕・献納活動

他方、戦争の泥沼化に伴う青島経済の深刻化にもかかわらず、青島特別市々公署は様々な税金を掛けたり、寄付金を募ったり、中国人を対象にするのみならず、日本人居留民も含めて、日本軍への献納活動を強要しつつあった。日本人居留民の課金や献金は青島居留民団に徴収され、中国人側の寄付金と共に市公署で一括して日本軍へ交付するような流れで行われており、戦時下の青島の税金制度は繁雑さを極めていたと言える。

その一例として各種車両鑑札料金（以下、車両税）が挙げられる。市公署は車両の種類に応じてそれぞれの税金を設定していた。例えば、一般自動車（5人席の場合）に対しては、自家用には一台当たり年間250元、営業用には年間350元が掛けられ、バス（26人席以上の場合）に対しては一台当たり年間1,500元が掛けられた。そのほか馬車、人力車、自転車もその徴収対象となった⁶⁰。1940年5月の時点で青島の日本人所有車両は4,198台であり、この車両税は戦時中青島で車両を最も多く保有していた日本人居留民にとって一大負担となっていた⁶¹。1939年11月に、居留民団を通じて日本人居留民が市公署へ納めた車両税の総額は19,343円16銭にのぼった⁶²。さらに1940年6月には37,122円84銭と急激に増え、12月にはさらに増えて46,043円19銭となり、著しく高額になっていった⁶³。

税金以外にも、軍隊や市政への献納・寄付活動も積極的に展開された。1943年6月、青島居留民団長岡田兼一および青島特別市長姚作賓の名義で、義務献金20万円（うち伝染病院増設改築費10万円、防御壕建設費10万円）が行われた⁶⁴。また、民団は1944年10月に海軍に戦闘機を、1945年11月には市公署にゴム靴6,000足を献納した⁶⁵。

そのため、戦時中居留民団の財政は年を追うごとに膨張し、事変前の年度総予算90万円は、1940年度に至り295万円に達し、次第に学校新增築、記念事業、職員宿舍新築など臨時事業のための費用が増えていった。これに対する経常的歳入は戸別課金、遊興飲食課金を主とし、そのほか雑種課金があったが、これらを合わせても155万円にしかならず、歳出を下回り赤字状態が続いていた⁶⁶。

アジア・太平洋戦争勃発後、軍属への扶助が居留民団事業の一環となった。『青島居留民団軍事援護要項』によれば、軍属、遺族、傷痍軍人などに対して生活扶助費、医療費、助産

費、埋火葬費、退去旅費などの扶助が行われた。例えば、1942年度には、青島の軍属391名（1943年4月1日の時点で、青島の出征軍人家族数326名、遺家族27名、傷痕軍人数38名）に対して、民団は軍事援護事業費として合計49,920円（うち軍人遺家族教化慰安費2,920円、軍人遺家族扶助費17,950円、軍人援護強化運動費14,390円、入営応召者諸費6,950円、壮丁教育費4,230円、其他3,480円）を負担した⁶⁷。

一方で、1942年度の民団財政を見ると、予算は約869万円で、戦争直後の1939年度と比べ8倍の金額に膨張しており、そのうち基本財源たる民団税金は、戸別税金を主とし、これに遊興飲食税金、雑税金を併せて約785万円に達し、前年度の約4倍に増大していた。また、一般会計のうち、大東亜戦争関係諸費として約54万円が含まれていた⁶⁸。

以上のような物価の高騰、税金や献納活動の強要、民団財政の赤字状態は、すべて青島の戦時経済の破綻を示していた。これらの経済負担は、青島の中国人のみならず、日本人へも大きな圧迫を与えていた。

五. 敗戦と引揚げ

1. 日本企業および資産の没収

1945年8月15日、日本は玉音放送によりポツダム宣言受諾および無条件降伏を公表した。青島では、その後の接收をめぐる、共産党軍羅栄桓部隊と国府軍李先良部隊が激戦を繰り返していた。9月13日、青島市長に任命された李先良は、青島保安隊を率いて入城し、青島日本軍の最高司令官の長野栄二に青島市の治安維持を要請し、青島日本軍の武装解除をしばらく見合わせた。16日、米海軍艦9隻が青島に入港し、日本海軍の武装を解除した。10月9日から11日にわたって、米海兵隊第六師団が青島に上陸し、司令部、軍営を構築し、市内各地に駐屯した。19日、国民政府第十一戦区副司令官兼山東挺進軍総司令官李延年および軍政部膠済区特派員陳宝倉が来青し、青島接收の準備が行われた。

1945年10月25日、青島市匯泉路競馬場にて日本軍の投降式が行われた。日本側代表は独立混成第五旅団長長野栄二少将、連合軍代表は米海兵隊第六師団長レミュエル・C・シェファード・ジュニア少将と軍政部膠済区接收特派員陳宝倉中将であった。ここにおいて「第二次日本占領期」が終結し、青島日本居留民社会の終焉へのカウントダウンが始まった。

間もなく青島の戦後処理が開始された。1945年12月、国民政府行政院の法令により、山東青島区敵偽産業処理局（以下、処理局）が設立され、日本・ドイツ・漢奸（傀儡政権）など（以下、敵偽）が所有する工場・不動産などの取り調べ・没収・売却を行った。

青島にある敵偽の工場は3種類に分けられて処置された。第1種は日本資本による紡績工場である。この紡績工場の一群こそ、1920～30年代の日本の山東権益の中心であった。この類に属した工場は最も多く、処理局の成立を待たず、経済部特派員によって先に没収された。青島で没収された紡錘数は60万錘に達した（上海では150万錘）と言われている⁶⁹。没収後間もなく国民政府は、各地に没収した日本紡績工場を統括・管理するため、中国紡績建設会社を設立した。1946年1月、青島在華紡の大日本紡績株式会社大康工場、内外綿株式会社内外綿工場、日清紡績株式会社隆興工場、豊田紡績株式会社豊田工場、上海紡績株式会社上海工場、鐘淵紡績株式会社公大工場、長崎紡績株式会社宝来工場、富士瓦斯株式会社富士工場、同興紡績株式会社同興工場などの9大工場が中国紡績建設会社青島支社に没収され、改めて青島綿紡第1～9工場と名付けられた⁷⁰。第2種は経済部特派員に没収された紡績工場以外の工場である。例えば、青島ゴム株式会社、青島ビール株式会社、青島タバコ株式会社、青島水産株式会社など5、6社の大手企業は、この類に属した。これらの工場は規模が大きく、商品自体も中国で有名であるため、しばらくの間は経済部特派員の管理の下に生産を再開したが、処理局設立後に売却処分が決められた。しかし、これらの工場の価値は非常に高かったため、その売却作業は難航し、最終的には1947年に中央信託局清理処によって処置された。第3種は小規模の工場である。これらの小工場の数は不明であり、没収時には従業員や機械がすでに行方不明の状態であった。

続いて、敵偽の不動産について、偽青島市政府財政局が管理した不動産、地政局が管理した土地、いわゆる「市産」と、日本・ドイツ・イタリアが所有した不動産、漢奸の不動産、いわゆる「敵産」は、処理局に没収された。具体的には「市産」155箇所、日本所有不動産23箇所、ドイツ所有不動産42箇所、計220箇所の不動産が没収された⁷¹。また、日本・ドイツ・イタリア所有だったものを除く、青島にあった外国商人および教会の不動産と外国居留民の不動産は没収せず、所有者自身または代理人の管理に託された。その具体的な数字は不明である。

こうして、戦前から日本人が青島に投資した工場や不動産、日本軍や傀儡政権が戦時中に略奪した資産などはすべて中国側に没収された。このことは、山東における日本帝国主義の

全面的敗退を象徴した。しかし、戦後の混乱に加えて国共内戦も勃発したことにより、青島の敵偽資産の没収は不完全に終わり、その一部は隠蔽または横領された。そして1949年以降、青島にあるこれらの工場・施設は再び共産党軍に没収され、中華人民共和国の工業発展に活用されていった。

欒玉璽は、都市開発の角度から「1945年当時、青島市は自然と人文景観とが一体化し、商業・工業・港湾・観光など各産業部門が揃い、都市機能が完備され、加えて陸・海・空の近代交通網も整備された都市であった」⁷²と没収された当時の青島の都市開発を高く評価している。日本が青島に対し投資・開発を進めたことが、戦後の青島に現代化の基盤を提供したことは否定できないが、その成果はあくまでも侵略の産物であり、当時も現在も中国民衆からは評価されていないことも事実である。

2. 青島における日本人の送還

1945年9月9日、中国戦区の日本軍は南京において正式に中国に投降した。次いで蒋介石は「以德報怨」政策を打ち出し、中国在留日本人の送還を指示した。当時、中国に滞在した日本人は、旧満州を含めて約190万人、そのうち華北には約40万人がいた。9月30日、中国陸軍総司令部は「中国境内日僑集中管理弁法」（計17条、10月1日より施行）を公布し、旧満州を除く中国在留日本人を集中的に管理する方策を示した。これにより、もともと日本人が多く住んでいた各主要都市には集中管理所が設置され、内陸から引き揚げてきた一般人および軍人を含む在留日本人が収容された。各地の集中管理所は、在留日本人の集結、管理、教育、送還などを行った⁷³。国民政府は、引揚げが実施される港として、葫芦岛、天津、青島、上海、台湾など北から南までの各港を選定した。こうして、青島は日本人送還の重要な港口の1つとなった。したがって、青島在留日本人はいち早く引き揚げることができた。

12月10日、青島市日僑集中管理処が成立し、「青島市集中日僑遣送回国弁法」が公布された。青島港は青島地区の人々だけでなく、山東省、河南省、河北省の在留日本人の集中および引揚げにも対応した。青島港では、1945年11月から1946年12月までの間、引揚げ船93隻を導入し、45回の引揚げを行い、合計73,990人が引揚げた。それらの人々の大部分を占めたのは青島および山東鉄道沿線在住者であり、その他は河南省開封、新郷、焦作など地

区在住者が約 100 人、北京在住者が約 900 人であった⁷⁴。表 8 は山東省各地区からの引揚者の数を示したものである。

表 8：青島引揚者人数表

地区	引揚者数											死亡	出産	合計	
	1945.11	12	1946.1	2	3	4	5	6	7	...	11				12
青島	1041	18957	6234	1937	1138	3958	824	259	439		115	2	9	5	
坊子			438	112	147	4		23					6	3	
益都				189	19								8	2	
張店			112	358	1555	174	38	64			20		18	5	
淄川				444	26								5		
博山			1	437	35								7	2	
済南			4	616	14622	9187	1695	924			208	11	262	17	
其他			6	1489	5667	462		13			14		71	20	
合計	1041	18957	6795	5562	23209	13785	2557	1283	439		357	13	386	54	

出典：『青島市遣送日僑人数調査表』（青島警察局、1947年6月）より作成。

日本人居留民は引き揚げにあたり、厳重な検査を受けなければならなかった。とりわけ携行品の検査については、細かい品目に至るまで詳細に取り決められていた。荷物の重量は、1人当たり 30 キロまで許可され、許可された物品は、洗顔用具、じゅうたん（または綿花布団）1式、掛け布団1枚、冬服1式、夏服1式、コート1着、手提げカバン、手提げ袋が各1点ずつ、そして、(革)靴、短パン、シャツが各3点ずつとその他の身の回り品であり、ひと通りの生活必需品は持ち帰ることができた。現金も一人 1,000 円まで所持が許可された（日本人将校は 500 円、兵士は 200 円まで）。一方で、武器弾薬、光学器械、金銀、美術品、資料などの携帯は禁止・制限された。

しかし、引揚者たちは帰国後の生活を成り立たせるため、なるべく多くの財産を持ち帰らなかった。引揚げ当時中学生だった元青島居留民の松尾彰一は「帰国の際に持てる荷物は厳しい制限をされました。（中略）帰国直前まで両親の意見の対立がありました。ほとんど全財産を青島に残して日本に帰るのですから、母は家族を養うために、着物の衿などに貴金属

を縫い込んだり、下駄の鼻緒に日本紙幣を巻いたりして、何とか持って帰ろうとしたのですが、潔癖な父は、敗戦国の日本人としてそのような不正はしたくないと、断乎反対したのです。青島税関で、私たち引揚者の手荷物は厳しく調べられました」⁷⁵と当時の様子を書き残している。また、当時青島の工場経営者だった加藤重一は「船が出航する直前、武部家の末弟・昌弘君がドル紙幣と日本円をギッシリ詰めた手袋を船上にいた弟の勝に投げ渡していました。また、領事館の渡辺さんから船外で金塊十匁十一個入ったタバコ箱を『オーイ、タバコだよ』とヒョイと渡され、重みから金塊と察した私はすぐに腹巻きに入れました」⁷⁶と、回想し書き残している。

青島在留日本人に比べ、他の地域から青島まで引揚げに来た日本人は、一層の苦難を経験していた。以下、済南居留民の引揚げ体験を例に挙げて見る。

木村信子（当時 37 歳）は、1946 年 2 月から 3 月にかけて、夫民蔵（当時 45 歳、三井物産社員）、長男俊夫（当時 15 歳）、次男貞雄（当時 14 歳）、長女三枝子（当時 6 歳）、次女千枝子（当時 3 歳）と共に済南市から引揚げてきた。木村によれば、日本敗戦後、中国在留邦人は梯団を組んで引揚げようとしたが、三井物産済南支店員とその家族は 2 グループに分かれ、一部は華北交通グループと合流して梯団を組むこととなった。木村家は、華北交通の宮越を団長にする宮越梯団に参加した。

木村一家は、2 月 19 日朝、列車に乗って済南駅を出発したが、途中八路軍と遭遇してしまい、時計や万年筆などを奪われた。翌日の夕方、張店に到着し、そこで 2、3 日泊まった。日本敗戦後、中国の八路軍と国府軍が内戦状態となったため、戦後しばらくの間日本軍の一部は武装解除されず、そのまま治安維持に当たっており、張店には山田部隊が残留していた。22 日朝牛車にて張店を出発し、辛店で一夜を過ごした。翌日、辛店の城外で三井の先発隊は土民に襲撃され、荷物はほとんど奪われてしまったところを、八路軍に助けられた。この襲撃と略奪によって、三井の連中は憤慨して宮越梯団から離脱し、副団長の木村（民蔵）を中心に新たな梯団を結成し、資金を調達するため辛店まで引き返した。24 日、中国人の警備兵の護衛の下、木村梯団は再び辛店を出発した。夕方に益都に到着し、そこで三井本部の梯団と合流した。しかし、益都から潭家坊までは最大の難所で、大きな車は通ることのできない悪路であり、加えて八路軍と国府軍の交戦地区でもあった。しかし幸いにも八路軍との間に八路地区では絶対保障という交渉が成立した。28 日、木村梯団は三井本部梯団と別れ、子供を一輪車に乗せ、徒歩で 20 キロの長道を突き進んだ。潭家坊から坊子までは汽車

に乗ることができた。

3月3日、牛車にて坊子を出発し、夕方蔡家庄に着いた頃、中国人の保安隊の略奪に遭遇し、靴さえも奪われてしまい裸足で入城した。ここでも日本の兵隊が駐屯していた。蔡家庄から青島までは、鉄道が通じていたため、木村一家は3月6日に青島に到着した。「そ（青島）の美しさに呆然、夢の国にさまよえる心持ちがして賛嘆の声を放つ折りしも、ガチャと列車は止まる。ああ遂に、遂に私どもは懐れの青島に着いたのです」と木村は安心した様子を綴っている。3月13日、木村家は乗船命令を受け、米軍のLSTにて引揚げた⁷⁷。

本来、済南から青島までは汽車で1日の道であるが、戦後の混乱のなか、山東鉄道はいくつもの勢力に占拠され分断されてしまっており、半月もかかる長い道となっていたことが分かる。そして、戦闘や略奪や盗難など様々な危険が伏せていたことも読み取れる。木村家の経歴から見ると、青島までの引揚げは、旧満州での引揚げほど残酷ではなかったが、決して容易なことでもなかった。

3. 日本人の留用

日本人の送還が実施されると同時に、「中国境内日籍員工暫行徵用通則」に基づいて日本人の従軍医師や看護婦や鉄道・工場の技術者らは、国民党側と共産党側に徴用された。旧満州での中国共産党による日本人技術者の留用および山西省の閻錫山による日本軍の接収などはよく知られる事例である。青島には、「青島市留用日本技術人員暫行弁法」という日本人留用に関する規定が公布され、青島市警察局の統計によれば留用者は172名いたとされている⁷⁸。

松崎雄二郎は、国民党に経済顧問として留用された一人であった。松崎は1906年生まれ、1927年に上海東亜同文書院を卒業した後、日清紡績株式会社に入社し、青島工場勤務となった。1935年、日清紡を退職し、青島日本商工会議所の専務理事となっていた。

松崎は青島の経済界の有力者として、青島居留民によく知られており、高い名望を得ていた。前述したように松崎は戦時中翼賛壮年団長に推薦され、壮年団長を担っていた時に、ある役員会で「悪口など言い合ってる時ではない。ただこの時代だからこそ理を通して、ならぬことはならぬのだ。たとえば犬が人間の足を噛んだとて、人間が犬の足を噛めるものではない」⁷⁹という発言をした。この「軍を犬と言った」発言によって、松崎は1944年

8月に「反戦、反軍、通敵」の罪名で憲兵隊によって投獄され、後に一切の役職を辞めて「青島地区無期限退去」の命を受けていた⁸⁰。

松崎は、青島を退去した後、済南の陸軍本部衣兵団の要請で、山東経済調査会理事長を務め、さらには華北食糧平衡倉庫理事を兼任していた。敗戦直後、松崎は国民政府の山東省主席の要請で経済顧問として済南に残留した。この間、済南日本人居留民の自治や奥地から済南までに引き揚げてきた日本人の支援などのために、済南日本人会が組織され、松崎が会長に選ばれた。同時に、松崎は華北食糧平衡倉庫理事として、済南倉庫にある食糧の国民政府への引き渡し作業を担当した。その後、山東省主席は国民党軍山東方面軍総司令官の王耀武将軍に替わったが、松崎は引き続き経済顧問を引き受けた。この間、松崎は青島の山東大学で講師として経済学の講義を担当することとなり、飛行機で済南と青島を往復する日々となった。

1948年9月24日、松崎がちょうど山東大学に講義に来ていた時、済南は共産党軍に包囲され陥落した。松崎は青島日本人会々長山沢準三郎の家に泊まることとなった。山東大学は引き続き松崎を雇うつもりであったが、松崎は国民政府の崩壊を見通して帰国することを決心し、1948年12月末に最後の引揚船に乗って日本に引き揚げた⁸¹。日本に戻った後、松崎は住吉石膏社長、山梨学院大学教授、日本大学教授、北海道薬科大学教授を歴任した。

この事例から見ると、松崎のような知識人の留用は、従来の日本人留用に対する印象とは異なった点もある。松崎の場合は、強制ではなく、あくまでも自身の考えで留用し、同様に自身の考えにより帰国したことから、相当な自由があったと言えるだろう。そして、松崎は留用期間において中国における日本の戦後処理に重要な役割を果たしたと同時に、顧問や教育などの活動に通じて中国の復興にも積極的な影響を与えていた。

おわりに

戦時中、興亜院青島出張所の統制の下で都市の拡張や交通網の強化、国策会社の導入などの経済開発策が行われ、青島ないし山東省は日満支経済ブロックに取り込まれ、次第に戦争遂行のための兵站基地および資源提供地として位置付けられていった。

一方、日本の青島占領に伴い大勢の日本人および日本資本が進出し、現地の日本人社会は戦時中に最も大きな規模までに膨張していき、既存の居留民社会には様々な変化が起こっ

ていた。最も注目すべきなのは、社会構造の刷新、すなわち戦前の商工業者中心の社会から、俸給者中心の社会へと変容したことである。その他、戦時中に新たに渡来した日本人と古参の居留民との認識の格差や、居留民の間に蔓延する「享楽主義」「拝金主義」の気風などの問題は、当時の政治担当者を悩ませ、結局は現地の日本人社会を分断させてしまった。

戦争の深刻化に伴い、日本人居留民の文化・経済・生活などあらゆる方面に影響が及び、居留民社会は崩壊する一方であった。敗戦と共に、青島および周辺の居留民はすべて引揚げ、青島居留民社会の歴史に終止符が打たれた。

¹ 津下信義「脱出当時と其後の青島を語る」（『新天地』17（10）、新天地社、1937年10月）。

² 編集部「青島事件」（『新天地』17（9）、新天地社、1937年9月）。

³ 「青島在留全邦人引揚顛末」（『外交時報』788、外交時報社、1937年10月1日）。

⁴ 前掲、津下「脱出当時と其後の青島を語る」。

⁵ 前掲、「青島在留全邦人引揚顛末」。

⁶ 浅田進史「日中戦争期の青島経済：日本占領の経済的衝撃」（柳沢遊・木村健二・浅田進史編『日本帝国勢力圏の東アジア都市経済』慶應義塾大学出版会、2013年、297～326頁）303頁。

⁷ 興亜院：1938年12月16日勅令第758・759号により、日中戦争下における対中国行政機関として興亜院が設置され、東京本院の他、中国各地に華北・華中・蒙疆・厦門連絡部、および華北連絡部青島出張所が設けられた。興亜院の主要業務は、政治・経済・文化に関する対中工作と、在中国事業の監督・統制であり、各連絡部・出張所は現地における連絡事務を担った。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A02030024700、興亜院官制・興亜院連絡部官制（国立公文書館）13～41頁。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B02030704000、興亜院連絡部 附表（外務省外交史料館）4～5頁。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B02030703500、興亜院連絡部 第二 華北連絡部青島出張所（外務省外交史料館）。本庄比佐子・内山雅生・久保亨編『興亜院と戦時中国調査』（岩波書店、2002年）8～11頁。

⁸ 本庄比佐子・内山雅生・久保亨編『興亜院と戦時中国調査』（岩波書店、2002年）8～11頁。

⁹ 前田七郎編『山東案内』昭和十六年版（日華社、1941年）53頁。

¹⁰ 青島特別市公署編『一年大事記：青島特別市公署成立週年記念』（青島特別市公署、1940年）。

¹¹ 前掲、前田編『山東案内』昭和十六年版、53頁。

¹² 前掲、青島特別市公署編『一年大事記』。

¹³ 『山東文化』第三卷第二号（青島文化連盟、1942年5月）23頁。

-
- ¹⁴ 本庄比佐子・内山雅生・久保亨編『興亜院と戦時中国調査』（岩波書店、2002年）34～35頁。
- ¹⁵ 『支那事変青島在留邦人権益破壊写真帳』（青島居留民団、1938年3月）。
- ¹⁶ 『外交時報』798、外交時報社、1938年3月1日、216～217頁。『日本外交協会講演集：自昭和11年2月至昭和13年7月』（日本外交協会、1936年）。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B02030919800（第16画像目から）、本邦対内啓発関係雑件／講演関係／日本外交協会講演集 第四巻（外務省外交史料館）。
- ¹⁷ 東京朝日新聞 1938年1月11日朝刊。
- ¹⁸ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B02130139500、執務報告 昭和十三年度東亜局第二課続（外務省外交史料館）。
- ¹⁹ 前掲、浅田「日中戦争期の青島経済」304頁。
- ²⁰ 『東亜新秩序建設と山東』（興亜院華北連絡部青島連絡所、1940年7月）1頁。
- ²¹ 同上、20頁。
- ²² 松崎雄二郎『北支経済開発論：山東の再認識』（ダイヤモンド社、1940年）。
- ²³ 同上。
- ²⁴ 礪玉璽『青島の都市形成史 1897～1945：市場経済の形成と展開』（思文閣、2009年）54～56頁。『青島の現勢』昭和十五年版（青島日本商工会議所、1940年10月）。
- ²⁵ 李東泉『青島城市規劃与城市發展研究（1897～1937年）：兼論現代城市規劃在中国近代的產生与發展』（中国建築工業出版社、2012年）161～162頁。
- ²⁶ 華北電信電話株式会社は、1938年7月の閣議決定事項である「北支ニ於ケル電気通信事業ハ日滿支共存共栄ヲ基調トスル国策及国防上ノ要求ヲ充足スルト共ニ日滿支ヲ一連トスル通信政策ノ実現ヲ期スル」ことを方針にして設立された。会社は主に臨時政府および北支那開発株式会社の出資による中国国幣 3,500万円を資本金にした。会社は、本店を北京に置き、河北省、山東省、山西省およびその隣接地域における電信、電話、無線電話その他電気通信事業を独占的に経営した。『国立公文書館所蔵公文別録 84』（ゆまに書房、1997年）106～115頁。
- ²⁷ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A04018466700、公文雑纂・昭和十三年・第二ノ三巻・内閣二ノ三・第三委員会（国立公文書館）。
- ²⁸ 『青島埠頭株式会社設立関係書類一覧』（青島埠頭株式会社、1938年9月16日）（青島市档案館：B0033-001-00648-0008）。
- ²⁹ 原田ゼミ：金城勇汰・長瀬壮平・田中雄紀「ドイツ・日本占領期における青島の経済発展と問題点」（関西学院大学）。

-
- ³⁰ 「昭和十四年／青島市進出ノ諸会社商店／昭和十五年一月調」（青島日本商工会議所『青島市進出諸会社商店調』〔1940〕年）（青島市図書館地方特蔵：F279.275.2/1）。
- ³¹ 同上。
- ³² 前掲、前田編『山東案内』昭和十六年版、45～47頁。
- ³³ 『戦前期中国在留日本人統計』復刻版、第七巻（不二出版、2004年）。
- ³⁴ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C01004338500、密大日記 第6冊 昭和12年（防衛省防衛研究所）。
- ³⁵ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B02030557300、支那事変関係一件 第十九巻（外務省外交史料館）。
- ³⁶ 『戦前期中国在留日本人統計』復刻版、第八巻（不二出版、2004年）。
- ³⁷ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A06050813500、枢密院文書・宮内省往復・稟議・雑書・昭和十四年（国立公文書館）。
- ³⁸ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C01001778200、永存書類 甲輯 第6類 昭和14年（防衛省防衛研究所）。
- ³⁹ 前掲、前田編『山東案内』昭和十六年版、51頁。
- ⁴⁰ 同上。
- ⁴¹ 同上。
- ⁴² 前掲、『戦前期中国在留日本人統計』復刻版、第八巻。
- ⁴³ 『青島の現勢』昭和十四年版（青島日本商工会議所、1939年2月）。
- ⁴⁴ 前掲、『戦前期中国在留日本人統計』復刻版、第八巻。
- ⁴⁵ 若槻泰雄『「在中二世」が見た日中戦争』（芙蓉書房、2002年）119頁。
- ⁴⁶ 前掲、『山東文化』第三巻第二号、4～29頁。
- ⁴⁷ 菊池俊介「日本占領下華北における在留邦人の対中国認識」（『OUFCブックレット』(3)、2014年3月10日、271～293頁）。
- ⁴⁸ 石萬里「青島興水」（『新天地』19(7)、新天地社、1939年7月）。
- ⁴⁹ 野村康雄「青島の新宅より」（『海外之日本』14(3)、海外之日本社、1940年3月）。
- ⁵⁰ 前掲、菊池「日本占領下華北における在留邦人の対中国認識」。
- ⁵¹ 松崎雄二郎『僕のぶらぶら人生』（中央公論事業出版、1983年）84頁。
- ⁵² 同上、86頁。
- ⁵³ 前掲、『山東文化』第三巻第二号、23頁。

-
- ⁵⁴ 林文益「抗日戦争時期淪陷区的配給制度」(『雲南財貿学院学報』1987年04期、51～58頁)。
- ⁵⁵ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B02033029700、大東亜戦争関係一件／館長符号扱来电綴 第六卷 (外務省外交史料館)。
- ⁵⁶ 同上。
- ⁵⁷ 同上。
- ⁵⁸ 『青島の現勢』昭和十八年版 (青島日本商工会議所、1943年) 275頁。
- ⁵⁹ 前掲、若槻『「在中二世」が見た日中戦争』130～131頁。
- ⁶⁰ 『青島特別市車捐規則』青島特別市政府、1944年 (青島市档案館：B0023-001-01259-0120)。
- ⁶¹ 前掲、前田編『山東案内』昭和十六年版、47頁。
- ⁶² 『日領事館報送居留民団代徴各種車両捐款的函』(日本領事館、1939年12月17日) (青島市档案館：B0023-001-02001-0029)。
- ⁶³ 『關於青島居留民団經收日人車捐的訳函』(青島大日本総領事館、1940年7月25日) (青島市档案館：B0023-001-02091-0205)。『駐青大日本領事館送居留民団代徴下半年車捐的訳函』(駐青大日本領事館、1941年1月6日) (青島市档案館：B0023-001-02091-0244)。
- ⁶⁴ 『關於義務献金的函』(青島居留民団、1943年6月) (青島市档案館：B0023-001-02684-0182)。
- ⁶⁵ 『關於為海軍機献詞命名祝賀会的通知』(青島居留民団、1944年10月8日) (青島市档案館：B0038-001-01171-0101)。『獻給青島市政府膠皮運動靴六千双的献納書』(青島日本居留民団等、1945年11月14日) (青島市档案館：B0024-001-00615-0041)。
- ⁶⁶ 前掲、前田編『山東案内』昭和十六年版、37～39頁。
- ⁶⁷ 『青島居留民団軍事援護要項』(青島特別市公署、1941年) (青島市档案館：B0023-002-00613-0082)。
- ⁶⁸ 前掲、『青島の現勢』昭和十八年版、12～13頁。
- ⁶⁹ 吳鐸「抗戰勝利後青島敵偽産業处理經過」(『春秋』2015年06期、13～15頁)。
- ⁷⁰ 宋連威『青島城市的形成』(青島出版社、1998年) 310頁。
- ⁷¹ 同上、311頁。
- ⁷² 前掲、欒『青島の都市形成史1897～1945』56頁。
- ⁷³ 米衛娜『近代華北日僑問題研究』(人民出版社、2012年) 223～226頁。
- ⁷⁴ 張擘、孫暖「青島地区日僑遣返記」(『中国档案報』第3版、2016年1月)。
- ⁷⁵ 松尾章一「八五年の自分史抄録：『植民地二世』としての朝鮮・韓国・中国民衆への加害責任を背負つて」(『歴史評論』2017年5月号、71頁)。

⁷⁶ 加藤重一『みつ蜂と共に波乱万丈』（株式会社サクラ印はちみつ、2004年）。

⁷⁷ 木村信子『済南引揚記』（貞雄近詠、1992年）。

⁷⁸ 『青島市遣送日僑人数調査表』（青島警察局、1947年6月）（青島市档案馆：B0024-001-00825-0129）。

⁷⁹ 前掲、松崎『僕のぶらぶら人生』85頁。

⁸⁰ 同上、91頁。

⁸¹ 同上。

終章

以上、全六章にわたって、第一次日本占領、中国統治期、第二次日本占領期の3つの時期に関する青島日本人居留民社会の基本性格と社会構成、および山東問題、山東出兵、満州事変の3つの局面における青島日本人居留民の帝国意識と権益擁護のための言動を明らかにした。従来の青島や山東省における日本人の進出に関するごく少数の研究や分析では、言及されてこなかった、青島日本人居留民社会の全貌とその役割について一定の見通しを提示できたと言えよう。

終章では、帝国主義と社会変容の両論点に分けて、各章の結論に加えて青島日本人留民社会の全期間を通して検討することにより初めて得られる結論をまとめる。さらに、これらの結論を踏まえて、両論点の結合によって見えてくる日本人居留民社会の社会構造と対外関係の関連性を明らかにする。

一．帝国主義下の青島日本人居留民

1. 青島日本人居留民による権益擁護運動

日本権益が日本人居留民社会の基礎を構成している一大要素であることは、ここまで見てきたように明白である。そして、日本人居留民社会の日本権益への依存性は従来多くの居留民研究でも指摘されてきた。これらのことに鑑みれば、日本人居留民社会が日本権益の擁護のために積極的な姿勢を示すということは、生来的な性格でもあると言えるだろう。青島日本人居留民社会もその典型例の1つであった。

青島居留民の権益擁護運動のまとめに入る前に、全六章にわたってきた分析を踏まえると、青島居留民が擁護に働いた山東権益は、狭義と広義の2つの概念の権益に整理できる。狭義の権益とは、山東還付後に残存していた在華紡を代表とする日本資本の工場や日本人居留民の商工業、不動産、居留民団の利益などを含めた経済利権であった。この権益は現地の日本人居留民社会と最も緊密な関係にあったため、これを擁護することは居留民自身の生活・生計の基盤を守ることと同じ意味を持っていた。広義の権益とは、中国全土における日本の特殊権益、例えば治外法権、協定関税制など、山東・青島にも関わる日本権益であつ

た。したがって青島日本人居留民には、山東・青島も大日本帝国の勢力範囲とみなし帝国臣民としての愛国心によってこれを擁護した一面もあり、自分自身の利益とも関連していたために擁護しなければならなかったという一面もあった。

しかしながら青島日本人居留民による権益擁護運動の性格は、他の地域の事例に比べより一層明白な形を取っていたと言える。山東還付により日本政府は山東鉄道利権という中核的な権益を中国に返還せざるを得なかったが、現地に残存した日本権益を維持するために、官有地の払下げ・貸下げおよび低利資金の交付などの手段を通じて、現地の日本人勢力を保持しようとした。このような経緯を経て、山東における日本権益に対する青島日本人居留民社会の意識は強まっていき、青島日本人居留民は「山東権益を擁護することは居留民自身の責任の元にある」ということを一層明確に認識するようになった。

加えて、青島日本人居留民による権益擁護の運動の背景には、現実的な切迫感が伴っていた。山東出兵以降、中国国民党によって中国統一が達成されたことをきっかけに、日本政府は「生命線」である満蒙特殊権益の擁護を最優先したため、次第に日本の朝野における山東権益への関心が著しく低下し、それに伴って青島日本人居留民社会に関する政策的支援も同様に減少してしまうかもしれないという危機感があった。

山東権益がこのような状況に陥ったのは、その特殊な存在形態と関連している。同じ中国本土に位置する上海・天津・青島の日本権益を比較してみると、上海・天津における日本権益は租界という目に見える形で存在しており、日本国内でもはっきり捉えられていたため、青島の日本権益よりも上海・天津側へ向けられる関心のほうが高い傾向にあった。これに対し、青島には租界が設置されなかった上、中核的な日本権益であった鉄道を山東還付で返還せざるを得なかったため、残された日本権益は一大工業地帯を形成した在華紡を除いて、現地の日本人や日本企業に分散する形で日本人居留民社会に内包されていた。そのため、青島における日本権益は目に見えない形となっており、日本国内の関心を大きく惹くことはなかったのである。つまり、山東還付後の青島における租借地の撤廃および租界の未設置という居留民社会の存在の仕方は、日本人居留民の権益擁護に大きな不利益をもたらし、山東鉄道なき山東省の帝国主義的権益としての劣位を認識させていた。ここに、青島在留日本人と日本本土で生活していた日本人との認識上の落差があった。そのため、中国統治期における、中国側に対する日本権益の主張、日本国内に対する山東権益への関心の喚起は、青島日本人居留民社会にとって緊要な課題となっていたと言える。

したがって、青島日本人居留民による権益擁護のための運動は、彼らの社会の存続・発展のためでもあり、日本政府から植え付けられた責任を果たすためでもあった。さらには、現実的な問題として日本国内からの無関心という切迫感も伴っていたため、その運動はより切実に、積極的に行われるようになっていった。

2. 青島日本人居留民の要求とその昂進

上述した権益擁護の責任感・切迫感の下に、青島日本人居留民社会は、山東における日本権益を経営・擁護する役割を果たした。

青島日本人居留民による最初の権益擁護運動は、1920年頃の山東問題をめぐる専管居留地設置に関する請願運動であった。この請願運動は青島居留民の自発的な行動というよりも、青島守備軍の意向に合わせた行動というべきである。その次に青島日本人居留民による権益擁護運動が見られたのは、1927年の山東出兵の時であった。出兵が要請された段階では、青島居留民は主に在中国日本人社会全体の意向に同調して行動していたが、実際に出兵が実行された後では、派遣軍による煽動が青島居留民の行動を大きく左右するようになっていたと言える。つまり、山東出兵における青島居留民の行動は、自らの意志によるところもあっただろうが、それよりも外部からの要請が大きく影響していたと言える。

このような1930年代までの運動は、中国側に向けて行われたというよりは、主に日本国内に向けられたものであり、政府や民間の関心を集め、資金的な支援を求めることにその目的があった。なぜなら、前述したように、日本国内において満州の帝国権益擁護の価値は認められていたが、山東の権益は1923年時点ですでに中国に返還されたものというように認識されていたからである。以上の理由から、青島居留民による権益擁護運動は活発に展開された。それは本来日本国内の関心を集めようとしての行為であったが、結果的には現地の中国国民衆からの反感を招き、日中関係を悪化させることにつながってしまった。

しかし、1931年の満州事変前後に至ると、青島居留民の権益擁護運動は独走する傾向を見せた。満州事変前夜には、暴力手段を以て中国側の排日運動と対抗する青島国粹会事件が勃発した。続いて、1932年の『民国日報』不敬記事事件がきっかけとなって各地で在中国日本人居留民が抗議運動を展開したが、青島での抗議活動だけは暴徒化の傾向を見せた。青島居留民は自ら事件を重大化させることによって、日本軍の招来および青島の再占領を計

画し実行に移したのだった。この計画は失敗したが、結局同じ構想は第一次上海事変の形で実現した。

このような青島日本人居留民による権益擁護運動を辿ってみると、その運動内容にはいくつかの性質の変化が見えてきた。また、この性質変化の分水嶺となったのは、満州事変であったことも分かった。満州事変以前の運動は、外部の要請に触発されたものであったが、それ以後の運動は居留民自身の判断によって発動していった。他にも、権益擁護の手段と対象にも顕著な変化が見られた。満州事変以前の運動は、主に日本政府を対象とした請願運動や宣伝物発行などの手段を取り、日本政府を仲介として間接的に中国側と交渉していたが、満州事変以後の運動は実力を行使して直接的に中国側と対抗するようになっていった。つまり、満州事変を境界線にして、青島日本人居留民による権益擁護運動はエスカレートしていき、日本帝国主義の中国侵略に積極的に加担していったことが明らかとなった。

3. 青島日本人居留民の「帝国意識」とその特徴

青島における日本権益をめぐって、日本人居留民は強烈な執着心を持ち、その擁護のため熱心に働き、日本権益を回収しようとする中国側に対して強硬な態度で臨んでいた。以上のような青島日本人居留民の言動は、「帝国意識」の現れと見ることができる。

青島日本人居留民が帝国意識を強く持っていた背景には、日本帝国本国の人々が見捨てたといえ、2万人近くの日本人が青島・山東鉄道沿線に残り活動を継続してきたという歴史的経験があり、日本軍の存在・経済的な優位の保持・山東出兵の経験の3つの要因が存在していたと考えられる。

まず、青島日本人居留民社会は草創期から終焉期まで始終日本軍と有形無形の関係を持っていたことが挙げられる。言い換えれば、青島日本人居留民社会は、最初から青島守備軍の保護・扶植・管理下に形成された社会であった。山東還付後、陸軍はすべて撤退したが、新たに海軍第二遣外艦隊が編成され、青島周辺の警備を担当し、何事かがあれば陸戦隊を派遣して青島日本人居留民を保護する仕組みが保持されていた。そして、日本側の華北分離工作の時期には、済南の陸軍特務機関や支那駐屯軍、海軍など様々な日本軍勢力が青島日本人居留民社会に浸透し、一部の日本人居留民と緊密な関係を保ちつつ水面下で動いていた。さらに日中戦争期には、青島は兵站基地となったため、陸海軍部隊の往来が頻繁となり、青島

日本人居留民社会にとって日本軍の存在はより日常的なものとなっていった。このように、青島から消え去ることのなかった日本軍の存在、換言すれば日本の軍事的影響力の保持は、日本人居留民に安全保障上の安心感を与えた一方、日本軍の保護を後ろ盾に恣意的に中国側と対抗できるという誤解をも与えてしまった。もちろん、日本軍自身も日本人居留民の帝国意識を唆した張本人でもあった。

次いで、青島における日本人経済の絶対的優位が日本人居留民の帝国意識の一翼を担っていたことが挙げられる。青島占領後に実施された日本の軍政・民政統治を経て、在華紡をはじめとする日本企業は青島に根強く定着していった。山東還付後、一部の日本資本が撤退することとなったが、多くの日本企業はその政策に影響されず、例えば日中合弁の形に変わるなどして事業を継続させ、引き続きいくつもの産業にわたって青島ないし山東省の市場を独占し続けた。加えて山東還付直前に青島守備軍によって多くの土地や不動産が日本人居留民に払下げ・貸下げられたため、青島日本人居留民社会の経済的基盤は山東還付後もほぼ動揺することはなかった。こうした在華紡などの日本企業の存続と日本人居留民の生存継続が、固有の帝国意識を形成したのである。

最後に、青島日本人居留民の潜在的帝国意識に火を付け一気に高揚させた決定的なきっかけは山東出兵であったと言える。青島日本人居留民の帝国意識は最初から備わっていたものではなく、形成過程において経済・軍事などの要因が積み重なり、段々と蓄積されたものであると言える。日本人居留民の帝国意識は、日本占領下において潜在的だったが、山東問題の勃発によってはじめて目覚めた。日本人居留民による専管居留地請願運動はその兆候であった。その後、「居留民保護」を名目とした山東出兵の実施によって、青島日本人居留民に対し「自分には日本政府を動かす力がある」というような錯覚的認識を与えた。また、山東出兵中の派遣軍の煽動によって、日本人居留民の帝国意識は一層高まり、中国側に対しては対抗的な姿勢を、日本国内に対しては過剰な自己アピールおよび被害意識を示すようになっていった。山東出兵以降、このような態勢は満州事変、華北分離工作、日中戦争のたびに現れ、日本人居留民の帝国意識はエスカレートしていった。このように、自分たちの身に何かあったら日本政府は必ず助けてくれるという山東出兵での経験は、青島日本人居留民社会の共通認識として定着し、青島日本人居留民は自分たちを過大評価して帝国意識を膨張させていった。

二. 青島日本人居留民社会の変容

1. 各時期における社会の基本性格

青島における日本人の進出はドイツ統治時代に始まり、その人数は 1901 年では 50 人前後であったが 1913 年には 316 人までに増加した。しかし、その社会は娼婦や中小商人を中心としたものであり、大きな経済的発展は見られなかった。この時期には、膠州日本人協会が日本人居留民社会のまとめ役を果たした。

青島における本格的な日本人居留民社会の形成は、日本の青島占領以降から山東還付までの期間、いわゆる第一次日本占領期に進んだ。この時期には、青島守備軍による軍政・民政統治を基盤に日本人・日本資本の進出が多く見られた。占領初期では、零落商人や軍隊経験者・関連業者を中心とした人々が進出し、その人数は早くも 10,000 人を突破した。そして、青島情勢が安定した 1916 年以降は、日本企業の進出が活発化すると共に、公務員や会社員といった人々が進出の主流となっていった。

さらに日本人の進出は青島だけにとどまらず、山東鉄道に沿って済南まで勢力を伸張させていった。第一次日本占領期の間に青島—山東鉄道—済南という日本人ネットワークが構成されていき、その周辺は実質的に日本の勢力範囲となっていった。1920 年末には、鉄道沿線の日本人を含め青島における日本人人口は 30,000 人近くに達した。この時期には、市民会および青島日本人会が相次いで設置され、風紀取締や日本人関連施設の管理などの社会機能を果たした。

しかし、山東還付という国策変更が青島日本人居留民社会の発展の転換点となった。山東還付後、日本人の居留権は保証されたが、専管居留地（租界）の設置は許されず、日本軍の撤退および権益の返還はやむを得なかった。このような事態によって、約半数以上の日本人が引揚げることとなった。

山東還付後の青島日本人居留民社会は 10,000 人の規模に縮小した。人数の急減は青島日本人居留民社会にとって挫折であったが、結果から言えば、より強固な社会へと転換するためのチャンスでもあった。還付措置を受け、公務員や会社員、そして基盤の弱かった中小事業者や無産者などが引き揚げたが、比較的強固な基盤を持っていた大手企業の従業者および中小事業者の多くは残留した。その後、1923 年の青島居留民団の設立によって、青島日

本人居留民社会は日本政府の直接的管轄から自立して歩みはじめることとなった。一方、この間に起こった青島居留民団における低利資金をめぐる内紛問題は、青島本人居留民社会全体を巻き込み社会的軋轢を生じさせる結果となった。

1922年の山東還付から1937年の日中戦争勃発までの中国統治期において、山東出兵や満州事変などの大きな変動があったものの、青島本人居留民社会の人口的・経済的基盤は動揺せず根強く発展した。青島における日本人人口は、還付当初の約10,000人から1937年には約16,000人へと徐々に増加していた。このような人口増加により、同時期の上海（18,000人から23,000人に）の日本人人口増加と同等な水準を保つほどになっていたため、青島は中国本土において上海に次ぐ日本人集中地の位置を維持し続けた。また、経済面では、山東省における紡績業を日本人経済が牽引していったことで、省内において長期にわたり優位を保っていくこととなった。1930年代初期には中国の国権回復運動の影響を受けたが、その基盤が動揺することはなかった。そして、1930年代前半、青島市長沈鴻烈の方針転換によって日中経済提携がある程度達成されたため、青島における日本人経済の優位は継続していくこととなった。また、他にも支那駐屯軍や満鉄など勢力の進出によって、現地日本人勢力は一層増強されていった。

1938年、青島の再占領に伴い第二次日本占領期が始まり、青島本人居留民社会は再び急成長を成し遂げた。1943年には、青島における日本人人口は最大の44,000人に達した。この時期に新規に来青した人々の中には、戦争に乗じて儲けようとする「一旗組」が多数存在していたが、青島における占領体制の整備や日本企業の進出に伴う公務員および会社員の移入が最も著しかった。また、日本人人口の急増により、新参居留民と古参居留民の間の軋轢や、「拝金主義」「享楽主義」などの蔓延といった社会問題が多発していった。

1945年、日本の敗戦に伴い、中国残留日本人の引揚げが始まった。青島は日本人引揚げの港口と指定され、1946年末までに約74,000人が引揚げた。その間、青島居留民団および一部の本人居留民は、日本人の引揚げおよび日本資産の中国側への引き渡しのために働いた。青島在留日本人の引揚げが完了したのに伴い、青島本人居留民社会はその幕を閉じた。

2. 社会構造の変化

本論文では青島日本人居留民社会の社会構造を、第一次日本占領期、中国統治期、第二次日本占領期の3つの時期に応じて、それぞれ異なる史料を用いて論証した。3つの時期にわたる長期間の考察のため、同一性格の史料を利用して論証することが出来なかったが、以下のように異なる史料を使うことで違った側面からも青島日本人居留民社会の社会構造を明らかにすることが出来た。

第一章第三節では、青島守備軍による人口・職業に関する統計などの史料を利用して、青島における職業構成・経済構造を確認し、それに柳沢の日本人貿易商人の進出要因についての研究成果を加えて、第一次日本占領期における社会構造を明らかにした。第三章第三節では、青島居留民団の内紛問題に関する分析を踏まえて、外務省外交史料館に所蔵されている青島居留民団の選挙に関する記録や青島総領事の報告書などの史料を用いて、居留民社会における対立構造を考察し、中国統治期における社会構造を明らかにした。第六章第二節では、青島経済構造の転換を論証した上で、人名録や青島居留民団による調査などの史料から戦時期に青島に移入した日本人の身分・職業・社会地位などの分析を通じて、第二次日本占領期における社会構造を明らかにした。

こうした論証の結果、以下のような社会構造の変化を見て取ることが出来た。

まず、第一次日本占領期には、中小資本の自営業者や無産者が先に進出し、社会基盤を構成していき、その後、一部の進出者による事業が大きく成長してその経営者が社会の上層に上りつめていった。また、行政基盤の拡大および大手日本企業の進出と共に派遣されてきた公務員や会社員も、社会の上・中層を充実させていった。この時期、各階層は青島守備軍によって一括管理されており、加えて日本人経済が好景気であったため、階層間の顕著な対立は見られなかった。青島日本人居留民社会では、このようなピラミッド式の社会構造が形成されており、バランスよく保たれていた。ただし、同じ居留民といても、山東鉄道運営に関わる日本人と在華紡に關与する日本人社員は、一般居留民とは地理的にも階層的にも隔絶した位置にいたことに留意しておかなければならない。

次いで中国統治期に入ると、青島日本人居留民社会の構造は、やや複雑な形を取るようになった。山東還付後、青島守備軍のような日本人居留民社会を強力に統制する日本機関の不在によって、安定していた社会構造が崩壊し、両極化する構造へと転換していった。もちろん

ん、青島総領事館は以前から青島日本人居留民社会を統合する役割も果たしていたが、青島守備軍ほど強力ではなかった。

この時期の社会構造は、上海居留民研究で使われている「土着派」「会社派」の概念で解釈することも可能であるが、青島日本人居留民社会で使用されていた言葉で言い換えると「東部派」「西部派」という表現になる。この表現は、当時の青島総領事が外務省への報告書の中で使っていた言葉であるが、その内実に対して本論文では、青島総領事の認識をそのまま受け入れて使用したのではなく、第三章第三節で検証を行った上で批判的にこの言葉の概念を部分的に受け継いで発展させた。また、本論文でいう「東部派」「西部派」の概念は、「土着派」「会社派」と完全に重なるものではなく、一部違った概念を含んでいることにも注意しなければならない。

「東部派」「西部派」という言い方は、表面上では日本政府が青島居留民団に貸し付けた低利資金 300 万円の運用に対する態度を基準とする分け方であったが、一方ではその背後にあった経済的地位をも基準としていた。「東部派」は中小規模事業者を中心とする中・下層の集団を指し、その中には山東還付前後に起業した新規事業者や、事業に失敗した没落実業家や、無産者など様々な人々が含まれていた。一方「西部派」は、青島占領以来の有力な実業家に代表される上層を指していた。両派の闘争が激しくなっていくうちに、会社員や公務員などの俸給者を中心とする「中立派」も登場したが、その勢力は「東部派」「西部派」には及ばなかった。後に各派閥の細分化に伴い、「中立東部系」「中立厳正派」「紡績工場系」などの小規模な派閥も登場したが、「東部派 VS 西部派」という両極化の構造は基本的に変わらなかった。

第二次日本占領期に入ると、民団長の設置および日本統治機関の再来によって、低利資金をめぐる内紛問題も解決したため、「東部派」「西部派」も潜在的な存在となり、その対立構造は見えなくなった。一方、日中戦争勃発に伴って新規に進出してきた日本人が既存の青島日本人居留民社会に参入し、その社会構造を大きく変えていった。日本占領体制の成立に伴う官公吏の増員および国策会社・国内大資本の参入による会社員の移入は、中間層の比率を大幅に上昇させた。それに対し、過去に勢力を持っていた上・下層の日本人居留民は、新たな商機をつかむために、続々と青島から他の占領地に移出しつつあった一方、上・下層にあたる新規移入者は相対的に少なかったため、上・下層の影響力は次第に低下した。このように、第二次日本占領期には、中間層が膨らんだ菱形のような社会構造が出来上がっていた。

このように、青島居留民社会の社会構造は次第に変化していったのである。第一次日本占領期には、社会下層に位置する中小商工業者を中心とするピラミッド式の社会構造があった。その後の中国統治期には、「東部派」と呼ばれる下層の中小商工業者・新規事業者らと「西部派」と呼ばれる上層の大手企業の経営者・大資本家らの二大勢力が対立する両極化した社会構造が見られるようになった。そして、第二次日本占領期には、会社員や公務員など中間層が膨らんだ菱型の社会構造へと移り変わっていった。

三. 社会構造と対外関係

以上、帝国主義の論点では、エスカレートしていった居留民による権益擁護運動の実態および居留民社会に根付いた帝国意識の形成要因を、社会変容の論点では、青島日本人居留民社会の展開および社会構造の変化を、それぞれ明らかにした。

この2つの論点から得られた結論を関連させて見てみると、社会構造のあり方と青島日本人居留民社会の対外関係の間には強い結びつきがあったと考えられる。各章の論述を踏まえると、以下のような趨勢が見えてくる。

第一次世界大戦終結後、戦後の長期不況に加えて山東還付による日本人経済の不振が重なり、経済変動に敏感な社会的上・下層が居留民社会の主要勢力となっていった。彼らは各自の経済権益を維持するために、次第に対立し、居留民社会の上・下層の両極化という状態を作り出した。このように両極化した居留民社会は、非常に不安定な形を取っており、内部では内紛問題が繰り返されていた一方、全体では日本権益への依存度が次第に増大していった。このような状況の中、青島居留民社会にとっては、現地の日本権益擁護が最も優先すべき課題となっており、次第に強硬的な対外的姿勢を持ち始めた。

さらに以下では、第一次日本占領期、中国統治期、第二次日本占領期の、それぞれの時期における社会構造と対外関係の関連性を検討した上で、3つの時期を横断的に比較することを試みる。

まず、第一次日本占領期においては、居留民社会は青島守備軍の統轄下にあったため、中国側とのやりとりの大部分は青島守備軍が代行した。この時期の居留民社会の対外関係で重視されていたのは、主に民間での経済関係のことであった。この時期は青島居留民社会形成の初期段階であったため、進出者の大多数は「一旗組」を代表とする中小商工業者であり、

彼らは居留民社会で最も影響力を持っていた。彼らは自身の事業の発展のため、中国側と商業上協力的・競争的な関係を維持していたので、彼ら中小商工業者を中心とした居留民社会は温和な対外関係を保っていた。しかしながら、この時期の末期には専管居留地設置請願運動が起こった。これは、青島守備軍の要請に合わせて展開された日本政府向けの権益擁護運動であったが、その動向は同時期に中国側で展開されていた五・四運動が訴えていた中国人民の権益回収という願望に反していたため、実際には中国側と衝突するような動きもあった。それでも、この請願運動は、青島居留民社会の対外関係にそれほど大きな影響を与えることはなく、対外関係のあり方に顕著な変化は見られなかった。

その後の中国統治期では、青島居留民社会の社会構造と対外関係の関連性が最もはっきり示された。この時期には、第一次世界大戦後の長期不況、および青島居留民団内部における低利資金をめぐる内紛問題の展開・激化、という二重の背景があった。つまり、この時期の居留民社会は、現地の日本人経済の不振に強い危機感を持っていたと言える。この時期の青島居留民社会では、公務員や会社員などの安定さを求める中間層が少なく、その一方で、日本人経済の景気に影響を受けやすい中小商工業者・新規事業者などの社会的下層に位置する人々と、中国の政策に敏感な大手企業の経営者などの社会的上層に位置する勢力が、最も大きい割合を占めていた。この2つの社会勢力は、それぞれ「東部派」と「西部派」を構成し対抗しながら、この時期の青島日本人居留民社会の指導的な社会的地位を二分して占拠した。

以上のように、中国の政策の左右されやすい上層と経済変動の影響を受けやすい下層を中心とした居留民社会は、日本権益に対して一層依存するようになった。このような状況の中、この時期に展開されていた中国の外国特殊権益に対する回収運動が導火線となり、居留民社会の経済・生計基盤を動揺させるような中国の脅威を前にして、上・下層を中心とした日本人居留民社会は対外的に強固に団結し、強硬な態度を示しながら権益擁護のために必死に働く姿が目立った。

最後に、第二次日本占領期における居留民社会の社会構造と対外関係について言及しておきたい。この時期にも、日本人居留民社会の構造変化があったが、山東・青島の占領に伴い、青島居留民社会は再び日本統治機関の統轄下に置かれ、加えて占領者として日本人居留民は最初から中国側と非対称的な支配的な地位に立っていたため、居留民社会の対外関係を考察すべき具体的な局面はほぼ存在しない。したがって、第二次日本占領期は考察対象か

ら外した。

このように、社会構造のあり方と青島日本人居留民社会の対外関係の関連を考察してみると、青島日本人居留民社会の形成初期から日中戦争前夜にわたって、青島居留民社会の対外関係は次第に強硬化していったこと、そしてその背景には社会構造の変化があったことが浮き彫りになった。以上のプロセスをまとめると、「日本人経済の不振→社会構造の両極化→社会的不穏・権益への依存の増大→権益擁護の緊迫化→対外的に強硬化」という負の連鎖が見えてくる。

四. 今後の課題と展望

戦前の国際都市青島においては、原住民の中国人が最も大きな人数を保っており、続いて日本人が二番目の人口を保ちつつ最大の外国人勢力となっていた。さらにはドイツ人、イギリス人、アメリカ人などの外国人も一定の人数を保っており、彼らも無視できない勢力として存在してきた。この三者は青島という都市空間で雑居しており、商業上での協力・競争の関係を持っていた。

本論文では、主に日本人居留民と中国人住民の対抗関係を軸にして描いてきたが、両者の関係は単なる対抗的な関係ではなく、商業・生活などの他の方面においては協力・共存の関係も持っていた。本論文の社会構造の分析結果を受けて、今後日本人居留民と中国人の関係を検討する際に、階層を分けて考察する、という具体的な方向性が見えてくる。すなわち、日本人居留民の上層は中国資本と絡んでおり、協調・協力の関係が強かった見通しであるが、中国資本が日本資本を排斥しようとした動きもあったため、競争関係も否定できない。このような複雑な関係は、従来の経済史の視点で考察することが可能である。一方、日本人居留民の下層は主に日本人を相手にして商売をやっていたため、中国人との商業上の競争が少なく、主に生活上・文化上に摩擦があった、と推測できる。そのため、社会変容の視点を拡張し、生活上・文化上の関係も視野に入れることで検討が可能になると思われる。つまり、今後日本人居留民と中国人の関係を検討することにあたって、本論文の成果を踏まえて、経済関係だけでなく、生活・文化関係も含めて検討すべきだと考える。

また、日本人と中国人の関係だけでなく、日本人と他の外国人の協力・競争関係を明らかにすることも、青島日本人居留民社会を理解するためには不可欠な課題と言える。特に、久

保亨論文（2006）が提示した、ドイツ統治期・日本第一次占領期・中国統治期の時期区分を生かしつつ、諸帝国主義の支配下における青島社会という視点は、本論文では十分に果たせていない。そのため、日本人居留民を国際都市青島の一構成員として見直し、より国際的な視点から、日本人居留民と中国人の関係、日本人居留民と他国居留民の関係を明らかにすることは、今後の重要な課題であると言える。

したがって、国際都市青島における多国籍・多民族的の居留民社会をより国際的な視点で検討することは、今後の青島居留民研究にとって最も重要な研究方針となってくるだろう。これらの課題を明らかにするためには、各テーマに関する実証研究の積み重ねおよびドイツ側や中国側などのさらなる史料の発掘が必要である。そのため、青島研究者たちのより緊密な連携・協力が必要だと考える。

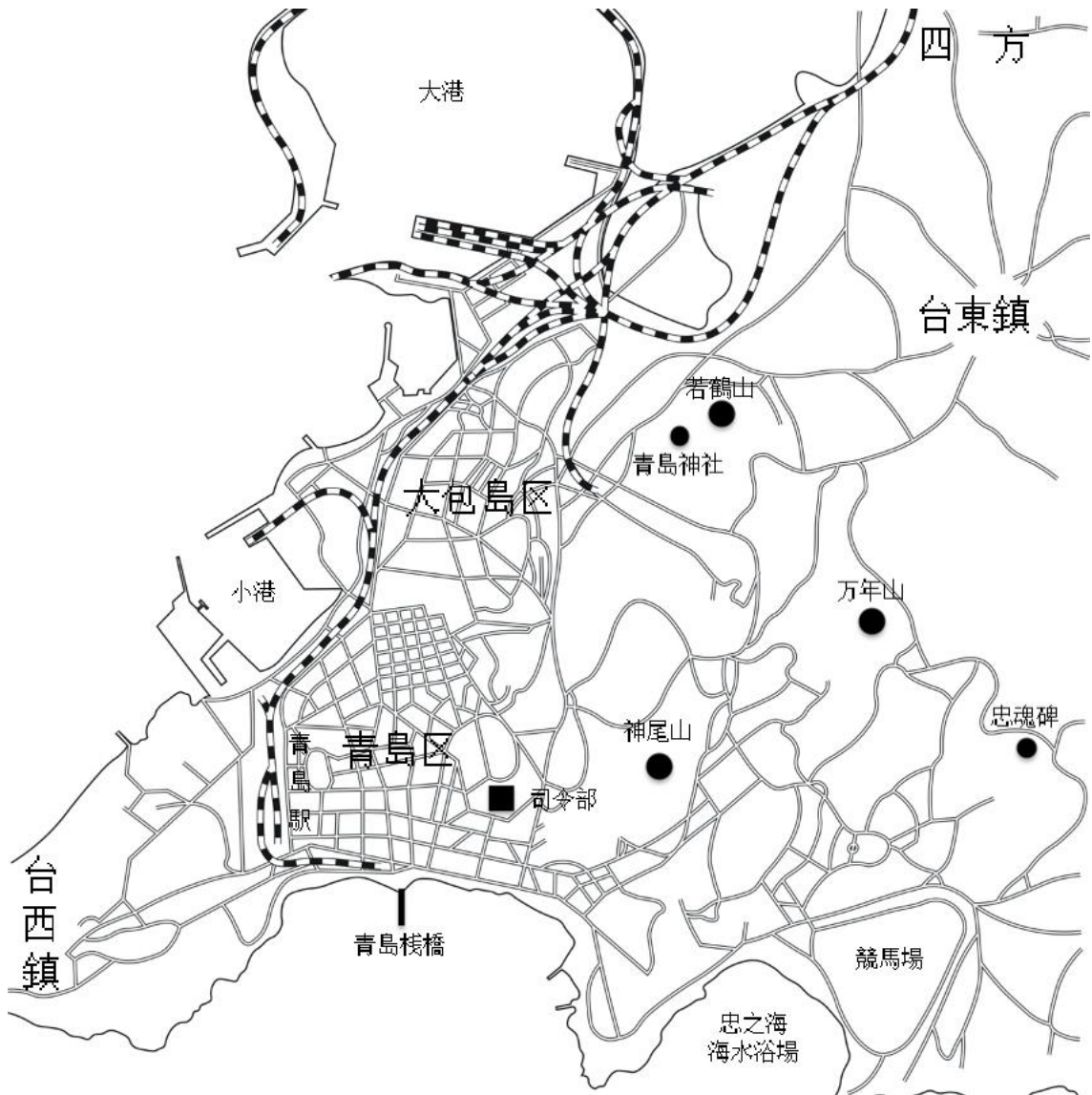
最後に、青島居留民研究に限らず、日本人居留民研究の将来を展望していきたい。

序章で述べたように、近年の日本人居留民研究は縦軸で地域別に展開されており、加えて各地域に関する研究の進展状況が異なるため、横軸で地域間を比較する研究は難しかった。今後、青島居留民研究は一定の成果を積み重ねた上で、上海居留民研究および天津居留民研究との横断的な比較を行うべきだと考えられる。青島、上海、天津とその他の日本人居留地に関する実証研究を基礎として、地域間の横断研究を通じ、中国本土における日本人居留民社会の全体像を明らかにすることは、居留民研究の次のステージになると考える。

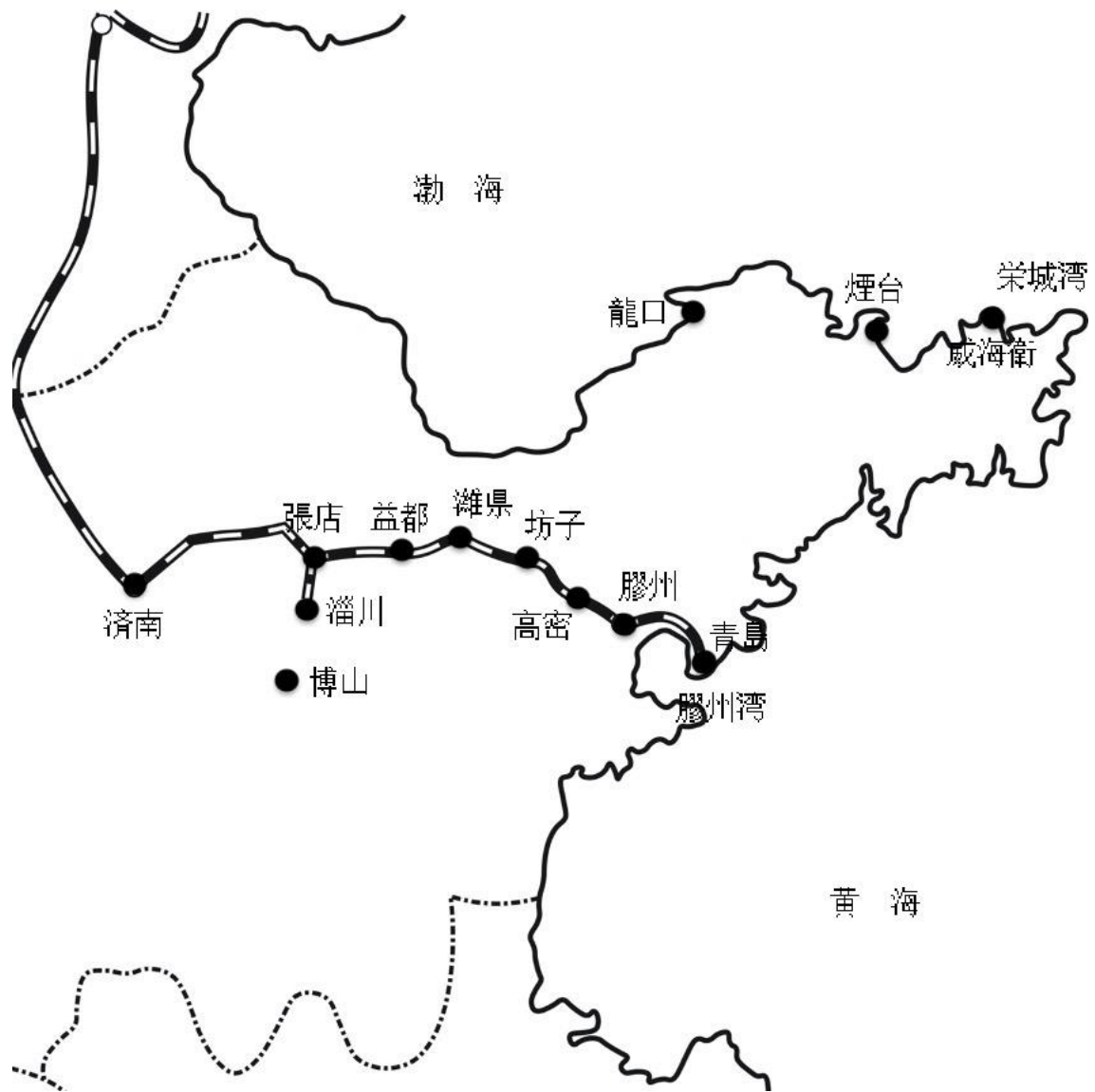
このような大きな課題に挑戦するためには、かつて日本人居留地が設置された地域、特に日中戦争期に設置された居留地に関する新たな地域研究を積極的に展開しなければならない。また、より多くの元居留民の記録を発掘する必要がある。さらには、満州や朝鮮の居留民社会との比較も避けられない課題であろう。

付 録

第一次日本占領期の青島市街地略図



山東鐵道沿線略図



青島日本人居留民社会関連年表

1894年8月1日	日清戦争勃発
1897年11月1日	山東省巨野県内でドイツ人宣教師殺害事件突発（巨野教案）
11月14日	ドイツ軍、膠州湾占領
1898年3月6日	清・ドイツ間に膠州湾租借条約調印
4月	青島ドイツ総督府設立
9月2日	青島港を自由通商港として世界に開放
10月12日	ドイツが膠州湾租借地を「青島」と命名
1904年2月10日	日露戦争勃発
6月1日	膠濟鉄道（膠州湾-済南、445キロ）全線開通
1905年4月	青島を自由通商港から自由貿易地域へと変更
1911年10月10日	辛亥革命勃発
10月	日本綿花株式会社青島出張所および天津出張所開設
1912年1月1日	南京臨時政府成立、孫文が臨時大總統に就任
1913年3月	日本大連民政署長吉田豊次郎が青島訪問
5月	日本外務大臣加藤高明が青島訪問
5月9日	日本第二艦隊が青島港に寄港
12月5日	日本横浜正金銀行青島支店開設
1914年7月27日	日本関東軍陸軍中将福島安正と大連民政署長大内丑之助が青島訪問
8月1日	第一次世界大戦勃発
8月23日	日本がドイツに宣戦布告
9月2日	日本軍、山東省龍口に上陸、膠濟鉄道全線占領
10月31日	日本・イギリス連合軍が青島に総攻撃戦開始
11月7日	青島駐在のドイツ軍降伏、日本は青島を占領
11月16日	日本軍「入城式」、青島軍政署と李村軍政署設置
11月19日	青島守備軍編成
11月26日	神尾光臣が初代青島日本守備軍初代司令官に就任
12月	日本が「青島港務部臨時規則」を公布、青島港を世界に開放

- 水産組合を組織、近海漁業を開始
- 青島新報社創立、社長に鬼頭玉汝（後に小谷節夫）就任
- 1915年1月18日** 日本が中国政府に二十一カ条項を要求
- 3月 日本人新市街地の造成を開始（新町）
- 4月1日 青島日本小学校開校、校長に柴田鎮雄就任
- 5月 旧膠州湾総督府病院跡の青島療病院を一般開放、翌年青島病院と改称
- 6月 大谷喜久蔵が第二代青島日本守備軍司令官に就任
- 10月10日 青島外国語学協会開設
- 青島海友会（後の海軍協会）設立、会長に廣瀬順太郎就任
- 1916年3月8日** 青島英学塾開校
- 4月8日 青島英学塾が青島英学院に改称
- 4月15日 青島日本高等女学校開校
- 7月 内外綿が在華紡の先頭を切って青島紡績工場設立
- 9月6日 大日本麦酒株式会社、英独醸造会社工場を買収
- 1917年1月** 青島日本守備軍民政部設立
- 2月8日 青島日本中学校、文部省在外指定校となる
- 4月4日 青島日本中学校開校、初代校長に熊谷正直就任
- 4月5日 青島英学院が青島学院に改称
- 8月 本郷房太郎が第三代青島日本守備軍司令官に就任
- 12月 内外紡績株式会社（内外綿紗廠）青島工場操業開始
- 9月29日 青島日本守備軍「民政部条例」公布
- 1918年10月** 大島健一が第四代青島日本守備軍司令官に就任
- 1919年1月18日** パリ講和会議で日本が旧ドイツ山東省權益を継承することを承認
- 5月4日 日本の山東省特権に反対する「五四運動」勃発
- 6月 由比光衛が第五代青島日本守備軍司令官に就任
- 12月 大日本紡績株式会社（大康紗廠）青島工場設立
- 1920年2月26日** 青島日本守備軍「青島取引所規則」公布
- 3月 青島取引所設立
- 1921年5月20日** 中国とドイツが「中独協定条約」調印、ドイツは「膠州湾租借条約」および山

	東省における一切権益を放棄すると宣言
10月	鐘淵紡績株式会社青島工場設立
11月	富士ガス紡績株式会社青島工場設立
11月23日	青島日本商業会議所創立
1922年2月6日	「ワシントン海軍軍縮条約」「中国政策に関する九カ国条約」調印
3月	長崎紡績株式会社青島工場、日清紡績株式会社青島工場設立
5月2日	青島守備軍撤退開始
11月30日	中国の軍隊・警察が青島進出
12月1日	中国と日本が「山東懸案細目に関する協定」調印
12月5日	中国と日本が「山東懸案鉄道細目に関する協定」調印
12月10日	青島中国返還式典
12月17日	青島守備軍完全撤退
	イギリス、アメリカ、ドイツ、デンマーク、フィンランド各国領事館設置
12月	青島日本領事館開設
1923年3月	中国と日本が「山東懸案未決事項細目に関する協定」調印
3月1日	青島日本人居留民団設立
3月31日	青島民政署廃止
	青島日本総領事館設置、総領事に堀内謙介就任
1925年	青島総領事代理に江戸千代太郎就任
2月9日	上海の日本紡績工場労働者、ストライキ開始
4月19日	青島の日本紡績工場労働者、第一次ストライキ開始
	青島日本婦人会支部が組織される
7月	山東省督弁に張宗昌就任
8月	青島日本義勇団消防団が組織される
1926年3月	山東新報社青島線創刊（1933年に山東毎日新聞社）
7月9日	蔣介石率いる国民革命軍、第一次北伐戦争開始
9月	青島居留民団義勇団結成
1927年3月24日	南京の列国領事館が国民革命軍に襲撃（南京事件）
4月18日	蔣介石国民党南京政府設立

5月28日	日本陸軍第一次山東出兵
1928年4月8日	第二次北伐戦争開始
5月3日	日本陸軍第二次山東出兵、済南事件勃発
5月8日	日本陸軍第三次山東出兵
1929年5月	日本山東撤兵
6月3日	南京国民政府直轄青島特別市設置
1930年9月8日	青島市が正式に設置、胡若愚が青島市長に就任
1931年9月18日	満州事変(九・一八事変)勃発
1932年3月1日	「満州国」建国
1934年3月	上海紡織株式会社青島工場設立 豊田紡績株式会社青島工場設立
1936年2月10日	青島港第3埠頭完成
3月30日	日本第3艦隊戦艦66隻が青島港入港
8月11日	日本「華北処理要綱」決定
11月19日	青島日本紡績工場労働者同盟ストライキ、日本軍出動
12月3日	日本軍艦4隻青島港に進出、約1,000人青島に上陸
12月12日	西安事件
1937年7月7日	盧溝橋事変(支那事変)勃発
8月14日	青島に日本水兵2名狙撃される(徳県路事件)
8月27日	青島引揚げ命令
8月31日	青島各工場閉鎖、日本人引揚げ開始
9月2日	大鷹総領事が総引揚げを沈市長に通告
9月4日	全員引揚げ完了
11月20日	日本占領軍「青島港管理と経営対策案」制定
12月13日	南京国民政府陥落
12月18日	青島日本紡績9会社焼失
12月29日	青島市政機関青島撤退
1938年1月10日	日本海軍陸戦隊が青島上陸
1月17日	青島市治安維持会設立

2月11日	膠濟鉄道回復開通
3月	中華民国維新政府設立
5月24日	大鷹正次郎、青島日本総領事に就任
9月16日	青島埠頭株式会社設立
11月3日	日本「東亜新秩序建設」宣言
12月16日	興亜院設置
1939年8月26日	日本「青島港拡張計画」公布
1941年12月8日	日本軍がイギリス・アメリカに宣戦布告、真珠湾を空襲
1942年11月1日	大東亜省設置(拓務省・興亜院など廃止)
1943年1月9日	「日華共同宣言」発表
9月	青島港第1埠頭・第6埠頭完成
1945年8月	アメリカ軍が広島・長崎に原爆投下、日本降伏、第2次世界大戦終結
9月	アメリカ軍陸戦隊及国民党軍、青島進駐開始
9月9日	独立混成第五旅団長長野栄二少将、青島競馬場で投降式
10月8日	青島総領事館が国民党軍に接收される
10月9日	アメリカ軍陸戦隊約20,000人青島上陸
10月31日	青島日本人各学校、アメリカ軍に接收
11月13日	国民党第8軍約30,000人、青島上陸
12月	華北方面在留邦人引揚者数十万人、青島に集結
12月	青島居留民団解散、日本人会を組織
12月24日	青島在留邦人引揚げ開始
1946年1月	膠濟鉄道沿線在留邦人、青島に集結、引揚げ開始
1月3日	中国銀行が横浜正金銀行青島支店を接收
1月25日	青島紡績会社が青島日本紡績9会社の資産を没収

参考：樂玉璽『青島の都市形成史 1897－1945：市場経済の形成と展開』（思文閣、2009年）、河野通弘編『青島史年表』（出版年不明）、『近代日本総合年表』（岩波書店、1968年）、鹿島平和研究所『日本外交史 別巻3 年表』（鹿島研究所出版会、1974年）。

中国本土・山東省・青島の日本籍人口推移表

調査年月日	中国本土										山東省														
	(香港、澳門を除き)										青島総領事館管下					済南総領事館管下					芝罘領事館管下				
	内地人	朝鮮人	台湾人	計	内地人	朝鮮人	台湾人	計	内地人	朝鮮人	台湾人	計	内地人	朝鮮人	台湾人	計	内地人	朝鮮人	台湾人	計					
1925年12月末	47,246	2,456	8,845	58,547	13,621	187	-	13,808	2,539	19	-	2,558	299	26	-	325									
1926年12月末	48,906	2,361	9,008	60,275	13,506	261	-	13,767	2,753	65	3	2,821	300	48	-	348									
1927年12月末	52,715	2,146	8,624	63,485	13,650	248	-	13,898	2,904	119	3	3,026	312	41	-	353									
1928年12月末	54,629	2,158	8,902	65,689	13,528	335	7	13,870	2,991	147	-	3,138	302	27	-	329									
1929年12月末	55,815	2,213	9,423	67,451	14,843	424	5	15,272	2,729	94	-	2,823	328	50	-	378									
1930年12月末	53,212	2,569	9,656	65,437	14,143	455	11	14,609	2,990	93	-	3,083	324	50	-	374									
1931年12月末	51,555	2,561	10,224	64,340	14,485	512	6	15,003	2,889	30	-	2,919	307	32	-	339									
1932年12月末	54,016	3,551	10,717	68,284	13,882	739	3	14,624	2,639	31	-	2,670	296	45	-	341									
1933年12月末	55,433	4,940	12,121	72,494	13,965	986	7	14,958	2,663	33	-	2,696	262	62	-	324									
1934年12月末	56,161	6,188	13,568	75,917	13,978	1,242	8	15,228	2,678	52	1	2,731	310	82	-	392									
1935年12月末	55,743	7,173	14,015	76,931	14,663	1,098	13	15,774	2,856	58	1	2,915	331	129	-	460									
1936年12月末	60,320	11,343	13,954	85,617	15,412	1,436	15	16,893	3,029	171	4	3,204	428	407	-	835									
1937年7月1日	62,012	11,176	13,735	86,923	15,146	1,461	16	16,623	3,050	156	8	3,214	500	555	1	1,056									
1937年10月1日	21,310	6,407	95	27,813																					
1938年10月1日	113,044	21,816	5,023	139,883																					
1939年10月1日	218,036	44,759	13,027	275,822																					
1940年1月1日	271,779	57,832	16,122	345,733	28,451	2,707	93	31,251	16,076	2,674	8	18,758	1,208	356	3	1,567									
1940年10月1日	362,532	77,674	18,329	458,533																					
1941年10月1日	447,209	86,793	25,265	559,267	36,147	2,640	161	38,948	25,868	4,335	34	30,237	1,886	351	7	2,244									
1942年10月1日	494,788	83,832	26,814	605,434	38,502	2,786	156	41,444	32,189	5,065	48	37,302	2,065	382	13	2,460									
1943年10月1日	538,410	85,521	30,654	654,585	41,342	2,761	203	44,306	35,709	5,208	56	40,973	2,282	340	8	2,630									
1944年7月1日	506,092	73,550	30,124	609,766	39,772	2,575	202	42,549	33,869	4,098	59	38,083	2,332	193	10	2,525									

出典：『戦前期中国在留日本人統計』復刻版（全8巻）（不二出版、2004年）より作成。

青島守備軍司令官一覧表

任命時期	氏名 (階級)
1914 年 11 月	神尾 光臣 (中将)
1915 年 5 月	大谷 喜久藏 (中将)
1917 年 8 月	本郷 房太郎 (中将)
1918 年 10 月	大島 健一 (中将)
1919 年 6 月	由比 光衛 (中将)

出典：秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』第2版（東京大学出版会、2005年）より作成。

青島市長一覽表

任命時期	市政機關	官 職	氏 名
1922 年 12 月	青島特別市	膠澳商埠督弁	熊 炳琦
1924 年 4 月		膠澳商埠督弁	高 恩洪
1924 年 11 月		膠澳商埠督弁代理	王 翰章
1924 年 11 月		膠澳商埠督弁	温 樹德
1925 年 5 月		膠澳商埠督弁	朱 慶瀾
1925 年 7 月		膠澳商埠局総弁	趙 琪
1929 年 4 月	青島接收専員公署	接收専員	陳 中孚
1929 年 7 月	青島特別市	市長代理	吳 思豫
1929 年 11 月		市長	馬 福祥
1930 年 3 月		市長	葛 敬恩
1930 年 9 月	青島市	市長	胡 若愚
1932 年 12 月		市長	沈 鴻烈
1938 年 1 月	青島治安維持会	会長	趙 琪
1939 年 1 月	偽青島特別市	偽市長・新民会青島総会会長	趙 琪
1943 年 3 月		偽市長	姚 作賓
出典：『青島市志：政權志』（五洲伝播出版社、2002 年）より作成。			

在青島日本総領事一覧表

任命時期	官 職	氏 名
1922年12月10日	総領事	森 安三郎
1924年3月17日	総領事	堀内 謙介
1925年12月14日	総領事代理・領事	江戸 千太郎
1926年5月25日	総領事	矢田部 保吉
1927年12月29日	総領事代理・副領事	高瀬 真一
1928年1月23日	総領事	藤田 栄介
1928年7月11日	総領事代理・領事	河相 達夫
1928年8月7日	総領事	藤田 栄介
1929年11月30日	総領事	川越 茂
1932年8月13日	総領事代理・領事	堀 公一
1933年3月11日	総領事	坂根 準三
1935年7月31日	総領事代理・領事	田尻 愛義
1936年2月4日	総領事	西 春彦
1937年1月23日	総領事代理・領事	門脇 季光
1937年3月3日	総領事	大鷹 正次郎
(1937年9月4日事変のため一時引揚げ)		
1938年2月4日	総領事代理・領事	門脇 季光
1938年5月25日	総領事	大鷹 正次郎
1939年1月23日	総領事	加藤 伝次郎
1940年6月30日	総領事代理・領事	石川 実
1940年12月4日	総領事	高岡 禎一郎
1942年1月9日	総領事	高瀬 真一
1942年11月19日	総領事	喜多 長雄
(1946年4月18日引揚げ)		
出典：外務省外交史料館日本外交史辞典編纂位委員会編『新版 日本外交史辞典』（山川出版社、1992年、付録89頁）より作成。		

参考文献

[公文書 (档案)]

『公文別録／陸軍省／明治十九年～大正七年／第一卷／明治十九年～大正七年』国立公文書館所蔵

『大正三年～九年／大正戦役／戦時書類／卷一五〇／青島還付に関する件』防衛省防衛研究所所蔵

外務省記録『在外居留民団 (会) 関係雑件／青島ノ部』外務省外交史料館所蔵

外務省記録『在外帝国居留民団及民会関係雑纂／青島ノ部』外務省外交史料館所蔵

外務省記録『居留民団法施行規則参考書／大正十四年一月』外務省外交史料館所蔵

青島市日僑管理处『青島市集中日僑遣送回国弁法』(1946年1月4日) 青島市档案館所蔵

青島市日僑集中管理处『青島市日僑集中管理規則草案』(1945年12月20日) 青島市档案館所蔵

青島警察局『青島市遣送日僑人数調査表』(1947年6月) 青島市档案館所蔵

『大康紗廠在華日人紡績同業会關於納稅、保信金及青島日本居留民団団長、助役、會計主任条例等』(1941年8月～1943年3月) 青島市档案館所蔵

在華日本紡績同業会『關於制定青島居留民団長、會計主任、収支決算等函件』(1939年1月～1943年4月) 青島市档案館所蔵

青島特別市公署『青島居留民団軍事援護要項』(1941年) 青島市档案館所蔵

青島埠頭株式会社『青島埠頭株式会社營業概況』(1938年9月1日) 青島市档案館所蔵

青島埠頭株式会社『青島埠頭株式会社設立関係書類一覽』(1938年9月16日) 青島市档案館所蔵

[史料・史料集]

陸軍省『青島軍政史 自大正三年十一月至大正六年九月』(陸軍省、1927年)

青島守備軍司令部編『青島守備軍統計年報』大正四～八年度(青島守備軍司令部、1917～1921年)

青島居留民団・青島日本商業會議所編『支那に於ける今次の排日運動』(1927年7月)

青島居留民団・青島日本商業會議所編『山東出兵に就て』(1927年7月)

- 青島居留民団・青島日本商業會議所編『支那の治外法権撤廃問題』(1927年8月)
- 青島居留民団・青島日本商業會議所編『山東に於ける不当課税問題』(1927年8月)
- 青島居留民団・青島日本商業會議所編『我借款鉄道たる膠濟鐵路問題』(1927年8月)
- 青島居留民団・青島日本商業會議所編『山東省に於ける支那側の条約不履行、条約違反並びに既得権侵害に関する諸問題』(1927年8月)
- 青島居留民団・青島日本商業會議所編『支那の新興勢力に就て』(1927年8月)
- 青島居留民団・青島日本商業會議所編『山東派遣の皇軍将士に呈す』(1928年6月)
- 青島居留民団・青島日本商業會議所編『治外法権撤廃に対する青島在留同胞の要望』(1931年4月)
- 平岡小太郎『支那内亂に因る山東鐵道の輸送杜絶並に在留邦人の窮状』(1926年)
- 平岡小太郎『山東派兵を顧みて 在留同胞の一人として母国朝野に懇ふ』(1927年)
- 青島居留民大会『法権撤廃問題に直面して母国朝野に懇ふ』(1931年9月)
- 青島居留民大会『青島事件の善後交渉は如何に進みつつあるか』(1931年9月)
- 青島居留民団・青島日本商業會議所編『山東の実情を貴族院議員諸賢に懇ふ』(1931年10月)
- 山東全省居留民大会『山東と日本の關係』(1931年10月)
- 山東全省居留民大会上京委員事務所『青島問題參考資料』(1919年)
- 青島日本商工會議所編『青島の現勢』昭和十八年版(1943年)
- 青島日本商工會議所編『青島の現勢』昭和十四年版(1939年)
- 青島日本商工會議所編『青島の現勢』昭和十五年版(1940年10月)
- 青島日本商工會議所『在青邦人の概要』(1931年7月)
- 本庄比佐子編『戦前期華北実態調査の目録と解題』(東洋文庫、2009年)
- 本庄比佐子・内山雅生・久保亨編『興亜院と戦時中国調査』(岩波書店、2002年)
- 『戦前期中国在留日本人統計』復刻版(不二出版、2004年)

[日本語文献]

- ヴォルフガング・パウワー著、大津留厚監訳『植民都市・青島 1914～1931 日・独・中政治経済の結節点』(昭和堂、2007年)
- 加藤重一『みつ峰と共に波乱万丈』(サクラ印はちみつ、2004年)

- 桂川光正「膠州湾租借地におけるドイツの阿片政策」(『大阪産業大学論集 人文科学編』(84)、大阪産業大学学会、1995年3月、69～85頁)
- 山村睦夫『上海日本人居留民社会の形成と展開：日本資本の進出と経済団体』(大月書店、2019年)
- 若槻泰雄『「在中二世」が見た日中戦争』(芙蓉書房、2002年)
- 小島平八編『山東案内』第二版(日華社、1929年)
- 小島平八編『山東案内』第八版(日華社、1939年)
- 松崎雄二郎『僕のぶらぶら人生』(中央公論事業出版、1983年)
- 松尾章一「八五年の自分史抄録 『植民地二世』としての朝鮮・韓国・中国民衆への加害責任を背負って」(『歴史評論』2017年5月号)
- 青島日本中学校校史編集委員会編『青島日本中学校校史』(青島日本中学校校史刊行会、1989年)
- 浅田進史『ドイツ統治下の青島』(東京大学出版会、2011年)
- 前田七郎・小島平八編『山東案内』昭和十一年版(日華社、1936年)
- 前田七郎・小島平八編『山東案内』第五版(日華社、1934年)
- 单荷君「ドイツ統治下の青島における日本人の進出(1897～1914) 経済活動と情報収集活動を中心に」(『総研大文化科学研究』(14)、総合研究大学院大学文化科学研究科、2018年3月、127～144頁)
- 单荷君「青島の日本人居留民社会的誕生と発展(1898～1922)」(華東師範大学硕士学位论文、2015年)
- 池田健雄『華北占領地居留民社会の研究 太原・石家庄・済南と北京・天津・青島の特別市』(千葉大学博士論文、2016年)
- 中内二郎『居留民団の研究』(三通書局版、1941年)
- 長沢一恵「ワシントン条約体制下の青島における領事館警察について 1922年膠州湾租借地返還交渉を中心に」(『人文學報』(106)、京都大學人文科學研究所、2015年4月、125～167頁)
- 渡辺千尋「居留民団法の制定過程と中国の日本居留地 天津日本専管居留地を中心に」(『史学雑誌』122(3)、公益財団法人史学会、2013年、366～389頁)
- 日高六郎『戦争のなかで考えたこと ある家族の物語』(筑摩書房、2005年)

本庄比佐子編『日本の青島占領と山東の社会経済 1914～22年』(財団法人東洋文庫、2006年3月)

木村信子『済南引揚記』(貞雄近詠、1992年)

柳沢遊「1910年代日本人貿易商人の青島進出」(『産業経済研究』27(1)、久留米大学産業経済研究会、1986年6月、203～239頁)

柳沢遊「1920年代前半期の青島居留民商工業」(『産業経済研究』25(4)、久留米大学産業経済研究会、1985年3月、711～752頁)

柳沢遊「青島日本人居留民団における低利資金問題の展開」(『日本植民地研究』(13)、日本植民地研究会、2001年、1～18頁)

柳沢遊「帝国主義と在外居留民：『帝国意識』とその社会的基盤」(『現代思想』29(8)、青土社、2001年7月、152～162頁)

柳沢遊「日本人の居留民社会」(『岩波講座 東アジア近現代史 第3巻：世界戦争と改造 1910年代』岩波書店、2010年、275～296頁)

樂玉璽『青島の都市形成史 1897～1945 市場経済の形成と展開』(思文閣、2009年)

[中国語文献]

李俊熙・趙頭鎬「1914年以前日本人在山東」(『東方論壇』2000年第4期)

劉大可等『日本侵略山東史』(山東人民出版社、1990年)

陸安『青島近現代史』(青島出版社、2001年)

米衛娜『近代華北日僑問題研究 1871～1946』(人民出版社、2012年)

盛雷「“一・二八”事變爆發前夕的青島日僑暴動探析」(『東岳論叢』第33卷第3期、2012年3月)

盛雷「1932年青島日僑一一二暴動研究」(『抗日戰爭研究』2012年第3期)

盛雷「沈鴻烈与 1932年青島日僑一一二暴動」(『蘭台世界』2011年7期)

宋連威『青島城市的形成』(青島出版社、1998年)

姚新平「青島的日本僑民及其政治活動(1914～1937)」(曲阜師範大学碩士學位論文、2006年)

趙珊「青島の日僑街区研究(1914～1922) 以新町為中心」(中国海洋大学碩士學位論文、2014年)

庄維民・劉大可『日本工商資本与近代山東』(中国社会科学出版社、2016年)